

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第5号
2002.9

目次

巻頭言

130年前の法整備支援事業 大阪弁護士会会長 佐伯照道 …… 1

特集 ～日本弁護士連合会の法整備支援活動～

日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要
日弁連国際交流委員会副委員長 矢吹公敏 …… 4
「報告書－カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために」
について 日本弁護士連合会国際室長 上柳敏郎 …… 29
報告書－カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために
日本弁護士連合会
カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト法律扶助チーム …… 31
ロジ担より愛を込めて～事務監理奮闘記～ 弁護士 田中みどり …… 72

研究報告

ベトナムにおける担保権の実行
在ハノイJICA長期専門家(弁護士) 塚原長秋 …… 84
モンゴルの司法制度と司法改革の状況 国際協力部教官 田中嘉寿子 …… 95

国際研修

ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察
国際協力部教官 山下輝年 …… 125
カントリーレポート：ヴェトナムの経済犯罪(英・日) …… 139
カントリーレポート：人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正(英・日) …… 151
ヴェトナム(1999年改正)刑法抜粋(仮訳) …… 166
～国際協力の現場から～
“百聞は一見に如かず” 主任国際協力専門官 戸根省吾 …… 190
～@閑話～ …… 83, 94, 150, 165, 189

～ 巻頭言 ～



130年前の法整備支援事業

大阪弁護士会
会長 佐伯 照道

私の家には1889（明治22）年頃撮影と思われる古い集合写真があります。祖父が学んでいた和仏法律学校（現在の法政大学）で、外国人教師を囲んだ生徒の記念写真と思われます。

祖父は、和歌山にて、最初に作られた裁判所の書記として雇われ、その後東京の和仏法律学校で学びました。後に東大卒の裁判官になった父の話では、祖父はボアソナード氏の教えに感銘を受け、裁判官になったものの、同氏の民法典が、いわゆる民法典論争の結果、政府に採用されず、また、独法系の教育を受けた東大卒の裁判官が重用されることに反撥して、裁判官を辞したとのことでした。



ボアソナード氏は、48才の1873（明治6）年に、駐仏公使鮫島氏の要請により、明治維新政府の法典編纂と法曹養成事業のために来日しました。当時のフランスではまさに新進気鋭

の法律学者としてパリ大学法科大学教授としてその将来が大きく開かれていたにも拘らず、1ヶ月以上の船旅を要する東洋の封建的慣習の下にあった日本に、大きな使命感の下に赴任してきたと思われます。

赴任早々から、司法省の顧問として、司法省法律学校の教授として、司法省少壮官僚に講義を開始する一方、上記の和仏法律学校、明治法律学校においても生徒に講義をし、多数の学者・法曹を育成するという一大事業に従事しました。

まさに、130年前に日本に対する法整備支援事業が、ボアソナード氏個人によって開始されたこととなります。

ボアソナード氏は、近代的法典を未だ有しなかった日本に、刑法典及び治罪法典（刑事訴訟法）を公刊し、次いでいわゆるボアソナード民法典を公刊しました。

この民法典は、その後に継受されたドイツ系の新しい民法典との激しい民法典論争に破れ、日本国の民法としてはいわば不採用となりましたが、当初に公刊された1881（明治14）年頃から新しい民法が施行される1898（明治31）年までの間は、日本の民事裁判は、このボアソナード民法典を法源としてこれに支えられていたようです。

このような意味では、日本の近代的幕開けの時代、刑事裁判は勿論、民事裁判も殆どが、ボアソナード氏の編纂にかかる法典によって行われていたこととなります。

ちなみに、ボアソナード氏が、裁判における自由心証主義を説き、拷問制度の廃止を実現させ、慣習法、衡平法、自然法の裁判規範としての優劣を論じ、商品取引所、国家賠償制度、行政訴訟、出版・結社・集会の権利、民事訴訟法、民事執行法等々、大凡の近代的な法律問題について、当時の日本の学者あるいは司法官僚の疑問に答え、あるいは講義していたことは、驚くばかりです（法政大学・「ボアソナード答問録」参照）。

ボアソナード氏は、激しい民法典論争に敗れたのが原因かどうかは不明ですが、22年間を日本の法典整備と法曹養成に尽くした後に、1895（明治28）年70歳でフランスに帰国しました。しかし、同氏の功績と学恩に感謝する多数の学者、官僚及び実務家は、基金を募り、フランスにおける同氏の終焉の地と墓地をも表敬訪問し、同氏の没後27回忌にあたる1934（昭和9）年6月にはパリ大学法科大学に同氏の胸像を寄贈し、同氏の功績を顕彰する大々的な式典を挙行了しました。

今後の諸外国に対する法整備支援事業を考えると、ボアソナード氏の業績は巨大過ぎて参考にもならないと思われますが、いずれにしろ、事業に従事する担当者個人の熱意と知識能力が、成否の分かれ目になると感じられます。

2001（平成13）年6月にまとめられた「司法制度改革審議会意見書」（53頁以下）においては、国際化への対応と題して、「我が国は、世界的動向に受け身で対応するのではなく、国際社会との価値観の共有を深め、公正なルールに基づく国際社会の形成・発展に向けて主体的

に寄与することが一層重要となる。」と述べ、「民事司法の国際化」「刑事司法の国際化」「法整備支援の推進」及び「弁護士（法曹）の国際化」の4つの課題を提唱しています。

これらの課題には、勿論のこと最高裁、法務省そして弁護士会のいわゆる法曹三者の研鑽と協力が不可欠なものとなります。

日本弁護士連合会では、法整備支援として、国際協力事業団（JICA）の小規模開発パートナーシップ事業として、カンボディア王国弁護士会支援プロジェクトを実施しております。私共大阪弁護士会でも国際委員会を設け、法務省法務総合研究所と協力して、ベトナム法整備支援研修生の研修と交流等を実施しました。また、新進気鋭の若手弁護士東岡弘高氏が、個人として、東チモールへの法整備支援に自発的に参加しておりましたし、当会会員の塚原永千氏が JICA のベトナム法整備支援プロジェクトにてハノイで活躍しております。他にも会員の中には、今後も、法未整備国への支援のために出かけて行こうと考えている者もあります。

法務省法務総合研究所の国際協力部が、大阪高検・地検と同じ福島の新庁舎に配置されたことを契機として、今後共、大阪弁護士会も同研究所と情報の交換を密接にして、国際的な法整備支援事業への協力をして行きたいと考えております。



日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要

日本弁護士連合会
国際交流委員会副委員長
矢 吹 公 敏

1 はじめに

最近、日本でも、発展途上国を中心とする外国への法整備に関する支援活動が活発化してきた。この分野では以前から、経済法を中心に各省庁が助言を単発とするなどの活動は行われていたが、民法、民事訴訟法といった基本法の起草や法律家の養成といった司法の根幹に対する援助活動は最近の5、6年のことである。2001年6月に発表された政府司法制度改革審議会の最終意見書でも、アジア諸国に対する法整備支援に関する記載があり、この分野での司法界をあげての取り組みが期待されているところである。

日本弁護士連合会（「日弁連」）では、以下に述べるように、1995年以来この分野での活動を積極的に展開してきたが¹、本稿では、特に日弁連と関係の深いカンボディア王国に対する司法支援について説明する²。本稿が、日弁連による同国での活動のポリシー・ペーパーとなれば幸いである。

2 日弁連とカンボディア王国

1) 端緒

日弁連では、1994年秋に、カンボディアの司法関係者を講師として招き、「カンボ

1 日弁連内部では、法整備支援を国際司法支援という言葉で呼んでいる。日弁連では後に詳述するように1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立したが、同登録制度上、「国際司法支援活動」とは、以下のように定義されている（制度規則第2条）。

「国際機関、諸外国の政府機関及び弁護士会を含む法律家の団体（以下「国際機関、諸外国など」という。）に対して行う次のような活動をいう。

- 一 諸外国の法曹養成に関する支援
- 二 国際機関、諸外国などの条約、法律などの立案への支援
- 三 国際人権・人道活動への参加
- 四 国際機関、諸外国などが行うその他の司法関連活動への参加
- 五 法律文献などの資材供与

2 カンボディア王国での日弁連および弁護士の活動については、上柳敏郎「カンボジアの新生弁護士に支援を」（季刊刑事弁護 1995年第5号176頁以下）、拙稿「国際司法支援と弁護士会—カンボディア司法支援研修を例として」（自由と正義 1996年12月号14頁以下）、「国際司法支援の様々なかたち—カンボディアで汗を流した弁護士たち」（桜木和代弁護士・山田洋一弁護士との共著 自由と正義1999年8月号14頁以下）、「国際司法支援と弁護士」（自由と正義 1999年10月号44頁以下）、「日弁連における法整備支援」（法律のひろば 2001年10月号18頁以下）を参照していただきたい。

ディア司法制度の現状と将来」と題するセミナーを開催した。そこで、当時のカンボディアの司法の現状および課題について討論がなされ、日本の法曹の果たすべき役割について問題提起がなされた。

その後、日弁連では、1995年1月に外務省および国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency）（「JICA」）との司法支援に関する懇談会を催し、外務省からは具体的な企画があれば提案するようにとの話があり、日弁連から提案がなされた。具体化の過程で、法務省および最高裁判所を含めた日本の法曹全体によるカンボディア司法支援プロジェクトとして形をなすに至った³。

2) JICA 司法支援プロジェクト

日弁連では、1996年から毎年 JICA が主催するカンボディア法律家に対する本邦での国別特設研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。同研修は、カンボディア王国の裁判官、検察官、弁護士、司法省職員および法学部教員を対象として、日本の法制度について幅広く研修することを目的としたプログラムであり、ベトナム法整備支援と並んで、JICA の法整備支援事業の草分け的存在である。

既にこれまで約50名のカンボディア法律家が研修に参加している⁴。1996年2月の第一回司法支援研修で来日したメンバーの中には、現在の司法省次官であるアン・ボン・ワッタナ氏や同省次官補であるイー・ダン氏など現在のカンボディア司法界の一翼を担っている方々がいた。来日後のカントリーレポートの冒頭に、イー・ダン氏が、野菜のカボチャはカンボディアが語源であることや、カンボディアにはウドンという場所があって、カンボディア人は日本に大変親しみを感じているという話をされた。これが、カンボディア王国司法支援の始まりである⁵。日弁連では、毎回1ヶ月半の研修の内、2週間弱を担当して日本の弁護士制度などの講義および弁護士制度についての意見交換をした。また、東京だけでなく、地方単位会への訪問・研修も実施し、京都、大阪、名古屋、広島、福岡などを訪問し、それぞれの地方弁護士会、検察庁、裁判所などに大変歓迎していただき、研修員も楽しい小旅行を満喫していた。こうした共有する時間を通じて、友情や信頼が生まれ、現在日本がカンボディアで実施している法整備支援を支えているといっても過言ではない。

3) JICA 重要政策中枢支援法整備プロジェクト

また、JICA は、1999年3月から JICA の重要政策中枢支援の一つである法整備支援プロジェクトを開始した。同プロジェクトは、カンボディアの民法および民事訴訟法の

3 松島洋「国際交流」（日弁連五十年史 328頁以下）。すでに法務省では、1994年からベトナムなどに対する法整備支援を実施していた。

4 残念ながら、ここ数年一般研修プログラムは中止されている。

5 ウドンと日本のうどんは何の関係もないのであるが、イー・ダン氏の機知に富んだ話は忘れることができない。

起草協力および法曹養成を主な柱として開始されたが、民法および民事訴訟法の起草が予想以上の作業量となり、現在プロジェクトはこの法律起草に集中している。

日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会および事務局に当職を派遣している。また、プロジェクト前段階の事前調査等の際に、桜木和代弁護士がカンボディア司法省に対する JICA 短期専門家として参加し、1999年10月からは今和泉学弁護士が JICA 長期専門家として同省に赴任し、2002年2月から同弁護士の後任として安田佳子弁護士が現地で活躍している。こうした司法支援の現場に会員を派遣し、派遣した会員からフィードバックを受けることで、日弁連の司法支援活動が充実することが期待されている。

4) カンボディア王国弁護士会との友好協定締結

2000年5月、日弁連はカンボディア王国弁護士会と友好協定を締結した。日弁連にとって、オーストラリアに次いで2番目の友好協定であり、発展途上国の弁護士会としては、初めての友好協定締結国である。

冒頭の JICA 司法支援プロジェクトを通じて多くのカンボディアの弁護士と知己を得ることが出来たが、それが友好協定締結でも基盤となった。ちょうど日本でアジア弁護士会会長会議（「POLA」）が開催され、カンボディア王国弁護士会のアン・エン・トン会長と協議を経て、友好協定を締結することになったのである。日弁連内では、発展途上国の弁護士会との友好協定は、財政的負担をしなければならないことになるのではないか、という意見もあったが、友好協定はなにも財政的義務を負う内容のものではないことから、締結に至ったのである。

5) 弁護士会セミナーの開催

上記の重要政策中枢支援法整備支援プロジェクトの中で、2000年10月に、弁護士会を対象としてセミナーを開催した。2日間の短いセミナーであったが、新堂幸司日弁連法務研究財団理事長および筆者も含め4名の弁護士が、民事訴訟における弁護士の役割、刑事弁護、法律扶助および弁護士倫理の4テーマを講義し、現地弁護士と意見交換を行った。

参加者はプノンペン周辺の弁護士約50名程であったが、その他に裁判官、検察官数人が参加した。このセミナーで、カンボディアの弁護士との間で多くの意見のやりとりがあり、私達は、同国での弁護士の育成・継続教育の必要性を痛感することとなった。このセミナーでの経験が、今日日弁連が行った JICA 小規模開発パートナー事業、これから実施しようとしている JICA 開発パートナー事業につながっていくのである。

私は、何かをしようとするときには、小さく成功させて大きく育てることが大切だと考えている。また、国際支援は牛歩のごときスピードで地道に継続的に行われなければならないと感じている。文化・制度の異なる国で、その国の司法のかたちの形成に参加し、効果を収めるには、文化・制度・人に対する深い理解がなければならないし、

したがってその効果を性急に求めてはならないからである。日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトも、そのように育ってほしい⁶。

3 カンボディア王国という国と司法制度

1) カンボディア王国という国

ここでカンボディアという国について若干説明する⁷。

カンボディア王国は、東南アジアのインドシナ半島のメコン川沿いに位置する面積約18万1035平方キロメートル、人口約1200万人（内、首都プノンペンに約100万人）の国である。民族では、クメール人が人口の93%を占めており、その他中国人、ベトナム人、チャム（ムスリム）、クメール・ルーと呼ばれる山岳民族など様々な民族も含まれている。宗教では、人口の約95%が小乗仏教徒で、言語は、クメール語である。国民一人当たりのGDPは、292米ドル（1996年度）ときわめて低い。

カンボディアという国を考えると、その歴史を振り返ることを忘れてはならない。カンボディアは、1884年にフランスがインドシナ半島を植民地化しフランスの保護国となる頃には、半ば同国の従属国となった。1941年の日本軍の仏印進駐以来、フランスの影響は後退したが、1945年8月の日本の敗戦に伴い、フランスの間接統治が再開されることによって、独立運動が激化することになった。シアヌーク殿下の主導のもと独立運動により、1953年11月9日「カンボディア王国」として、独立を達成した。その後、シアヌーク殿下の治世の下で、非同盟中立政策が推進され、平和と発展の時代が続いたが、隣国ベトナムと大国アメリカの影響を受け、インドシナ戦争に巻き込まれた。

1970年にアメリカ支援の下、親米右派のロン・ノル国防相によるクーデターが発生、ロン・ノル政権（クメール共和国）が発足、シアヌーク殿下は北京に亡命した。その後、シアヌーク殿下は、かつて自らが弾圧した共産主義勢力と共闘し、再起をはかっ

6 本稿では、日弁連によるカンボディア王国での司法支援活動の歴史を紹介したが、それ以外に、同国では、弁護士設立のNGOによる活動および弁護士個人の活動が実施されており、こうした活動も日弁連の活動の支えとなっている。

弁護士設立のNGOによる活動では、桜木和代弁護士・木村晋介弁護士が共同代表を務める日本カンボディア法律家の会（JJリーグ）が1992年以来カンボディアに対して独自の支援活動をしている。同会は、1998年から日本の刑法基本書および民法基本書をクメール語に訳して製本し、大学、裁判所へ寄贈している。また、弁護士個人による活動では、佐藤安信弁護士（現名古屋大学教授）が1992年カンボディア暫定統治機構（UNTAC）の人権担当官として赴任し、山田洋一弁護士は、1997年から98年にかけて同国の国連人権センターが実施する裁判官に対するメンター・プログラムにコンサルタントとして参加した。また、筆者が、1998年同国で実施された総選挙に国際監視団の一員として参加した。神木篤弁護士は、2000年8月からUNICEFが同国で実施している子供の人権プロジェクトに参画した。また、前述の山田弁護士が、2000年からカンボディア司法省に対して、女性および子供の人身売買禁止法の制定に向けた立法作業への助言を行っている。

7 ここでの説明は、JICA資料およびカンボジアウォッチ、在日カンボディア王国大使館のホームページからの情報をまとめたものである。

た。そして、ベトナム共産党の支援を受けたインドシナ共産党を中核とする連合勢力が、1975年の4月17日にプノンペンを陥落させ、全土を掌握した。その後、インドシナ共産党の一派であったポル・ポト率いるクメールルージュが、内部抗争によって政権を掌握し（民主カンブチア国）、都市住民の農村下放や、大量虐殺が行われることになった。

その後も、ベトナム軍の進駐や、親ベトナム政府軍とクメールルージュ主体の3派連合との内戦後、1991年には全ての当事者の中でパリ和平協定が成立し、国連カンボディア暫定統治機構（「UNTAC」）管理のもとで、1993年に民主的な総選挙が行われた。この結果、シアヌーク殿下（現国王）の息子ラナリットの率いるフンシンペック党（独立・中立・平和・協力のカンボディアの為の民族統一戦線）と親ベトナムの旧政権を主体としたカンボディア人民党（「CPP」）の連立政権が誕生し、同年9月21日には立憲君主制、民主主義、自由市場経済を標榜する「カンボディア王国憲法」が制定された。

その後、フンシンペック党と CPP 間の抗争があり、特に1997年7月には軍部の一部によるクーデターが発生したが、CPP を中心とした政府軍に鎮圧された。そして、1998年に UNTAC 管理終了後のカンボディア人民による初めての国会議員の総選挙が、内外の選挙監視団の見守る中に行われ、その結果を受けて CPP とフンシンペック党との連立内閣が維持された。2002年には、初めてのコミュニケーションレベルでの地方選挙も行われている。

2) カンボディアの司法制度

カンボディアでは、ポル・ポト政府による知識人の大量虐殺の結果、同政府が倒された段階で裁判官など司法に携わる関係者が数名しか残っていなかったと言われている。この歴史的な事実が現在の司法の現状に与える影響は計り知れない。

新憲法のもとで三権分立が規定され、司法制度が作られた。しかし、裁判官などの司法官職および弁護士には、当時残っていた知識人である学校の教員などが就任したが、十分な法学教育を受けていないことから、裁判実務に混乱を生じた。また、裁判官が判断の基礎とすべき法律の整備がなされず、その結果シアヌーク時代の旧民法などが裁判規範として利用され、また判例の集積もなく、裁判は個々の裁判官の判断によるところが大きい。

弁護士については、UNTAC 時代に大量の刑事裁判を処理する必要から、ディフェンダーと呼ばれる刑事代理人が任命されたが、その地位を巡り、その後、弁護士会ともめることとなった。弁護士制度は、1995年に弁護士法が制定され、弁護士会の自治が保障された。しかし、弁護士の育成は進んでいるとはいえ、現在でも、弁護士の数は、登録数で約230名で、実働では約180名にしかない。特に、地方での弁護士の過疎化は深刻であり、弁護士がいない州もある。こうした現状で、弁護士の育成と教育が急務であるといえる。

カンボディアの司法制度は、旧宗主国であるフランスの影響が色濃く反映されている。例えば、刑事訴訟法には同一事件の民事紛争も同時に解決する付帯私訴という制度が存続する。また、司法官職も、裁判官と検察官が、同一職として育成される反面、前述のように弁護士制度は分離している。現在、カンボディアでは裁判官および検察官の司法官職養成校の設立準備中であるが（2003年1月開校予定）、その対象に弁護士は含まれていない。

4 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA 小規模開発パートナー事業）

1) 事業の概要

日弁連では、前述の2000年10月に JICA の法整備支援プロジェクトの一環として実施されたセミナーの経験を踏まえて、2000年度から始まった JICA の小規模開発パートナー事業を申請し⁸、その第1号として承認され、2001年7月からカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトを開始した⁹。

前述のようにカンボディアでの弁護士の育成は急務である。そこで、日弁連ではカンボディア王国弁護士会と協議した結果、弁護士継続教育プロジェクトを実施することとし、上記 JICA 小規模開発パートナー事業を申請したのである。また、日弁連では従来からカンボディアでの法律扶助制度に強い関心があり¹⁰、法律扶助制度の制度提案もプロジェクトに盛り込むことにした。そこで、同プロジェクトは、カンボディア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士継続教育セミナーの開催および法律扶助制度の制度提案を内容としたプロジェクトとなった。後者は、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボディア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査および将来の提言が主たる事業であり、2回の派遣団を送り、現地での調査、関係団体との協議を実施した。その結果は、上柳弁護士の報告に譲ることとし、本稿では弁護士継続教育セミナーを中心に説明する。

日弁連では、年間を通してプロジェクトを安定的に実施するために組織作りを行った。チームを、弁護士継続教育セミナーと法律扶助チームに分け、それぞれにチームリーダーおよびメンバーを配置すると同時に、プロジェクトマネージャー、チームリーダーを中心としたプロジェクト管理部門を作り、さらに多くの事務作業が予想されたことから事務監理部門を設け、レジュメの作成管理、派遣準備、会場準備などの現地事務活動などを担当してもらった。この事務監理部門を設けたことで、講師がセミ

8 JICA 小規模開発パートナー事業とは、NGO などの団体が開発途上国で実施するプロジェクトを JICA が支援し JICA 事業として実施する形態の事業であり、期間は1年間で事業規模は1000万円を目安とする比較的小規模の事業が予定されている。2000年度に NGO、地方自治体、大学などから81件の提案があり、日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトを含め19件が候補案件として採択された（JICA 発表による）。

9 筆者は、同プロジェクトのプロジェクトマネージャーとしてプロジェクト全般に関わった。

10 上柳敏郎弁護士が、長年同国の法律扶助団体の一つである Legal Aid of Cambodia（「LAC」）の理事を務めていた。

ナーに集中することが可能となり、またスケジュール管理などプロジェクト管理を充実することができた。事務監理の作業については、田中みどり弁護士の報告を参照していただきたい。また、セミナーは日本語・クメール語で行われるため、セミナーの成功のためには有能な通訳の存在が欠かせない。その点、諏訪井廉氏、那須芳恵氏という有能な通訳の方を得ることができたことはプロジェクトにとって幸いであった。

また、同時期にカナダ弁護士会およびフランスのリヨン弁護士会がカンボディア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、日弁連を含む3弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。3弁護士会は、プロジェクト開始に当たりプロジェクト進行方法、日程などについて打ち合わせるとともに、資料の共用、情報の交換など適宜討議した。

2) 弁護士継続教育セミナー

(1) プロジェクト目標

日弁連では、弁護士継続教育セミナーの上位目標を「法の支配を担うカンボディア王国弁護士の育成」に置き、実際のプロジェクト目標を「カンボディア王国弁護士の継続教育が実施され、同国弁護士の質と能力が向上する。」という点に置いた。そして、そのためのプロジェクトの成果として、①充実したセミナーが継続的に実施されたこと、および②セミナーのレジュメ集を作成し、将来の資料とすること、を期待した。

(2) セミナーの準備・内容

日弁連では、前述のように JICA の重要政策中枢支援プロジェクトでカンボディアの民法および民事訴訟法の起草支援を行っていること、弁護士継続教育では裁判実務の研修がまず必要であると考えたことから、JICA および民事訴訟法起草チーム（チームリーダー竹下守夫駿河台大学学長）の了解を得て、起草中であった同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計3回のセミナーを実施することとし、また、カナダ弁護士会およびリヨン弁護士会との調整の結果、「弁護士倫理」をテーマとして1回のセミナーを開催した¹¹。

セミナーを進める方法についてはプロジェクト開始と同時に講師が集まり検討した結果、以下の要領で行うこととした。

11 セミナー日程は以下の通りであった。

- 第一回 2001年7月2日～4日 テーマ 民事弁護実務「訴状および答弁書」講師 新堂幸司、桜木和代、矢吹公敏の各弁護士、事務監理 田中みどり弁護士
- 第二回 2001年11月14日～16日 テーマ 民事弁護実務「証拠調べ」講師 吉野正、赤羽貴、上野攝津子の各弁護士、事務監理 宮家俊治弁護士
- 第三回 2002年1月15日～17日 テーマ 民事弁護実務「上訴」講師 国谷史郎、紺谷宗一の各弁護士、事務監理 田中みどり弁護士
- 第四回 2002年3月13日～15日 テーマ 弁護士倫理 講師 内田晴康、池内稚利の各弁護士、事務監理 田中みどり弁護士

- ① 新たな民事訴訟法案を利用するが、手続をいくら説明しても理解を十分得られるとは考えられないので、当事者主義と職権主義、争点整理、訴状、答弁書および準備書面の書き方など民事訴訟法の基礎的考え方を講義する。
- ② 午前中はレジユメを利用した講義とするが、午後は参加型の講義とし、簡単な事例検討を実施する。

参加型講義としたのは外国企業などではよく従業員教育のためにワークショップやロールプレイを取り入れ成果を上げていることから、事例研究に参加することで午前中の講義の内容を少しでも理解することができればよいと考えたからである。

私も参加した第一回セミナーの際には、簡単な事例（本稿別紙として、第一回のレジユメを参考に添付するが、そのレジユメに記載している事例を利用した。）をもとに参加者約70名を6つのグループに分け、事例に基づき第2日目は訴状に記載する請求原因事実、第3日目は答弁書に記載する抗弁事実を40分ほど検討してもらい、その結果を模造紙に記載させる。その後で、各グループの代表者に模造紙を示して発表してもらい、参加者全員で講評するというものである（合計6グループの発表が行われる）。第1日目は、新堂弁護士の民事訴訟の考え方についての講義と会場への質問・回答というソクラティックメソッドによる講義が行われた。実施してみて、参加型の講義は大変有効であるという印象を受けた。回答をみても、主張の整理を行わず、全ての生の事実を書き込むグループもあり、また争点となる事実とは全く関係のない法律上の主張を書き入れるグループもあり、講義する側にとっても大変参考になった。3日間のセミナーを終えて素直な感想は、同じ参加者が第1日目と最終日には講義の理解度、質問に回答する内容が格段に進歩していることに驚いたことである。最終日には、日本の研修所で行われている要件事実の整理を利用して、事実の法的分析を行ったが、簡単な事例で、請求原因事実、それに対する認否、抗弁事実、それに対する認否、再抗弁、それに対する認否に分けて事実を分析する参加者も出るほどであった。また、事実の分類でも主要事実、間接事実、補助事実の分類にも理解を示した参加者がいた。

まとめると、

- ① 講義は、基本を繰り返し説明することが重要であること、
- ② 参加型講義は、参加者の理解を進める上で有効であると同時に、講義する側にとっても参加者の理解を計る上で大変有効であるということ、である。

今回の弁護士継続教育セミナーでは、4回を通じてこの手法を採用した。

最後に、セミナーの日程であるが、午前は8時半から15分の休憩を挟んで12時まで行われ、午後は2時からやはり15分の休憩を挟んで5時まで行われた。期間は3日間であったが、ちょうどよいと感じた。カナダ弁護士会は5日間のセミナーを行ったが、仕事を抱えての参加という点で5日間は長いという話も聞いた。会場は、フランスの厚意で、3弁護士会のセミナーの全てをフレンチカルチャーセンターで無料で実施することが出来た。

(3) セミナー評価と評価指標

私は、以前からこうした国際支援には的確な評価が欠かせないと言ってきた¹²。2年前に法整備を行っている国際機関調査のために米国を訪問した際にも、US AID や世界銀行などで評価方法について質疑し、大変有益な示唆を得た。その際、感じたのは法整備支援の評価指標（インディケーター）として極端に数値化された指標は有効かという疑問である。例えば、US AID で聞いた話として、人権教育の指標の1つとして一定期間に何回人権に関するテレビ広告が流れているかというものがあったが、果たしてそれが人権教育の効果評価指標として有効か疑問に思った。

結局、

- ① できるだけ客観的な指標（数値化できるものは数値）を用いる、
- ② それ以外にプロジェクト実施者・カウンターパート・受益者からの聞き取りを行う、
- ③ プロジェクト評価は、プロジェクト実施者以外でその分野に造詣がある第三者が行う、という点が重要である。米国企業では、定期的に本社の監査人（オーディター）が事業を評価する仕組みが確立しているが、大変参考になる。

今回のセミナーでは、評価手法として、①セミナー参加者の人数、②セミナーでの参加者からのアンケート結果（本稿末尾に第一回セミナーのアンケート結果を添付した）、および③講師・事務監理担当者からのレポートを採用した。また、外部監査は行われなかったが、ちょうど JICA の平和構築の調査団が、カナダと共同でカンボディアでの JICA プロジェクトの評価を行い、日弁連の弁護士継続教育セミナーもその一つに取り上げられたことは幸いであった。

①のセミナー参加者は、常時60名から80名を数え、カンボディアの弁護士の約3分の1から半数が出席しており、高い出席率を維持した¹³。また、アンケートの結果でも、85パーセントから95パーセントが理解できたという結果で、それをそのまま鵜呑みには出来ないが、満足できる数値である。また、講師・事務監理担当者からのレポートでも効果が実感できたとする意見が多かった。結論として、今回のセミナーは成功したのではないかと考えている¹⁴。

12 法整備支援活動も、他の国際的プロジェクトと同様、プロジェクトを適切な方法で評価し、将来の継続的プロジェクトの発案、推進に評価結果を利用する必要がある。また、説明義務（アカウンタビリティ）の観点からは、このような評価結果を公表することも求められてよい。ただ、プロジェクト評価の指標づくりには慎重を要する。間違った指標に基づく評価はかえってプロジェクトを台無しにする可能性がある。

13 日弁連は、当初発展途上国で散見されるように、セミナー参加者に日当を払うことを考えたが、カナダ弁護士会が不要との見解で、結局日当を支払わなかったが、それにも拘わらず、この参加率は関心の高さを物語っているといいよと思う。ただし、地方の弁護士には参加のための交通費・一部日当を支給した。

14 カンボディア商業省次官であるソク・シパナ氏の「Formation of Legal And Judicial Reform Strategy For Cambodia」（2002年）という文献でも、それまでの弁護士向け教育プロジェクトは表面的で効果はなかったと辛口の評であるが、カナダ、リヨン、日本の3弁護士会の共同プロジェクトについては、包括的であり評価すべきものであるとの評価を得た。

また、プロジェクトの結果は、2002年5月に日弁連が行った国際司法支援に関する研修会で報告された。同報告会には、日弁連関係者だけではなく、JICA、法務省、大学、民間企業からも参加があり、多くの質疑・討論が行われた。そうした第三者を含めた報告会の実施も、評価機会の提供という点で重要であると実感した。

(4) 修了式

セミナーは結局、日弁連4回、カナダ3回、リヨン1回と合計8回行われ、2002年の3月15日に修了式を行った。修了式には、日本の篠原公使の他、フランス大使、カナダ大使が列席し、司法省からもスイ・ヌー次官をはじめ数人が参加した。

式典では、参加率が高かった参加者に修了証が一人一人手渡された。その中にコンポンチュナン州から来た高齢の弁護士がいたが、彼の笑顔が忘れられない。その晩は、ニューブ・シトン司法大臣も参加して盛大なパーティが川縁のレストランで行われ、一同1年間の労を労い、また友情を確かめ合った。

(5) 他のドナーとの共同プロジェクトのあり方

今回は、日弁連、カナダ、リヨンの3弁護士会による共同プロジェクトであったが、そうしたいわばドナー協調型のプロジェクトの良い点と念頭に置くべき点を記載したい。

ドナー協調の利点は、以下のとおりである。

- ① ドナーそれぞれが得意な分野を担当し、全体として包括的な支援ができる。例えば、今回のプロジェクトでは、日弁連は現在 JICA 民事訴訟法起草チームが起草中のカンボディア王国新民事訴訟法の条文を利用して民事弁護を講義したが、カナダ弁護士会は日本ではなじみのない Advocacy（弁護士術）や Communications with Clients（依頼者とのコミュニケーション）を担当し、相互に補完するセミナーをすることができた。
- ② 財務的負担を分配できる。今回も、8回のセミナーを一つの弁護士会で実施することのできるファンドはどの弁護士会にもなかったが、各弁護士会が各セミナーの費用を負担することで8回のセミナーが可能となった。
- ③ 施設利用などが効率的に行われる。今回のセミナーでもリヨン弁護士会が参加したことで、フランスがフレンチカルチャーセンターを会場として無料で提供してくれた。
- ④ 人材の効率的な投入が可能となる。①とも関係するが、ドナー間で適材をプロジェクトに投入することができる。
- ⑤ ドナー同士が情報交換・交流を通じて良い経験を積むことができる。今回でも、カナダ弁護士会やリヨン弁護士会との打ち合わせを通じて、テキスト・カリキュラム作り等の面で参考になることが多かった。また、カンボディア王国弁護士会との費用に関する交渉の際にも、各弁護士会の交渉結果で一番良い結果を全体で共有できた。
- ⑥ 複数ドナーのプロジェクトは、注目を集めやすく、宣伝効果がある。今回のセ

ミナーでも、終了式の際にカナダ・フランスの各大使、日本の篠原公使が出席したことで現地のマスコミも大きく取り上げた。また、世界銀行や他の援助機関からも評価を受けたと思う。

反面、ドナー協調には、次のような問題点がある。

- ① 一つのドナーの意見が通らない場合があり、また意見の調整が困難な場合がある。今回のプロジェクトでも、話し合いの結果カナダ弁護士会が用意した事例を利用して講義することになったが、事例が複雑でセミナー参加者が理解することができず、結局使用しなかった。
- ② スケジュール調整に支障を来すことがある。今回も、打ち合わせで決めた1年間の予定を、他の弁護士会のスケジュール変更により変更せざるを得なくなった。
- ③ 特定のドナーが突出するとプロジェクトに大変支障を生じる。幸いにも、今回のプロジェクトには進行に支障を生じるような問題はなかった。また、成果は3弁護士会の共同成果として内外で評価された。

以上のような、利点・問題点もあるが、国際舞台で日本の支援が評価されるためには、このようなドナー協調プロジェクトに参加し、その中で中心的な役割を果たすことも一つの方法であると思う。今回のプロジェクト終了後も、カナダ弁護士会、リヨン弁護士会とは後述する弁護士養成校の支援で継続的に意見交換している。

5 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA 開発パートナー事業）

1) プロジェクト開始までの動向

国際的な司法支援活動は人づくりでもあり、継続的に実施しなければ成果を得ることは難しい。日弁連では、前述の JICA 小規模開発パートナー事業の成果を踏まえ、さらにカンボディア王国弁護士会に対する支援を継続するために、2001年 JICA の開発パートナー事業¹⁵に申請した。その結果、2000年度には28件の案件の提案があり、その内5件が採択され、日弁連のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトもその一つとして採択された。

事業内容を決定するに際して、検討した点は以下のとおりである。

- ① プロジェクト上位目標は、「法の支配を担うカンボディア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」とした。そして、その指標として、充実したトレーニングを受けた弁護士の増加および適切な

15 JICA の開発パートナー事業とは、民間団体、特に NGO、大学、地方自治体などの非営利団体の ODA 事業への参画を促進し、国民参加の裾野を広げていくために、1999年に予算化された枠組みによる事業である。事業は JICA 事業となり、JICA が各団体と委託契約を結ぶ。事業対象分野は、社会開発、環境保全、知的支援の3分野で、法整備は最後の知的支援に列挙されている事業の一つである。案件には、公募型と先方政府の要請によるプロジェクト案を団体が提案する公示型がある。事業規模は、3年間で予算は総計1億円程度となっている。ただし、2002年には制度の見直しが行われている（いずれも JICA 資料による）。

法律扶助制度が構築されること、とした。公平かつ適切な裁判によらなければ義務を負わされ、権利を剥奪されないという法の支配の実現のためには、様々な手段を講じなければならないが、裁判で当事者の側に立ってその人権を擁護し、法的助言を行う弁護士育成・増員は一つの柱である。また、費用面で裁判を受けることができない貧困層への司法アクセスの保障のために、法律扶助制度を確立することも重要な柱となる。以上の視点のもとで、事業を進めることにしたのである。

- ② 具体的には、2002年10月に開校する弁護士養成校への技術支援、同校で行われるリーガルクリニック¹⁶への技術援助、現在の弁護士に対する継続教育さらに女性弁護士の育成を通じたジェンダー問題に対する技術支援の4プロジェクトを柱として支援をする。プロジェクト全体を分けることは、投入資源の分散化を招くのではないかと、との危惧もあったが、いずれも相互に関連性が強く（例えば、リーガルクリニックは、法律扶助に関する協力であると同時に弁護士養成校での 트레이ニー教育も兼ねている）、相互補完性があるとの判断で維持することとした。
- ③ 3年間の長期のプロジェクトであるので、プロジェクト実施体制の確立が重要である。具体的には、プロジェクトリーダー（筆者が就任することになった）、プロジェクトの意思決定機関としての支援委員会（そのメンバーがカンボディア側との共同調整委員会（Joint Coordinating Committee）のメンバーとなる）、4チームのチームリーダーおよびメンバー、事務監理を行う事務監理チームという構成となった。特に、経理面での事務の効率および透明性を高める上で、外部の経理専門家に依頼することも考える¹⁷。

JICA との協議は2002年4月から継続して行われ、プロジェクトに関する Project Design Matrix (PDM)、費用の詳細を記載する経理書類の作成を行い、同時にプロジェクトの内容・日程などを一つ一つ決めていった。その間、カンボディア王国弁護士会には弁護士養成校の設立委員会を設置してもらい、同委員会と同校の教授の選定、カリキュラムの作成、学校設置場所の選定などについて打ち合わせた。現地へは6月、7月、8月と毎月日弁連側のメンバーが赴き、打ち合わせをするとともに、メール、ファックスのやりとりが頻繁に行われている。そして、7月7日から10日にかけて JICA のカンボディア王国開発パートナー事業「弁護士会司法支援プロジェクト」実施協議調査団に参加し、現地での最終的な聞き取り調査に同行するとともに、日本・カンボディア王国間の国際約束を経て7月10日に無事プロジェクトの内容の合意文書で

16 リーガルクリニックは、法律扶助制度の構築という点では直接的ではないが、「可能な支援」ということを検討するなかで、まずリーガルクリニックから始めようということになった。これも小さな成功を大きくつなげよう、というプロジェクトの指針につながっている。また、法律扶助プロジェクトでは、財団法人法律扶助協会の支援を受けることで同協会の了解をいただいているが、同協会主催には、アジアの法律扶助に関するシンポジウムをプノンペンで開催することも検討いただいている。

17 日弁連では、既に2001年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで、日弁連の一般会計とは切り離された形で、法整備支援活動資金を管理している。

ある Record of Discussions が JICA およびカンボディア王国弁護士会間で締結された。これにはカンボディアの司法省および日弁連が証人として署名に加わった。

以下、各プロジェクトの概要を説明する。

2) 弁護士養成校

カンボディア王国弁護士会では、最近数年間、例外的な場合を除いて新規弁護士の登録を認めていなかった。同弁護士会の意見は、弁護士法上、適切なトレーニングを受けることが新規弁護士の要件であるが、そうしたトレーニングセンターを設立することが出来ない、というものであった。しかし、弁護士の養成が法の支配実現のために急務であり、カンボディア王国弁護士会は内外から批判されていた。そうした中で、2001年9月14日にフン・セン首相が Su-Decree に署名し、弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を設立する法的根拠ができた。その後、カンボディア王国弁護士会は、いくつかのドナー機関に資金援助を依頼したが、弁護士会に批判的なドナー機関からは、支援を受けることはできなかった。

日弁連も、2000年末より、カンボディア王国弁護士会から支援の依頼を受けていたが、当時は JICA 開発パートナー事業に応募することを考えていなかったことから、難しいと回答していた。

ところが、小規模開発パートナー事業が開始し、その経験を通じて技術的な支援なら可能であると考え、また JICA 開発パートナー事業を知ったことから、この事業に採択されることを条件として支援することにした。その後の経緯は前述のとおりである。

カンボディア王国弁護士会への協議を通じて決定された弁護士養成校の枠組みは次のとおりである。

- ① 教育の基本方針は、弁護士としての実務的知識・技術を訓練し、あわせて弁護士倫理を徹底することとする。
- ② 訓練期間は、11ヶ月で、8ヶ月間は養成学校での授業およびリーガルクリニックでの研修を中心とし、2ヶ月間は弁護士事務所、NGO 事務所などでの実務研修、最後の1ヶ月は養成校で卒業試験準備とする。最初の1ヶ月が入学試験期間であるので、学校は1年を1単位として活動する。
- ③ トレーニーの人数は、当初50名とする。しかし、内外からの批判に答えるように2年目以降増員することを提言している。
- ④ 組織は、校長、事務局長、総務部長、教育部長、スタッフ3名である。
- ⑤ 場所は、プノンペン大学法経学部の教室およびオフィスを借りる。
- ⑥ カリキュラムは、裁判実務の充実に重きを置き、民事訴訟法、民事弁護、刑事訴訟法、刑事弁護、裁判（カンボディアでは刑事・民事両方）における検察官の役割、行政訴訟法といった訴訟法の授業を複数設けた。その他、弁護士倫理、人権および NGO 法などの特徴的なコースも加えている。授業数は、8ヶ月で約580時間である

が（当初カンボディア側から939時間という提案があったが、協議の結果相当減らした）、自宅起案およびリーガルクリニックでの実務研修を加えれば、相当ハードな訓練となる。

- ⑦ 教授法は、事例研究（ケース・メソッド）を中心とし、事例集（ケース・ブック）および起案による研修を実施することとし、テキストは、法律の説明、事例、文例（例えば、裁判で使用される参考文例）の3部構成で作成する。
- ⑧ カンボディアでは、現在弁護士養成校の他に、司法官職養成校の設立準備中であり、2003年1月の開校を目指している。教授陣の人材不足、教授内容が類似であることなどを考えると、同校との密接な協力が望ましい。
- ⑨ 2002年9月に予定されている入学試験は公正に行わなければならない、これが日弁連の支援継続の前提である。

日弁連では、上記のプロジェクトについて、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、各科目毎にチューターを配置して技術指導をする予定である。例えば、何時間かは日弁連派遣のチューターがカンボディアの教授のトレーニングも兼ねて、養成校で授業することを検討している。また、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大学関係者と交渉して側面から支援しており、職員の採用面接にも立ち会う予定である。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣することを検討している。それ以外でも、資材の調達など幅広く支援する予定である。

3) リーガルクリニック

リーガルクリニックの詳細は、上柳弁護士のレポートに譲るが、概要は以下のとおりである。

リーガルクリニックは、法律相談所であり、弁護士養成校に付設される。クリニックには、養成校のトレイニーが弁護士とともに法律扶助事件（貧困層からの法律相談事件）を担当し、相談への立ち会い、必要な文書の準備、さらに裁判事件では裁判傍聴をする。リーガルクリニックでの訓練は、最初の年は養成校の3ヶ月目か4ヶ月目から開始される。同クリニックオフィスは、室長、フルタイムのスタッフ弁護士、支援弁護士、スタッフで構成され、場所はやはり養成校同様大学のオフィスを借りることにしている。

日弁連では、組織作り、相談、裁判実務やカリキュラム作りなどの技術支援を行う予定で、毎月チームメンバーの派遣を計画している。

4) 弁護士継続教育セミナー

弁護士養成セミナーは、JICA 小規模開発パートナー事業で実施したセミナーの継続として、年間4回、現在の弁護士の継続教育を行うものである。ただし、このセミナーには養成校のトレイニーも必須科目として参加することが期待されている。

テーマは、やはり民事訴訟における弁護士の役割（民事弁護）を中心とする。また、セミナーを通じて裁判で使用する文例集も作成したいと考えている。民事訴訟を選択したのは、JICA 小規模開発パートナー事業と同様に、JICA 民事訴訟法起草チームが起草している新民事訴訟法を利用させていただくことが可能だからである¹⁸。第一回のセミナーは、2003年1月に予定されている。

また、法律扶助事件を担当する弁護士が不足していることから、日弁連はカンボディア王国弁護士会に対して、研修の意味を兼ねて、1年目の弁護士に扶助事件を5件担当することおよび弁護士継続教育セミナーに参加することを義務付けるように提言している。

5) ジェンダー

カンボディアでは、Domestic Violence (DV) や人身売買の問題が社会問題となっている。また、女性の弁護士の数も少なく、その地位も高いとはいえない。そこで、プロジェクトでは女性弁護士の育成を通じて、上記のジェンダー問題に取り組むことを計画している。具体的には、現地での調査、本邦での研修および現地でのシンポジウムを予定している。

6) 最後に

今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトでは、3年間の間に延べ100名以上の弁護士を現地に派遣することになる。同じ弁護士が行く機会も多いが、それでも相当数の弁護士が現地で司法支援の現場作業に従事することになる。日弁連は、カンボディアで将来の弁護士となる人材の育成と同時に、将来の国際司法支援活動に従事する日本の弁護士の人材育成の良い機会であると考えている¹⁹。前述のように、プロジェクトでは相当の作業量が予想され、毎月複数名の現地派遣をすることになるが、それに耐えるだけのチームアップ中である。事務監理チームのチームアップに際して、日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度に登録している約100名の弁護士に回覧したところ、多くの応募が短時間で集まり、その中から6名の方を選任した。さらに、現在

18 JICA 本体のプロジェクトと NGO へ委託したプロジェクトが関連する例である。

19 筆者が常々言っていることだが、法整備支援活動に従事する弁護士は、先進国での契約交渉などとは異なり、発展途上国や移行経済国およびそこに生活している人々に対する深い愛情と、その国の司法制度の改革ひいては人権擁護の確立という活動に情熱を傾注できることが不可欠の条件となる。そのためには、支援対象国の政治、経済、社会および法文化を受容し、十分理解しようとする謙虚さが要求される。また、自分だけの判断に偏らず、広く対象国の専門家の意見を聴取し、関連文献を精査するなどの地道な調査研究をする能力が求められる。また、各種の法整備支援活動の理解と相互協力、法律の専門性とリーガルマインド、スケジュールの調整力、語学力という様々な能力が必要である。今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトを通じて、一人でも多くのこうした弁護士が育つことを望んで止まない。

100名ほど登録している国際司法支援活動弁護士登録制度²⁰を、経験、専門分野などにより振り分ける等の方法でより充実させ、専門家の養成・登録を進める予定である。

プロジェクトには必ず目標がある。上記目標とともにプロジェクトの具体的な目標も設定される。今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトでも、弁護士養成校・リーガルクリニックの基盤整備、弁護士継続教育セミナーの充実およびジェンダーに従事する弁護士の育成プロセスの制度設計が具体的な目標であり、3年間でその任務を終える。そこで、3年間のプロジェクトの終わらせ方を、始まる前から検討しておかなければならない。それも安易に JICA その他のファンドから継続的な資金援助を受けることを終わらせ方とすることは、極めて不安定であると同時に発展性に欠ける。

国際的な協力活動は継続的なものでなければよい効果は得られない。しかし、永続的な支援はカウンターパートの自立を阻害する場合がある。自立促進が国際的支援の基本でなければならず、日弁連では、カンボディア王国弁護士会の強化を通じた支援を基本に、同弁護士会の自立（sustainability）に重きを置いて協力する予定である。現在、私が終わらせ方と考えているシナリオは以下の通りである。

- ① 弁護士養成校を裁判官・検察官の司法官職養成校と合併し、国立の法曹養成学校とする。
- ② 2年目以降、他のドナー機関の協調参加を呼びかけ、複数のドナーによる継続的な支援形態を確立する。実際に、世界銀行、SIDA（スウェーデン）、CIDA（カナダ）、French Cooperation 等の国際機関・各国援助機関が興味を示している。

6 日弁連の司法支援活動の特色

1) はじめに

本稿では、カンボディア王国弁護士会プロジェクトを中心に、日弁連の活動を紹介したが、最後に司法支援活動を行う NGO としての日弁連の役割について、意見を述べたい。

おりしも、政府開発援助（ODA）における NGO の役割が見直されつつある。外務省では、「日本 NGO 支援無償資金協力」制度を新設するなどの動きもある。他のドナー国では、NGO との連携協力の歴史は古く、互いの信頼関係も強固である。今後は、こ

20 日弁連は、法整備支援に参加する弁護士のプールとして、1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立した。日弁連は、こうした弁護士に対する国際司法支援への参加要請に的確に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地（ハブ）となって国際司法支援活動に参加する弁護士間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。日弁連では、登録制度に登録を希望する会員の登録申込書をデータベースに入力した上でこれを管理し、国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国などから弁護士の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦している。現在、この登録制度には約100人の弁護士が登録しており、カンボディア、ベトナムへの JICA 長期専門家および短期専門家などの派遣に有効に活用されている。

れまで不信感の歴史にあった政府と NGO との連携が強化されることを望むが、NGO の一つとして、日弁連も制度の透明性²¹、経理処理の透明性、専門家の充実²²、支援を継続できる組織作り²³など努力する所存である。

NGO としての日弁連の活動の特徴について、今回のカンボディア王国弁護士会プロジェクトを参考に以下説明したい。

2) 基本的人権擁護の精神

我が国の弁護士が「基本的人権の擁護」を使命としている限り（弁護士法1条）、日弁連の国際的な法整備支援の活動に当たっても、その使命に沿う活動であるかが問われる。日弁連は、それまでの国内外の人権活動が評価され、1999年に国際連合経済社会理事会における協議資格を有する NGO として承認された。この協議資格の取得により、人権委員会等の人権関係の委員会が多い同理事会およびその関連機関会議に出席し、意見書を提出し、発言することができることとなった。

人権は平和に生存する権利、精神的自由権、参政権、社会的自由権、経済的自由権など幅の広い概念であり、法整備支援に当たりどの分野の人権を重視するかは対象となる活動、国によって異なる。紛争直後の国での活動は平和に生存する権利が最重要であり、市場経済化の支援では経済的自由権が重視され、選挙監視や選挙制度の構築では参政権が対象となる。

日弁連でも、現在法整備支援に参加する目的について、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という憲法前文の国際的協力の責務を抛り所として、さらに弁護士法の基礎である基本的人権の尊重、平和に生きる権利、国連憲章、国連人権宣言

21 米国法曹協会（「ABA」）が実施している中東欧法律イニシアチブ（「CEELI」）では、支援活動に参加する弁護士は、住居手当、交通費、医療保険、仕事上の経費、外国語研修費、ABA 会費を含む経費の償還を受けることができる反面、現地で報酬を得るような仕事をしてはならず、また帰国後1年間はその関係の仕事に従事してはならないという詳細な利益相反ガイドラインが定められているということである。日弁連でも、制度の透明性確保のために、将来的にはこのような利益相反ガイドラインの設立を検討すべきであると考えている。

22 そのために前述の国際司法支援活動弁護士登録制度があるが、その他日弁連では、毎年法整備支援に興味がある弁護士を集め、外部講師も依頼して国際司法支援に関する研修会を開催している。2001年度は、JICA、国連人権難民高等弁務官事務所から外部講師も招聘し、「国際補償委員会と個人補償」、「難民の国際保護」「ODA と法整備」「日弁連の法整備活動」をテーマに講演を実施し、その後パネルディスカッションを行った。2002年度は、小規模開発パートナー事業の事業報告を行った。

23 日弁連の法整備支援活動の組織的中心は、国際交流委員会である。同委員会では、国際協力部会を設置し、法整備支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同部会では委員・幹事合わせて23人ほどの弁護士がこの分野での活動に従事している。同部会は、カンボディア王国弁護士会プロジェクトなどの活動ごとにチーム編成されているが、プロジェクト以外でも広報担当などの本部機能を担う部署も置いている。また、同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体によるプロジェクトを実施している。

などを参考に明確にしていきたいと考えている。

カンボディア王国弁護士会プロジェクトでは、カンボディアの弁護士の育成を通して、公正な裁判を受ける権利、刑事事件で弁護を受ける権利という基本的人権の実現を目指し、また法律扶助制度構築では、やはり裁判を受ける権利の保障を目指すことになる。また、ジェンダーチームの活動は、男女の平等権の確保を指向するものである。全体として、民主主義・自由主義の前提である「法の支配 (Rule of Law)」の確立に向けた活動とあってよい。

3) ODA への協力と NGO としての活動

日弁連では、前述のように1996年から毎年 JICA が主催するカンボディア法律家に対する本邦での研修に協力し、さらに同国、ベトナム、ラオスなどに対する ODA に協力してきた。他方、日弁連は、先に述べた国連経済社会理事会の協議資格に基づく活動やカンボディア王国弁護士会プロジェクトなどの NGO としての独自の活動を実施している。同プロジェクトでは、JICA 民事訴訟法チームが起草しているカンボディアの新民事訴訟法を利用させていただき題材としている。

このように、日弁連では、ODA に対する協力および NGO としての活動を両立させ、有機的かつ効果のある協力活動を行い、また充実することを模索している。

4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の法整備支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会に対する協力並びに弁護士制度の構築に関する助言が挙げられる。JICA の ODA プロジェクトであるベトナムおよびラオスへの法整備支援の中で、弁護士規則への助言や弁護士制度の構築に関する助言を行ってきた。カンボディア王国弁護士会プロジェクトでも、カウンターパートは同弁護士会であり、受け手は弁護士となろうとするトレイニーや弁護士である。

日弁連が、弁護士の団体であり、かつ他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点から、今後ともこの分野での活動を充実させていきたい。

5) 法律家の国際団体との協力

日弁連は、法整備支援の分野を含め、国際的な法律家の団体との情報交換を行っている。日弁連は、International Bar Association (「IBA」) のメンバーであり、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。最近では、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての法整備支援活動を実施することを目的として、IBA が助力して設立された International Legal Assistance Consortium (「ILAC」) の設立準備に参加し、今後のこの分野での世界の潮流を注視している。また、米国法曹協会 (「ABA」) は、法整備支援の分野で中東欧司法支援イニシアチブ (「CEELI」) プロジェクトなど歴史のある活動と充実した組織を有している。日弁連では ABA と協議を通じ、同団体が国連開発

援助（「UNDP」）と共同して実施している ABA/UNDP プロジェクトから専門家派遣の要請を受けている。その他にも、ローエイシア他の国際団体と協力・協調した活動を実施している。

このように、日弁連は、海外の国際団体とも協力して効果のある幅の広い法整備活動を実施していくことを目標としている。カンボディア王国弁護士会プロジェクトでも、カナダ弁護士会、リヨン弁護士会と連携しているが、スウェーデン弁護士会などの他の弁護士会にも呼びかけたいと考えている。

7 最後に

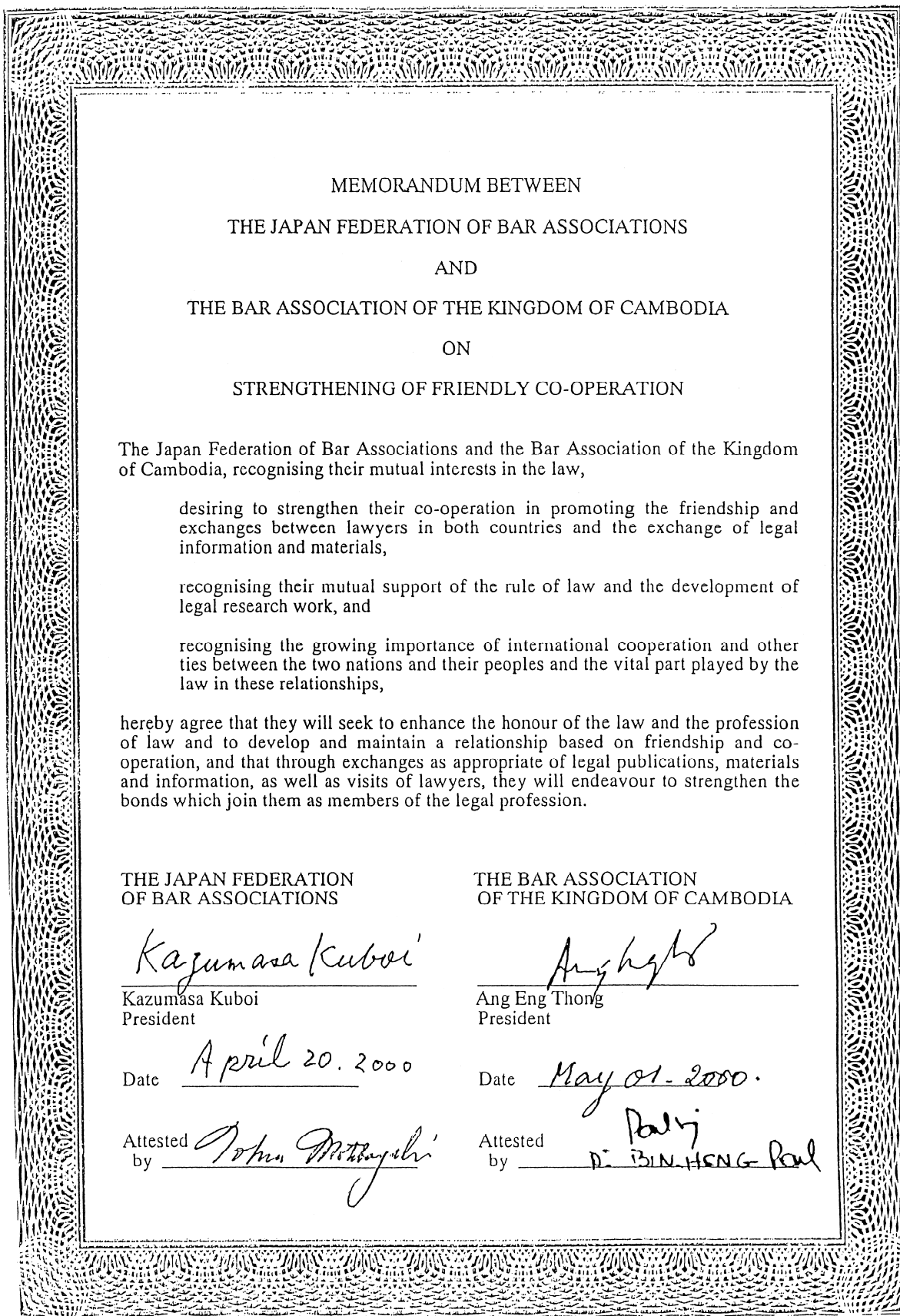
全ては一つの小さいきっかけから始まる。日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトも、最初は1995年に日本に研修で来たカンボディアの法曹関係者との出会いに始まる。当時の研修生には、現在、司法省次官、同省次官補、選挙管理委員会委員長、プノンペン大学法経学部学部長を務めている人たちがいる。筆者を含め私たちは、その間どれ程成長したのだろうか。しかし、わずか数人で始めた国際司法支援活動の種が、現在何十人もの弁護士を派遣するまでになったことで少しの成長の証としたい。

他方、弁護士に限らず、これからの法律家に課された使命も大きい。松島洋弁護士は、「軍事的貢献を憲法上の課題としないと決めた日本の今後の国際協力を考えたとき、人的協力として果たすべき期待される法律家の役割と今日までに現実に果たしてきた役割とのギャップをどのように埋めていくかが大きな課題である。」と述べられているが²⁴、その言葉をもう一度考える必要があると思う。 以上



2002. 3. 15 セミナー修了式にて
(中央はカンボディア王国弁護士会アン・エン・トン会長)

24 「国際交流」松島洋弁護士執筆部分（日弁連五十年史330頁）



日本弁護士連合会とカンボディア王国弁護士会の
友好的な相互協力の強化に関する覚書

日本弁護士連合会とカンボディア王国弁護士会は、法に対する相互の関心を認識して、

両国弁護士間の親交と交流および法律情報や資料の交換を促進するために協力関係を強化していきたいと希望し、

法の支配と法律的調査研究の進展を共に支持することを認め、

両国および両国民間の国際協力その他の関係が重要性を増してきていること、ならびに、法がこれら諸関係にきわめて重要な役割を果たしていることを認め、

ここに、法と法曹の名誉を高め友好と相互協力に基づく関係を維持、発展させるよう努めること、弁護士の訪問や法律関係の出版物、資料、情報の適切な交換を通じて、弁護士の組織たる両者のきずなを強めるよう努力すること、を合意する。

日本弁護士連合会

カンボディア王国弁護士会

会長 久保井 一匡

会長 アン・エン・トン

日付 _____

日付 _____

証人

証人

新民事訴訟法（案）における書面作成

担当：矢 吹 公 敏

1. 新民事訴訟法（案）とは

2. 口頭弁護手続 — 当事者主義と職権主義

- ・カンボディアでは、現在民事訴訟法は職権主義により裁判官が調査をして裁判をすることが主であるが、新民事訴訟法では原告と被告という当事者が主体となって主張と立証の手続を進める。

- (1) 訴状提出による訴えの提起
- (2) 口頭弁論による主張の整理
- (3) 証拠調べ（書証・証人調べ）
- (4) 判決手続

3. 訴えの提起と訴状（桜木講師担当）

4. 口頭弁論における訴状以外の書面

- ・原告と被告間の争いに関する「争点の整理」を行うことにより、裁判の対象を明確にする。
- ・「争点の整理」は、「原告がどのようなことを裁判で主張するのか」を明らかにすることから始まる。例えば、家庭内で夫が暴力を振るい裁判となった事例で争点は離婚か損害賠償か。
- ・「争点の整理」は、原告と被告がお互いの主張を書面に記載して相手方および裁判所に提出することで行われる。
 - (1) 答弁書 — 原告の訴状に対する被告側の初めての回答を記載した書面（準備書面の一種）。
 - (2) 準備書面 — 「争点の整理」を行うために原告と被告の間で取り交わし、裁判所に提出する書面。

5. 準備書面に何を書くのか

- ・「争点の整理」の手続は、原告と被告の主張する事実を明らかにして、それを証明する証拠を説明し、関係する法律に関する主張を行うことである。
 - (1) 主張事実の記載
 - (2) 証拠の説明

(3) 法律論

- 例えば、A が B に対して、B から贈与を受けた時計を渡してほしいという訴訟を提起した。A は、それは B からもらったものだと主張している。B は A に、以前に「時計は B が使ってよい。」という手紙を渡している。手紙を渡す際に C がいて、「B は A にその時計をあげると言っていた。」と話している。法律では、書面によらない贈与は、実際に贈与する物を渡すまでは贈与する人が取り消せるとされている。B は「時計を貸すとは約束したが贈与するとは言っていない。」「仮に贈与だとしても贈与の書面がないので取り消す。」といている。

(a) 主張されている事実は、贈与の約束か貸す約束か。

(b) 証拠は手紙と C。

- 原告と被告の主張する事実は、法律上要件とされている事実のつながりとして主張される。
- 訴訟の段階毎に準備書面に記載する事項が異なる。当初は主張する事実と法律論が中心であり、証拠調べをした後は証拠の評価と証拠に基づく事実の主張が中心である。

6. 準備書面はどのように書くのか

- 「争点の整理」がしやすいように記載する。
- 裁判所に分かり易く、趣旨を明確にして説得的に記載する。
- 事実の主張、法律論、事実への法律論の当てはめという方法

7. 準備書面をいつ提出するのか

- 「争点の整理」のために適切な時期に早期に提出することが必要である。
- 適切な時期に提出しないと裁判所で事実の主張を取り上げられないことがある。

8. 弁論手続と弁論準備手続

- 新民事訴訟法では、口頭弁論に弁論手続と弁論準備手続を用意している。
- 弁論準備手続では、まず和解が行われる。
- 弁論準備手続は、公開の法廷で行う必要はない。

9. 準備書面以外で裁判所に提出する書面

10. 新民事訴訟法（案）の関連条文

Report on the Seminar's Evaluations

July 2-4, 2001

After participating the seminar.

- 1- - 65% of participants thought that the seminar was very important.
- 35% of participants thought that the seminar was important.

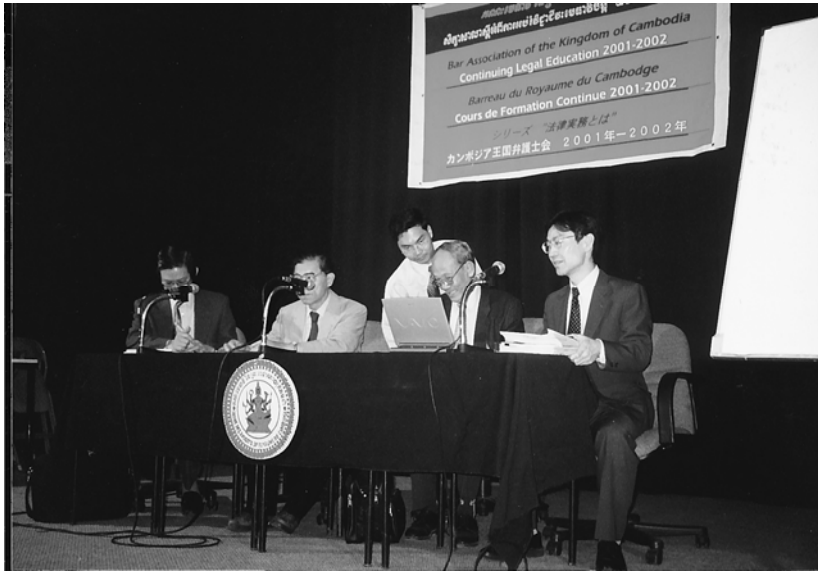
- 2- All of participants want to have the seminar.

- 3- - 90% of participants considered that the time of the seminar was suitable.
- 10% of participants considered that the time of the seminar was too short.

- 4- - 85% of participants thought that the training was understood well.
- 15% of participants thought that the training was easy to understand.

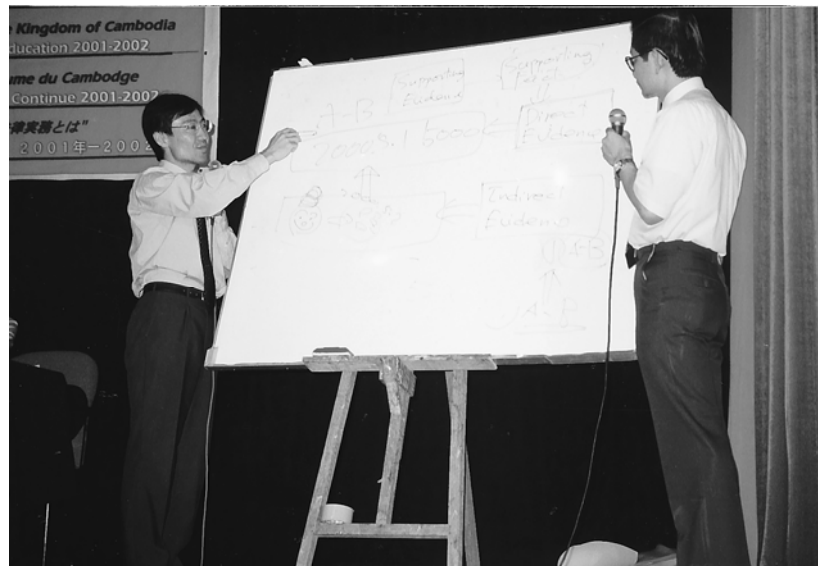
- 5- All of participants considered that the seminar was very helpful because:
 - They can compare Cambodia's civil law and the Japan's.
 - They also understand about code of civil procedure.
 - They can get more experiences from foreign lawyers.

- 6- After finishing the seminar, all of participants thought that they could practice the knowledge from the seminar in their profession.



第1回弁護士継続教育
セミナーの様

筆者らによる講義



セミナー参加者とともに



「報告書 — カンボディア王国における リーガルエイドの持続的発展のために」 について

日本弁護士連合会
国際室長 上 柳 敏 郎

以下に掲載する報告書は、国際協力事業団に対し日弁連カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト法律扶助チームが、2001年度に実施した調査検討結果を報告したものである。

本報告書の構成は、日本での法律扶助制度設計の過程で財団法人法律扶助協会等が検討してきた法律扶助の理念（第2章）や制度設計上の論点（第7章）を理論的枠組みとして、カンボディア現地での法律扶助へのニーズ（第3、5章）と、法律サービス供給者（法曹）（第6章）やこれまで現地 NGO 等により実施されてきた法律扶助の実情（第4章）を調査したうえで、諸制約のなかで当面何をすべきかという視点から4つのモデル案を設定し（第8章）、日本からの当面の国際協力として持続的確保の観点から2002年秋開設予定の同国弁護士養成学校にリーガルクリニックを設置することを提言した（第9章）ものである。

本報告書の特徴は、1992年頃以来の両国の法曹の協力関係のなかで培われてきた信頼関係と対話に基づき、現地の実情を司法の病弊や弁護士の経営状況等も含め把握したうえで、ナショナルスキームとしての国選弁護や法律扶助制度という長期的目標を設定しつつ、その実現のための当面の実践的提案をしようとしたところにある。すなわち、同国においては、大多数の国民が貧困により法律サービスを必要としながらアクセスを確保できていない状況にあり、実際的にも国際人権法規範的にも国選弁護・法律扶助制度の国家的な構築が必須であるところ、現実には財政的制約と法曹の質量の制約が大きなネックであるので、制度構築とともに担い手の養成がポイントであると考えたのである。

本報告書のアプローチは、一定の実績を積んできた日本の法律分野における国際協力・法整備支援の今後のあり方を考える際にも、一つの問題提起となるものではないかと思う。

幸いなことに、本報告書の提言は、国際協力事業団内外の方々に理解いただけたところとなり、2002年度から3年間実施の同事業団開発パートナーシップ事業に採択され、カンボディア王国弁護士会の弁護士養成校を2002年10月に開校し、同校にリーガルクリニックを設置できる運びとなった。すなわち、同弁護士養成校は、毎年約50人の研修生に対し約8か月の座学と約2か月の実務研修を実施することを予定しているが、同座学期間において、研修生を幾つかのグループに分けて常勤指導弁護士3名により、内外の弁護士の協力を得て、貧困者を当事者とする法律相談や訴訟実務へ関与させ、リーガルエイドの技術と精神を体得してもらおうと計画している。研修修了者について、一定の法律扶助事件受任義務を負わせることも検討されている。

同リーガルクリニックは現在設置準備中であるが、実際の活動内容を作り上げていくのは

今後の日々の課題となりますので、諸方面の方々より、ご支援とともに率直な批判や提案を賜りたく御願ひ申し上げます（日弁連国際課宛お願いします。kouhou@nichibenren.or.jp）。

末筆ながら、関係者の皆様、とりわけ本報告書の転載を承諾いただいた国際協力事業団と、掲載の場を設定いただきました法務省法務総合研究所国際協力部に、厚く御礼申し上げます。



コンポンチュナン州の裁判所前にて
2001年8月 第1回現地調査

.....

報告書

カンボディア王国におけるリーガルエイドの
持続的発展のために

2002年5月25日

日本弁護士連合会
カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト
法律扶助チーム

.....

目 次

第1 はじめに 6

1. 報告の目的 6

2. 調査研究の経過 6

第2 リーガルエイドの理念・必要性 6

1. リーガルエイドの意義・内容 6

1) リーガルエイドの制度目的 6

2) 刑事法律扶助の意義 8

3) 民事法律扶助と権利保護の全体像 8

4) 法律扶助の戦略性 10

2. 法制上の根拠等 10

1) 国際人権規約 10

2) カンボディア国内法 12

第3 カンボディアにおける法律扶助の重要性 14

1. 経済, 市民生活の状態 14

1) 貧困と法律サービスに対するニーズ 14

2) 地域格差, 貧富の差の拡大 15

2. 司法制度, 法曹の状況 15

1) 法律家の絶対数の不足 15

2) 司法の質 16

3. カンボディア発展におけるリーガルエイドの重要性 17

第4 カンボディアにおけるリーガルエイドのこれまでの試みと現状 18

1. リーガルエイドの現状 18

2. UNTAC 以後の発展と国際協力 19

3. CDP の活動 19

4. LAC の活動 19

5. カンボディア王国弁護士会の法律扶助活動 19

第5 法律扶助のニーズ (需要) 20

1. 人口, 人口分布, 経済活動等 20

2. 裁判・弁護士の利用状況 20

1) 本人訴訟の実情 20

2) カンダール州の事件数 21

3) 弁護士サービスの利用状況 21

3. 要扶助事件の推計 22

1) 要扶助刑事事件の推計 22

.....

- 2) 扶助サービスの必要性 22
- 3) 司法サービス, 弁護士サービスの必要分野 23
- 第6 法律家・弁護士の状況 23
 - 1. 法曹人口の現状と将来 23
 - 2. 法律家の収支状況, リーガルエイド関与の意向 23
 - 3. 法学生の状況 24
- 第7 制度設計のために…考えられる選択肢 24
 - 1. 制度設計にあたって 24
 - 2. 対象事件 24
 - 1) 総合的法律扶助からの視点 24
 - 2) 刑事法律扶助の優先性 25
 - 3) 民事・行政事件, 行政手続 25
 - 4) 法律相談・法律情報 25
 - 5) 法教育 26
 - 3. 対象者 26
 - 1) 刑事法律扶助 26
 - 2) 民事法律扶助 26
 - 4. 扶助要件 (実体要件) 27
 - 1) 刑事法律扶助 27
 - 2) 民事法律扶助 27
 - 5. 利用者負担 28
 - 1) 刑事法律扶助 28
 - 2) 民事法律扶助 28
 - 6. 法的サービスの提供方法 29
 - 1) 弁護士の選任方式 29
 - 2) 他のプロフェッションとの協働, パラリーガルの活用 29
 - 3) 臨床法学教育 30
 - 7. 弁護士費用 30
 - 8. 申込手続 31
 - 9. 広報, 告知 31
 - 10. 運営主体 31
 - 1) 受給権と運営主体 31
 - 2) 中立性, 自主性, 独立性 32
- 第8 モデル案 33
 - 1. はじめに (モデル案考察の視点と持続可能性の重要) 33
 - 2. モデル案1 : 現状の弁護士会法律扶助システムの改善 34
 - 3. モデル案2 : 遠隔地における法律扶助専門弁護人事務所 35

.....

4. モデル案3：首都におけるリーガルクリニック.....	36
1) リーガルクリニックとは.....	36
2) 検討.....	36
5. モデル案4：遠隔地域における巡回キャンプ（法律相談，法教育，書類作成）.....	37
6. いわゆる公益訴訟について.....	37
第9 持続的発展のために（結語）.....	38
1. 持続性確保の方法.....	38
2. 協力関係.....	38
1) 国際協力.....	38
2) 国内協力.....	39
3. モデル案の検討ー持続性確保の観点から.....	39

.....

日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト法律扶助チーム
チームメンバー一覧

- 上柳敏郎（チームリーダー，日弁連国際室長）
外山太士（日弁連国際室嘱託）
藤井範弘（財団法人法律扶助協会専務理事）
佐川孝志（財団法人法律扶助協会東京都支部事務局長）
矢吹公敏（プロジェクトマネージャー，日弁連国際交流委員会副委員長）
田中みどり（事務監理，日弁連国際交流委員会幹事）
宮家俊治（事務監理，日弁連国際交流委員会幹事）
日弁連担当事務局
池田利亜子（日弁連国際課）
前田かおり（日弁連国際課）
なお，第2回現地調査に，佐藤裕子（第55期司法修習生）が参加した。

チーム会議・調査日程一覧

- 2001年4月17日 チーム会議（全体構想討議）
5月15日 チーム会議（文献資料検討）
6月6日 チーム会議（文献資料検討）
7月4日 チーム会議（調査項目検討）
7月13日 チーム会議（現地調査準備）
7月31日 チーム会議（現地調査準備）
8月6日－12日 第1回現地調査
8月7日 Cambodian Defenders Project 訪問調査
カンボディア王国弁護士会訪問調査
Legal Aid of Cambodia 訪問調査
8月8日 カンダール州裁判所所長面会調査
司法大臣表敬訪問
8月9日 コンポンチュナン州知事表敬訪問
コンポンチュナン州裁判所所長，同裁判官3名面会調査
同州法律扶助担当弁護士2名，検察官2名，刑務所所長面会調査
同州刑務所視察
8月10日 ADHOC 訪問調査
LICADOH 訪問調査
8月11日 廃棄物処理場視察

.....

- 9月18日 チーム会議（現地調査総括）
- 10月23日 チーム会議（現地調査準備）
- 11月19日 チーム会議（現地調査準備）
- 11月27日－12月1日 第2回現地調査
- 11月27日 バンコク・タマサート大学リーガルクリニック
- 11月28日 Cambodia Law Firm 訪問
Mr. Son Arun's Law Office 訪問
Angkor Law Group 法律事務所訪問
日本大使館篠原公使面会
- 11月29日 プノンペン法科経済大学訪問調査
裁判傍聴
Mr. Ang Oudom's Law Office 訪問調査
- 11月30日 Mr. Chung Eav Heng's Law Office 訪問調査
カンボディア王国弁護士会会長表敬訪問及び協議
Mr. Bun Savun's Law Office 訪問調査
- 12月17日 チーム会議（現地調査総括）
- 2002年1月9日 チーム会議（報告書項目検討）
- 2月18日 チーム会議（報告書レジメ検討）
- 3月23日 チーム会議（報告書案検討）
- 4月18日 チーム会議（報告書案検討）
- 5月8日 チーム会議（報告書案検討）

..... 5

第1 はじめに

1. 報告の目的

本報告は、日本弁護士連合会（日弁連）のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（本プロジェクト）の一環として、カンボディア王国におけるリーガルエイド（法律扶助制度等）の持続的発展のために、何をすればよいか、とりわけ国際協力には何が求められているか、日本からの協力として優先されるべきものは何かについて、提言を試みるものである。

提言にいたる前提として、リーガルエイドの意義、各国での発展類型、カンボディアにおける法制上の根拠（第2章）、同国での重要性（第3章）をふまえ、同国での先行事例と現状（第4章）、ユーザーサイドに関し法律扶助へのニーズ（第5章）、サプライサイドに関し法律家・弁護士の状況（第6章）について、現地調査2回を含め調査検討した。

そのうえで、制度設計のための諸要素と（第7章）、いくつかの選択肢としてモデル案を設定して考察し（第8章）、2002年度以降の本プロジェクトの具体的なあり方を想定して提案をした（第9章）。

2. 調査研究の経過

日弁連は、2001年度国際協力事業団小規模開発パートナーシップ事業として、本プロジェクトを実施した。本プロジェクトは大きくわけて2つの分野にわたるもので、その一つが同国弁護士向けセミナー（年4回）の実施であり、もう一つが同国における法律扶助制度構築のための調査研究（本調査研究）である。

本調査研究のために、2回の現地調査、15回の本邦における本プロジェクト法律扶助チーム会議をもった。また、本チームには、財団法人法律扶助協会からも参加をいただいた。

本調査研究は、会内外の多数の方々協力によって実施したものである。

ご協力をいただきました関係者の皆様方に、感謝を申し上げます。とりわけ、国際協力事業団、同東京研修センターの皆様、カウンターパートであるカンボディア王国弁護士会の皆様、特にアン・エン・トン会長、ブン・ホン事務局長、イム・サリ弁護士の皆様には、多忙な業務のなか大変お世話になりました。改めて厚く御礼申し上げます。

第2 リーガルエイドの理念・必要性

1. リーガルエイドの意義・内容

1) リーガルエイドの制度目的

法律扶助（legal aid）は、資力や社会的地位にかかわらず全ての国民にアクセス・トゥ・ジャスティス（access to justice）を保障し、これにより法的権利実現の平等を図ることを制度目的としている。

第二次世界大戦後、福祉国家の理想の実現を目指すヨーロッパの諸国では、公的な

利益は行政が独占的に実現するものとした法政策がとられてきた。そこでは、国家は「法の下での平等」を実現する責務を有するものとして捉えられ、法律扶助は「司法における社会福祉」として理解されてきた。

一方、米国では、私人が裁判所を通じて公益の実現を図り得るものとされ、その意味で行政と私人とをパートナーとみる司法理解があった¹。前記のヨーロッパ型においては、法律扶助の目的を経済的弱者に対する無償ないし低廉な法的サービスの提供自体に置くのに比し、米国の法改革訴訟や、今日のコース・ローヤリング (cause lawyering) と称される活動は、法的サービスの提供を通じて問題の原因に迫るなどして政治的、社会的目標を達成し、法政策を実現しようというものであった²。

ところで、このような法律扶助の制度構造を区分する指標として、サービスの提供形態から分析する手法もある³。

伝統的なジュディケア・モデル (開業弁護士を法律扶助サービスの提供者とするシステム) においては、法律扶助を資力に乏しい者への弁護士費用等の援助として捉え、したがってアクセスへの主要な障害はいわば支払能力の欠如であり、この障害が法律扶助制度によって克服されるならば、アクセスの平等は実現されるとの前提があった。

一方、米国の法律扶助専門弁護士で代表されるスタッフ・モデルは、「貧困な人々は、金銭面を除いても、裕福な人々とは違いがある」という考え方を前提にし、アクセス・トゥ・ジャスティスの目的を、形式的な平等とするのではなく、実質的な社会的、経済的平等を重視した。ここでは、法的ニーズはジュディケア・モデルよりも広く定義づけられ、貧困者に影響を与えるような法改革をサービスに加えることが行われるとともに、高齢者、障害者、未成年者、女性、移民など特定の依頼者グループのニーズを専門とするモデルをも開発、登場させた。この米国のモデルは、その後の各国の法律扶助に影響を与え、今日、多くの国でジュディケア・モデルとスタッフ・モデルの混合型が採用されている⁴。

さて、世界の法律扶助は、1970年頃から、「慈善から権利へ」ともいうべき飛躍的前進の時代を迎える。特に、ヨーロッパの諸国においては、刑事はもとより民事についても受給の権利性が認められ、法律扶助に大量の公的資金が投入されるようになって

1 米国におけるこのような司法の位置付けについては、小島武司「各国法律扶助制度の基礎的条件」(財団法人法律扶助協会編『世界の法律扶助』所収、1991年) p 18

2 コース・ローヤリングについては、Louise G.Trubek「グローバリゼーションと公益的弁護活動」(財団法人法律扶助協会編、宮沢節生監修『アジアの法律扶助 Legal Aid and Public Interest Lawyering in Asia』所収、現代人文社、2001年) p 23以下

3 以下の分析は、Frederic H.Zemans, Patric J.Monahan『法律扶助の組織と方法 FROM CRISIS TO REFORM』(財団法人法律扶助協会編、一木剛太郎・大石哲夫訳、1999年) p 137以下を参考にした。

4 混合型の例としては、カナダ、スウェーデン、オーストラリア、オランダなどが挙げられる。また、ジュディケア・モデルの代表とされるイギリスでも、スタッフ制のロー・センターなどが地域ごとに設立されている。各国の法律扶助制度の現状報告としては、法務省法律扶助制度研究会発行の『報告書』(1998年)のほか、財団法人法律扶助協会が発行している各視察報告書を参照

いる。最近では、これらの国のみならず中国や韓国などにおいても、その充実が司法基盤の整備に直接寄与するものとして捉えられるようになっており、共通の制度理解が形成されてきている⁵。

今日、ソ連邦の崩壊に伴う東西冷戦体制の解消の中で、「法の支配」ないし法治国家の理念の貫徹が民主主義と市場経済の維持に決定的に重要であることが認識されるようになってきている。法律扶助には、権利行使の機会均等を保障するデュープロセス機能があるが、グローバル化の中で、各国共通の原理として、司法による公正なルールに基づいての権利実現、紛争解決が求められる時代が到来し、アクセス・トゥ・ジャスティスを担う法律扶助の役割が改めて確認されているのである。

我が国も例外でなく、現在進められている司法制度改革において、「法の下では、いかなる者も平等・対等の地位に置き、公正な第三者が適正な手続きを経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を下す」という司法の役割とそのような「司法」へのアクセスを担うものとして、法律扶助の意義が確認されている⁶。

2) 刑事法律扶助の意義

法律扶助の対象領域は全ての法領域に及ぶものであり、アクセス・トゥ・ジャスティスという制度の意義は刑事、民事共通のものである。

ところで、各国における刑事手続は民事手続以上に国によって異っており、刑事法律扶助制度⁷を構想する場合には、被疑者段階に限っても身柄拘束や被疑者に対する取調べの構造、留置期間の長短などを踏まえる必要があり、刑事手続全般の構造と弁護士役割についての検討を前提とするものである⁸。

もともと、国家の刑罰権を行使する刑事司法においては、デュープロセスの確保、被疑者・被告人の人権保障は必要不可欠のものであり、各国とも憲法などで受給権を確認し、国家資金に基づき裁判所など中立・公正な運営主体が管理、運営している。

なお、逮捕、取調べといった手続の初期段階から公的資金による弁護士依頼権を保障することは国連人権規約等の規定にも沿うものであるが、前述したとおり刑事手続には国によって特徴があり、最終的にどのような公的弁護制度を構築するかは立法政策にかかっていると云える。

3) 民事法律扶助と権利保護の全体像

イギリスやドイツなどヨーロッパの諸国では、前述したとおり民事法律扶助もまた近代法治国家が準備すべき社会的な装置の一つとして捉え、「権利としての法律扶助」

5 韓国、中国の法律扶助の現況は、財団法人法律扶助協会編、宮沢節生監修『アジアの法律扶助 Legal Aid and Public Interest Lawyering in Asia』（前掲注2）所収の論文を参照

6 司法改革審議会『司法改革審議会意見書』（2001年）p 5

7 日本における刑事法律扶助（公的弁護）を論じた論文は多い。その中では、村井敏邦「刑事法律扶助の課題」（財団法人法律扶助協会『日本の法律扶助—50年の歴史と課題』、2002年）p 265

8 財団法人法律扶助協会『刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添扶助の展望と課題』（1999年）及び日本弁護士連合会等『国費による弁護制度を創る—当番弁護士制度10年の実践から』（2001年）を参照

を国民に保障してきた⁹。

一方、米国では、刑事法律扶助は合衆国憲法等においてその権利性を確認しているが、民事法律扶助には権利としての位置付けは与えていない。日本では、憲法などで公的資金による弁護人依頼権の保障を定めているものの、民事法律扶助は、憲法の定める「裁判を受ける権利」を実質化するものとしつつ、受給権を付与するか否かは今後の立法政策によるとされている。その意味で、日本は、ヨーロッパとアメリカの中間的な位置にあるとも言える。

このように、民事法律扶助の権利性の理解に国別の差異があるのは、刑事法律扶助が国家の刑罰権との緊張した関係から権利内容が構成されるのに比し、民事法律扶助は私人間の紛争解決を公的に援助するものであり、この点を反映しているとも言える。もっとも、米国の場合は、法律家など個人のプロボノ活動に極めて高い社会的役割と評価が与えられており、これが民事法律扶助における国の役割にも影響を与えていることを忘れてはならない。

さて、民事法律扶助の主要な目標を資力に乏しい者への訴訟援助としつつ、権利保護の全体像を次のように分析する見方もある¹⁰。

すなわち、この間の展開を、①法律扶助の拡充としての第一の波（その最もラジカルなものの一つとしての米国のスタッフ・モデル）、②環境権などのいわゆる拡散利益の保護を目的とした第二の波（訴訟採算がとれないなど訴訟のインセンティブがない状況の中での権利保護の確保）、③ADR（代替的紛争処理）の充実を目指した第三の波（裁判中心から多元主義への展開）として総括し、トータルな権利保護の前進のためには、これらがそれぞれ不可欠の要素として一体的に統合され、把握されるべきとするものである¹¹。

今日、イギリスやカナダなど世界の各国において、限られた国庫資金と増加する制度ニーズの中で、アクセス・トゥ・ジャスティスという制度目的をどのように有効に実現するか模索が続いている¹²。

9 欧州委員会（The Commission of the European Communities）は、2002年1月18日、欧州連合理事会（The Council of the European Union）に対し、「民事手続の法律扶助等に関する最低共通ルールを定めて渉外的紛争における正義へのアクセスを高める命令案」を提案することを決定した（Proposal for a Council Directive to improve access to justice in cross-border disputes by establishing minimum common rules relating to legal aid and other financial aspects of civil proceedings, COM(2002)13final-2002/0020 (CNS)）。その3条には「法律扶助を受ける権利（Right to legal aid）」が明記され、民事手続において法律扶助を受ける権利があることが確認された。民事法律扶助受給権を明記した点でも、また、これが採択されるとEU加盟国で強制力を持つ点でも画期的なものと言える。

10 この分析は、P. カペレッティ、B. ガース『正義へのアクセス』（有斐閣、小島武司訳、1981年）を参照
11 小島武司教授は、これを「総合正義モデル」と呼んでおられる。小島武司「裁判・ADRとリーガル・エイド」（財団法人法律扶助協会『リーガル・エイドの基本問題』、1992年）p 55

12 イギリス法律扶助の最近の報告は、我妻学「イギリスにおける法律扶助の転換」（財団法人法律扶助協会『日本の法律扶助—50年の歴史と課題』（前掲注7））p 355。なお、ドイツの現状は、豊田博昭「ドイツ法律扶助の近況」（同書）p 399

.....

そこで共通しているのは、

- a 法律扶助サービスの概念の拡張とサービスの多様化
- b サービスの質と効率化の追求
- c 地域的視点にたつサービス需要の計測と提供

などであり、限られた資金をより有効に使用する運営のありようこそが、真に実効的な法律扶助を約束するものとして各種の試験的な試みが開始されているのである¹³。

4) 法律扶助の戦略性

前述のとおり、法律扶助は、個々の国民の裁判等を利用する費用を公的資金により援助するという制度として整備されている。しかし、限られた資金で実効的な成果をあげようとするとき、制度設計の戦略性が課題となってくる。

前述のとおり米国では法的手段を通じて社会に存する貧困問題を解決するという考え方を重視してシステム構築がなされた。これは、限られた資金を法改革訴訟などに集中し、これを通じて問題の根源の解決を図ることにより多数の人々を救済しようというものであった。この方向性は、必然的に資金提供者である連邦政府との軋轢を生み出し、今日では、連邦政府の資金でもって法改革訴訟を行うことは禁じられた。しかし、今日でも、多くの地域プログラムは、各種の資金ソース（民間財団、弁護士会、個人寄附、自治体等）を開拓し、それらの活動を継続しているのである¹⁴。

また、早い時期から充実した法律扶助制度を展開してきたイギリスでも、長期化する不況による国家財政の窮迫と法律扶助予算の急増のアンバランスから、ブロック・コントラクトの採用による予算管理の徹底、コミュニティ・リーガル・サービスの導入による情報、助言サービスの充実と弁護士以外の機関との協働といった新しい試みが開始されている。

これらの試みもまた、法律扶助の戦略性を考える場合の重要な要素である¹⁵。

2. 法制上の根拠等

1) 国際人権規約

市民的、政治的権利に関する国際規約（自由権規約）14条は、「公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利」（1項）や、刑事弁護を無料で受ける権利（3項(d)）に言及している。

すなわち、同14条1項は、「・・・すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立

13 大石哲夫「法律扶助制度再構築への課題」（民事法情報 No.136, 1998年）p 31

14 米国の法律扶助の現況は、阿部圭太「アメリカにおける法律扶助の近況」（財団法人法律扶助協会『日本の法律扶助—50年の歴史と課題』（前掲注7)）p 375。

15 Pleasence, Pascoe., Targeting and Access to Justice : An Introduction to Legal Aid Reform in England and Wales（同論文は2001年12月に開催された法律扶助協会の「法律扶助の多元的ニーズ」と題する国際会議で配布された。）

の、かつ公平な (impartial) 裁判所による公正な (fair) 公開審理を受ける権利を有する。・・・」と規定し、同14条3項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。・・・(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。・・・(d) 自ら出席して裁判を受け、及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときにはその費用を負担することなく、弁護人を付されること。・・・」というのである。

自由権規約28条による委員会が同規約40条に定める締約国の報告を検討する際、同14条についての主な論点は、一つは裁判官の独立であり、もう一つは裁判所のアクセスが真に実効的なものである。

自由権規約委員会は、一般的意見13において、裁判所への平等なアクセスに言及し、同委員会「報告マニュアル」は特に資力のない被告人に対する無料の法律扶助の利用可能性について詳細に情報を提供するように求めている。また、同委員会の審査では、「法律扶助の利用可能性が非常にしばしば質疑の対象となる。無料の法律扶助及び助言制度の有無、個人にとっての法律扶助が容易に利用できるか、法的扶助が刑事・民事双方で利用できるか否か及びその利用件数、被告人にとっての無料の法的扶助の利用可能性などがそうである」。

同委員会の見解として、申立番号377/1989、73-78事件、Anthony Currie 対ジャマイカについて、「申立人は殺人罪で有罪判決を受け、処刑を待っている者であるが、控訴裁判所が13年前に彼の控訴を口頭で棄却したのは、上訴権の侵害であると主張した。委員会は、棄却の理由を示す文書による判決の発布を不当に遅延することは14条3項(c)及び5項に反するとした。さらに、申立人の上訴理由は事実審における公正な審理の要件に関わるものであったため、最高裁に対する上訴が可能なように法律扶助を与えることを拒否したことは、司法の利益を害し、2条3項とあわせて解釈して14条1項に違反する。最後に、14条に反する裁判手続において死刑を科することは、それ自体が6条違反である。」との指摘がある。

上記14条3項の無料刑事弁護の実現のためには、国選弁護制度または法律扶助制度が不可欠である。また、公正な裁判の実現のためには民事事件についての法律扶助制度も必要である。日本では、起訴後の刑事弁護について国選弁護制度があり、また、2000年4月民事法律扶助法が制定された。

また、公正な裁判を受ける権利は、腐敗のない裁判所、つまり賄賂をとらない裁判官による裁判を受ける権利という趣旨を含むものと考えらるべきである。

自由権規約14条1項の公正な審理について、その最も重要な基準は、「両当事者の平等」であり、その侵害の典型例として、刑事事件の控訴審において検察官のみが出席し被告人が手続から排除されるような場合を掲げている。ここには、明示的には、賄賂をとらない裁判所とか腐敗しない裁判官による審理との明示的な指摘はないが、賄

略または腐敗は「両当事者の平等」の明確な侵害である。

そして、市民が公正な裁判所に対するアクセスを持つことは、司法が人権の最後の砦として権利を具体的に保障することであると同時に、政府の政策に対する市民からのコントロールの一手段を確保することでもある。また、近時、貧困削減のためには当該国の市民社会 (Civil Society) ないし NGO を強化すべきことが指摘されているが、良質の弁護士や弁護士会は、当該国の人権や民主主義に有益な NGO になる可能性がある。

この意味で、市民の公正な司法に対するアクセスの確保、その一手段としての法律扶助制度は、生存や健康の権利を含むいわゆる社会権を実現するものであり、いわゆる貧困削減のための社会基盤の一翼を構成すると言える。そして、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) 2条1項は、同規約の権利の実現のための国際協力 (経済上及び技術上の援助及び協力) を締約国に義務づけている。

2) カンボディア国内法

a. 憲法

カンボディア王国憲法には、刑事訴訟手続に関する権利として、無罪推定、強制による自白の証拠無能力、その他、「すべて市民は、裁判において自己を防御する権利を有する」(38条8項)¹⁶と防御権に関する規定が置かれているが、弁護人依頼権については具体的に触れられていない。また、裁判を受ける権利についても、国家機関または社会团体から受けた損害について賠償請求する権利が規定されているのみで(39条)、正面からこれを規定しているわけではない。このように、憲法の明文上は、リーガル・エイドの権利性には言及がなく、また、裁判を受ける権利や弁護人依頼権も明文はない。

しかし、憲法は、その31条1項で、「カンボディア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する規約及び条約が定める人権を承認し、尊重する」¹⁷と、国際人権文書を包括的に国内憲法に取り込む趣旨の規定を置いており、この規定により、自由権規約等で規定されている裁判を受ける権利や弁護人依頼権、さらにその解釈としてのリーガル・エイドの権利性などがカンボディア憲法上の権利として導かれることとなる。

b. UNTAC 暫定刑事法

UNTAC 暫定刑事法¹⁸には、刑事手続における弁護人依頼権に関する規定が置かれ

16 四本健二「カンボジア王国憲法 (日本語訳)」法学セミナー 1994年8月号 p 58

17 英文では次のとおり。“The Kingdom of Cambodia shall recognize and respect human rights as stipulated in the United Nations Charter, the Universal Declaration of Human Rights, the covenants and conventions related to human rights, women's rights and children's rights.”

18 国家最高評議会1992年9月10日決定。英語名称は、Provisions relating to the judiciary and criminal law and procedure applicable in Cambodia during the transitional period といい、刑事訴訟法と刑法とを合体させた内容となっている。すでに UNTAC の統治期間は終了しているが、なお現在でもカンボディアにおいてこの法律が適用されていると言われる。

ている。すなわち、刑事訴追を受けた人は誰でも弁護人の援助を受ける権利を有し(10条1項)、弁護人の援助なしに48時間以上身柄拘束することは許されない(同条2項)¹⁹とされる。しかし、法律扶助もしくは国選弁護に相当する制度の規定は見当たらない。

c. 刑事訴訟法(1993年1月29日公布)

予審判事(an investigating judge)の下に出頭した被疑者は、初回の出頭時に、「自分で選任するかもしくは自動的に選任される」弁護人の援助がなければ黙秘できる権利があることを告げられる(75条)。予審判事は、被疑者が「政府により自動的に弁護人が選任されるよう求めた」場合には、尋問を中止し、弁護人が尋問に立ち会えるよう直ちに弁護人に連絡しなければならない(76条1項)。この弁護人の自動的選任は、被疑者が重罪(crime)²⁰の罪に問われている場合で弁護人を選任する資力がない場合に行われる(76条2項)²¹。

このように、この刑事訴訟法には、国選弁護に相当する制度が規定されている。

d. 民事手続についての指導に関する通達04/84号(司法省1984年9月8日)

民事手続については、民事訴訟法も制定されているが、実際にはあまり機能しておらず、専ら本通達に基づいて手続が行われていると言われている。本通達には、弁護士が民事訴訟手続において、証拠調べに立ち会いまた弁論する権利があることは規定しているが、法律扶助については何ら規定がない。

e. 弁護士法²²

弁護士法は、弁護士会の特別基金として、貧困者の弁護活動のための基金を設けなければならないと規定し(29条1項)、その特別基金は、寄付のほか、民間団体、国際団体、外国政府からの援助をも受けることができるとしている(同条2項)。そして、弁護士は、貧困者であっても通常の依頼人と同様の弁護活動を行う義務を負っている(同条3項)。但し、ここでいう「貧困者」とは、無収入・無資産者か、生活困窮者を指しており(30条1項)、「弁護士費用の支払により生活に著しい支障を生ずる者」²³までを含むかどうかは明らかでない。

f. 弁護士会会則

前述の弁護士法29条を受けて、貧困者に対する法律扶助提供のための手続が規定

19 但し、カンボディアにおいて弁護士の数が少ないことを考慮し、UNTAC 暫定統治期間中は、高等教育を受け終わった者もしくは家族であれば誰でも弁護人となることができると規定されている(7条2項)。

20 殺人、傷害致死、強姦、強盗、薬物取引などの犯罪で、おおむね短期3年以上の拘禁刑となるもの(UNTAC 暫定刑法31条ないし39条)。これに対比されるのが軽罪(misdemeanor, UNTAC 暫定刑法40条以下)。

21 その他、被疑者が未成年もしくは視聴覚もしくは精神障害者である場合にも、弁護人の自動的選任がなされる(同条項)。

22 1995年6月23日公布。英語名称は、“Law on the Bar”。

23 本報告書第8参照

されている。すなわち、資力について予め裁判所長もしくは主任書記官の審査を受けた者は、弁護士会長に対し法律扶助の申込みをし（申込書式も規定されている）、弁護士会長は15日以内に会員の弁護士を指名するものとされている（6条）。当該弁護士には弁護士会理事会が決定した額の報酬（実費を含む）が支払われるが、資金不足のためか、その金額は件数に比例するわけではないと明記されている（7条1項、2項）。

g. まとめ

刑事訴訟法には、重罪事件について国選弁護制度が規定されているが、実際にはこれが実施されていないものと思われる。また、弁護士法や弁護士会会則には、弁護士の義務として、貧困者の弁護活動を行うことが規定され、その手続まで定められてはいるが、実際には最低限の実費を支払うための資金もないために、これも実施されていない。

しかし、刑事訴訟において、少なくとも身柄拘束事件と重罪事件については、弁護人なしに手続を進めることができないということが、カンボディアの法律上明らかである。

また、民事事件については、弁護士法に規定された貧困者の弁護活動をする義務は、民事・刑事の区別をしていないことの反対解釈として、民事事件においても、弁護士の援助を受ける必要がある場合には、貧困な当事者は弁護士の援助を受ける権利を有すると解釈すべきであろう。それは、カンボディア王国憲法が、国際人権条約をそのまま憲法規定として取り込んでいることから考えても、正当な解釈といえよう。

第3 カンボディアにおける法律扶助の重要性

1. 経済、市民生活の状態

1) 貧困と法律サービスに対するニーズ

カンボディア王国は、面積約18万平方キロメートル、人口約1200万人の国で、首都プノンペンには約100万人が居住している。

同国の国内総生産は約31億米ドル、1人あたり260米ドルである(1999年世銀調査)。1995年の国内総生産は約29億米ドル1人あたり284米ドルであった。世界のなかでも最貧国の一つと言われている。

同国の国家歳入総額は約2億4100万米ドル(1998年)、外国からの援助は約3億3700万米ドル(1998年)である。日本はこのうち約8100万米ドル(96億7000万円)を援助するトップドナーである。カンボディア王国は徴税機能が弱く歳入不足であり、また、外国援助への依存度が高い。

なお、1995年の外国からの援助は約5億5600万米ドルに及んでいたが(うち日本から1億5200米ドル)、外国からの援助はやや減少傾向にある。国際社会の関心が薄れてきたこと、1997年夏政治勢力間の紛争により米国からの援助が停止したこと、アジア

地域の不況等が影響していると思われる。

2) 地域格差, 貧富の差の拡大

同国では, 全体的な貧困に加え, 地域格差が深刻である。また, 市場経済の浸透に伴い社会内の所得格差が広がっている。

1997年の貧困ライン(日額, 米セント)は, 首都地域で62セント, 他都市部で48セント, 農村で41セントであった。そして, 貧困ライン以下で生活する人の割合は, 全人口の9.9パーセントが居住する首都部で11.1パーセント(約13万人), 他都市部で29.9パーセント(約38万人), 農村部で40.1パーセント(約382万人)の合計約434万人(全人口の36.1パーセント)である²⁴。

このように全体的に貧困であり, また社会的格差が存在することから, 潜在的には, 司法や法律サービスへの需要は相当あると想像される。内戦状態が終結し, 市場経済化が進むなかで, 不動産をめぐる紛争をはじめ, 法律のないし司法的な公正な解決を必要とする問題がたくさんあるとの指摘は, あちこちから聞かれる。しかし, 後述するように, 全体的な貧困と, 裁判所の機能不全とがあいまって, たとえば, 弁護士への顕在的な需要はそう多くなく, 絶対数においても少ない弁護士たちはそう忙しくしているわけではない。

2. 司法制度, 法曹の状況

1) 法律家の絶対数の不足

カンボディアでは, 1975年から1979年にかけてのクメール・ルージュ(ポルポト)政権時代に多くの法律家が殺害されたり国外脱出したりし, 1979年からのヘン・サムリン政権時代にも法律家養成は殆ど行われなかったため, 1992年に UNTAC が設置された際には国内にいる法律家教育を受けた者は10名にも満たないと言われる状態であった。

裁判官の数は, 1995年ころ約50名であったが, 現在は約200名である。また, 検察官は, 1995年ころ約30名であったが, 現在は100名近い。たとえば, 首都プノンペンには人口100万人余が住んでいるが, 同地域の第一審裁判所であるプノンペン市裁判所には, 裁判官9名がいる。

裁判官・検察官は司法省によって, 不定期に採用されている。国内外で法律教育を受けた者もいるが, そうでない元学校教諭や元政府職員なども多い。

1995年弁護士法が制定され, 38名の会員を持つ弁護士会が設立された²⁵。そして, 1997年まで2期にわたり, フランスや米国からの援助を受けて, 弁護士養成課程が設けられ, 1998年には弁護士数は203名になった。ところが, その後は弁護士養成に対す

24 国際協力事業団国際協力総合研修所『カンボディア国別援助研究会報告書』(天川直子執筆部分)(2001年) p 57

25 安田信之『ASEAN 法』(日本評論社, 1996年), p 214 [Cambodian Times 1995. 10. 29, 11. 4を引用]

る援助金がないこと等を理由として弁護士養成課程は設けられず、外国での法律教育受講者等に対しアドホックな資格認定が若干行われたのみで（1年間は研修弁護士となる。2001年は約10名。）、現在の弁護士数は約230名である。

カンボディア王国弁護士会は、2001年8月、司法省より弁護士養成校の設立を認めるサブディクリー（省令）を取得し、2002年中には50名程度に約1年の研修を受けさせるコースを設置すべく準備を始めている。

なお、1996年以前は、弁護士資格を持たないが主に刑事弁護人として法廷で活動するディフェンダー（Defender）がおり、UNTAC時代から活動を開始した人権NGOに所属するなどして活躍した。

また、現在法科経済大学（プノンペン大学法経学部）は、4年制の法学教育を行い毎年約200名の卒業生を輩出しているが、法律実務家になる道は殆どないという状態である。

単純な人口比でみると、現在の法曹1人あたりの国民の数は2万4000人（1997年で日本は約6300人、米国は約290人²⁶）、弁護士1人あたりでみると約5万4500人となる。

2) 司法の質

一般的に、司法ないし裁判所の質を評価することは大変難しくまた誤解を招くことを恐れるが、あえて問題点として、法律によらない裁判となっていること、腐敗の噂がたえないこと、裁判所の数が少ないことを指摘することにする。

法律によらない裁判になっているというのは、一つは法律ないし法典自体が整備されていない分野があるという意味である。1992年ころ以降、外国からの投資に関する法律等は相当整備されてきたが、いわゆる民法典、民事訴訟法、刑事訴訟法などは、現在日本やフランスなどの協力により起草段階にあり、多くの訴訟が法律に基づかずに審理されている。また、1980年代の社会主義時代に任命された裁判官も相当数いるが、当時は憲法上も重要問題については政府なり司法省の指導を仰ぐことになっていたものであり、そのメンタリティの残滓もあるかもしれない。

実際の訴訟のうち、弁護士が関与する裁判は一部にすぎないが、積極的な弁護人がついた訴訟でも、裁判官は事前に判決書を作成しており、弁護人申請の証人の採用や証人尋問の結果には関心を示さないようにみえることも多い²⁷。

ただし、法律が未整備であるといっても、たとえば、殺人犯に対する拘束期間は概ね7年ないし10年くらいであることが多いとのことで、その期間自体は日本の裁判所の量刑とほぼ一致している。また、例えば刑事事件における執行猶予の運用で、それ

26 司法制度改革審議会・前掲書（注6）p57

27 カンボディアの訴訟手続の実際を記述した日本語文献は殆どないようであるが、桜木和代〔弁護士〕「カンボディア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』民法・民訴法関係事前調査報告書（1998年3月27日-同年7月2日）」（国際協力事業団、1998年）別紙1-2、3、10〔1998年3-4月のプノンペン市裁判所の訴訟手続の例〕、同3-3〔同4月同裁判所民事和解手続〕、同3-8〔同6月同裁判所民事調査裁判証人調の例〕。なお、本調査研究の現地調査においても、若干の法廷傍聴をした。

．．．．．
なりの落ちつきどころを実現しているという面もある。現状の裁判がカンボディア社会の規範や正義の観念からまったく遊離しているというわけではないことにも留意しないと、事情を知らない外部からの批判にすぎないと受け取られ事態の改善に役に立たない危険性もあると思う。

腐敗の問題は、実態を調査することは大変難しいし、また限られた知見を記述することも躊躇する分野であるが、少なくとも噂はたえない²⁸。たとえば、裁判所への提訴手数料は7000リエル（約250円）であるが、予審判事の手元にある事件記録（捜査段階での調書等が含まれる）を閲覧する場合には、担当書記官に記録の量にかかわらず20米ドル渡してコピーしてもらうことになり、その金額を払えない人は事実上閲覧ができないといわれる。1993年ころから現在にいたるまで、裁判官の給与は月額30米ドルである。この金額でも前述の一人あたり国内総生産の数値からみると、平均より良いということになるが、首都地域でそれなりの食住をしようとする月200米ドルはかかると言われている。ところが、それ以上の贅沢品を持ったり、盛り場で毎夜のように何十米ドルか費消していると思われる裁判官もいる。また、外国の援助で作成された法案を国会に提出する際、中間関係者から支払を求められ、任期終了を間近にした外国専門家が支払をしたとの噂もある。

ある司法省高官は、腐敗の問題は裁判官の昇給では解決せず、司法部のスピリットの変革が必要であると見ており、ある弁護士会幹部は、実効的な腐敗防止法や裁判官弾劾の実行が必要であると言う。ただし、腐敗の噂が強くて更迭された裁判官もある。なお、経済的利益の1割程度の支払が行われるという話を聞いたことがあるが、日本での弁護士費用の水準を考えると、訴訟当事者の経済的負担は同水準とも観察できる。

裁判所が州の中心地域にしかなく、道路や交通機関が整備されていないことや、交通費を負担できない人が多いことにより、裁判所に行けない人が多いことも問題である。ただし、裁判官、検察官、場合によっては弁護士が、地方を巡回して、裁判を行うという努力も行われている。

3. カンボディア発展におけるリーガルエイドの重要性

カンボディアの現状を見たとき、国際協力を必要としている分野は数多くある。カンボディアの人々からも、様々な要望が聞かれる。これに対して、資金面においても人材面においても、資源は限定されている。また、国際協力をする事自体が適切かどうかについても様々な議論がある。そのような状況のもとで、なぜ、法律扶助を取りあげるのか。

28 世銀報告書は、公務員の汚職はカンボディアの最も深刻な問題の一つで、特に深刻なのは国家の中核機能を果たす機関であるとして、その第一に司法を、そのほか徴税機関、税関、営業許可機関、警察、基準認証検査機関等を挙げている。World Bank, Cambodia Governance and Corruption Diagnostic: Evidence from Citizens, Enterprise and Public Official Surveys, p.ii, May 10, 2000. 国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書 p 174（佐藤安信執筆部分）参照

最大の理由は、法律扶助は、その語義自体、第一義的に貧困層への直接のサービスであることである。社会のなかで最も脆弱な人々に対し、本来少数者の権利実現のために存在すべき司法へのアクセスを提供するものであるからである。

もっとも、実際には、腐敗の問題など司法制度自体が機能不全に陥っている面も多々あるが、そのような問題を解決するためにも、人々をエンパワーすることは意味がある。

つまり、前述したような貧困のもとでの問題に対処するためにも、また、その貧困を解消するためにも、さらには、司法の質の改善のためにも、法律扶助制度の確立は効果があると考えるのである。

法律扶助の一つの論点として、法律扶助において、資金は弁護士に供与されることから、依頼者だけでなく弁護士も受益者なのかという点がある。つまり、弁護士へ支払われる金額や、弁護士の仕事の質量のコントロールがうまくいかないと、依頼者へのサービスの質が悪く、弁護士を潤すだけということになりかねない。逆に、弁護士への支払が低すぎると、法律扶助を担う弁護士が確保できないおそれがある。しかし、適切なコントロールができれば、良質な弁護士及び弁護士会を育成することは、それ自体が市民社会のエンパワーメントになりうる。特に、カンボディアにおいては、弁護士会は政府や裁判所から独立した存在と規定されており、また、若手弁護士の間には欧米 NGO の影響もあって弁護士職の独立の意識が明確であるので、可能性は十分あると思われる。

なお、法律扶助について、日本とカンボディアとの協力を想定したとき、日本はいわゆる先進国として援助をするのかという論点がある。日本で、政府の責任を定めた民事扶助法が成立したのは、2000年のことにすぎない。刑事手続の国選弁護制度は、起訴後の被告人のみを対象しており、起訴前の被疑者は対象外におかれている。この点からみると、法律扶助については、遅れた国とも言える。さらに、例えば、法曹養成との連結をはかるリーガルクリニックや、パラリーガルの活用、法教育の実践などをみると、日本には殆ど実績がなく、逆に南の諸国には先進的实践例や制度が多々ある。また、いわゆる北の世界における法律扶助と南におけるそれとは、基本的に異なる面がある。つまり、一般的傾向として、北においては、法律扶助の対象者は数的には少数であるのに対し、南ではむしろ殆どの人々にとって要扶助性が認められるという点である。したがって、法律扶助制度についての日本とカンボディアの協力は、日本の資金力を活かすとともに、むしろ、どのようにして困難な状態のなかで制度構築を模索するのか、次に述べる持続可能な制度構築にむけて、連帯感をもって共に悩み作り上げていく点に、意義があるというべきであり、その点にこそ比較優位があるというべきである。

第4 カンボディアにおけるリーガルエイドのこれまでの試みと現状

1. リーガルエイドの現状

現在、カンボディアでは、二つの NGO (Cambodian Defenders Project と Legal Aid of Cambodia) とカンボディア王国弁護士会 (Bar Association of the Kingdom of Cambodia) が、主に外国政府や NGO からの資金援助を受けて、無料刑事弁護、無料民事代理・助

言，無料法律相談などの法律扶助を提供している。

2. UNTAC 以後の発展と国際協力

1992年から，カンボディアは，国連暫定統治機構の管理のもとで，国際社会の協力を受けて復興をめざした。これに伴い，人権関係や法律関係を含む外国の非政府団体(NGO)も多数カンボディアに関与するようになった。そのような流れの中で，ディフェンダーを擁する NGO が，外国からの資金援助や外国人弁護士指導のもとに，法律扶助をするようになった。

たとえば，Cambodian Defender's Association (CADEAS) は，1994年11-12月に91件（刑事事件56件，民事事件35件）を受け付け，34件（刑23，民11）を終了させた。この NGO は，Cambodian Defenders Project とともに当時活発に活動した有力団体であり，かつカンボディア人中心の運営で囑望されていたが，中心人物が政治を志したことや，管理運営に弱点があったことなどから，外国資金の援助が続かず，1995年弁護士会設立の頃に活動を終えた。

3. CDP の活動

Cambodian Defenders Project (CDP) は，米国の世界的に著名な人権・法律 NGO である International Human Rights Law Group により設立されたリーガルエイドを提供する NGO で，外国人弁護士の指導のもとに，USAID 等からの援助を受けて活動を開始し，その後，徐々に「カンボディア化」し，1999年からはカンボディアの NGO となり，現在も1億円近い年間予算規模で，法律扶助サービスを提供している²⁹。

4. LAC の活動

Legal Aid of Cambodia (LAC) は，Cambodian Defenders Project を構成していた外国人弁護士やカンボディア人ディフェンダーが中心となって設立されたリーガルエイドを提供する NGO で，オランダ等の援助により，1995年12月から96年7月に，月300ないし375米ドルの給与を受ける16名のディフェンダーにより，281件を受任し，261件を終了した。

5. カンボディア王国弁護士会の法律扶助活動

カンボディア王国弁護士会 (BACK) は，設立時から法律扶助部 (Legal Aid Department, LAD) を設置し，1996年には20人の弁護士により刑事事件442件，民事事件153件，1997年には刑事事件74民事事件18，1998年には刑事事件197民事事件24，1999年には刑事事件168民事事件73，2000年には刑事事件146民事事件80（ここまでの合計刑事事件998件，民事事件477件）を処理したという。同会では1995年にはフランスから5万フランの援

29 Sok Sam Oeun, Legal Aid in Cambodia, (同論文は2001年12月に開催された法律扶助協会の「法律扶助の多元的ニーズ」と題する国際会議で配布された。)

助を受けて、扶助事件一件あたり80米ドルの弁護士報酬を支払ったが、その後資金不足に悩み、担当弁護士数も減り、現在では、数名が月200ないし300米ドルの給与を受けて活動をしている状態である。

第5 法律扶助のニーズ（需要）

1. 人口、人口分布、経済活動等

前述（第3，1）のとおり、カンボディア王国は、面積18万平方キロメートルの国土に約1200万人の人を有し、1人あたりの国内総生産は260米ドル（1999年世銀）である。行政区として20の州と4つの特別市があり、このうち首都プノンペン特別市には約100万人が居住している。

全国的に貧困が問題になるが、そのなかでも首都部とその他の地域、都市部と農村部との格差は大きい。農村部にいけばいくほど、法律サービスないし弁護士の利用の困難度は深刻となる。これは、農業中心の経済で貨幣保有は少ない（貧しい）ことに加え、交通インフラ（交通機関ないし道路等）が整備されていないために裁判所ないし法律事務所所在地に行くことが困難であることによる。たとえば、カンダール州裁判所は、プノンペンから自動車で約30分のところにあるが、同裁判所長によると、同裁判所に来る殆どの人たちは裁判所に来る交通費も負担できない人たちで、それはその人々の服装で判断できるとのことである。

産業構造をみると、第一次産業が43パーセント（うち米12パーセント、畜産12パーセント）、第二次産業17パーセント（うち工業7パーセント）、第三次産業40パーセント（うち商業13パーセント）である。産業別実質成長率について1994年から5年間の平均伸び率は、第一次産業2.3パーセント、第二次産業7.8パーセント、第三次産業5.6パーセントとなっている³⁰。

ここ数年、人々の経済活動は着実に旺盛になってきており、また、おそらく統計にでない地下経済的な部分も相当増大してきていると思われる。したがって、たしかに最貧国の一つではあるものの、経済活動の全体的な活発化とそのなかでの格差の拡大にともない、法律サービスへのニーズは少なくとも潜在的には確実に増大していくと考えられる。

2. 裁判・弁護士の利用状況

1) 本人訴訟の実情

プノンペン市裁判所の実情をみても、殆どの事件が本人訴訟で、刑事事件の一部に弁護人が付いているといった状態である。

カンダール州裁判所では、当事者のいずれかに弁護士が付いている事件は、全体の

30 1999年経済財政省。国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書（注24）（廣畑伸雄執筆部分）
p 42, p 45

1 割程度ではないかということである。

2) カンダール州の事件数

カンボディアでの裁判の現状を検討し今後の法律扶助への需要を予測しようとするとき、カンダール州の現状が参考になると考えられる。同州は、首都プノンペンに隣接した州で、農業を中心しつつも市場経済化の波を受けており、同国全体の状況を押し量りうると思われる。また、同州裁判所所長であるヒーソピア裁判官は、同国裁判官のなかでも最も現状を把握している人であるように思われ、また、弁護士利用にも積極的である。

カンダール州の人口は約95万人、都市中心部には経済的に余裕がある人も若干おり、周辺部になればなるほど貧しい人が多い。

現在、一年間に、刑事事件1000件余、民事事件1000件以上が裁判所に持ち込まれており、2001年8月の聞き取り調査の時点で、刑事事件で勾留されている者が112名いるとのことである。罪名としては、窃盗、強盗、傷害等が多い。

同裁判所には、現在裁判官が5名、検察官が3名配置されている。

同裁判官の概算では、刑事事件のうち、被疑者被告人が勾留される者が10ないし15パーセントで、少なくともその半分は貧困者で弁護士費用を負担することができない者であると思われる。同裁判官は、全刑事事件ではなくそのうち勾留事件のみについて、しかも被疑者段階ではなく起訴段階で初めて弁護人を選任させるとして、少なくとも裁判所管内に刑事扶助事件を担当する弁護士が2ないし3名、できれば4名必要である、と希望していた。

同州では、1997年ころ以降、Legal Aid of Cambodia の弁護人が3名配置されていたが、現在は1名に減員となっている。同裁判官は、カンボディア王国弁護士会にも弁護人派遣を要請しているが、派遣は実現していないとのことであった。

3) 弁護士サービスの利用状況

カンボディア王国弁護士会は、同国における実働弁護士を約200名としている。

このうち、50ないし60名は、Cambodian Defenders Project, Legal Aid of Cambodia 及びカンボディア王国弁護士会で、法律扶助業務に従事（専従）している。

そのほか、40ないし50名が、法律事務所を開設して、弁護士業務を中心に生計をたてている開業弁護士と推測される。

この開業弁護士がどれほどの事件を取り扱っているかはさらに調査が必要であるが、おそらく、2割程度は外資系企業の相談助言業務をし、その余の弁護士が一人当たり年間10-30件程度の民事刑事事件を、一件あたり典型的には300ないし500米ドルの弁護士費用で受任しているのではないかと推測される。

全体的にみると、年間約1000ないし1500件の訴訟事件（刑事事件、民事事件）に弁護士が関与しているのではないかとということになる。

3. 要扶助事件の推計

1) 要扶助刑事事件の推計

前記 1 (2) に述べたカンダール州の事件数とヒーソピア裁判官の観測に基づく、次のような推計が可能である。前述のように、これは、被疑者段階では弁護人を選任せず、勾留された被告人段階のみに対し貧困者扶助をすることを想定し、扶助弁護人はほぼフルタイムで扶助事件を担当することを想定したものである。

	カンダール州	全 国
人 口	約95万人	約1200万人
年間刑事事件数	1000件	12000件
うち勾留者数	140名	1680名
うち貧困者数	70名	840名
要扶助弁護人数	4名	48名

この推計でみると、弁護人は一人あたり17.5人の被告人を担当することになる。この一人あたり担当者数は、これまでリーガルエイドを実施してきた諸 NGO の実績と、ほぼ同等の業務負担と言える。コンポンチュナンの弁護士は、もっと多数の事件を担当していた様であるが、その弁護活動が十分なものかどうかは不明である。

ちなみに、これら NGO で勤務している弁護士の月給は300米ドル前後（年俸3600米ドル前後）であると思われる。弁護士給与のみ一人300米ドルとして48人分計算すると、総額年間17万2800米ドル（1米ドル140円換算で2419万2000円）となる。

そして、被疑者段階から弁護人を選任するとなると、この試算の1.5ないし2倍の弁護人が必要となる。さらに、対象事件を非勾留事件にまで拡大すると、必要数は、3ないし5倍に増加すると思われる。

他方、必要弁護士数を、裁判官や検察官の数から推計・想定するという手法も考える。おそらく、あくまでも現行の弁護実務を前提としてであるが、裁判官1人（民事刑事両方を担当）に対し、検察官1ないし2名、刑事弁護人2ないし4名（うち半分扶助事件）といった必要数比率であると思われる。

2) 扶助サービスの必要性

法律扶助サービスが必要な事件は、本来、勾留された刑事事件だけでなく、刑事民事を問わず貧困な当事者が関与する事件全般である。

カンボディアにおいては、全人口の36.1パーセントが一日50セント前後の貧困ライン以下で生活している³¹。そして、この貧困者割合は、2005年までの8年間国内総生産成長率が6.1パーセントで増加する高度成長であっても2005年に15.8パーセント、成長率3.5パーセントの低成長の場合は28.3パーセントであるという³²。

この貧困ライン以上の人であっても、弁護士費用を負担できる人は、それほどいな

31 1997年。国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書（注24）（天川直子執筆部分） p 57

32 世銀スタッフ推計，Ministry of Planning。国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書（注24）（天川直子執筆部分） p 60

いと思われる。

当チームの現地調査では、9割方の方は、要扶助と観測された。

3) 司法サービス、弁護士サービスの必要分野

司法による紛争解決ないし権利救済、弁護士サービスが求められている分野は、企業法務及び生活関連法全般にわたり、あらゆる分野であると言わざるをえない。

少なくとも、カンボディア憲法も、同憲法が引用する国際人権法上も、刑事被告人への扶助（国選弁護）は必須である。

また、民事関係においても、司法による紛争解決ないし権利救済、弁護士サービスが求められていることは言うまでもない。とりわけ、土地をめぐる紛争の解決は、関連法規・土地登記登録制度の確立とあわせ、重要な問題である。

また、市場経済の導入や開発にともない、環境汚染をはじめとする社会問題に、司法及び弁護士が的確に対応することは、権利保護の面からも社会安定の面からも、重要である。この意味から、特定分野に力点をおく法律扶助の必要性も高いというべきである。

第6 法律家・弁護士の状況

1. 法曹人口の現状と将来

前述したとおり、国連暫定統治機構（UNTAC、1992年3月から1993年3月）が設置されたころ、カンボディアには、法曹教育を受けた者は数名しか残っていないと言われる状態であった。1995年6月に弁護士法が制定され、同年10月に弁護士会が設置されて以来、海外で法曹教育を受けた者や、2回実施された弁護士養成コースの修了者を中心に、1998年までに弁護士数は203名となり、その後弁護士養成は行われていないが、現在約230名の弁護士会員がいる。裁判官は、現在約150名、検察官は、約100名である。

カンボディア王国弁護士会は、2002年秋に弁護士養成校の設立をめざしており（JICA及び日弁連などの協力を求めている。）、同校により、これから3年間毎年50名の新規弁護士養成を期している。

他方、カンボディア王国司法省は、フランスの協力を得て、司法官（裁判官・検察官）養成校の設置を計画しており、同校により年間数十名の新規司法官の養成を検討している。

2. 法律家の収支状況、リーガルエイド関与の意向

前述（第5、2.3）したとおりの弁護士の経営状況をみると、カンボディア王国の開業弁護士がリーガルエイドに関与する条件としては、プロボノ意識の高揚とともに、一件あたり80米ドルないし100米ドルの支給がないと積極的な受任には至らないのではないかと推測される。

3. 法学生の状況

.....
プノンペン大学法経学部は、一学年200名余の学生を擁している。現在のところ、この卒業生が新規法曹になる道は閉ざされている。

しかし、学生のなかには、法律扶助サービスないし公益活動に関心をもっている者も少なくなく、現に、リーガルエイドNGOの活動に関与している者もいる。

新規法曹の供給源であるとともに、法律扶助事業の担い手としても、これら法学生の活用ないし機会付与が検討されるべきである。

第7 制度設計のために…考えられる選択肢

1. 制度設計にあたって

法律扶助の制度設計にあたっては、制度理念の実現のためにどのような制度内容を準備すべきか、具体的には対象事件、対象者、扶助要件、利用者の負担、サービスの提供方法、運営主体などについての論点別の検討が必要となる³³。なお、この作業にあたっては、実体法の内容、法律家・弁護士の状況、既存の法律扶助事業などの検討も併せて要するものである。

ところで、大量虐殺などの不幸な歴史をもつカンボディアにおいては、まだ刑事、民事に関する実体法、手続法も十分整備されていないこと、貧困者の刑事事件の謄写費用などの弁償すら行えていないこと、サービスの提供者たる弁護士が全国で230名程度しかいないことなど制度設計上の困難がある³⁴。

したがって、日本や欧米の基準や到達点を踏まえつつも、それをそのまま持ちこむのではなく、カンボディアの現実、伝統的な習慣等に適合する制度を構想することが必要であり、また、制度を支え、育てていくのは結局のところカンボディア側の関係者であるので、その自立的発展と持続に少しでも参考になればという問題意識で、以下検討していきたい³⁵。

2. 対象事件

1) 総合的法律扶助からの視点

法律扶助は本来全ての法領域を対象とするものであり、刑事、民事を包摂した総合的法律扶助制度の構築という視点を必要としている。もっとも、国家が法律扶助に提供しうる資金には自ずと限界があり、また受給権の有無など権利内容を異にする場合もあり、どのような領域の事件の援助にプライオリティを与えるか、そのための予算

33 我が国の民事法律扶助法は2000年10月に施行された。法務省は、これに先駆けて日本弁護士連合会、法律扶助協会、学者などの協力を得て、法律扶助制度研究会を設置し、約3年半の検討期間を経て、1998年に『報告書』をまとめた。本稿が設定している検討項目は、『報告書』が制度設計上の論点として掲げたものである。

34 カンボディアの現状等については、国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書（注24）、特に第2章第1節（グッド・ガバナンス、佐藤安信、Koung Teilee、山田洋一、櫻木和代執筆部分）参照

35 カンボディアなどの開発途上国へ法律扶助の国際協力については、佐藤安信「法律扶助と国際開発協力」（財団法人法律扶助協会『日本の法律扶助—50年の歴史と課題』（前掲注7））（2002年）p455

管理はどうあるべきかという政策判断が必要となる。

また、カンボディアの場合、国家財政が窮迫しており、当面、資金の一部又は全部を国とは別の機関（国際機関、先進国、弁護士会など）によらざるを得ず、この場合、その額や援助期間には自ずと制約があり、この判断は重要なものとなってくる。

2) 刑事法律扶助の優先性

刑事事件が対象事件の中でも高いプライオリティを付与されるのは、各国共通である³⁶。一般論であるが、私人間の紛争解決の公的な援助スキームである民事法律扶助と、国家の刑罰権行使・適正手続保障との関係で準備される刑事法律扶助は、その権利内容において差異があり、そこに刑事法律扶助の優先性の根拠がある。なお、被疑者段階も、その基本的性格からして、刑事法律扶助の対象となるべきものであり、特に少年の刑事事件は、被援助者が少年であるだけに最も高いプライオリティが与えられていることが多い。

3) 民事・行政事件、行政手続

民事に関する法律扶助の対象としては、民事・行政事件の裁判手続に限らず、示談交渉や各種のADR（もっとも、ADRの実態の調査を要するが）も加えるべきである³⁷。行政上の手続は、日本では法律扶助の対象とされていないが、アメリカやイギリスなどでは援助対象に含めている。カンボディアの場合、国民の法的知識の普及が充分でなく、弁護士の助力を要するケースが少なからず存在すると考えられるので対象とすべきである。

なお、援助の優先順位は、事案の複雑性・困難性、紛争性の高さ、緊急性、代替措置の有無などを基準に具体的に定めていくことになるろう。

なお、イギリスでは、1999年のアクセス・トゥ・ジャスティス法のもとで、未成年者法（Children Act）関係の手続、社会保障、ドメスティック・バイオレンス、公権力の行使に関する司法審査などが援助の上で高い優先順位が与えられている。

4) 法律相談・法律情報

法律相談は、紛争の早期解決に寄与し、時には紛争の予防ともなるものである。また、法律相談の態勢を整備することは、利用者が裁判等の手続援助を必要とする場合のアクセス網の整備にもつながるものであるだけでなく、国民の法的ニーズの顕在化にもつながるものでもある。

また、近時、各国で、法律相談を制度の重要部分として位置付け、拡充するとともに、法律情報の提供を法律扶助の出発点として重視し、整備していることも見逃して

36 イギリスでは、2000/2001年度において17億3680万ポンドの国庫支出のうち8億7240万ポンド（約50.3%）が刑事法律扶助に使われており、近年この比率は年毎に上がっている。Legal Services Commission, Annual Report 2001/2002

37 ADRへの法律扶助の提供については、小島武司「訴訟援助と訴訟外援助—法律サービスの多様化と法律扶助の対象」、長谷部由起子「法律扶助とADR」（いずれも、財団法人法律扶助協会『日本の法律扶助—50年の歴史と課題』（前掲注7））p473

はならない³⁸。

5) 法教育

法教育は、「力の支配」が続き、法制度そのものが激変したカンボディアにとっては、とりわけ重要な分野である³⁹。法教育の対象としては、各種の学校教育をはじめ広く一般国民を対象としたものの他、身障者、高齢者、女性など社会的弱者にターゲットを絞ったものなど多様に展開されるべきであり、後者は直接的に法律扶助の課題となるものである。また、農村部や山岳部など未だ封建的、伝統的な慣習によって規律されている地域の住民、少数民族を対象にしたものも検討されるべきである。

3. 対象者

対象層をどのように設定するかは、その国の法律扶助制度の目的とも関連する問題である。また、刑事と民事とでは、基本的に対象者の設定を異にする場合も多い。

1) 刑事法律扶助

各国とも経済的理由により弁護人を依頼することができない者を対象としている。しかし、民事の場合と異なり、刑事について具体的かつ詳細な資力基準を設けている国は殆どない。受給の権利性との関係で、弾力的に運用されている国が圧倒的に多いものとみられる。また、大半の国で、重罪事件などの場合、必要的弁護の制度をもうけ、請求があれば公費で弁護人を付す制度をもっている。

なお、日本でも、具体的な資力基準は設定されておらず、求めれば原則として（貧困その他の理由があれば）援助を受けられるという運用がなされている。実際にも、刑事事件の7割近くが援助されている。また、イギリスでは、1999年のアクセス・トゥ・ジャスティス法で代理援助については資力要件が撤廃されている。これは、資力要件を設定することの是非というより、資力認定に要する事務コストが、これにより節約される援助費用よりも多額になりかねないという実際の判断に基づくものと言われている。

2) 民事法律扶助

イギリスやドイツなどヨーロッパ諸国では、この間、中間所得層までを制度の対象とする運用が継続されてきた。これは、これらの国においても、弁護士の利用コストが国民にとって決して安価なものでなく、法律扶助は国家が国民に準備すべき社会的システムであり、司法へのアクセスが全ての国民にとって不可欠であるとの社会的合意があったためである。

もっとも、米国では、貧困者（ポバティ・ライン以下、国民の約18%）を対象とす

38 イギリスのコミュニティ・リーガル・サービス (community legal service) は、法情報、助言・援助へのアクセス改善を目的に、従来の民事法律扶助 (civil legal aid) にかわるものとして開始された。アクセス・トゥ・ジャスティス法4(2)(a)

39 アメリカの法教育の現況などにつき、鈴木啓文、村野和子「法教育の必要性」(財団法人法律扶助協会『日本の法律扶助—50年の歴史と課題』(前掲注7)) p.579

るものとして制度が構築されてきた。これは、米国の民事法律扶助が国家的なシステムとして準備されたものではないことに起因する。米国の民事法律扶助は、法律家の貧困者に対する職業上の責務として出発し、それを当初は福祉団体が、近年は国家も加わって助成していくものとして成長してきたのである⁴⁰。

ところで、カンボディアでは、国民の多くが貧困であり、しかも裁判費用や弁護士費用の支出が困難という点では大半の国民が該当すると考えられ、対象層に関する高いレベルでの政策選択が問題になるということにはならないと考えられる。

むしろ、限られた資金と限られたマン・パワーという現実的条件の中にあって、どの対象者に援助の優先順位を与えるかの選択が、ここでも重要な課題となると思われる。そして、その選択にあたっては、資力障害だけでなく社会的障害やアクセス障害への配慮も当然必要となってくるのである。

なお、オーストラリア、カナダ、イギリスなどでは、最優先に未成年者を置き、それに準ずるものとして女性、高齢者、障害者などが設定されている。そして、これに加えて少数民族などの地域独自の課題が掲げられることも最近では増えつつあるが、不適法滞在の外国人を援助対象とするか否かは、国により運用が分かれている。

4. 扶助要件（実体要件）

扶助要件（実体要件）は、刑事と民事では区分して検討するのが一般的である。

1) 刑事法律扶助

具体的な要件としては資力のみとし、公的弁護人の選任・公的弁護の諾否の判断を裁判所又は運営機関に委ねている国が多い。この場合の実体要件は、「司法の利益」（例えばイギリスでは、*interest of justice*）とでもいうべきものとして設定されている。また、被疑者・被告人の請求による選任のほか、裁判所による必要的・裁量的選任の規定を置くのが一般的であり、これが実質的に刑事法律扶助の機能を果たしているとも言える。

なお、当番弁護士については、当番弁護士自身が援助の諾否の審査を行うのが通例である。

2) 民事法律扶助

伝統的には、「勝訴の見込み」として運用されてきたが、近年、示談交渉など裁判以外の手続への援助対象の拡大により、「弁護士の援助を受けることの利益」を加える国もある。また、民事法律扶助の実体要件として、「対費用効果」（例えばイギリスでは、*cost of benefit*）や「法律扶助の利益」といった要件を加える国もある。

なお、法律相談については、初期サービスであり、実体要件を課さないのが一般的

40 各国の国民全世帯における対象者層比率は、イギリス約50%、フランス約50%、ドイツ約40%、スウェーデン約93%、アメリカ約18%、韓国約50%、日本約20%である（法律扶助制度研究会『報告書』（前掲注33）p 16）。

である。

5. 利用者負担

法律相談は、法律扶助スキームのインテイクの部分であり、無料で行われるのが通例である。手続の援助は、刑事と民事では利用者負担の内容を異にすることが多い。

1) 刑事法律扶助

国連非拘禁者人権原則の第17の1で、「抑留された者は弁護士 (legal counsel) の援助を受ける権利を有する」とされ、同第17の2で「資力のない場合には無料で司法もしくはその他の官憲によって弁護士の選任を受ける権利を有する」と定められるなど、国が公的費用をもって弁護人を付する義務があることが、国際人権法上、明らかとなっている。

国別では、アメリカでは連邦憲法修正6条により弁護人選任権が保障されており、これは無料で弁護人の援助を受ける権利を含む意味で理解されている。イギリスでは、マジストレート・コート (magistrate court) までの手続は全て無料であり、クラウン・コート (crown court) 以上の手続も原則として無料であるが、裁判所が一定以上の資力があると判断する場合には、判決の言い渡しに際し、費用の償還を求めることができるとされている。なお、日本では、国選弁護人費用は原則として被告人の負担とされているが、刑事手続の終了後に被告人が無資力の場合には、支払が免除されることとなっている。

このように、刑事法律扶助は、公的費用により無償で行うことが望ましく、実際に多くの国でそのように運用されている。

カンボディアの場合、公的費用の原資確保が当面困難であり、弁護士会や国際機関からの限られた資金を有効に使うためには、①援助事件を選別する(例えば重大事件、少年事件、無罪を争う事件など)、②援助対象を実費等に限定する、などの方策が必要となる可能性もある。

2) 民事法律扶助

資力に乏しい者への援助スキームである以上、民事についても無料ないし免除の規定を置くのが通例である。

米国では、対象を貧困者に限定しているだけに全てのサービスが無料である。イギリスやドイツなどでは、利用者の資力に応じて一定額を負担する制度が採用されているが、利用者の多くは負担を求められない資力層のものとなっている。これらの国では、中間所得層も法律扶助の対象に取り込んでおり、負担金制度は援助を受けられない所得層との公平感を担保するために導入されていると言われている⁴¹。

なお、カンボディアでは、援助の対象者の殆ど全てが米国などで設定されているポ

41 法律扶助の対象層と負担の関係を論じたものとして、佐川孝志「日本的ジュディケアの再編成」(財団法人法律扶助協会『リーガル・エイドの基本問題』(前掲注11)) p 375

.....
バティ・ライン以下であり、負担を求めても実効性が期待されないので、刑事と同様、無料にするしかないと思われる。

6. 法的サービスの提供方法

1) 弁護士の選任方式

法的サービス提供の主力が弁護士である点は各国共通しているが、大別すると①ジュディケア・モデル（一般の開業弁護士が利用者の選択により受任するシステム）と②スタッフ・モデル（法律扶助の運営主体に雇用された、法律扶助を専門に取り扱う弁護士が法的サービスを提供するシステム）に分けられる。なお、裁判所などが予め作成した開業弁護士名簿から選任していくシステムもあるが、これはジュディケア・モデルの変型と言える。

ジュディケア・モデルを採用している国としては、イギリス、ドイツ、日本などがあり、スタッフ・モデルを採用している国として米国がある。もっとも、カナダやオーストラリアなど、両者を併用する混合型を採用している国も多い。

ジュディケア・モデルの長所としては、利用者の弁護士選択が可能なこと、弁護士層全体の支持を得やすいことなどが指摘されており、スタッフ・モデルの長所としては、予算管理がしやすいこと、サービスの効率化が図りやすいこと、弁護士過疎地区への戦略的配置などが可能なことなどがあげられている⁴²。

なお、カンボディアにおいては、既にいくつかの NGO や弁護士会がスタッフ・モデルで法律扶助を担っている。なお、これとは別に、一般の開業弁護士がボランティアで貧困者の事件を扱っているケースがあるが、その数は僅かなものにとどまっている。

ところで、ジュディケア・モデルがその本来の長所を生かすには、弁護士の選択を可能とする相当数の弁護士の存在が必要だが、カンボディアはその人的基礎を欠いている。したがって、スタッフ・モデルを軸に必要なに応じて開業弁護士の協力を求めていく混合型を採用することが現実的と考えられる。

なお、法曹全体のパワーが未だ弱いカンボディアにおいては、弁護士会全体の支持を得やすいシステムづくりに配慮すべきであり、その意味で、強制加入団体であるカンボディア王国弁護士会の協力のもとでのサービス提供方式を構築することが選択肢の一つとなろう。この方式には、現在、設置が検討されている弁護士養成校における臨床法学教育と法律扶助の連動を容易にするというメリットもある。

2) 他のプロフェッションとの協働、パラリーガルの活用

法律扶助サービスを効率的に実施するためには、他のプロフェッションや行政との協働態勢の構築を図ることも重要である。何故なら、被援助者の多くは、法的問題の解決だけを求めているのではなく、貧困、病気、家庭の不和・暴力、住宅問題などを

42 Frederic H.Zemans, Patric J.Monahan, 前掲書（注3） p 137

も抱えているのであり、問題の全体的解決のためには、弁護士による法的問題の処理だけでなく、より広範な協働的スキームの構築が有効と考えられるからである。

もっとも、カンボディアにおいては、弁護士だけでなく他のプロフェッションもクメール・ルージュ時代に多大の人的犠牲を被っており、行政組織も十分に機能していないので、このようなスキームの構築には相当の困難が予想される。しかし、人的資源が乏しいだけにサービスの効率化は急務であり、その意味で協働的スキームは不可欠の課題である。

また、パラリーガルの活用も選択肢に加えるべき課題である。既に、先進諸国の多くではパラリーガルを積極的に活用しているが、カンボディアでは、弁護士数の絶対的不足があり、弁護士の管理の下でのパラリーガルの活用が求められていると言える⁴³。

3) 臨床法学教育

近年、米国などではロースクールの学生などによる臨床法学教育が取り入れられる。法曹養成における専門教育の一部として実務研修が行われ、法律扶助サービスの提供が行われることは、法曹教育の基礎的カリキュラムとして必要だけでなく、法曹の公益性や倫理への理解、社会的関心の醸成といった観点からも不可欠なものである⁴⁴。

現在、カンボディアで設立が検討されている弁護士養成校で法律扶助サービスを行うことは、弁護士養成課程における実務教育の実施という観点だけでなく、法律扶助サービスの担い手が不足しているという現状からして、法律扶助サービスの貴重な供給源ともなるものである。

7. 弁護士費用

法律扶助の費用基準は、サービスの提供者たる弁護士、資金供給者（多くの場合、国。あるいはその背後にいる納税者。弁護士会、民間財団、国際機関などのドネイターも含まれる。）そして利用者の理解を得るものとして設定しなければならない。

かつて、ジュディケア・モデル、スタッフ・モデルのいずれの場合においても、一般的な費用・報酬水準からして極端に低く設定する例も見受けられた。しかし、弁護士の職業的使命感を強調し、その犠牲的恩恵に依拠していた時代は既に終わっている。適正な弁護士費用の水準の設定は、良質なスタッフ、適正なサービスを確保する前提となるものである。

重要なのは、費用基準が明確かつ客観的なものとして作成され、それが資金供給者のもとより広く国民に対して公開されていることである。また、公的資金を使用している以上、サービスの質についての検証が不断に行われなければならない。

カンボディアの場合、かつて法律家や知識層が政治的迫害の対象となった。また、公

43 調査団が訪問したプノンペン法律事務所の一部では、研修中のパラリーガルを雇用し、活用していた。

44 ニナ・カミック「コミュニティへのサービスと法学教育を結びつける」（財団法人法律扶助協会編、宮沢節生監修『アジアの法律扶助 Legal Aid and Public Interest Lawyering in Asia』（前掲注2））p 257

.....

務員の給与水準が低く、今も汚職が絶えず、必ずしも社会的尊敬を集めていない現状がある。それだけに、法律扶助の弁護士費用水準を適正なものに設定し、その必要性和意義を社会的に明らかにし、それを保障しうる公的な資金の内外に求めていく姿勢を続けることが必要である。

8. 申込手続

法律扶助制度が国民に広く利用されるためには、法的紛争に直面した国民が容易に法律扶助を利用できる体制を全国的に整備することが必要となる。このためには、申込手続を簡素化するとともに、法律相談のネットワークを全国的に整備することが有効である。イギリスの法律扶助制度は、グリーン・フォーム（法律相談制度）と当番弁護士制度の普及により爆発的に広がった。

ところで、民事法律扶助では、申込—資格審査—援助決定というプロセスにおいて、貧困等を証明する官公署等の発行する書面の添付を求めるのが通例である。しかしながら、これが制度利用のバリアーになるのなら、司法へのアクセスを担う法律扶助がインテークの段階で機能不全となるのであり、弾力的な運用が必要である。少なくとも、法律相談の段階では担当弁護士の判断で援助できるスキームとすべきである。

また、カンボディアでは、弁護士事務所や法律扶助の運営主体の支部組織も地方には殆どない状態にあり、これの解決には、かなりの期間を要するので、郵便による申込み、需要を喚起するための地方への巡回法律相談、サーキット・カウンセリング等の実施が検討されるべきである。

9. 広報、告知

法律扶助の利用を促進することはとりもなおさず司法を国民に身近なものとし、「法の支配」の実現に寄与するものである。

ところで、法律扶助制度の普及にとって制度の告知がどのように実施されているかは、制度の普及に決定的な影響をもたらすものである。受給権が保障されている場合には、制度の告知が適正に行われなければ、法的な問題ともなるものである。

この意味で、司法機関（運営主体、弁護士、裁判所）による制度の告知は極めて重要であるが、併せて、各種の行政機関とのネットワークづくりも制度の普及のためには重要な課題である。イギリスなどでは、行政などが支援する市民相談所が法律扶助を含む司法サービスのネットワークの拠点となりつつある。

10. 運営主体

1) 受給権と運営主体

制度設計上、受給権が認められているか否かは、運営主体と財政構造のありかたに影響を与える。

刑事法律扶助は、殆どの国において裁判所（一部の国では公共的な法人）が運営主

体となり、受給要件を満たす者であれば予算上の制約なく援助を提供するいわゆるオープン・エンドが採用されている。

他方、民事法律扶助についても受給権を認めているドイツでは刑事法律扶助と同一の機関（裁判所）が民事法律扶助の運営を担っているのに比し、受給権を認めていないアメリカや日本では、刑事法律扶助の運営を担当する機関（大半が裁判所）とは別個の法人が民事法律扶助の運営を担い、財政面でもオープン・エンドはとられていない。もっとも、受給権を認めていても、オープン・エンドをとっていない国⁴⁵もあり、受給権＝オープン・エンドではない。

なお、カンボディアのような国家財政が極度に窮乏している国では、法律上受給権を認めても、実際問題として国家資金を投下する余裕のない場合もあり、その場合は、国以外の資金提供者の意向をも付度して制度設計していかざるを得ないこととなる。

法律扶助は公的資金によるアクセス保障を制度の基本とするが、特に刑事法律扶助の整備は法治国家の最低限の責務であり、裁判所ないしその管理下の機関が運営主体となるべきものである。従って、カンボディアにおいても刑事法律扶助については、その方向での制度構築が焦眉と課題となるが、当面、資金の多元的なリソースを確保する努力を継続することと、それを可能とする運営主体を構想していくという柔軟な発想も必要と言える。民事法律扶助については、裁判所以外の公共的な法人が運営している例が圧倒的に多い。

また、活動資金を公的資金によらない団体が、裁判所ないし公共的な法人が行う法律扶助と連携ないし補足する役割を担うことも当然予測され、この場合総合的なネットワークづくりも課題となる。

2) 中立性，自主性，独立性

法律扶助が少数の者に対する弁護士の慈善的恩恵であった時代には、その犠牲的サービスの提供者である弁護士が中心となって運営主体が構成されていた。しかしながら、今日の法律扶助は、大半の国で基本法その他の法律に基づき多額の国家資金が投入されて運営されており、受給資格、援助要件はもとより、運営主体についても法定されている場合が多くなっている。今日では、弁護士が中心となって運営している団体がその国の中心的な法律扶助運営団体である例は殆どなくなっている⁴⁶。

一般に、法律扶助の運営主体には、資金の提供者である国、サービスの提供者である弁護士（会）、受給者のいずれからも中立性、独立性、自主性を確保することが望ましいとされる。

45 イギリスは従来、民事法律扶助についてもオープン・エンドであったが1999年のアクセス・トゥ・ジャスティス法でオープン・エンドは廃止された。イギリスの法律扶助については、Legal Services Commission, 前掲書（注36）参照

46 日本の法律扶助を担っている法律扶助協会は、民事法律扶助法の定める「指定法人」であるが、弁護士会が中心となって運営を担っている実態をもっている。なお、一昨年から理事の過半数以上を弁護士以外とするなど、「開かれた運営」のための組織改革が継続されている。

刑事法律扶助はその性格から特に中立性が求められ、前述のとおり裁判所又は裁判所が管理する公共的な法人（米国の public defender office など）が運営主体となっている。民事法律扶助は、刑事と同様裁判所が管理している国（ドイツなど）もあるが、特別法に基づく公共的な法人を運営主体とする国（イギリスなど）が多い。また、運営に利用者の参加を得る国（米国の地域プログラムなど）もあるなど、国の一般的監督のもとであっても自主的、独立的運営が行われるのが一般的である。

ところで、カンボディアにおける法律扶助は、弁護士会ないし NGO が国際機関や先進国からの拠出と僅かな自己資金を財源として実施されているものにとどまっている。裁判所は、民事はもとより刑事法律扶助すら殆ど行えていないという状況にある。

今後、各国と同様、裁判所ないし公共的な機関など中立性、自主性、独立性を保持する運営主体のもとで運営されるよう改善されることが望ましいし、そのための努力がなされるべきであるが、それが実現するまでの間、弁護士会が運営に直接的にかかわらざるを得ないものと思われる。なお、弁護士会は、各国の援助機関のカウンター・パートナーになりやすいという利点があるが、本来はサービスの提供者であり、報酬の受け手でもあるので、資金提供者はもとより広く国民に運営の現状を報告し、理解を得ていく説明責任があることは言うまでもない。

第8 モデル案

カウンター・パートであるカンボディア王国弁護士会が中心となって本格的な法律扶助事業を構築しようとした場合、まず手始めとしてどのようなパイロット事業を行うのが適当であろうか。ここでは、いくつかのモデル案を提示し、検討してみることとする。

1. はじめに（モデル案考察の視点と持続可能性の重要）

カンボディアでの法律扶助への需要を考えるに当たり、まず、同国における扶助対象者層を考えてみる。カンボディアでは、全人口の約4割が貧困層だと言われるが⁴⁷、法律扶助対象者層は貧困者層だけではない。貧困層とは、人間の生存にとって最低限必要な食料及び財さえまかなえない人のことを指しているが⁴⁸、法律扶助の資力要件は、「訴訟への費用を支出することによりその生活・生存が脅かされること」であるから⁴⁹、訴訟費用の支出がなくても常に生活が脅かされている人（貧困層）はもちろんのこと、通常の生活は賄えていても訴訟費用の支出までは困難な層も非常に多い。明確な調査に基づくものではないが、前述のような意味での資力要件に該当する層が、国民全体の9割以上という推定も、あながち間違いではないと思われる。そうすると、法律サービスを

47 国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書（注24）（天川直子執筆部分） p 56

48 国際協力事業団国際協力総合研修所・前掲書（注24） p 56

49 民事法律扶助法（平成12年法律第55号）第2条では、「自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない……又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する」（下線筆者）と定められている。

希望する人の9割以上が扶助の対象者ということになり、扶助制度に対する需要は膨大な量に上ることとなる。

他方、法律扶助サービスの供給面はどうか。まず資金については、外国からの援助がない限り、その獲得は極めて困難な経済状況にある。さらに、人的資源、すなわちサービスの提供者である弁護士も、現在約230名しか存在せず、さらにその多くが必ずしも十分な法的トレーニングを受けていない現実にあることから、必要な量の良質なサービスを提供できる体制にあるとは言えない。しかも、弁護士の多くは首都及びその周辺に存在しており、地方には弁護士が全く存在しない場合もあるなど、地方におけるサービス供給体制はさらに貧弱である。

本来であれば、パイロット事業モデル案は、長期的に見て、カンボディアにおけるアクセス・トゥ・ジャスティスのレベルを、少なくとも現在の欧米諸国並へと引き上げるための道筋を示すものでなければならない。

しかし、現在のカンボディアの状況に鑑みると、アクセス・トゥ・ジャスティスを改善するための前提条件たる、①資金面においても、②人材面においても、③社会システム面（実効的かつ公正な司法制度）においても、いずれも低いレベルに止まっており、これらを総合的に引き上げていくことは並大抵のことではなく、したがって、同国における正義へのアクセスを欧米諸国並に引き上げるための明確な道筋を現時点で描き切ることは困難がある。

そこで、次善の策として、中長期的な目標を睨みつつも、短期的にも一定の成果を収めることができるモデル案を考えることとした。すなわち、①短期的にも一定の成果を狙えるものであるとともに、②中長期的な発展によりつながりやすいものとするのである。

とすれば、モデル案を考えるに当たっては、①膨大な需要の中で最も切迫した需要に応える、②扶助提供システムやその人材などの育成を進める、という2つの視点が重要であることが自ずと明らかになる。

2. モデル案1：現状の弁護士会法律扶助システムの改善

前述したように⁵⁰、カンボディア王国弁護士会においては、法律扶助部を設けて無償の法律サービスの提供を行っているが、近年は資金不足によりその活動は低下している。

運営の透明性についても、改善の余地が多々あるように観察される。年度毎の処理件数、予算などの統計資料が十分に整備されておらずその活動の実態がつかみにくい。また、扶助事件として申請を受理してから、扶助要件の審査をして扶助を決定し、受任弁護士を選任し、同弁護士から事件の終了の報告を受け、弁護士費用の決定と支払を行い、当該扶助事件を終了させる、という一連の手続が、必ずしも書面化されファイルされていないように思われる。

50 本報告書第4、5「カンボディア王国弁護士会の法律扶助活動」参照

.....

そこで、このような運営の透明性を高めることにより、外国や国際機関からの資金援助を得やすくして、カンボディア王国弁護士会の現状のシステムを改善するというモデル案が考えられる。

このモデル案は、既存のシステムと人材を利用できることから、直ちに効果を上げやすく、獲得できる資金の規模にもよるが、扶助事件の処理件数を直ちに相当程度増加することが可能だと思われる。扶助の対象事件を、①社会的弱者など弁護士の援助を最も必要としている依頼者の事件、②他の同様の事件や社会全体にプラスの影響を与えられと思われる事件、に重点を置くようにすることにより、短期的には一応の成果を上げられる可能性がある。

しかし、人材育成という面では、このシステムに直接携わるスタッフが育成される以外に、あまり大きな成果が望めない。かつてもそうであったように、外国から一時的に資金援助を得ても、その資金が枯渇すると活動も終了するということの繰り返しになるおそれがある。

3. モデル案2：遠隔地における法律扶助専門弁護人事務所

現在、最も緊急の対応が必要と考えられるのは、地方における刑事事件である⁵¹。

前述したように、法律扶助サービスを提供している団体はカンボディアに3団体あるが、どの団体も事務所を有していない地域が首都から遠隔の地に広範に存在し、しかもそれら遠隔地域には弁護士も存在しない。そして、遠隔地域の住民はそのほとんどが弁護人を依頼する資力を有していない。そのため、法律上、国選弁護人の選任が義務づけられる刑事被告人について⁵²、弁護人が選任されない事態が相当数存在していると推定される。このような刑事事件については、弁護人が選任されないままに手続が行われているのか、UNTAC 暫定刑事法を準用して被告人の家族を弁護人として選任しているのか、あるいは弁護人が選任されるまで長期間手続が事実上停止しているのかのいずれかの処理がなされていると推測されるが、当該被告人に対する人権問題であるだけでなく、当該地域における司法制度の適切な運営、グッド・ガバナンスの観点から見ても、放置することのできない事態である。

このような遠隔地域における緊急の問題に対応するため、当該地域に法律扶助専門の弁護人事務所を設置するというモデル案が考えられる。すなわち、遠隔地域で、弁護士の援助を受けることが困難な地域を選んで法律事務所を設置し、弁護士会が給料制で雇用した弁護士を当該事務所に派遣して、主として当該地域の刑事事件を担当させるのである。

このモデル案によれば、最も切迫した法律扶助への需要に応えることができ、その意味で、アクセス・トゥ・ジャスティスをもっとも直截に向上できると言える。これまで

51 筆者らによる法律扶助サービス提供 NGO からの聞き取り調査による。

52 カンボディア刑事訴訟法76条。本報告書第2. 2. 2). c 参照。

.....

弁護士が存在しなかった地域に法律事務所ができることにより、当該地域の住民にとっては、弁護士の援助が必要な場合にいつでも依頼できる体制が整うことになるから、その意味でもアクセス・トゥ・ジャスティスの程度を制度的に高めることとなる。

ただ、中長期的な人材育成の観点からは、モデル案1と同様の弱さがあり、法律扶助を支える人材を多数育成するには適当ではない。また、遠隔地域で活動するため、その活動を支援したり、監督したりすることにも困難が伴う。この点から、若手の弁護士を派遣することが困難となる。

4. モデル案3：首都におけるリーガルクリニック

1) リーガルクリニックとは

リーガルクリニックとは、法学部の学生に対する教育の一環として、学生に実際の依頼者からの相談を受けさせ、無償で法的アドバイスをしたり、場合によっては資格ある弁護士の監督の下で当該案件を受任し、訴訟活動を行うプログラムである。米国で19世紀末に始まり、とりわけ1960年代以降に同国で発展し、現在では米国のほとんどのロースクールでこの種のプログラムを有している。その後、途上国にこの制度を持ち込む試みが多くなされ、当初南米諸国で一定の成果を上げたと言われた。その後、社会主義崩壊後の東欧でも行われ、アジアでもバングラデシュ、スリランカ、インド、ネパール、中国などですでに行われている⁵³。

このリーガルクリニックのねらいは、法曹（弁護士）養成教育と、貧困者への法律サービス提供との両面にある。教育面において、このようなオン・ザ・ジョブ・トレーニングが有用であることは論を待たない。さらに、リーガルクリニックにおいてその国の社会の抱える問題に直接触れ、法律扶助制度の重要性を体験する機会を提供することにより、そのような問題意識を持った法曹がだんだんと社会に送り込まれ、将来の社会改革の基礎となるという利点も指摘されている⁵⁴。

現在、カンボディアにおいては、弁護士養成学校の設立準備が進められているが、同学校にこのようなリーガルクリニックを付設し、専門指導弁護士の指導・監督の下、同校の学生に実際の事件を担当させて処理するモデル案が考えられる。

2) 検討

このモデル案は、言うまでもなく、将来の人材育成という点で優れている。さらに、法律扶助の重要性を理解する人材を多く社会に送り出すことができる点で、法律扶助に対する社会の理解を深め、政府からの支援や民間からの寄付などを受ける上でも役立つであろう。

他方、教育的観点が必要となることから、法律的に複雑な事案や、解決に困難な事

53 Aubrey McCutcheon, *University Legal Aid Clinics: A Growing International Presence with Manifold Benefits, Many Roads To Justice*, The Ford Foundation (2000) pp268-270.

54 Stephen Golub, *From the Village to the University: Legal Activism in Bangladesh*, Many Roads To Justice, The Ford Foundation (2000) p 127, p 145.

案については取扱いが困難であろう。また、学業との兼ね合いから、遠隔地域におけるサービスの提供も困難な場合が多いと思われる。もっとも、運営を工夫すれば、多数の学生の参加を得ることにより、質的にはあまり高度でなくても、量的にはある程度法律サービスを提供できる可能性がある。

5. モデル案4：遠隔地域における巡回キャンプ（法律相談，法教育，書類作成）

タイのタマサート大学に見られるように、大学の休暇期間を利用して、学生が指導教授とともに遠隔地域に数週間滞在し、そこで法律相談，法教育，書類作成援助などの活動を行う例が見られる。

このような活動では、遠隔地域での刑事事件の弁護活動を担当することは困難であると思われるが、地域における法への意識を高め、法律に関する情報を広める意味においては大変有効と考えられる。また、学生を参加させることにより、人材育成の点でも有効である。

6. いわゆる公益訴訟について

公益訴訟（public interest litigation）とは、社会の特定のグループの権利が歴史的・構造的に侵害されている場合に、これを訴訟という形態を通じて社会に訴え、被害回復と平等促進をめざすものであり、主として1960年代以降の米国において用いられるようになった概念である⁵⁵。米国においては、貧困者、女性、人種的または宗教的少数者などの権利状況改善に一定の成果を上げたとされている。わが国においても、1970年代の水俣、四日市、サリドマイドなどの各種公害訴訟、薬害訴訟などが、この公益訴訟に該当すると言われることもある。必ずしも当該訴訟において勝訴することだけが目的ではなく、訴訟を通じて問題を社会に訴え、社会構造的改善を図ることが目的とされていることから、影響力訴訟（impact litigation）と呼ばれることもある。

この公益訴訟の手法を、途上国にも持ち込み、アクセス・トゥ・ジャスティスの改善に役立てようとする試みがこれまでも多数行われてきたが、その限界を指摘する声もある。すなわち、途上国における“アクセス・トゥ・ジャスティス（正義へのアクセス）”は、訴訟というよりそれ以前の問題—例えば、単に手続を知らないとか、そもそも自分に権利があることを知らないといったもの—が中心であるとか、途上国（とりわけコモンローでない国）においては判例の拘束力がないために、公益訴訟において勝ち取った判決の社会的影響力が減殺されるといった点である⁵⁶。また、刑事事件においても、途上国においては、起訴後の公判での弁護よりも、起訴前弁護に重点を置くべきであると

55 Helen Hershkoff and David Hollander, Rights into Action: Public Interest Litigation in the United States, Many Roads To Justice, The Ford Foundation (2000), p 89

56 Michael William Dowdle, Preserving Indigenous Paradigms In An Age Of Globalization: Pragmatic Strategies For The Development Of Clinical Legal Aid In China, 24 Fordham Int'l L.J. S60 (2000)

指摘されている⁵⁷。当然のことながら、訴訟という手法には費用と時間がかかるし、また事案の性質上、勝訴の確率は必ずしも高くない⁵⁸。

カンボディアにおいて、公益訴訟がどの程度役立つかについては、未知数の面が多いが、司法制度そのものがうまく機能しているとは言えない現状に鑑みると、これが直ちに有効であると結論づけることは困難である。公益訴訟は、ともすれば、社会の支配層との間での衝突を起こしかねないという側面も有しており、そのことが未だ揺籃期にあるカンボディアの法律扶助制度の発展に障害となる虞もある⁵⁹。

もっとも、カンボディアには、農民の土地所有権問題、大規模労働紛争、子どもの人身売買、多数の HIV 患者問題など、公益訴訟に適すると思われる課題も多く存する。したがって、法律扶助制度の設計にあたっては、公益訴訟の可能性についてもその視野に入れておくべきである。

第9 持続的発展のために（結語）

1. 持続性確保の方法

法律扶助制度を維持・発展させるためには、需要を満たすだけの資金が必要不可欠な要素であることは論を待たないが、これを毎年継続的に確保することは先進諸国においても容易なことではない。まして、自国内においての資金獲得が絶望的な現状に鑑みると、法律扶助制度を持続的に発展させるというのは、ある意味で不可能な課題である。

しかし、①資金獲得のためにドナーを説得しやすい制度で、②資金が不十分・不安定であってもそれなりの活動ができ、③制度を支える人材が育成されるものであるならば、持続的発展につながっていきやすいと考えられる。そのためには、制度の公正性・透明性・説明責任、資金規模に対応できる柔軟な制度、人材育成や若手の教育の重視、社会の理解を高めるための努力、などが重要であろう。

2. 協力関係

1) 国際協力

カンボディアにおける法律扶助制度を考える際に、資金面においてだけでなく、システムの構築、管理といった技術面においても、国際協力は欠かすことができない。

資金面については、現在のカンボディアの経済状況に鑑みると、短期的に国内での資金調達が可能となることは予想しにくく、いきおい、中長期的な国際的資金援助に頼らざるを得ない。しかし、そもそも資金獲得というものは、資金提供者（国内であれ外国であれ）への説得・説明の結果である。透明・公平なシステムと会計基準、明確な目標設定と期間評価といったよりよいシステムのための要素は、資金獲得のた

57 Michael William Dowdle, 前掲書（注56） at S62

58 HelenHershkoff and David Hollander・前掲書（注55） p 111

59 米国においては、1996年の共和党ギングリッジ下院議長による一連の改革として、連邦政府からの法律扶助事業への補助金を公益訴訟に使用することが禁じられた。

めにも重要であるが、これに関する知識・技術はカンボディアには不足している場合が多い。したがって、技術面の国際協力は、事業計画の立案や事業報告など、資金獲得のための技術にも当然及ばなければならない。

2) 国内協力

国内における資金的な協力は当面期待できそうにないが、カンボディア社会における法律扶助制度への理解を高め、法律扶助制度が将来にわたってカンボディア社会全体で支えられる制度であるためにも、国内資金の調達の努力を怠ってはならない。仮に金額としては些少であったとしても、公的資金や民間からの寄付金を継続的に獲得していくことは非常に重要である。

技術面においては、現状で法律扶助サービスを提供している他の2つの NGO からの協力が期待できる。これらの団体は、カンボディアにおける扶助サービスの提供にノウハウと人材を有しており、適切な友好関係を保ちながら、技術的協力を得ていくことが望ましい。

3. モデル案の検討ー持続性確保の観点から

第8で述べた4つのモデル案、モデル案1（現状の弁護士会法律扶助システムの改善）、モデル案2（遠隔地における法律扶助専門弁護人事務所）、モデル案3（首都におけるリーガルクリニック）、モデル案4（遠隔地域における巡回キャンプ）について、カンボディア王国弁護士会に日本の弁護士会等が協力してパイロット事業を行う場合、どの案が最も適するかを検討してみる。

持続性発展ないし持続性確保の観点から考えると、人材育成という点で優れるモデル案3が最も適当であると考えられる。

内戦の際に多くの知識人が殺害され、現在においても弁護士も約230名しかいないというカンボディアの特殊事情に鑑みると、人材育成は中長期的と言うよりはむしろ喫緊の課題である。

もっとも、特に首都から遠い地域において、刑事事件に弁護人を付すことが極めて困難であるという現実がある。このような緊急に対応を要する現実を目を背けることは、法律扶助制度自体への信頼を失うことになりかねないという問題もある。しかし、設立が予定されている弁護士養成校にリーガルクリニックを付設するならば、法律扶助のトレーニングを通じて志と技術をもった若手弁護士が、毎年数十人も社会に輩出されていくことを展望できるから、これら現実の課題に対応できる時が来るのもそれほど先のことではない。また一定の範囲では現行の法律扶助 NGO により遠隔地の刑事事件に法律扶助サービスが提供されている。したがって、より優先すべきなのは、優れた人材の育成だと考えるのである。

モデル案4（遠隔地における巡回キャンプ）については、数週間程度の短期間に実行することも可能であるから、リーガルクリニックのプログラムと組み合わせて、弁護士養成校の研修生とともに実施することも可能である。貧困層の多くが法律や裁判所の存

在すら十分知らず、法教育は法律扶助制度が取り組むべき重要な課題の一つである。若い学生たちに、遠隔地における社会・法律問題についての理解を深めてもらい、問題意識を持ってもらう点でも、これをリーガルクリニックと組み合わせて実施することが望まれる。

なお、リーガルクリニックを運営していく上では、研修に適した事件を選定して学生に適時に配点することが必要となる。そのため、裁判所その他の公的機関や、人権 NGO など、事件を紹介する機関との恒常的な連携が不可欠である。しかし、紹介を受けた事件の全てが研修に適しているとは限らず、内容の難易、時間的、場所的条件などから、リーガルクリニックで取り扱うことが不適当な事件も必ずあるから、これらの事件について、適切な弁護士を選任したり、他の法律扶助 NGO へ紹介したりするシステムが必要である。

このような事件の振り分けシステムは、各法律扶助団体がそれぞれ個別で行うよりも、統一的な窓口があった方が、扶助制度の公平性、利便性の点からは望ましい。そして、法律で認知され、かつ政府からの独立性も有しているカンボディア王国弁護士会がその任に当たるのは良い方法である。リーガルクリニックの経験で培われた事件振り分けのノウハウと、振り分け後の事件管理のノウハウをカンボディア王国弁護士会の法律扶助部門に蓄積することによって、将来的には、外部からの扶助事件の依頼についてカンボディア王国弁護士会が窓口となり、研修に適した事件はリーガルクリニックへ、そうでない事件は弁護士会所属の弁護士や他の法律扶助 NGO へと振り分けるシステムが構築できるものと期待できる。

ロジ担より愛を込めて ～事務監理奮闘記～



弁護士 田中 みどり

1 ロジ担のきっかけ

これは、日弁連が実施しているカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトの「ロジ」を担当した弁護士¹から見たプロジェクト報告である。

「ロジ」とか「ロジ担」という言葉は、国際協力や外交の場面ではよく使われるが、一般の人が知っているかというところでもない。2001年当初に世間を騒がせた外務省機密費事件では、その被疑者・被告人が国際会議などのロジ担であったが、そのときに、新聞紙上の説明を読んでではじめて「ロジ」という言葉を知ったという人も少なくないだろう。実は、私も同じである。英語で *logistics*、辞書を引いてみても「兵站」と書いてあるだけで、ますます意味がわからない。当プロジェクトでは「事務監理」という日本語を使っているが、それでも何をやるのか今一つ不明確である。

要するに、ある行事を行うとして、そこに至るまでに必要な準備、お膳立て、後始末を行うこと、ということであるが、今度は、「なぜ、弁護士が裏方や事務をやるの？」という質問が待っている。これは当然の質問とはいえず、担当者として複雑な心境になるが、「ロジ」に意義を見いだすと、「そう、裏方や事務です。」と認めた上で、「専門性がなくてはできない事務ですが」と微笑みながら軽く受け流すことができるようになるのである。ロジの反対はサブ（補助ではなく、「実質」という意味の *substance* の略）。誰でもサブを担当し、サブで活躍・貢献したいと思うのは無理もない。また、思えば、一般の弁護士の仕事は、普段からサブとロジを一緒にやっているようなもので、今まで、その区別を取り立てて意識することがなかったのかもしれない。しかし、ここは他の方にも「ロジ」の意義と面白さを理解していただこうと考えて、筆を執ることにした。

私が国際協力に関与するようになったのは、1999年から日弁連国際室の嘱託²となっていたところに、日弁連独自の企画で、ラオス・カンボディア現地司法制度調査を行うことになったことに始まる。この調査旅行の企画をし、日弁連内関係各方面に働きかけを始め

1 私は、弁護士経験8年目である（47期）が、今まで日弁連の国際協力活動を中心となって支えてきたのは、私よりも少なくとも10年以上先輩の弁護士達である。

2 1998年10月から日弁連広報室嘱託（国際関係担当）であり、1999年7月の国際室新設とともに国際室嘱託に異動した。2001年9月に嘱託を退任した後は、国際交流委員会に入り、主に国際協力活動を中心に活動している。

たのは1999年暮れ頃であった。正直に言えば、その頃の私自身の意識は、「調査旅行」という言葉の「旅行」に比重が置かれていた。その調査旅行は2000年4月26日から5月3日までの日程で実施されたが、日弁連は、その際、プノンペンにおいてカンボディア王国弁護士会（The Bar Association of the Kingdom of Cambodia/BAKC）と相互友好協定を調印するに至った。つまり、単なる「調査旅行」では終わらなかったのである。そして、これを契機として、カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトへと結実していったのであるが、この時点においても、「私」自身がその後も深くこの活動に関わるようになるとは想像すらしていなかった。

日弁連と BAKC が相互友好協定に調印をしてから半年ほど経過した2000年秋頃、上柳敏郎国際室長から、（2001年からの新企画である）JICA の小規模開発パートナー事業（NGO のみ対象）の応募書類を作成するように指示を受けた。その時点においてはすでに応募締切が目前に迫っていたが、今までカンボディア等開発途上国において豊富な活動経験がある上柳弁護士・矢吹公敏弁護士・桜木和代弁護士らのアドバイスを受けながら、何とか締切までに間に合わせる事ができた。JICA に応募書類を提出した後は、まな板の上の鯉であり、結果を待つのみであったが、いざ、フタをあけてみると何と、応募件数81中採択件数19件の中に入り、しかも総合2位の上位成績で採択されていた（加えて、採択された案件の中で実際に活動を開始した第1号案件であったとのこと）。このことが、私の生活を一変させることとなった。すなわち、私の任務は、単に「応募書類の作成」で終わるはずだったのに、気がついたらそのままプロジェクトメンバーとしての地位が確立していたのであった。まさに国際室嘱託→調査旅行→相互友好協定締結→JICA の小規模パートナー事業の新規立ち上げ→応募書類作成→案件採択→小規模パートナー事業開始と、あれよあれよという間に事態が急展開していったのである。

本プロジェクトの内容面については、矢吹弁護士、上柳弁護士の各報告に譲るとして、本稿では、ロジ、つまり「事務監理業務」を中心にした活動報告をすることにしたい。

2 事前準備活動

(1) この事業を行うにあたっては、いうまでもなく活動の内容を練り上げることも重要であるが、これを支えるための様々な手続や制度等の枠組を整備することも同様に重要である。いかに、立派なプロジェクトを企画・立案しても、それをどのように運用するかを考えずしてプロジェクトは動かない。開発途上国では、法律はできあがっても、その執行・運用がなされないという事態が起こりうるが、本プロジェクトにおいてもまさに中身を動かすための作業が必要なのである。

しかし、問題なのは、私だけでなく日弁連にとっても、このような大々的な国際協力活動を主体的に作り上げていくことは初めての経験で、とにかく手探りで、ゼロからの出発であった、ということである。しかも、（ここで（先行）自白してしまうと、）私は昔から‘お小遣い帳’をつけることでさえも長続きしない性格であった。そのような私が経理も含めたロジをほぼ1人で任されることになったのだから、責任は重大

である。

- (2) 本事業の活動資金として JICA から年間 1 千万円弱の業務委託費用が入金されるが、通常の取り扱いであれば日弁連の一般会計に入ることになる。しかし、ODA の資金をお預かりする以上、正確かつ明朗な会計処理を行うことは義務である。そこで、まず、明朗会計の観点からの日弁連内部の制度作りとして、このプロジェクトのために新たに「特別会計」を設置して、一般会計と区分するところから着手した。どの組織でもそうであろうが、日弁連という組織において、この特別会計の設置 1 つをとっても一苦勞であり、関係各所との折衝や大変な事務量が必要となった。
- (3) また、経理素人の私から見れば、経理のやり方は、どの組織でも同じであろうと思っていたのだが、なんと日弁連で行っている経理処理と、JICA の経理処理とは様々な面で異なることが分かった。そのため、経理上の問題点、例えば、両者との間ですりあわせをどうするのか、どのようにしたらプロジェクトを円滑に進めていけるのか等、日弁連経理課と事務レベルで打ち合わせをする必要があり、その回数たるや数え切れないほどであった。

その他、プロジェクトの具体的内容や現実的な内容、具体的な運営方法を打ち合わせる段になると、日本国内でのプロジェクト会議だけではまかないきれず、現地関係者と直接協議をする必要が出てくる。そのため、矢吹弁護士・上柳弁護士と週末を利用して現地と日本を往復することもしばしばあった（例：金曜日の夜成田発→土曜日朝にプノンペン着→土日に BACK 等関係者と打ち合わせ→日曜日の夜プノンペン発→月曜日早朝成田着³⁾）。このように、プロジェクトが始まる前にすでに手一杯状態であり、正直に言えば、内心、今後は不安であった。

しかし、どれほど忙しくても、どれだけ費用面で自腹を切ることがあったとしても、また、私の担当部分がどれほど地道（地味）なものであったとしても、日々、ダイナミックに動いていくプロジェクトを内側から見るのは快感ともいってよいくらい面白いものであった。

3 事務監理の日常

- (1) 正直に言って、私の弁護士としての営業時間の 7 割は、小規模開発パートナー事業の事務監理業務に費やされたといってもよい⁴⁾。JICA の小規模開発パートナー事業のスキームでは、活動参加者の人件費を獲得しにくいシステムになっているので、結果と

3 これは、ディスカウントチケットで実行可能な最短日程である。週末をフルに使えるので、多忙な弁護士には好評である。ただし、原則として、これらの出張費用は、全額、弁護士の自己負担である。1 回の出張につき、単純計算でも成田往復国内旅費＋往復航空運賃＋現地での宿泊代が発生し、エコノミーディスカウントチケットを使用したとしても最低 15 万円程度は必要となる。その他、本プロジェクトのために使う時間数をあわせ考えると、各自負担額は結構な金額になる。

4 本事業の契約期間外であっても、その前後の期間においては、JICA との事前交渉や事後処理等の多数の事務作業に忙殺されており、実際には、契約期間外の方が忙しいかもしれない。

して無償奉仕である。収入源となる仕事か否かという観点からのみ判断すれば大損害である⁵。しかし、弁護士人生全体として見たときに、かけがえのない貴重な経験であることは間違いない⁶。

(2) 本プロジェクトで現地セミナーを全部で4回開催したが、各セミナー毎に、BAKC 事務局長と連絡を取ってお互いに適宜分担してセミナー準備を行う。ざっと挙げると以下のとおり。

BAKC 分担分：会場予約確認，昼食場所レストラン予約確認，BAKC 弁護士に対する開催通知発送，参加人数確認，会場設営。

日弁連分担分：配布資料準備（日本語・クメール語⁷），配布資料のコピー製本，セミナー必要品の購入準備，派遣関連業務⁸（航空券・ビザ・ホテル・車両・通訳等の手配），現地に先に入り講師空港送迎，セミナー講義補助，記録写真撮影，支出管理，文字通りの「ツアコン業務」・・・。言葉にすると簡単に終わってしまうため，その雑多ぶりを伝えられないのが残念であるが，ついでに，もっと正確かつ簡単にいえば，以下の

-
- 5 日弁連は，小規模開発パートナー事業として本プロジェクトが採択される以前においても，カンボディアをはじめとして各国に対する国際協力活動を行っていたものであるが，原則として活動費用は弁護士の自己負担であり，各弁護士の熱意と献身的活動によって支えられていたものである。現地活動中においては，当然のことながら「通常の弁護士業務」を行うことはかなり困難であり，その間の得べかりし利益もあわせ考えると，この活動に関わる弁護士の負担は相当なものである。そのような過酷な環境に比べれば，小規模開発パートナー事業により，航空券代・ホテル代の経費等が出ようになっただけでも状況は大幅に改善したというのが率直な思いである。ただし，今に至っても，現地と協議をするために「自費」での出張は頻繁に行われている。これは，JICA の予算組みの中で「派遣費用」の枠の融通が効かないことも原因の1つである。プロジェクトに関わる弁護士達にとってみても，旅費の自己負担は軽視できない問題ではあるが，予算の手当という問題よりも「現地に行く必要性の有無」が，出張を決める判断要素としてプライオリティが高い。弁護士にとって一番深刻な問題なのは，やはり裁判日程や依頼者の問題である（注6，11参照）。
- 6 プロジェクトに関する活動は大変面白いのは事実であるが，本業は弁護士業である以上，そうでも考えて自分を納得させないと，とてもではないがやり切れる仕事ではない。現実問題として，国際活動業務と本業（あるいは依頼者）との時間やエネルギーの調整を図るのは，一般的にはかなり難しい問題であり，弁護士が国際協力活動を行うについての永遠のテーマといってもよいと思われる。
- 7 クメール語の資料は，国際協力事業団及び(財)国際民商事法センターのご厚意により現在起草中の民事訴訟法案を使用させていただいた。ただし，法案自体も現在起草作業中であり，その間にも何度も修正がなされているために，現地へ出発ギリギリになってから，資料として準備した条文（案）の日本語とクメール語のバージョンが一致していない，あるいは，条文数の振り方が異なっていることに気づいたこともあった。このような事態を放置しては，講師もカンボディア弁護士も混乱する。そこで，やむなく出発前日の深夜に，クメール文字の数字を解読しながら，日本語の条文と比較対照しつつクメール語版に手書きで条文数を入れたこともあったが，そのような時間帯においては，クメール語バイリンガルの友人に SOS を出しても助けてもらえないので，1人で格闘するしかなかった。
- 8 おかげで，旅行業界に関する知識・技術は格段に向上した。長い目でみれば，どのような分野であっても，その知識・経験は，きっと弁護士業務に役にたつはずである（と信じている）ので，これもまた弁護士としての修行の一環である（と信じている）。なお，これらの手配に関して，私の分のコミッション等は一切請求していない。無償奉仕である。

数式で表される仕事となる。

講師が日本を出て、帰国するまで必要な全業務
+) 出発前の国内事前準備／帰国後の残務処理
+) 年間を通じての諸雑務（書類作成や各種会議）
-) 講師担当業務（講義及びレジュメ作成）
-) 上記 BAKC 担当業務
事務監理の仕事

(3) セミナー開催前後以外にも、日常的に煩雑かつ膨大な事務監理業務は存在している。

どういうわけか国際室嘱託の職を辞して無給になった後も、日弁連から給料をもらう身分であったときと同じように日弁連に日参している（滞在時間は平均すると、毎日1時間から2時間）。そして、私のこの日課(?)を前提として、日弁連国際課担当者も、毎日毎日、何かしら打ち合わせすべきことを用意して待ちかまえている。たまに顔を出さない日々があると、すかさず電話やメールがとんでくる。おそらく、国際室嘱託時代以上に、日弁連のために時間を使っているだろう。こうして、私も、微力ながら、現在法曹界全体が積極的に取り組んでいる「司法改革」に貢献しているのである⁹。

(4) セミナー日程が近づくと、講師としてお願いしたい（狙いを定めた?) 弁護士に依頼し（押し倒し?), その意義と講師の専門性を強調し（口説き落とし?), その専門性なしには本プロジェクトは遂行できないことを説明する（泣き落とし?) 任務を実行しなければならない。

講師謝金は予算上確保されているにしても、具体的金額となると、ほとんどの弁護士にとってはおそらく1時間から2時間の請求金額にも満たない程度であると思われる。この雀の涙ほどの謝金で、超多忙な弁護士複数名を6日間¹⁰も拘束するのだからたいし

9 司法改革審議会の意見書に（2001年6月12日）、「アジア等の発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していく」との一文が明記しており、本プロジェクトも、我が国の司法改革に向けての活動に含まれることは明らかである。

10 日本とプノンペンの間には直行便がなく、最低3日間は移動日となるので、出張期間としてはセミナー3日間+移動3日間=6日間となる。

11 帰国便は日本に早朝6時半頃に到着するが、ほとんどの弁護士は、そのまま事務所に直行して通常通り仕事を行っている。

現地でも、各弁護士は、依頼者に迷惑を極力かけないようにするために、講義の合間をぬって、インターネットやFAXを駆使して仕事をしているが、カンボディアでは、インターネットの使用環境が万全ではないので毎度大騒ぎである。ある弁護士は、自身のPCを持参して自室からインターネット接続を試みたがうまくいかず、やむなく現地から日本の事務所に指示してフリーメールのアドレスの取得手続きを行い、事務所からそのアドレスにメールを転送してもらうという荒業（苦肉の策）を使い、ホテルのビジネスセンターの1台しかないPCを占領して空港への出発ギリギリまで仕事をしていた（そこまでしても、添付ファイルは開くことができないし、ホテルのPCの設定上、日本語は読めても書けないので辛い状況である）。

たものである。実情を知らない者にとっては何ということもないであろうが、その実情を知っている者としては良心の呵責を覚える。しかも、講師は、単に現地に行って講義を行うだけではなく、講義で使用するレジユメの作成準備も行うが、レジユメ作成に対する原稿料は一切支給されない。その上、激務の弁護士¹¹に無理やり時間を割いてもらうのにもかかわらず、ベテランの弁護士に対してでさえも用意できるのはエコノミークラスである¹²。「差額を自己負担するからビジネスクラスを」と希望する弁護士もいる¹³。その気持ちは大変よくわかるし、何とかしてさしあげたいとは思いますが、JICA のルールでは、派遣計画において搭乗クラスを1度決定したならば、事後の変更は一切認められない¹⁴。これは、「差額自己負担」という方法によっても不可能である。講師担当をお願いする立場の私としても、いろいろな意味で、決してこの現状がよいとは思っていないが、予算の都合及び JICA のシステムの壁に阻まれて、完全にお手上げ状態なのが現実である。

となると、十分な現地派遣条件整備ができない以上、‘カラダをはって’講師に対するサービスをやって埋め合わせをするしかない。ロジ担の腕の見せ所(?)となるわけである。

- (5) 国内での準備活動段階では、翻訳者のレジユメ翻訳時間を十分に確保するために¹⁵、日弁連側講師に対するレジユメの督促を非常に厳しく行うので響感を買うこともあるが¹⁶、現地では講師に対して至れり尽せりサービスを行う。これは、講師が講義に専念できるようにするための環境整備が理由だが、やはり、本プロジェクトに参加して良かったなあという思いを抱いて欲しいという気持の故である。現地に対する思い入れなくしては、この活動は長続きしない。逆にいえば、思い入れさえ持ってもらえば、

12 このような劣悪な条件のもとであっても、また、日常業務で大変多忙であっても、日弁連国際交流委員会の弁護士は例外なく、こちらからお願いをすれば、講師として現地に行くことを快諾してくれる。弁護士は、巷間言われているような金儲けだけに邁進しているのではなく、弁護士法の精神に沿った公益的活動にも熱心なのである。

13 第1回セミナーにおいては、新堂幸司先生に講師をお願いした。さすがに、このときには JICA と相談の上、ビジネスクラスを用意したが、これは例外的取り扱いである。

14 通常は、正規割引エコノミークラスでチケットを購入し、各自がその希望に応じて個人的に貯めたマイレージを使ってビジネスクラスにグレードアップを試みるが、必要なマイレージ数をもってることが前提であるし、空席状態にも左右されるので、必ずしも100%成功するわけではない。場合によっては、JICA に対する費用請求を放棄し、弁護士個人の全額自己負担でビジネスクラスチケットを購入することもある。

15 日本語ークメール語の翻訳者は、人数が限られている上に、JICA 法整備支援の翻訳をはじめとする多数の業務を抱えている。彼らに対しては、その時間の合間をぬって、本プロジェクトの通訳・翻訳業務をお願いしている。

16 法廷に出す意見書などの準備書面は1週間前を出すことを常とする弁護士も、レジユメについてはギリギリに提出してくることが多く、事務監視担当者はヤキモキさせられる。しかし、事務監視の「仕事」にレジユメの督促も含まれるので、講師から響感を買おうがめげてはならない。また、多少強気の督促を行っても、この段階に至れば講師もいまさら「講師をやめる。カンボディアには行かない」と言い出す確率は非常に低いので、安心である。

継続的かつ積極的に活動に参加してくれるであろうという期待がある。活動に関わる以上は、その活動に意義と喜びを見出し、「1週間も拘束されるのにほとんどボランティア活動だし、飛行機もエコノミークラスではあるけれど、もう1度講師としてカンボディアに来てもいいなあ・・・」と思って欲しいし、これが日本サイドの人材確保にもつながるのである。

その観点からすると、ロジ担にとっては、現地のレストラン情報の把握は重要な任務の1つとなる。出張にとって食事は「要」であり、そのため衛生面は当然のことながら味・雰囲気にも配慮をしたレストラン選択が要求される¹⁷。したがって、プノンペンでの食べ歩きは、事務監理担当者の任務の中では重要度の高い情報収集活動の1つであることはいままでの間でもない¹⁸。

(6) 現地の日程の関係で、少し時間があいた場合には、プノンペン市内観光のガイドに変身する。現地の法制度を理解するためには、ホテルとセミナー会場との往復をしているだけでは不十分であり、政治・経済・文化・歴史・地理や市民生活の状況も含めて考察する必要がある。よって、これもまた司法支援活動にとって重要な意義を有する活動であることはいままでの間でもない。なお、我がツアーで特筆すべきものとして、法曹らしくプノンペン市裁判所の法廷傍聴が含まれている¹⁹。

(7) ロジ担は、講師・通訳よりも2日早く現地に入ってセミナー開催に向けた諸準備を行う。現地では、プサー・トメイ（セントラルマーケット）でのセミナー用品等の購入及びコピー屋に講義配布資料の印刷発注を行うわけだが、慣れてくるとセミナー準備活動は、初日の午前中で終わってしまう。あとは翌日の夕方に配布資料のコピー製本ができあがってきて、肝心の講師陣がプノンペンに到着するのを待つだけで、他に何もやることがない。換言すれば、初日の午後から2日目の夕刻までの時間が空くが、その間にも、講師に対する万全のケアをするべく、新規レストラン開拓やプノンペン市内及び周辺地域の地理感把握及び現場視察等、積極的に現地の情報収集を行う。このように、自由時間といえども、四六時中「ロジ担」としての使命に燃えているのである。

なお、プノンペンは暑く、動き回ってばかりでは体力を消耗するので、長期的視野のもとに、時にはプールサイドで休養を取っている場合があることも否定しないが、そ

17 そのために、事務監理担当者は、セミナーや会議の最中もその日の食事（昼食・夕食）場所の選択に頭を悩ませることになる。なお、ICD NEWS 第3号191頁において山川景逸（前）法総研教官は、「食は人間の生存の根源に迫る部分である」と明確に指摘されており、意を強くする次第である。なお、同記事は、レストラン・料理の紹介だけでなく実際の支出額についても報告されているので、大変参考になる。

18 今後、講師担当者のリピーターが増える予定であるにもかかわらず、最近では、手持ち件数が枯渇気味なので、引き続き、関係者の協力を仰ぎながら新規開拓を鋭意行う所存である。

19 この市内視察は、参加費用は無料であり、ガイド（＝私）料金も別途発生しない。なお、単なる物見遊山の観光ツアーではなく、あくまでもカンボディアにおける司法を取り巻く現状をトータルに理解するために必要な活動の一環であることを強調しておきたい。

ういう時に限って、矢吹弁護士から私の携帯電話宛に国際電話がかかってくるような気もしないでもないのだが、気のせいだろうか・・・。

(8) これらの努力のせいかな、私の知る限り、例外なく全員の講師が、セミナー最終日の段階でカンボディア弁護士を前にして「もう一度プノンペンに来ます」と高らかに宣言している。これは講師自身及び現地弁護士両者の熱意によってもたらされた結果であり、損得勘定には替えがたい何かを見いだしてくれたことの証拠であり、ロジ担冥利に尽きるとはこのことであろう。

3 JICA

(1) この小規模開発パートナー事業の担当は、JICA の一部である東京国際センター (TIC) であった。JICA (TIC) は、今までの経験と蓄積に基づき、種々の観点から研究を尽くして現時点においてベストと考えられる経理方法や書類作成方法を採用していると思われるが、当方が素人事務監理であり、すべてが初めてであるが故に苦労した部分も少なくなかった。

TIC の担当者は、日弁連のプロジェクトが小規模開発パートナー事業第 1 号であるせいか「お互いに一緒にプロジェクトを作り上げていきましょう」という姿勢で、私のきわめて素朴な質問にも丁寧かつ親切に対応してくださったので、素人事務監理としては大変ありがたく、今でも深く感謝している。

(2) JICA に対する提出書類は、原則として締切厳守である。プロジェクトの応募書類等は当然のことながら、プロジェクトの途中で提出する各種書類についても同様である。

しかしながら、JICA に提出すべき書類には、何をどう書いてよいのかわからないものもある。最初に配布された記載要領等の説明書の解説を試みても、概ね無駄な努力で終わることが多い。その上、時間も刻々と迫る中、焦りもあるのかそれを熟読すればするほど混乱する一方である²⁰。おそらく、1 度 JICA の経理処理を経験すれば済むことかもしれないが、なにせ、素人である上に、初体験であるので始末に終えない。

そこで、恥を忍んで担当者に質問をすることになるのだが、そもそも、上記のようにギリギリまで悪あがきをしてから質問をするので、質問をする段階で、すでに提出期限は目前に迫っている。しかも、日弁連が外部に文書を出すには日弁連内部決裁も必要、ということで、正確な回答は欲しい反面、こちらも回答を悠長に待っているわけにはいかないのである。そこで、JICA 担当者の顔色をうかがいながら直球・変化球・剛球を選んで適宜投げてみたが、それを受ける担当者もなかなか辛かっただろうと思う。この場を借りてお詫びしたい。

20 弁護士は、法律文書・役所用語の解読能力を比較的有しているはずであるが、裁判の時以上にその解読能力をフル活用してもよくわからないのである。法律家の文章もよく批判されるが、どの機関も同じではないかという気になる。それにしても、他の NGO は、一体どのようにして解読し、理解して、対応しているのかきわめて興味深い。

(3) (小規模)開発パートナー事業は、ODA を NGO の活動資金として活用できるという画期的な試みである。その代わり、JICA がやるべき膨大かつ煩雑な経理書類作成の義務は、NGO が負担することになる。「事務監理業務の何が大変か」と聞かれれば、私は、間違いなく「経理事務作業」だと断言即答する。これは、私が、お小遣い帳がつけられない、すなわち、経理作業向きの性格ではない、というような単純かつ小さな問題ではない²¹。日弁連と JICA の経理処理の方法が異なり一回の支出行為について2種類の経理処理作業を経ることが必要であるだけでなく、そもそも JICA のデリケートかつ高度な経理処理方法を完全に習得するには JICA 経理担当者の元にしばらく弟子入りする以外には不可能であるという事実に基づくのである²²。

我々も、JICA 経理処理にあたって悩むことがあっても、しばらくの間、試行錯誤しながら格闘してみる。その際には、JICA の経理処理の手引きだけでなく、別の機会に入手した他 NGO の経理処理書類もあわせて分析してみる²³。その上で、さんざん時間を費やして、お手上げとなった段階、換言すれば、時間切れ寸前になってから、JICA に質問するというわけである。

ところが、よく考えてみると、前述のとおり、小規模開発パートナー事業自体が TIC にとっても新たな試みであるし、当プロジェクトも、その中で活動をスタートした第1号案件であるわけで、TIC にとっても初めての体験だったと思われる。それにもかかわらず、当方から矢継ぎ早の質問責めにあうのだから、担当者にとっても、さぞ悲劇であっただろう。

担当者とは、それまでお互いに事務処理に追われて事務的な会話しか交わしたことがなかったが、すべての事務・経理処理が終わる段になって、ゆっくりと語り合う機会があった。もし、活動中にこのような形で語る機会があれば、お互いの「人とナリ」をわかることができ、もう少しお互いの精神的負担が軽減できたかもしれないとの認識で一致した。JICA とは競争・対抗関係ではなくて、一緒にプロジェクトを作りあげていくという「協力関係」に立つし、プロジェクトは人と人とのつながりで成り立つものであるのだから、担当者との信頼関係の構築は重要なポイントであることを再認識した。

21 未熟かつ飽きっぽい私を叱咤しつつ、一緒になって事務監理作業を支えてくれている日弁連国際課の担当者は、経理関係に明るく、かつ、私よりも忍耐力もあるにもかかわらず、それでも JICA の経理処理を理解するのに四苦八苦している。

22 NGO に ODA から活動資金を流すとしても、経理関係だけは JICA が担当するというスキームになれば NGO の負担は大幅に軽減し、ただでさえ少ない貴重な人的リソースを活動に投入することができると思う。そうでなくても、NGO にも利用しやすい経理手法の策定、理解しやすいマニュアルの提供、共同研修会の開催を行うこと等も、ぜひとも検討していただきたい。

23 場合によっては、他 NGO に直接連絡をして質問をする場合もある。

4 BAKC

(1) 実は、このプロジェクトは、カナダ弁護士会とリヨン弁護士会との共同事業であった。また、パートナーシップとオーナーシップの観点から、BAKCも単なるレシピアント（支援受入者）ではなく共同主催者と位置付け、BAKCにできるものはBAKCに責任をもって担当してもらった。BAKCの事務局長とは、同年代ということもあり、業務を超えた友情関係を築くことができたが、彼が言うには、「カナダもリヨンも一生懸命やってくれるけど、日弁連が一番BAKCやカンボディアの弁護士のことを尊重してくれて、一方的押し付けはしないのがとてもうれしい」とのことである。そのコメントは、私としても、とてもうれしいものであった。

(2) しかし、やはり東京とプノンペンは遠い。特に、事務レベルの細々とした問題についてはメールで連絡を取り合うだけでは、十分な意思疎通をすることは難しい。また、彼らは、日本側の熱意をよく認識・理解しているせいか、日本側の提案に何か修正点や問題があったとしてもそれを我々に対して面と向かって指摘することを躊躇してしまいう傾向にある。

事務レベルの観点からいえば、無理な環境でプロジェクトをスタートしてしまえば、のちのち大きな問題に発展するのであって、何としても早い段階で正直ベースの話を引き出す必要がある。彼らの率直な考えを引き出した上で、細かい部分まで詰めるというようなデリケートな作業を行うためには直接話をするしかない。そのために、矢吹弁護士・上柳弁護士らとの短期集中出張とは別に、BAKCの事務局長等と事務レベルの話をするを主目的として、現地に1人出向いたことも何度かある。もちろん自費だし、日弁連も含め対外的にはプライベート旅行であると説明していたし、実際にもカンボディア人友人に会いに行くという感覚であるが、それが実は事務監理業務を行うのに大きな効果を発揮している²⁴。

そうこうしているうちに、私の10年パスポートは、カンボディア（シングル）ビザに制覇されつつあり、使用開始後わずか3年にして、パスポートを「増補」せざるを得ず、すでに倍の厚さになっている²⁴。

5 総括及び今後の展望

以上、事務監理仕事の一端をご紹介した。決して順風満帆に進んだわけではなく、泣きたくなることも多かった。しかし、私にとっては、初めての国際協力の現場であったし、

24 友人関係の構築は、プロジェクトの土台を支える信頼関係の強化にもつながり、事務レベル作業を行うについて障害であった「両国の距離」を多少なりとも縮めるのに役に立った。

25 パスポートの増補が必要となったのは、本プロジェクトのためのカンボディア渡航が主原因であり、決して、私がフラフラと海外（特にビザ必要国）を遊び歩いているせいではない。なお、増補手続は、在カンボディア日本大使館で行った。米ドルではなくてカンボディア通貨リエル支払いで、かつ、破れていたり汚い紙幣は受け取り拒否される。ただし、日本国内で手続をするよりも手続費用は若干安いようである。

華やかな表舞台を支える裏方（土台）の部分を経験できたのは本当に貴重な経験であった。さらには、両国の関係者とあれこれ議論をしながら仕事を進めていくことが楽しかったことも間違いはない。私のような若輩者が、この活動に深く関わる機会を得たのは、諸先輩弁護士が築き上げてきたカンボディア関係者との厚い友情関係があるからに他ならないし、私が何とか1年間、事務監理業務をこなすことができたのも、本プロジェクトに関わる先輩弁護士や日弁連事務局、JICA や TIC をはじめとする関係者の暖かい励ましのおかげであることはいまでもない。

やっとのことで小規模開発パートナー事業の残務処理が終わったが、一息つくヒマもなく、昨年秋にすでに採択されていた開発パートナー事業の準備作業がスタートしている。新事業の活動規模は昨年度と比して3倍に増えるので、必然的に事務監理業務量も激増する。この原稿を書いている時点も、正式契約に向けての準備作業の追いこみの真っ最中であり、日弁連内部、JICA・外務省等との打ち合わせ、膨大な書類作成作業等に追われている。しかも、プロジェクトの内容面もさらに一層充実させて新たな試みを取り入れるので、去年の経験だけでは全部をカバーすることはできず、それをさらに応用して試行錯誤する日々が始まる。

私は、引き続き事務監理作業を担当する予定になっているが、日弁連側の国際協力に関わる人材養成の観点から、事務監理担当弁護士の人数を増やす予定である。JICA 側の厚い配慮により、準備段階から関係部署担当者との緊密な連絡・協議の機会も増え、ありがたい限りである。これも、新 JICA 担当者だけでなく、1年間我々の活動を背後から支えてくれた TIC 担当者からの提言のおかげでもあるが、これにより、日弁連の事業実施体制は強固さと厚みを増すことになるだろう。

2002年7月6日に、プノンペンにて JICA と BAKC との間で本年度のプロジェクトの R/D（合意文書）が調印され、日弁連からは矢吹弁護士と私が参加したが、BAKC のみならず司法省をはじめとする司法関係者や政府からの期待の大きさを感じるとともに、日弁連の責任の重さも痛感した。また、本事業は、カンボディアに対する支援という意味にとどまらず、翻って我々の側にも我が国の弁護士・弁護士会のあり方や法曹養成制度等について改めて考える機会を与えてくれるものであって、「国際」協力とはいっても「国内」問題とは決して無関係な話ではない。

今回この原稿を書いて、自分が1年間やってきたことを振り返ってみたわけだが、ようやく気持ちの上で1つの区切りがついた。その間、笑っただけでなく、泣いたり叫んだり怒ったり悩んだりいろいろなことがあったが、あと3年間、自分の時間とエネルギーをやりくりして、皆と一緒に、この「すてきなお仕事」を続けてみようという気になった²⁶。

私が、今更ながら、ようやく覚悟を決めることができたのは、この原稿を書く機会を与

26 とはいふものの、この「覚悟」を決める「前」に、日弁連としては、すでに新規活動（開発パートナー事業）に向けての諸準備活動はスタートしているわけで、私も流れに押し流されるままに、引き続き事務監理業務に没頭し、休む間もなく走りつづけている。おかげで、今年は、夏休みは返上である。

えてくださった法総研のご厚意のおかげである。後になって「底無し泥沼」に、はまった (or はめられた) という泣き言を言わないように、私もできる限り力を尽くし、プロジェクトが終わる3年後も「すてきなお仕事」だったと思えることを目指して、プロジェクトのメンバーとのチームワークを大切にしながら、今まで培ってきた「ロジ担」の腕と技術をさらに磨き、向上させていく所存である²⁷。

3年間は長いようであつという間に終わってしまうような気がする。本プロジェクトが、どういう形で着陸するのか今から楽しみだ。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

「十二支」いろいろ

アジアの国際研修では十二支の話が通じます。欧米人は、仮に Animal Zodiac という単語で知っていても、概念が分からないため話に参加できません。アジア人同士だけに通じる話であるため、お互いの絆を感じるような気分になるから不思議なものです。

しかし、その十二支も、日本とベトナムでは、動物が一部異なるのです。日本での動物は、「子(鼠)、丑(牛)、寅(虎)、卯(兎)、辰(龍)、巳(蛇)、午(馬)、未(羊)、申(猿)、酉(鳥)、戌(犬)、亥(猪)」となりますが、ベトナムでは「兎が猫」、「羊が山羊」、「猪が豚」となります。山羊と豚は許容範囲と言えるでしょうが、猫は分かりません。

この違いだけで話が盛り上がりますから、文化の共通性という威力は大きなものです。それから彼らは旧暦を基準にして十二支を話しますので、生まれた月により微妙に異なることもあります。十二支の起源からして、本来は旧暦になるべきなのでしょうが。

27 2001年度は、本プロジェクトと本来の弁護士業務が主客転倒していた時期もあるが、今年度からはそのような事態にならないように「バランス」を重視すべく決意をしている (が、結局、「決意」だけで終わってしまう可能性も否定できない)。

【研究報告】

平成14年6月10日

ベトナムにおける担保権の実行

日越法整備支援プロジェクト

長期専門家 塚原長秋

目 次

I	はじめに	85
II	担保権実行手続の開始と概略	85
III	担保権実行の手続	86
	(1) 担保権実行前の諸手続	86
	(2) 当事者の権利義務	87
	(3) 担保権の実行	87
	(4) 登録の抹消	88
IV	政令178の34条2項に基づく担保権の実行	88
V	土地及び土地に付着する財産	90
VI	担保物の評価	90
VII	優先順位	91
VIII	担保権実行を確保するための関係政府機関の協力	91
	(1) 登録の確保	92
	(2) 強制手段	92
IX	その他の問題	93
	(1) 担保権実行の担当者	93
	(2) 担保権実行に関する紛争	94

* 本稿は、平成13年6月からハノイに駐在して法整備支援活動に従事している JICA 長期専門家 塚原長秋弁護士による、ベトナムにおける担保権の実行に関する研究報告である。

1 はじめに

本稿で扱う担保権の実行について、ベトナム民法では、質権について341条、抵当権について359条において、それぞれ定められているにすぎない。より具体的な規定を定めているのは1999年11月19日付の政令165である。同政令は第3章（22条から40条まで）において担保権の実行について規定する。この政令165は民事・経済・商事取引、涉外取引に適用される（1条）。この政令165の担保権実行手続については、現在、改正作業中の民法草案にそのかなりの部分が法典化されている。政令165については2002年2月28日付通達06が、その施行細則を定める（担保権の実行については同通達06のⅡ，4～8に規定されている）。

金融機関の融資に関する担保権実行については1999年12月29日付の政令178の第5章（31条から35条まで）が定めており、金融機関の融資に関しては、本政令が前記政令165に優先して適用される（上記通達06のⅠ，1. 2a）。政令178については、その施行細則は多数あるが、担保権実行については2001年4月23日付の共同通達03（以下「通達03」と言う）が最も重要である。

現状においては、担保を設定するのはほとんどが金融機関であり、問題となるのはこの金融機関の有する担保権が実行される場合であるので、本稿においては主に政令178，通達03に基づいてその概要を述べる。

ベトナムにおける担保権実行手続は日本におけるそれとかなり異なっている。日本において担保権を実行し優先弁済を受けるには、裁判所に担保物の競売を請求し、その換価代金から配当を受けるのが原則である。すなわち、担保権の実行には公の機関である裁判所が介在し、実行手続が適正に行われることを確保している（公的実行）。一方、ベトナムにおける担保権の実行は原則として債権者・債務者間の合意した手段によってなされ、公の機関が介入してくることは例外である（私的実行）。公的実行、私的実行にはそれぞれ長所・短所があり、一概にどちらがよいということとはできない。公的実行においては、手続の公正が保たれ確実に実行されるという長所があるが、債権者の一番の関心事である売却価格が低額となるという短所がある。私的実行の場合はこの反対である。それぞれの国の事情によりどちらの制度がより適当かを判断していくことになる。

Ⅱ 担保権実行手続の開始と概略

債務者に債務不履行があれば、債権者である金融機関は担保権実行手続を開始できる（政令178の31条1項，通達03のAⅠ）。実行方法は当事者間の合意によるが、合意ができない場合は金融機関が主導する。

弁済期から60日が経過しても合意により担保権が実行されない場合、債務者が弁済期日前の支払を法によって義務付けられている場合、債務者の解散した場合、債務者の組織変更に伴って担保権が法令通り処理されない場合にも、金融機関は担保権を実行できる（政令178の32条，通達03のBⅡ）。この場合、金融機関は債務者との合意によらず自らの主導

により担保権を実行できる。

上記の双方の場合とも、金融機関が債務者に担保権を実行する旨の通知を出すことで手続が開始される。

担保権実行の方法は当事者の合意に従い売却・代物弁済・物上代位の方式の中から選択する。金融機関が主導する場合も原則としてこれら3つの方法のどれかによるが、上記の後者の場合にはこれらに加えて競売によることもできる。

担保物の価値の評価についても原則として当事者の合意による。配当は、費用、国家に対する債務（税金や土地使用料等）、元本・利息・遅延損害金の順番で、剰余が出れば金融機関に清算義務がある。

また、債務者が担保物の引渡し等に応じない場合については、金融機関からの要請により人民委員会や警察が強制的な手段を講じることができる。

以下では法令の条文に従って実行手続をより詳しく見ていく。また、個々の問題点についても指摘することにする。

III 担保権実行の手続

(1) 担保権実行前の諸手続（通達03の B I, 2）

- ① 債務者に債務不履行があり、担保権を実行しようとする金融機関は書面で債務者に対し以下の内容を通知する（通達03の B I, 2. 1 a/）。
 - ・担保権実行の理由
 - ・被担保債権の価値（額）
 - ・担保物の種類、質、量等
 - ・実行方法
 - ・実行期日
 - ・担保物の引渡し期限と場所
- ② 担保取引が登録されている場合は、金融機関は実行通知を関係登録機関に登録する（通達03の B I, 2. 1）。
- ③ 金融機関は上記通知の登録の日から、質権の場合は7日、抵当権の場合は15日以降に実行期日を指定する。担保取引が登録されていない場合は、この7日、15日の期間は金融機関が債務者に通知を送付した日から数える。担保物が容易に損なわれる場合には、通知を送付した日から直ちに担保権を実行できる（通達03の B I, 2. 1 b/）。
- ④ 債務者は金融機関と協力して、担保物・関連書類の引渡し等（これらの引渡しは、担保権実行そのものではなく、実行の準備として行うものと考えられる）、担保権の実行に必要な準備を行う。金融機関は、担保物・関連書類の引渡し期日を定める。もし、債務者（担保物等を占有する第三者も含む）が拒絶した場合は、本通達の B X I の規定（担保物移転の強制手続、後述）に従う（通達03の B I, 2. 2）。
- ⑤ 金融機関は、担保物の引渡し・実行方法・当事者の権利義務等を記載した書面を作成

する（通達03のB I， 3）。

(2) 当事者の権利義務（通達03のB I， 4）

上記通知を送付した後の当事者の権利義務は以下のとおりである。

① 金融機関の権利（通達03のB I， 4． 1）

- ・債務者等に担保権実行に必要な準備の協力を求める（通達03のB I， 2． 2参照）。
- ・担保物を自ら使用したり，債務者等にその使用を許可する（政令178の34条3項，通達03のBVIによると，担保権が実行されるまでは，金融機関が自ら担保物を使用したり使用を許可できる）。
- ・使用の継続が担保物の価値を害する場合には，債務者等に対して，その使用の禁止を要求する。
- ・担保物からの収益を債務弁済に充てる（政令178の34条3項，通達03のBVI参照）。
- ・債務者等が，担保物を引き渡さなかった場合（担保権実行の準備としての引渡し）・担保物の維持管理を怠った場合・担保物を処分したり損害を与える場合等には，金融機関は，債務者等に対し担保物の引渡しを要求できる。もし，債務者等が拒絶した場合は，本通達のB X Iの規定（担保物移転の強制手続，後述）に従う。
- ・その他，法により定められた権利

以上，担保権実行前に金融機関には様々の権利が認められているが，最大の問題は，確実に担保物を確保できないことである。上記のように金融機関は通達03のB X Iの強制的な移転手続を利用できるが，それとても完全なものではなく債務者等が売却等の処分をなすことを防ぎきれものではない。

処分した場合については，登記されている物件については担保権利者がその権利を証明することなく，また，未登記の物件については担保権利者がその権利を証明したうえで，それぞれ権利を主張できると思われるが，担保権利者としては面倒な手続を強いられることになる。

② 債務者の義務（通達03のB I， 4． 2）

- ・金融機関に協力し担保権実行に必要な準備をする（通達03のB I， 2． 2参照）。
- ・金融機関の許可なく担保物の売却，使用等を行わない。
- ・担保物の価値を損なう行為を行わない。
- ・担保物を維持管理し，金融機関の要求に従い担保物・関連書類を引き渡す。
- ・その他，法により定められた義務

(3) 担保権の実行（通達03のB I， 5）

担保権の実行方法は合意された方法による（政令178の31条2項前段，通達03のA II）。この合意は被担保債権の融資契約によってなされている場合もあれば，担保権設定契約によってなされる場合もある。また，これらの合意を後に（担保権実行時に）当事

者間で書面によって変更できる（通達03の B I, 1）。合意といってもどのような方法でもよいということはなく、政令178の33条に定められた方法、即ち、①担保物の売却②金融機関による担保物の譲受（代物弁済型）③第三者が債務者に支払うべき金銭もしくは財産の金融機関による受領（物上代位型）の3つに限られる。同政令は34条1項において、当事者は33条に定められた方法で合意するよう求められているからである。この合意が守られなかった場合は債権者である金融機関が上記3つの方法の中から実行方法を決定する（政令178の31条2項後段、通達03の A II）。

① 担保物の売却（政令178の34条1項、通達03の B I, 5. 1）

当事者は、通達03の BVIIに基づいて担保物の評価について合意する。

合意に基づき債務者あるいは担保物を所有する第三者が、直接に買受人との間で書面による売買契約をするか、競売センター、競売会社を通して売却する。合意が守られなかった場合は、金融機関が売却方法を定める。

② 金融機関による担保物の譲受（通達03の B I, 5. 2）

金融機関と債務者は、担保物の譲受・担保物の評価・債務弁済について記載した書面を作成する。金融機関は、担保物を譲り受けた後、所有権・使用権の移転手続をするか、第三者に担保物を譲り渡すことができる。

③ 第三者が債務者に支払うべき金銭もしくは財産の金融機関による受領（通達03の B I, 5. 3）

金融機関あるいは債務者は、第三者に対し、金融機関に対し金銭等を支払う旨の通知をする。担保物が債権や知的財産等である場合は（2000年4月4日付の通達06の2章2節1. 1b）からf）までを参照）、金融機関がこれらの権利を得る。

金融機関は、金銭等の受領・担保物の評価・債務弁済について記載した書面を作成する。

(4) 登録の抹消（通達03の B I, 6）

担保権が実行された後、金融機関もしくは債務者は、法に従い担保取引登録及び担保権実行の登録を抹消する。

IV 政令178の34条2項に基づく担保権の実行（通達03の B II）

通達03は、B Iで「合意による担保権実行」について規定し、B IIで「政令178の34条2項に基づく担保権実行」について規定する。

政令178の34条2項は、「金融機関が政令178の32条により担保物の処分の権限を与えられたときは、債務者等は金融機関に担保物を引き渡さなければならず、金融機関は、売却・競売・譲受等の担保物処分の権限を与えられる。」と規定する。

政令178の32条は、金融機関が担保権を実行してもよい場合として以下を定める。

- ・ 弁済期から60日を経過しても、合意により担保権が実行されない場合
- ・ 債務者が、法の規定により弁済期日以前に支払をしなければならぬにもかかわらず、

支払がなされない場合（2001年12月31日付国家銀行決定1627の26条1，dによると，弁済期日以前に支払をしなければならない場合とは，債務者の与えた情報が虚偽の場合，債務者が融資契約に違反した場合である。実際の融資契約では，これら以外にも債務者が弁済期以前に支払をしなければならない場合が記載されており，金融機関はこれらの規定に不満を持っているようである。）

- ・経済組織である債務者が弁済期日前に解散した場合
- ・債務者が分割，合併，民営化されたが，担保権が本政令に従って処理されない場合（政令178の13条2項，3項参照）

以上の場合には，金融機関は合意にかかわらず自らの主導で以下の方法により担保権を実行できる。ただし，金融機関と債務者は担保権実行方法等について合意することもできる。この合意は，既になされていた合意でもよいし，新たにした合意でもよい（通達03のBⅡ，4）。

「政令178の34条2項の場合」も，前項の通常の合意による「担保権実行の手続」の場合と同様に，担保権の実行前に，金融機関は債務者に対する一連の通知の手続をふまなければならない。また，当事者の権利義務についても同様である。（通達03のBⅡ，1による準用）また，登録の抹消についても前項の手続の場合と同様の規定がおかれている（通達03のBⅡ，3）。

「政令178の34条2項の場合」について，金融機関は自らの主導で以下のように担保権を実行できる（通達03のBⅡ，2）。

① 担保物の売却（通達03のBⅡ，2．1）

金融機関は，直接に担保物を売却できる（競売機関を介して売却しなければならない土地所有権等は除く）。通達03のBⅠ，2．1の期間（質権については7日，抵当権については15日，本稿Ⅲ，(1)③を参照）が経過した後，金融機関は担保物の売却について公知する。売却価格は，通達03のBⅦの規定（実行時の担保物の評価，後述）に従って決定され，売買契約書は書面で交わされる。

② 競売機関等への委任（通達03のBⅡ，2．2及び2．3）

金融機関は，競売機関（競売センター，競売会社）等に担保物の売却を委任することができる。その場合の手続は競売規則による。土地所有権と土地上の附着物の売却については競売の方法によらなければならない（通達03のBⅢ参照）。

③ 担保物の譲受（通達03のBⅡ，2．4）

金融機関は，被担保債権の履行に代えて担保物を譲り受けることができる（土地所有権と土地上の附着物は除く）。金融機関は債務者と話し合う必要はないが，手続は「合意による場合」と同様である。

④ 第三者が債務者に支払うべき金銭もしくは財産の金融機関による受領（通達03のBⅡ，2．5）

金融機関は，法の規定，当事者間の担保契約に従って金銭等を受領する。受領手続は「合意による場合」と同様である。第三者が支払等を拒絶した場合は，本通達のBⅩⅠ

の規定（担保物移転の強制手続、後述）に従うか、訴えを提起する。

V 土地及び土地に付着する財産（通達03の BIII）

土地、建物に関する担保権の実行は多くの問題を抱えている。理由として、一つには、以前、土地使用権の担保権実行は競売のみによってなされてきたが、競売に関する規則（1996年12月19日付政令86の7条4項）によると、土地使用権の競売には「権限ある国家機関」の許可が要るが、この「権限ある国家機関」についての規定がないため、許可が得られず担保権実行が不可能となっていること。もう一つは、多くの者が土地使用権証書を所持していない現状で、関係政府機関が土地使用権や建物の移転を認めたがらないことがあげられる。

このような状況に対処するため、通達03は以下のように定める。

土地使用権と土地に付着する財産の担保権の実行は融資契約・担保契約に従う（通達03の BIII, 1）。

上記の合意により担保権実行ができない場合は、金融機関は競売に付するか、裁判に訴える（通達03の BIII, 2）。

土地使用権の競売手続は以下のとおりである（通達03の BIII, 3）。

- ・金融機関は競売を地方の人民委員会に申請する。
- ・人民委員会は申請から15日以内に競売を認めるかどうかを決定する（土地法、土地使用権の移転等に関する政令17による制限が考慮される）。
- ・金融機関は人民委員会の許可を得て競売に必要な手続をとる。

担保権実行手続完了後、金融機関は担保登録抹消の手続をし、買受人等に物件を移転する（通達03の BIII, 4）。

金融機関は関係政府機関に土地使用権証明書や宅地使用権・住宅所有権証明書を買受人等に発行するよう求め、関係機関は土地使用権証明書は15日以内、宅地使用権・住宅所有権証明書は60日以内に発行する（通達03の BIII, 5）。

VI 担保物の評価（通達03の BVII）

政令178の8条1項は、担保物の評価は担保契約時に行うように求める。このような要求は、多くの金融機関に、この評価が担保権実行の際の担保物の価値を決めるのではないかという懸念を抱かせているが、同政令同条同項は、担保契約時の評価は担保実行時の評価を決定するものではないと明確に規定している。

通達03は、担保権実行時の担保物の評価について以下のように規定する（通達03の BVII）。

金融機関と債務者は、担保権実行の際に担保物の価格について合意し、その合意を書面にする（通達03の BVII, 1）。

当事者の合意が得られなかった場合は、以下のようにして価格が決定される（通達03の BVII, 2）。

- ・まず、金融機関は、価格の決定を専門業者に依頼するか、既に専門業者の示した価

格・担保権実行時の市場価格・政府決定価格を参考にする。

- ・買受人間の価格が異なる場合や、同時に複数の買受人が生じた場合は、金融機関は最も高い価格を決定するか、競売にかける。
- ・競売にかけられた場合は、担保物の評価は競売規則による（通達03の **BVII**, 3）。

専門業者等の示した客観的な価格に従うときは、当事者は満足する結果を得ることができ。しかし、買受人の最高価格に従う場合は、債務者は知人に高額の買受価格を示すように頼むことがある。最高価格を示した者が、担保物を買受ける義務は規定されていないため、結果として実行手続が行き詰まることになる。

VII 優先順位（通達03の **BVIII**）

担保権実行の結果、得られた利益は以下の順序で支払われる（通達03の **BVIII**, 1）。

- ・担保権実行に要した費用
- ・税金その他国家に対する債務
- ・元金、利息、遅延損害金

売却、譲受の場合に金融機関が債権額を超える利益を得たときは清算義務がある（通達03の **BVIII**, 3）。

買受人が一度に支払えない場合は分割払いもできる（通達03の **BVIII**, 4）。

複数債権が担保されている場合で1つの債権について担保権実行をするときは、他の債権についても一括して支払が行われる。支払は登録した順番による（通達03の **BVIII**, 5）。

シンジケートローンの場合は債権額に応じて配当がなされる（通達03の **BVIII**, 6）。

債務者によって担保物の価値が増加された場合は、その物が担保権実行の対象となる（通達03の **BVIII**, 7）。

担保物の保険金に対する物上代位（通達03の **BVIII**, 8）。

本通達の **BVIII**, 1によれば、税金等の国家への債務が金融機関の債権に優先する。したがって、場合によると、金融機関は、担保権を実行したもののその利益が全て国家への債務（土地使用料等）に充てられ、自らは回収するものが何もないという事態に陥る危険がある。この危険は、金融機関が担保権実行時に債務者が国家にどの程度の債務を負担しているかを知る手段がないことで倍化される。

本通達 **BVIII**, 5によれば、複数債権が担保されている場合、登録した順番で配当される。同様の規定を持つ政令165の14条3項によると、この登録は当事者の合意により変更できる（同一担保物に対する複数債権の問題はそれ自体大きな問題である。政令178によると複数の金融機関が同一担保物に対して担保権を設定することは禁止されている。したがって、ここでいう複数債権とは主に同一債権者が有する複数債権のことと解される）。

VIII 担保権実行を確保するための関係政府機関の協力（通達03の **BX**, **BX I**）

以前は、債務者が担保物の引渡しに応じない場合に、関係政府機関が担保権実行に際して助力するという規定がなかったため、債権者の担保権実行は事実上困難であった。また、

裁判所の判断がないと政府機関が移転登録に応じないため、債権者は多大な費用・時間・労力を要する裁判所へ訴えることを余儀なくされていた。

政令165, 178と通達03は、この点について関係政府機関の協力について規定した。

(1) 登録の確保（通達03の BX）

政令165の38条は、関係政府機関が必要書類を受領してから、動産であれば7日以内、不動産であれば15日以内に当該物件について登録をしなければならないとしている。

この点につき、通達03は以下のように規定する（通達03の BX）。

関係当局（人民委員会、土地管理局、警察等）は、金融機関からの要請を受けて、所有権・使用权の移転手続を行わなければならない。金融機関は要請の際、融資契約・担保契約の写し、権利の証明書、担保物の移転合意を証する書面等を提出する（通達03の BX, 2）。担保権実行の判決がある場合は、判決書、執行決定書、融資契約・担保契約等に基づいて手続を進める（通達03の BX, 3）。

移転手続に必要な書類として、通達03は、権利者の同意を要求していない。このような同意は既に融資契約・担保契約でなされているからである（通達03の BX, 4）。この規定により譲受人（買受人）は少なくとも登記に関する限りは安心して担保物を確保できることになりベトナムにおける担保権実行手続は著しく改善された。

しかし、實際上、関係当局がこの規定をどこまで遵守しているかは疑問である。例えば、金融機関が外国投資会社の株式に設定した質権が実行された場合、計画投資省は株式の譲渡を登録し新しいライセンスを外国投資会社に渡すことになっているが、計画投資省が金融機関の要請に基づいてこの義務を果たしているかは不明である。

(2) 強制手段（通達03の BX I）

政令178の35条は、担保権実行を確保するための関係政府機関の役割を規定する。これを受けて、通達03の BX I は、担保物の占有者から金融機関への担保物の強制的な引渡しについて概ね以下のように規定する。

担保物の占有者が、金融機関の当初の通知の期限内に担保物を引き渡さない場合は、金融機関は理由・引渡期限・採るべき手段・当事者の権利義務を記載した書面で再び通知する（通達03の X I, 1）。金融機関の採るべき手段とは以下のようなものである（通達03の X I, 2）。

- ・担保物の引渡しを要求する。
- ・担保物が引き渡されない場合には、人民委員会と警察の援助を要求する。
- ・通知した期限が経過しても担保物が引き渡されない場合は、人民委員会と警察の協力を得て担保物を占有する。

人民委員会と警察の役割は以下のようなものである（通達03の X I, 3）。

金融機関からの上記の援助の要求を受けた後、人民委員会は、10日以内の期間を定めて、担保物占有者に担保物を金融機関に引き渡すように説得する（通達03の X I, 3. 1）。この期間を経過しても依然として引渡しがない場合は、人民委員会は関係機関を

指示して以下のように引渡しを強制する（通達03のX I, 3. 2）。

自動車・バイク等の交通手段が担保物であるときは、以下のとおり。

交通警察が、金融機関から要求を受けた物件を登録業務の中で見つけた場合には、移転登録をせず金融機関に意見を求める。交通警察が、巡視・捜査中に担保物の証明書の期限が経過していることを発見した場合には（自動車等に質権が設定された場合、金融機関は所有権証明書を預かり、債務者は担保の有効機関が記載された所有権証明書の写しを保管する）、交通警察は担保物を預かり金融機関に連絡する。金融機関は交通警察から担保物の引渡しを受ける（通達03のX I, 3. 2 a/）。

倉庫・住宅等他の建造物の場合は、担保権の及んでいない物件を移動し当該建物の引渡しを受ける（通達03のX I, 3. 2 b/）。

機械・設備・原料・商品等他の物件の場合は、金融機関が占有する（通達03のX I, 3. 2 c/）。

担保物の占有については、人民委員会の代表が証明され文書化される（通達03のX I, 3. 3）。

上記のような金融機関の担保物の譲受が妨害される場合には警察がその妨害行為を止めさせる（通達03のX I, 3. 4）。

上記の規定にもかかわらず、担保物の引渡方法については具体的な規定がないため警察が適切な援助を与えることは困難な状況である。また、通達03には、どのレベルの人民委員会と警察がこの職務を行うのかについての規定がないため、實際上運用がなされるのかどうかは不明である。

IX その他の問題

(1) 担保権実行の担当者

ベトナムの金融機関は、財産取引（the property trading activities）をすることが許されていない。担保物の売却、譲受等を行う担保権の実行がこの財産取引にあたり、金融機関は担保権の実行ができないのではないかとということが懸念されていたが、通達178の31条8項で「担保権の実行は債権回収の手段であり、財産取引でない」と規定されたため、この問題は解決した。

また、金融機関は、担保権実行の権限を第三者に委譲したり委任したりすることができる（政令178の31条3項、通達03のA III）。通達03のA IIIによると、この第三者は、法人格を有する組織であること、法によって債権回収もしくは担保権実行の権限が与えられていること、という2つの要件を満たさなければならない。しかしながら、この後者の要件を満たす組織とは何であるのかについては不明確である。おそらく競売センターのような債権回収・担保権実行をその職務として登録している組織がそうであろうと思われる。また、金融機関の免許には債権回収・担保権実行が職務として記載されておらず、金融機関が担保権実行権限の委譲・委任を受けられるのかについても不明確である。このように、上記通達03のA IIIの要件は、担保権実行手段の選択の余地を制限

しているように思われる。

(2) 担保権実行に関する紛争

政令165の39条によると、担保権実行に起因して紛争が生じた場合には、当事者は裁判所か仲裁機関に紛争解決を求めることができる。裁判所や仲裁機関の決定が出るまで、当事者は、担保物を維持しなければならず、裁判所や仲裁機関が許可しない限り、売却等担保物の処分をすることができない。

これらの紛争解決手段は、当事者間の公平な担保権実行を確保するためのものであるが、債務者がこの解決手段を濫用して、金融機関が担保権を実行する前に裁判所や仲裁機関に申立てを行い、担保権の実行が遅滞することになる。

以 上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

外見による判断

人物の同一性識別は、民族が違ふとかなり困難です。西洋人にとって見れば、日本人の識別など簡単にはできず、中国・韓国人も含めて皆同じに見えるという人がいます。まあ、私にしてみても、西洋人の区分けはつきませんし、中近東の人達は、目鼻立ちがはっきりして口髭を生やしていますから、皆同じに見え、参考人か何かで何枚もの写真を見せられて「自分が見た人物を特定せよ」と言われても、困ることでしょう。

同じように、外国人の外見から年代を推測するのも結構難しいものです。アジアからの研修生には、日本人の感覚では、かなり年を取っているように見えても実は若いということがあります。特に農業経験者は、その重労働のためか相当老けて見えるようです。日本でも、昔の夏目漱石の小説では、40代の人が「翁」とか「婆」と呼ばれていますから、顔や身体に刻み込まれる苦労は並大抵ではないのでしよう。

【研究報告】

モンゴルの司法制度と司法改革の状況

国際協力部教官 田 中 嘉寿子

第1 序

本稿は、2001年8月15日から同年9月12日までモンゴル国に出張し、同国の司法制度を調査した結果に基づく研究報告である。

同国に関する情報は、本稿末尾に掲げた参考文献のほか、その歴史・地理・風土・民族に関するものが多数存在するが、司法制度に関する情報は、世界銀行の報告書（英文）が最もまとまったものである。

同国では、2001年秋の国会において、民法等主要法令の大幅改正がなされているため、本稿の情報はやや旧聞に属するものの、根本的な問題点は変わっていないと思われるので、今回の調査・研究報告として私なりに同国の司法制度、問題点及び司法改革の状況をまとめてみた。

なお、はじめに、理解の一助としてモンゴル国に関する一般情報を摘示しておく。

国 名	モンゴル国（1921年3月13日中国から独立、国連加盟は1961年10月、1992年にモンゴル人民共和国からモンゴル国に改名）
首 都	ウランバートル [赤い英雄]（日本との時差1時間）
面 積	156万6,500 平方キロメートル（日本の約4.1倍）
人 口	235万3,300人（日本の約54分の1）、首都に約25パーセントが居住。
G N P	（国民1人当たり）390米ドル（日本の約90分の1）
通 貨	トゥグリク（1米ドル=1,096トゥグリク（2001/01/04現在））
国 語	モンゴル語（キリル文字=ロシア文字使用が主流）
宗 教	チベット仏教（ラマ教） ¹
位 置	ロシアと中国に挟まれた内陸国
民 族	モンゴル族90パーセント。ほかトルコ、ツングース族など20種族。
平均寿命	男子63歳、女子67歳。35歳以下の人口が約77パーセント。
気 温	平均気温は、夏:17度、冬:-26度（ウランバートルの最低気温は-48度）
年間平均降雨量	254mm（日本の約6.7分の1。なお、年間降雨量200-250mmは「砂漠」に分類される量である。）
産 業	古来より牧畜が唯一の生活手段であり、羊、山羊、牛、馬、ラクダ（これら

1 ラマとは、「お坊さん」という意味である。ソ連は、1939年、モンゴル国内のラマ僧約3万人を殺害し、ガンダン寺のみを残し他の全ての寺院を破壊した。モンゴルの知識人はラマ僧であり、書物の保管場所は寺院であったため、モンゴルの「知」が破壊されたに等しいと言われている。

を総称して5畜と呼ぶ。)を飼育し、羊毛と畜産品を輸出している。地下資源が豊富で、モリブデン、銅、石炭を産出し、銅は輸出の第1位を占める。

略史 (法制度及び対日関係を中心として)

古代 遊牧民として慣習法に基づいて生活。

12世紀 チンギス・ハーンにより統一、モンゴル帝国が成立。イ・ジャサク (チンギス・ハーンの大法令) と呼ばれる成文法典編纂がなされ、洗練された行政制度、課税制度及び法律制度を備えるに至った。

13世紀 元寇 (1274年及び1281年)

14世紀～内乱時代

17世紀 後半、清朝の支配下に入る。

1921年 モンゴルの民族主義者らがソ連領内でモンゴル人民革命党を結成して独立を宣言し、世界第二の社会主義国家となった。政府には、大蔵、内務、外務、法務及び軍事省設置

1924年 モンゴル人民共和国憲法制定、活仏ボグドハーンの死とともに、モンゴル人民共和国となる。

1925年 裁判所設置

1926年 全裁判所構成法、全裁判訴訟法、裁判所法制定

1939年 ノモンハン事件 ソ連軍とともに日本軍と交戦

1940年 憲法改正

1945年 ソ連軍とともに対日宣戦に参加。終戦時、シベリア抑留者の移送をソ連に要望、約1万4,000名の日本兵 (うち1,597名が死亡) がモンゴルに移送され、政府庁舎、オペラハウス、国立大学、スフバートル広場等の建設に従事させられた²。

1949年 刑事訴訟法制定、裁判所組織規則制定

1952年 民事訴訟法制定

1958年 裁判所組織法制定

1972年 日蒙外交関係樹立

1977年 ODA 開始

1989年 東欧での社会主義体制の崩壊を受け、モンゴル民主同盟が結成され、1990年からモンゴル国の市場経済化・民主化への改革が始まった。この時期、党の指令等が廃止され、モンゴル社会は指導者による支配 (人治) から法の支配へと移行す

2 モンゴル人は、このころまで王侯貴族といえどもゲル (移動式テント。内モンゴルでは中国風にパオという。) で生活しており、ラマ教の寺院以外に固定した建築物を建設した経験がなかった。この後建設された都市部のアパート、工場等もほとんど外国人によって建設されている。当職が観察した限り、モンゴル人自身の建築能力は低く、司法省の建物の階段は段差が不揃いで、トイレは故障がちで、壁の崩落も酷く、街中で工事中のレンガの並べ方も不揃いである。モンゴル人は、長い冬を経験するためか、一般的に形而上学 (語学、芸術、文学、パソコンの使用等) には秀でているが、実学・実技が不得手なようである。なお、抑留日本兵については、胡桃沢耕史著「黒パン俘虜記」を参照されたい。

ることが憲法上の要請となった。

1992年 1月13日 新憲法制定

憲法裁判所法制定

1993年 裁判所法、裁判所組織法制定

1994年 刑事訴訟法・民事訴訟法・判決行為に関する法律制定
民法制定

1996年 判決の執行に関する法律制定

2001年 刑事訴訟法・民事訴訟法改正，民法改正

第2 民主化に伴う社会的混乱

モンゴル国の統治の実態を理解するには、次の点を考慮に入れる必要がある。例えば、同国は長年1党独裁であり³、「民主化」後も、幹部のほとんどは旧ソ連留学経験者であることや、1998年には民主化運動の指導者ゾリグ氏が暗殺された。また、民主化以前においては、民族の英雄チンギス・ハーンの名を口にすれば失脚し、「日本やアメリカは工業化され自然は何もない国だ」という宣伝が行き渡っているような、世界の情報から隔絶された閉鎖的な社会であった。その中で、人々は、互いに密告し合う権力闘争をも経ている。その間に人々の意識に根を張った発想にはなかなか変わりにくいものがあることも認識しておく必要がある⁴。

1990年7月に実施された初の複数政党制による自由選挙においては、人民革命党が過半を占め、民主党が第2党となり、人民革命党のオチルバトが大統領に選ばれた。

モンゴルの「民主化」への道は紆余曲折を経ており、民主化後、国家予算の過半を占めていたソ連からの援助ないし借款がなくなったことから経済の混乱が続き、安定していた社会主義時代を懐かしむ声も多く、1992年の選挙では人民革命党が圧勝したものの、1993年の大統領選挙では、オチルバトは与党推薦を得られず、民主連合の推薦により当選した。

1996年の総選挙では、引き続く経済不安と政治腐敗のため、与党が嫌われ、民主連合が圧勝した。しかし、民主連合は若手知識人が主体で実務経験がなく、急進的民営化を目指したが、その失敗により経済の混乱が続き、国民の失望を買ったため、翌1997年の大統領選挙では人民革命党のバガバンディが当選した。

そして、2000年7月の総選挙では、人民革命党が圧勝し、翌年、同党のバガバンディ大統領が再選されて現在に至っている。

3 ノモンハン事件でソ連と共に日本軍を撃退した「英雄」チョイバルサンは、スターリン主義に基づき1937年から2年間にわたり、国内で多大な犠牲をもたらした粛清を行って約15年間にわたり権力を掌握した。次に1952年首相となったツェデンバルは、40年近く最高権力者の地位にあり、1984年には解任され、1991年、ソ連国内で謎の死を遂げた。

4 司馬遼太郎著「草原の記」に登場するような無欲で純朴と評される遊牧民は、1990年の統計では全人口のわずか6パーセント（15万人）にすぎない（農牧業に従事する人口は全体の約29パーセント）。

1998年の統計では、同国は、国民総生産の2割を国際機関や西側諸国からの融資に頼り（日本は支援第1位）、1999年来続く雪害（ゾド）による家畜減少、貧富の差の拡大、人口の3分の1以上が貧困層（世銀の定義による）という諸問題を抱えている。

第3 モンゴルの法律

1 憲法

(1) 現行憲法制定経緯

世界銀行、国際連合開発計画（UNDP）、アジア開発銀行（ADB）などの国際機関やドイツ開発公社（GTZ）、アメリカ USAID 等の二国間政府開発援助機関などの様々な援助が入り、UNDP の援助の下にヨーロッパ型の憲法が起草され、1992年、現行憲法を国会が可決し、同年2月12日に施行された。

(2) 統治の仕組み

三権分立の原則に基づき、立法権は、万人共通の自由直接秘密無記名投票によって選挙される4年任期議員76名から構成される一院制国会に与えられ、その議長と副議長は議員の互選による。国会は、直接選挙で選ばれた大統領を承認し、首相と閣僚を任命する。国会の議決は、単純過半数によって行われる。国会の議決に対し、大統領は、拒否権を有するが、その拒否権行使は、国会の3分の2の多数によって覆すことができる。

直接選挙で選ばれる任期4年の大統領は、国家元首であり、国軍の最高司令官である。大統領候補は、国会に議席を有する政党によって指名される。

内閣は、最高の行政機関であり、憲法及び法律を全国的に施行する。

最高裁判所は、最高の司法機関であり（上告審）、その下に、県（アイマグ）又は首都特別市裁判所（二審）、郡（ソム）、郡間及び地方裁判所（一審）による三審制である。憲法上、刑事裁判所、民事裁判所、行政裁判所などの専門裁判所を設置することができる。現在、裁判所には、刑事部と民事部があるだけであるが、今後行政部を設置する計画がある⁵。

また、これら通常裁判所とは別に憲法裁判所が設置されている。

司法の独立は裁判所総評議会によって保護されているとされている。大統領が任命する検察庁長官は任期6年である。

2 1990-2000年に制定された500の法律の特徴

モンゴル国では、民主化以前は、法的にも経済的にも社会主義社会として自らを確立

5 ただし、当職が面談した検事は、行政部とは、我が国における行政事件訴訟のような国民が行政機関に対して不服申立てを行う行政事件を扱う部ではなく、国民の行政規則違反事件を審理するための部であると説明した。一党独裁政治では、市民が国家を訴える行政訴訟はあり得なかったため、行政訴訟という観念自体が一般に法曹にも市民にも十分には理解されていない状態にあり、新規に設置される裁判所行政部の具体的内容は更に調査が必要である。

するため、ソ連の法律と法学の教科書を翻訳し続けていた⁶。モンゴルの社会主義的法律制度は、ソ連の制度に由来し、社会主義化したローマ法を基盤としていた。社会主義思想の下では、法律は社会主義社会建設のための手段であり、法律固有の価値はなかった。ソ連型の基本法のほか、数千のモンゴル人民革命党の指令、人民代議員大会の布告、閣僚会議の決定及び省庁の地方布告からなり、社会主義的機関や指導者の独断的な決定にも法的拘束力が認められており、「法の支配」の観念は実質上なかったと言えよう。

民主化後、市場経済に対応するため、既に約500の新法が制定された。経済を規定する主な法律は、租税法、外国投資法、民法、会社・組合法、証券法、国際商事仲裁法、国家・地方自治体財産法、外国為替法などである。

しかしながら、大量の法案起草は、それぞれに異なる法的伝統を持つ国の出身者がアドバイザーを務めていたため、多くの法律が相互に一貫しておらず、矛盾ないし重複もある上、モンゴル国の伝統や既存の法律への配慮が足りずに導入され、かつ、法律の多くが狭い縦割りの観点から起草されており、いわゆる「業界保護」法ないしは特定団体の利益を合法化するような様相を呈しており、経済的優先順位や資源の希少性に対する関心が十分ではなかった。

また、モンゴル国には、市場経済を前提とする多くの法律用語・概念が欠けており、用語が統一されていないものがあるとモンゴル最高裁判所判事ドルジゴトフ氏が指摘している⁷。

国会の上級法律顧問の一人の指摘によれば、モンゴル法律制度は、「大陸型憲法、米国型商業関連諸法、インドネシア型石油法、ドイツ型民法、スウェーデン型行政法、カナダ型破産法」から構成されている⁸。

近時の市場経済化への移行に伴う法整備支援の特徴として、モンゴルに限らず、現在計画経済から市場経済に移行しつつある国は、すべて基本的には大陸法型であるにもかかわらず、法整備支援の先鞭を付けるのがIMFや世界銀行などコモン・ロー系を基盤とする機関であり、また、その関心が投資環境整備のために当面必要な法制度に偏りがちであるため、コモン・ロー系諸国の影響を受けた各種の個別的法律が制定されるに至っているものの、統一性・一貫性に欠け、不十分な面がある。一例を挙げると、商法典の有無であるが、モンゴル国は、大陸法系であるため、民法典、刑法典、民事

6 モンゴル人民共和国の法制度がいかにかソ連の法制度のコピーであったかにつき、ある元モスクワ大学法学部への留学生は、当職に対し、「モスクワでは、モンゴルの法学部で勉強したことと同じことしか教科書にも授業にも出なかったの、何も新しいことは勉強しなかった。」と語ったことがある。

7 Page 28, "MONGOLIA: Legal Needs Assessment Report Ulaanbaatar June 1999-May 2000" (published on 27 April 2000 by World Bank)

8 Page 38, "MONGOLIA: Legal Needs Assessment Report Ulaanbaatar June 1999-May 2000" (published on 27 April 2000 by World Bank)

訴訟法典，刑事訴訟法典などの成文法を基盤としているにもかかわらず，商取引を一般的に規律する基本法である商法典が存在しない。モンゴルでは，以下のような米国型商業関連諸法が制定されている。

- ① 商業を行う組織について規定する諸法
会社法（1999改正），組合法（1995），協同組合法（1998），破産法（1991）
- ② 会社等の組織が行う商業の内容について規定する諸法
民法（契約部分：1994），手形法（1995），会計・簿記法（1993），会計監査法（1997），不動産登記法（1997），労働法（1999）
- ③ 知的所有権法
不正競争防止法（1993），著作権法（1993），特許法（1993），商号及び商標法（1993）
- ④ 金融関連法
中央銀行法（1996），モンゴル銀行法（1996），預金・融資・銀行取引法（1995），証券法（1994），国債法（1994），流通性金融商品法（1995）
- ⑤ 国際商取引について規定する諸法
外国投資法（1993），外国貿易仲裁法（1995）

当職が面談した高名な弁護士によれば，モンゴルの法律家は，コモン・ロー派（米国・オーストラリア等に留学又は招待された経験者が多い。）と大陸法派（ソ連時代のソ連，東ドイツ，現ドイツ等に留学又は招待された経験者が多い。）に2分され，意見が分かれているらしい。

商法の要否についても，2派で意見が分かれているとのことである。

商法不要派は，商取引を行うには，その主体に関する法律である会社法・組合法等の組織法と，民法の契約規定があれば十分であると考えている。

しかしながら，米国のように長年の商慣習が発達した上，UCC（統一売買法）が適用されるのならともかく，民法典だけでは円滑な商取引は無理であろう。モンゴルに事務所を置く日本企業が，モンゴル国で取引を行おうとする場合，商法がないため，本社の承諾が得られず，取引の拡大が困難であるという声も当職が面談した企業関係者から聞かれた。

2001年秋の国会で改正される前の民法典（1994）には，取引の安全保護規定が全くない。当職が面談したモンゴル国の法律家（裁判官，検事，弁護士，法学部の教授，裁判所総評議会事務局長，憲法裁判所裁判官ら）は，取引の安全保護の原則を理解していなかったばかりでなく，そのような概念については，聞いたこともない様子であった。

改正民法（2001。英語版未入手）では，若干の善意の第三者保護規定が導入されているはずであると聞いているが，どの程度であるかいまだ不明である。

確かなことは，取引の安全保護の必要性と内容とが，実際に法律家の間で理解され，

適用されるまでには、相当な時間と困難とが伴うだろうということである⁹。

3 法律の安定性の欠如

モンゴル国では、法律家・行政官の間で、法律の遡及適用禁止の原則（「事後法禁止」の原則ともいう。）が理解されているか疑わしく、著しく法的安定性を欠いている。

「遡及適用禁止の原則」とは、ある法律が新たに制定されたり、改正されたりした場合、新法は、制定又は改正後に新たに行われた行為（契約等）についてのみ効力を有し、過去に行われた行為には原則として効力を及ぼさないという原則であり、古典的・国際的な法の常識である。当事者双方にとって有利な変更である場合に限り、遡及効が認められることがあり得るが、不利益な方向での変更は許されない。

ところが、モンゴル国では、この原則が行政官・法律家の間で十分に理解されているか疑わしい。

例えば、税法が変更されて新たな納税義務が生じたり、税率が変更されたりした場合に、過去に締結された契約上、税法上の優遇措置が与えられていたのを無視して新法に従って徴税しようとした事例があった。

モンゴル国には、憲法裁判所があって、法令が遡及的に違憲無効とされ得るので、更に法的安定性を欠く。

憲法裁判所は、1992年設立され、憲法上、独立の存在とされている。憲法裁判所は、9人の裁判官からなり、大統領、国会及び最高裁判所がそれぞれ3名ずつ指名し、国会が任命する（憲法裁判所法3条）。

違憲審査の申立ては、一般市民（同法9条。公務員の違憲行為について）並びに国会、大統領、首相、最高裁判所及び検事総長が行うことができる（同法10条）。

憲法裁判所が、法律、政令、国会決議、大統領令、政府の決定、モンゴル国が加盟した国際条約及び中央被選挙団体の決定（以下「法律等」という。）の全部又は一部が違憲であると判断した場合、当該法律等は、直ちに無効となる（同法8条4項）。憲法裁判所の決定は、直ちに有効となる（同条5項）。

違憲の法律等によって国家、市民及び組織に与えた損害その他の結果に対する賠償は、これらの法律等を採択した機関又は公務員及びこれに従って裁判を行った裁判所が検討して決定すべきものとされている（同法22条2項）。

憲法裁判所手続法によれば、憲法裁判所の判断を国会が拒絶した場合、憲法裁判所裁判官の過半数が見直しを要求した場合又は新たな事情が判明した場合には、違憲審査をやり直すこととされている（憲法裁判所手続法30条1項）。

9 我が国では、約7年前からヴェトナム民法改正作業を支援し、取引の安全保護規定の必要性についてヴェトナムの起草担当者に伝えているところ、詐欺や窃盗を助長するような不正義な規定であると感じるらしく、規定の趣旨は一応理解しても、なお十分に納得させるに至っていない。なお、ヴェトナムでは、商法典は存在しておらず、商業上の契約については、民事契約法ではなく、経済契約法を適用している。

憲法裁判所の裁判官は、当職が、「ある法律が違憲とされたとき、その法律はいつの時点から無効となるのか、制定時から無効となるのか。」と質問すると、「制定時から無効となる。当該法律に従って制定された命令・規則も無効となる。」と答え、「では、もし、外国企業に対する税制上の優遇措置を定めた法律があるとして、これが数年後に違憲無効と判断された場合、当該外国企業は遡及的に税金の支払を命じられるのか。」との質問に対しては、「いや、国際慣習に従い、そのようなことにはならないはずであるが、憲法裁判所は、違憲か否かの判断を下すだけであり、その判断に従って行政当局がどのような行為を行うかは関知しない。」と答えた。

モンゴル国の憲法裁判所は、一見、ドイツの憲法裁判所に類似した制度であるが、裁判国家の伝統と個々の裁判官に対する高い信頼に基づくドイツと異なり、モンゴル国では、選任手続を見ても時の政権の影響が強いと思われる上、個々の裁判官の資質にも疑問があるため、前政権時に制定された法令・行政を現政権が否定するための道具として利用される危険を残している。

なお、憲法裁判所の判決は、1992年以後、約100件あり、すべて憲法裁判所発行の2冊の判例集に掲載されている。同判例集は、憲法裁判所の図書室で閲覧可能であるほか、JICA モンゴル事務所にも各1部保存されている。

4 法律の実施可能性の低さ

他の国と同様、モンゴル国現行法制の問題点は、法律どおりの執行が行われていないという点にある。

その原因としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 法律がモンゴル国の実情を考慮せずに起草され、実際には利用されていない（例：破産法。夜逃げ同然の債務不履行事例は多数あるが、破産法を適用して破産に至ったケースは2001年9月時点で一例もない）。
- ② 法律がモンゴル国の実情に合わないため、多くの人民から執行すべきでないと考えられている（例：土地法草案）。
- ③ 法律は制定されたが、下位法令である命令・規則が新法に合わせて制定・改定されていないため、法律を実施できない（例：環境アセスメント法。アセスメントの具体的方法についての規則がなく、実施が困難であると言われている）。
- ④ 当該法律が他の法律と重複又は相矛盾しているため、どの法律が適用されるべきか不明である（例：担保法の混乱。汚職防止法：汚職対策に関する法令が錯綜しており、捜査権限・管轄もあいまいで、責任ある捜査・立件が困難）。
- ⑤ 法律が、これを実施する担当者に周知徹底されていないため、現場の公務員は、古い慣行に従って執務している（例：自然環境省）。
- ⑥ 法律・命令・規則が整備され、現場の公務員に周知されたとしても、公務員による汚職が行われるため、法令どおりの執行がなされない（例：関税法）。

以下にいくつかの具体例を挙げる。

(1) 土地法

②の例として、土地法改正問題がある。モンゴル国では、現在、土地の私有は認められていないが、都市部では「使用権」が認められて売買されている上、私有化を認

める方向で改正草案起草作業が継続されている。この点でも、進歩派は土地私有を認めさせようとし、守旧派は私有化に反対である。

しかしながら、モンゴル国において、何の規制も付さないで土地を私有化し、遊牧民が定住化し、牧場や農場経営に移行することを許せば、数年内に土地が痩せて砂漠化が進行することになり、取り返しのつかない事態に陥る可能性が高い。

モンゴルにおける土地私有化については、法律的研究のみで拙速にその是非や内容を決すべきものではなく、まずは、国の現状についての科学的調査に基づき、その必要性、可能な所有形態、必要となる規制等について慎重に調査・検討する必要がある。遊牧民の定住がもたらす危険性は、当該土地における砂漠化の進行度合い、すなわち、水資源（雨量、地上の湖沼・河川及び地下の永久凍土層・地下水資源）の減少度並びに森林・草原の減少度及びその原因（温暖化等の環境因子のみならず、伐採や過放牧等の人為的因子を含む。）等を十分に考慮した上で検討されなければならない重要な問題であろう¹⁰。

なお、都市部の土地使用权についても、「都市部」の範囲が不明確である。首都圏は年々拡大しつつあり、従前遊牧地であったところに建物が建ち、「都市化」が進んでいる。そのような新規の「都市部」の土地使用权の承認・売買手続については、いまだ明瞭な規定がない。

(2) ④の例：担保法の混乱＝公示制度の不備

法律間の齟齬の例として、不動産（特にアパート）の担保問題における民法の財産権規定と不動産登記法の齟齬がある。具体的に矛盾しているというのではないが、相互に整合性を考慮されずに規定・運用されているために、実効性のないものになっている。

典型例として、銀行が融資を実行する際、債務者所有のアパートを担保として取ったにもかかわらず、同アパートの共同所有者又は家族からの異議により、担保契約が無効とされて強制執行できず、不良債権化するという例が散見される。このような事態が生じるのは、共同所有物と家族共同財産との両方の場合があり得る。

＜共同所有物の場合＞

【民法（2001年改正前を指す。以下同じ）関連条文】

第91条 共同所有物の売買・賃貸借契約時における共同所有者の権利

第1項 共同所有者の1人が共同所有物を売却又は賃貸するに当っては、これ

10 当職が面談した JICA の環境専門家によれば、中央アジア一帯は地球温暖化の影響を最も強く受けている地域の一つであり、降雨減少及び永久凍土層の後退により、河川の消滅、草原の砂漠化が進行しているとのことであった。当職が面談した第2都市ダルハンの住人も同市の主たる水源である川が過去30年間で水量が著しく減少したと指摘しており、ウランバートルの河川は水量も減り、人口集中等による汚染も進行し、水不足は深刻な問題となりつつあった。「大草原」などと呼ばれるが、モンゴルの緑は最も濃いはずの真夏でさえ痛々しいほど薄かった。2002年も異常気象が多く、世界各地で氷河が溶けているとの報道に接するが、目に見えない永久凍土層も地下で溶けているのであろう。

を買い受け・賃借する優先権を有するところの他の共同所有者に対し、通知しなければならない。売却・賃貸しようとする者は、他の共同所有者が当該通知を受けた後1か月以内に回答しない場合、他人に売却・賃貸することができる。

第2項 共同所有者が、前項の規定に違反して共同所有物を売却又は賃貸した場合、他の共同所有者は、当該共同所有物を買受け又は賃借した者の権利及び義務を自己に移転するよう要求することができ、当該要求につき、6か月以内に訴えを提起するものとする。

<家族共有物の場合>

第94条

第1項 家族の財産は、共同財産の一種とする。

第2項 他の種類の共同財産は、法律によってこれを定める。

第95条

第1項 すべての家族の財産は、配偶者の固有財産として分別されている場合（第96条参照）を除き、共同所有物とされる。

第2項 配偶者及びその他の家族は、家族の共同財産につき所有権を有する。

第3項 配偶者及びその他の家族は、共同財産の所有・占有及び処分につき、平等の権利を有する。配偶者及びその他の家族は、成人（16歳以上）家族の一員が行う当該共同所有権の行使につき、同意する権利を有し、共同所有物である不動産を処分する場合には、他の成人家族全員の書面による許可を得なければならない。この規定に反する取引は、すべて無効である。

<「家族」の定義>

第250条 アパートの賃借人の権利義務

第1項 配偶者、子供及び両親は、賃借人と恒久的に同居している場合、賃借人の家族とする。

第2項 前項に規定する家族以外の親族及び労働できないために賃借人が世話をしているものであって、1年以上恒久的に同居している者もまた家族とする。

第3項 裁判所は、家族のために紛争を解決しなければならない。

第99条 家族からの離脱

第1項 家族の一員は、家族を離脱するに当たり、共同財産の自己の持分を取得する権利を有する。ただし、共同財産が家業を継続するに不可欠である場合はこの限りではない。

第2項 前項ただし書に該当する場合、離脱する家族の一員は、自己の持分相当額の支払を受けることができる。

上記のような家族の定義は、モンゴルの伝統的遊牧生活における財産分与方式（末

子相続)を前提としている。すなわち、長男が結婚して独立すると、父親が新しいゲルと家畜を与え、次男が結婚して独立すると同様に財産を分与し、以下同様に財産を分与して、最後に、末子が父親の死後、残った財産とともに家督を相続するというものである。したがって、親の死後に相続財産を分配するという意味での「相続」という概念は、市場経済化以後に現れた新しいものである。

しかし、都市部においては、アパートの数が限られていることから、伝統的な財産分与は困難であり、結婚後も親と同居する例が少ない一方、出稼ぎや留学も増えているため、伝統的家族を前提とする民法の規定では、「家族」の範囲を確定することが困難である。

現在、誰が現実の家族であるかを調べるためには、以下の3種類の書類を比較検討した上、居住実態を調査する必要がある。

- － 市民登録庁における婚姻登録（日本の戸籍のようなもの。配偶者及び子が記載されている。当事者以外は閲覧不可。）
- － 不動産登記庁における当該不動産の共同所有者の登記内容
- － ホロ（最小単位の自治体。村）役場のホロ長の手紙の形式をとる住民登録

しかしながら、成人の子が結婚すると、通常は別居して新たな婚姻届を提出して市民登録するが、親と同居を続ける場合には、婚姻届を提出せず新たな市民登録を変更しない場合が少なくなく、その場合、新妻は婚姻登録の記載からは漏れるが、同居が1年以上継続すれば家族とみなされる。

また、子が留学や海外移住していても独身であれば市民登録は変わらないものの、「恒久的に別居した」とみられる場合は、「家族を離脱した」と判断される可能性もあり、その点の判断基準はいまだ裁判上も確立していない。むしろ、完全に別居していても、一時的な別居であって、なお家族であると判断される可能性も高く、住民登録に現れない家族が潜在する危険が大きい。

他方、市民登録と住民登録の間にずれがあり得る上、住民登録と居住事実とが合致しない場合もあり得る。というのも、1999年までは、国内を移動するには市民登録庁が発行する「国内用パスポート」が必要であり、移動が届出制であったため、住民登録と居住事実とが合致していたが、2000年から国内用パスポートの代わりに身分証明書（カード形式。住民登録不要）が発行され、移転しても住民登録を行わない市民が増加しているからである。

このように、誰が民法上の共同所有権を有する「家族」であるかを定めることは、特に都市部においては極めて困難な実情がある。

<登記制度の問題点>

民法第181条の1 不動産の担保契約

第2項 担保契約は、書面に記録され、公証人によって公証され、不動産登記庁に登記されなければならない。この条件に違反した担保契約は無効である。

第15項 共同所有物である不動産の担保契約において、担保権設定者は、共同所有者全員から当該担保契約についての許可を得なければならない。
この規定は、共同所有物である不動産の担保設定部分が、担保権設定者の持分だけである場合には適用されない。

以上の民法の規定をみれば、担保権者にとって、担保契約の相手方が、自己の共同所有者に対し、当該処分の通知を事前に行っているかどうか、又は、家族全員の同意書を得ているかどうかをすべて審査しない限り、担保権設定者の提出する書類を確認しただけでは、当該不動産の担保契約が有効であるかどうかを検証できないことになる。その場合、担保実行時、共同所有者や家族の一員から、異議申立て・担保契約無効の訴えを提起されれば、裁判で敗訴し、担保を実行できず、不良債権だけが残るといふ事態が生じるのである。

しかも、現在、モンゴル国では、アパートの価値が右肩上がりであり（外国人に貸与する時の賃貸料は先進国並に高額である。）、家族の一員が以前に家長が行った売買を無効だとして取り戻そうとする傾向にあり、実際にも取引の安全を欠くこと甚だしい結果となっている。

我が国を始め、本来の大陸法系民法及びコモン・ローには、善意・無過失の第三者を保護することにより、取引の安全を保護する規定が存在している（善意取得、表見代理、時効取得等）。しかしながら、社会主義圏では、かかる規定は一切なかった。なぜなら、統制経済下においては、すべての取引は国家の管理の下に行われ、私的自治は許されず、私的な取引は国家の管理を逸脱する違法行為、すなわち犯罪として取り締まるべきものだったからである（我が国の戦後の統制経済下における闇取引を想起させる）。そのため、モンゴル国がいかに市場経済化を図りつつあるとはいえ、法律家にとっては、「取引安全保護」規定の必要性・重要性を理解することは困難なようである。

取引安全の保護に関する問題は、公示の原則についても問題を生じさせる。すなわち、公示制度（不動産登記、動産登記、会社の会計帳簿の公開等）は、公示を信用した者を保護するための制度であるが、モンゴル国ではそのような機能を十分に果たしていない。

モンゴル国では、不動産登記庁において不動産登記が開始されたものの、これを信用しても、民法上、共同所有者の権利が保護されることとなっており、登記制度を施行した意味がない状態となっている。

また、モンゴル国では、首都を除き、登記はすべて手書きであるところ、第二都市のダルハンで聴取したところでは、二重、三重登記事件が発生しており、不動産の所有権をめぐる争いが絶えず、その原因の一つは、離婚や子の独立後、元の家族が勝手

に所有者として登記することにあるとのことであつた¹¹。登記の公示機能を高めるためには、登記申請の審査を充実させる必要がある。

(3) ⑤の例：自然環境省

自然環境省では、環境関係法律が UNDP のコンサルタントらの協力により、多数制定されているが、これを実施するための政令・規則が適切に改正されておらず、古いソ連的規則に従って実務が運用されている。

(4) ⑥の例：税関

モンゴル国で現在最も人気の高い職種の一つは、税関職員であり、「2年間税関職員をすれば家が建つ、ベンツに乗れる。」などという噂も一般に流布していた。

モンゴル国では、関税率の変更が激しく、市場経済化開始後、1990年初期には10パーセント、IMF の指導により1997年には0パーセント、2001年現在は7パーセントである。

ところが、当職が懇談したモンゴル人商人によれば、過去10年間、海外から物品を輸入して国内で販売しているが、「関税率は常時約23-30パーセントであり、一度も0パーセントになどなったことはない。そんなものは紙の上の話にすぎない。」と笑っていた。

したがって、関税率を下げた法律は、税関職員が徴収した分を国庫に納めていないとすれば、単に収賄の率を上昇させたにすぎないようである。

民主化以前は、労働者は全員公務員であり、税金はすべて源泉徴収されているようなものであったから、およそ納税の概念も習慣もなかった。民主化後、国家財政を健全なものとするためには適切な徴税が必要であるが、相当困難であろう¹²。

第4 モンゴル国の裁判所

1 建物

モンゴル国の裁判所設備は、建物が国有である場合と私有建物を賃借している場合がある。これは、民主化時に建物の民間への払下げが行われたためである。

法廷の設備については、裁判官席は整えられているものの、各法廷ごとに当事者や書記官の着席位置はばらばらであり、机と椅子さえ十分でない場合がある。

11 その原因の一つは、登記の制度として世銀の支援により米国型登記制度を採用したことにあることが考えられる。というのも、米国型登記制度では、登記申請者の申請書類を綴るのが原則であるため、申請自体は容易であるが、同一土地について複数の申請がなされてもチェックしきれないおそれがあるからである。他方、我が国の登記制度は、申請対象の土地を基準としているため、チェックが厳重であり、そのために申請自体は（司法書士が必要なほど）複雑になりがちであるが、多重登記が防止され、また、登記書をみれば当該不動産に関する権利関係が極めて明瞭であり、公示性に優れていると言える。

12 当職がモンゴル滞在中に出会ったすべてのモンゴル国一般市民は、当職の肩書きや法制度調査という職務を知りながら、何のためらいもなく、「税金など払っていない。税金を払うと生活できない。」と述べていた。二重帳簿の習慣も広がっているようである。

裁判所書記が、3人掛けの机で、当事者である検察官及び被害者側代理人弁護士の間
に座り、反対側の机に被告人の弁護士が座っている場合があったが（首都圏裁判所刑
事法廷）、外見からしても、裁判所の中立性に疑問を生じさせる配置であろう。

2 設備

首都の各裁判所には、他ドナーの援助等により、パソコンが配備されている場合が多
かったが、地方ではほとんど備えられていなかった。

しかしながら、モンゴル人は、識字率が約97パーセントと非常に高く、手書きの文字
が非常にきれいで読みやすく、記録を取る習慣が根付いている（ただし、個人的記録
としてメモしており、公文書として残しているわけではないようである。）ので、統一
書式を定めて各裁判所で使用させれば、裁判運営上はあえてパソコンがなくても足り
るはずである。最高裁の通達により記録すべき事項は定められているが、統一書式は
あまり定められていないようである。

3 予算

首都圏裁判所の裁判官から聴取したところによれば、以下のとおりである。

司法全体に配分される予算は、国家予算の0.29パーセントである。

これに対し、裁判所は、同予算の約1.2倍の収入（罰金や印紙代等の収入）を国庫に
納めている。

裁判所は、予算要求に当たり、税関と同様、収入の30パーセントを国庫に納めないで
裁判所独自の予算とすることを認めるよう要請中である。

現在、訴訟手数料が安すぎるのが、訴訟の増加を招く原因の一つであるので、訴訟
手数料の増額も検討中である。

また、市場経済化の実情に合わせ、刑罰の感銘力の観点からも、罰金刑を重視すると
ともに、インフレに見合う罰金額の増額についても検討中である。

首都圏裁判所だけでも、電気代、燃料代、電話代などで、現在、5,200万 Tg（約570
万円）の負債を有しており、裁判官の平均月収は、会社員の平均月収（20万 Tg、約2万
1,900円）の半分である。首都圏裁判所の裁判官94人のうち38人は自己のアパートがな
く、学生寮や親の家に同居するなどしており、アパートの確保が困難な状態である。

一方、国会議員は優先的にアパートを与えられ（最近3年間の公務員に対する住宅の
供与は、6億2,000万 Tg（約6,789万円）のうち3億2,000万 Tg（約3,504万円）が国会
議員及び国会職員の宿舍となり、3億 Tg（3,285万円）が1937年に政治犯として粛清さ
れた元政治犯とその遺族らに支給され、裁判官には全く支給されなかった。）、国の予
算で携帯電話を使っている。

また、他ドナーの援助で海外に留学するのは、大半が法務内務省関係の役人であり、
裁判官にはその機会が乏しい。

このように、裁判官には、待遇面での不満が鬱積している。

そこへ、昨年、USAID の支援で作成された戦略計画により、司法の改善プロジェクトが今年から始まったので、裁判官はこの実施に期待している¹³。

4 裁判官の養成

(1) 現状

裁判官数は、全国に359人である。

内訳は、最高裁に17人、アイマグ（県）及びソム裁判所に122人、各地区裁判所に220人である。

裁判官のアシスタントは、合計約700人である。

(2) 裁判官の採用

裁判官の空席がある場合、マスコミを通じて公募し、裁判所総評議会で審査する。

下級裁判所裁判官になり得る資格は、25歳以上、大学法学部卒、法律実務経験3年間以上である。

最高裁判所裁判官になり得る資格は、35歳以上、大学法学部卒、法律実務経験5年間以上である。

裁判所総評議会の下で、裁判官試験委員会が、有資格者で応募してきた者に対し、書面の試験、口頭試問式面接試験を行い、合格判定後、総評議会でインタビューして最終判定を行い、大統領に送付し、最終許可決定を行い、大統領が任命する。

裁判官試験委員会は、9人からなり、各委員は、博士以上の学位が必要で、委員長は、法務内務副大臣である。合格判定は6か月間有効である。

現在、空席は、地方に若干ある。モンゴル国では、35歳以下の人口が全体の70%を占め、若い人ほど地方に行きたがらない。地方空席対策として、義務教育を終えた10年生の優秀な子供を県の予算で首都に留学させて大学に進学させ、卒業後は県の裁判所に就職する旨の契約を締結し、裁判所の秘書→助手→裁判官と昇進させるという制度を始めている。ただし、子供たちはいずれも大学に進学したばかりで、現在の空席を埋めるには至っていない。

ドイツ的（ないし日本的）司法試験制度を導入する予定はないが、現在、裁判官の質を向上させるための一種の部内試験制度や倫理規定の制定が検討されている。

5 裁判所総評議会（General Council of Court）

政府の組織図では法務内務省の管轄下にあり、オフィスは同省の建物の3階にある。

裁判所総評議会は、憲法により設置されており、12人の委員からなる。委員長は法務内務大臣、委員は、最高裁判所裁判長、検事総長、大統領の代理人、国会法務委員会

13 ただし、戦略計画実施に必要な予算が全額 USAID から出るわけではないことや、戦略計画を国会で承認したのが民主党であり、現在の与党である人民革命党が戦略計画について予算措置を講じていない項目が少なからずあることを知っている裁判官は少ないようである。

会長，事務局長，2名の一審裁判官，2名の二審裁判官及び2名の最高裁判事である。

委員長の下に事務局員8名，すなわち事務局長及び7名の局員がおり，その下に23の部局があり，21県及び首都圏を担当している。

国会法務委員会委員長は，裁判所の予算が国会で承認されることにつき，実質的に大きな役割を負っている。

6 裁判官の人事

裁判官は，各裁判所ごとに任命・採用されるため，原則として転勤はない。異なる地方の裁判官同士が相互に相手方の地方裁判所への転勤を希望したときに限り，転勤が可能である。

下級審の裁判官が上級審の裁判官になるについては，最高裁判事らが，最高裁のワーキング・グループにおいて，当該裁判官の上司が作成した勤務評定書（判決の過誤の有無・内容，処理数，規律違反の有無・内容），質問状による法律知識についての試験及び面接試験により審査して決定する。司法試験導入に対する反対論が強い理由の一つに，この昇進制度を前提として，上級審の裁判官になるために再度司法試験を受け直す必要があるという考えがあるようであった。

7 裁判の実態

当職が裁判所で傍聴した範囲では，民事裁判における証拠調べは極めて簡略であり，民事・刑事とも証拠調べ終了後10-15分間の合議時間を経て判決を宣告していた（判決書は3日以内に作成する）。外国人から見ると，判決が拙速に過ぎるという印象を持ってしまふであろう。

GTZ が，判決結果を収集して分析したところ，モンゴルの裁判官は，公平・公正であろうと努力はしているが，法律適用の誤りが相当な割合で認められたとのことである。

また，裁判記録は，記録保管庫を見学した限り，重大刑事事件で約5センチメートル程度，一般民事事件で1センチメートル程度の厚さであった。

ダルハン地方裁判所の裁判長が，GTZ の研修に参加した際，「講師のドイツ人元裁判官が，モンゴル人裁判官以上にモンゴルの民法・民事訴訟法をよく知っているのに驚いた。」と述懐していたが，それほど，現場の裁判官は，1994年以後に制定された新しい民法や民事訴訟法に精通していないということになる。裁判官らは，続々と制定された新法を勉強するような時間はなく，月刊の官報で新法を見て2週間に1回程度裁判所内で勉強会を行っているとのことであったが，新法を正しく適用するのは困難な状態である。

なお，被害者側に弁護士が付くこと，離婚事件につき子の意思の確認を慎重に行うなどして子の利益保護が重視されていた点は，我が国も見習うべきであろう。

8 他ドナーの活動

裁判官の研修については、GTZ、ADB、USAID が実施している。

GTZ は、5 県の裁判所の技術的設備を整えるパイロット計画を実施中である。

ハンス財団は、Legal Education Academy を設立し、アシスタントと裁判官会議の秘書らの研修を行う予定であり、また、最高裁に対し、コンピュータの寄贈などの援助もしている。

USAID は、裁判官の執務マニュアルに当たる「ベンチ・ブック」を作成・普及させている¹⁴ほか、2001年4月から Judicial Reform Project を始め、裁判官の再研修を行い、ベンチ・ブックの使い方を教えているが、始まったばかりである。これらの研修には、ソロス財団が財政的援助を行っている。

9 問題点

上記のとおり、裁判所総評議会は、その構成からしても、政治的影響を強く受け得る状態にある。裁判官の採用・昇進がすべて裁判所総評議会で決定されるということは、すなわち、裁判官が政治的に独立し難いことを意味する。

また、裁判官数よりも助手・秘書の数が少なく、裁判官が行わなければならない周辺事務が多すぎるので、審理に集中できる状態ではない。我が国の書記官のように、裁判官が審理に集中できるよう記録等の事務を担当して裁判官を補助する助手の養成が必要であろうが、助手には何らのマニュアルもない状態である。

さらに、事件配点は、機械的に順番に行わなければ、汚職の温床となりやすいところ、モンゴル国では裁判所長が事件配点を行っており、この点も問題点として指摘しておく必要がある。

第5 判決執行の困難

1 現状

判決執行は、法務内務省の下に設置されている判決執行庁が民事・刑事ともに行う。

同庁の職員数は、1,500人余であり、そのうち首都に100人、地方支部に1400人余が勤務している。

予算の約半額は国から支給されており、約半額は自給自足である（刑務所での生産活動による）。

組織体制は、判決執行庁長官の下、①管理部、②総務部、③矯正部（刑務所）、④民事執行部の4部に分かれている。

地方支部は、各県に設置され、約20支部（刑務所兼民事執行部）ある。

14 USAID は資金拠出のみで、ベンチ・ブックの作成や裁判官に対する研修を実施したのは、下請けの International Development Law Institute (IDLI。本部ローマ)である。

2 職員の採用等

職員は、原則として警察大学卒業者であるが、民事執行部職員については、経済学部卒業者を含む。

採用は、採用担当職員が試験を行い、合格者に対し、45日間の研修を行い、仮採用し、3か月間の試用期間中、各刑務所に派遣し、合格すれば誓約させて本採用となる。以後、庁内での職員研修は、毎年、人事課で研修プログラムを作成し、実施している。毎秋、そのプログラムの良否につき、部下が上司を評価する制度がある。

定年は、本採用（肩書きを示す肩章付き）後、原則として25年間勤務すると定年となる。ただし、その前に男子60歳、女子55歳に達すればその時点で定年となる。なお、チーフ・オフィシャルに昇進しなければ、45歳で定年となる。

3 刑務所運営上の問題点

① 予算の制約：50パーセントが自給自足体制であること

刑務作業として、農場、牧場、煉瓦等建材製造、刑務所内内装工事、外部の協力工場への通勤、タクシーや知事公用車の運転手（ダルハン刑務所の模範囚に限る。）、知事公邸の建設作業、刑務所内の営繕（調理等）などを行っており、売上金は経費に充てるとともに、囚人に若干の賞与金として与えている。また、模範労働者には刑期の短縮や重警備刑務所から軽警備刑務所への移送等の恩典を与えている。

女子刑務所及び少年刑務所（14-18歳）が各1か所ある。

② 最近5年間、マスメディアから、人権を侵害しているとの批判を受けていること

刑務所内の居住環境が悪く、肺炎等の罹患率が高い。

各刑務所は、都市部から離れているため、交通が極めて不便であり、現場職員の研修参加が困難である。

なお、ダルハン刑務所で聴取したところでは、要請もしていないのに、アムネスティ・インターナショナルが「人権研修」に来るとのことであった。

4 民事判決執行上の問題点

判決確定後、裁判所から、判決執行庁に対し、執行要請書が送付されるが、その件数が毎年増加しているため、未済が年々増加中である。

2001年春の国会に判決執行法改正法案を提出し、従前、執行手数料を取っていなかったが、新たに執行額の10パーセントを執行手数料と定め、判決執行庁の予算に直接繰り入れる仕組みとするように申請中である。また、職員のインセンティブを上げるため、執行率の高い職員に対し、ボーナスを与えることも検討中である。

借金不返済事件の強制執行事件が多いが、債務者が無資力であるため執行不能となる場合が多い。

執行妨害の財産隠匿事例については、事前にできる限り調査して財産目録を作るように努力しているが、隠匿の発見は困難である。

有形力を行使しての執行妨害に対しては、判決執行法の規定に従い、警察官と同様の器具（手錠、警棒、けん銃、催涙スプレー）の使用が許可されており、執行官も警察大出校出身者が多く、使用方法の訓練も受けているが、実際の使用例は少ない。非常に特殊な事例では警察の応援を依頼することもある。

被収容者の被害者への損害賠償命令（附帯私訴的手続による）の執行不能が多い。

家屋からの退去強制は、長年の慣行により、冬季は違法であるが、夏季は合法であるものの、実際には夏季であっても執行は困難である。

敗訴した側は、判決後2週間以内に判決に従い履行する義務を負うが、2週間経過しても履行しない場合には、債務者及びその家族全員に対して警告状を出し、45日間の猶予期間を与え、それでも履行しない場合には、所有権移転の証明書を得た上で、競売にかけて強制執行を実施する。実際には、猶予期間内に一族郎党で返済のため奔走するので、履行に至る例が多い。

強制執行の対象としては、不動産（アパート等）、車、コンピュータ、家電製品、カーペット、家畜など日用品以外で財産的価値があるもの全部である。

ただし、強制執行を行うに当たり、所有者の同意を要すると定められているため、執行時に同意が得られず、執行不能となる場合がある（後記6(2)参照）。この点は、強制執行の意義を没却する不合理な取扱いと言わざるを得ないが、判決執行庁関係者は当方の確認に対し、このような説明をしている。

なお、銀行が債権者の場合、最近改正された銀行法では、判決を経なくても強制執行できるようになったが、この場合は判決執行庁の管轄外である。

5 他ドナーから受けている援助内容

ソロス財団が研修費用を支援し、2000-2001年度に300人が国内で研修を受けた。平均研修期間は2週間から3週間である。

また、10人が海外研修に参加し、その主な研修先の内訳としては、ロシア2人、中国2-3人、ハンガリー2人、ポーランド2人であった。

刑務所での結核治療につき、モンゴル結核患者収容者病院の医師・看護婦・助手合計60人がモンゴル国内の国立結核治療センターで研修を受けた。

6 所感

(1) 民事判決執行官も刑務所の看守と同じ制服（軍服のような迷彩服）を着ており、同じ訓練を受けている。しかし、これでは、強制執行を受ける債務者を犯罪者と同列に扱っているかのような印象を与えるであろう。

(2) 強制執行を実施するに当たり、所有者の同意が必要であるという点は、強制執行の本来の意義を没却するものである。

ただし、ここにいう「所有者」が、「家族」又は「共同所有者」を指すのであれば、判決までの間に真の所有関係を特定する作業を怠っている可能性がある。モンゴル現

行民法上、家族等の共同所有者の所有権を過度に保護し、取引の安全が全く保護されていない点は、早急に解決すべき問題であり、裁判中にその問題点が顕在化せず、執行時に顕在化する場合がある。これは、本来、裁判中に決すべき問題である。

(3) 執行官のインセンティブを上げるためには、執行率だけでなく、執行額に応じた報償制度を検討すべきである。現在は、未済処理促進のために競売価額が市価よりも相当安くなっているが、執行額に応じた報償制度があれば、競売価額が上がるように執行官が努力するであろう。

第6 検察官

1 現状

モンゴルの検察庁は、憲法上の独立した組織であり、法務内務省とは、人事・予算も別である。

検事総長と次席検事は、大統領が任命し、任期は6年間である。その他の検事は、検事総長が任命する。

最高検察庁（40人）の下に、各県及び首都の地方検察庁、鉄道検察庁、ソム・ソム間・首都圏地区検察庁がある。

検察官は、約370人おり、うち、ウランバートルに約120人余いる。

検察庁の権限は、日本と異なり捜査権がなく、警察等の捜査機関による捜査の監督、訴追、公判立会、刑の執行の監督ほか、行政処分の監督、人権保障の監視がある。

検事総長の事務局は、以下の6部に分かれている。

- ① 監督部（会計、対外関係、内部監査、検事の研修計画を含む。）
- ② 捜査部（Inquiry：事件の受理から14日間の予備審査）
- ③ 刑事部（捜査監督部）
- ④ 公判部
- ⑤ 執行部（刑の執行の監督）
- ⑥ 総務部

2 刑事手続の問題点：長期にわたる未決勾留期間

刑事事件の捜査は、警察が犯罪の立件登録を検察庁に行ってから、2週間の予備審査（Inquiry）期間で捜査を行うか否かを決定し、その後、46日間捜査を行い、起訴・不起訴の決定を行うのが原則である。

全件逮捕するわけではないが、逮捕後の勾留期間（勾留許可は検察官が出す。）は当初2か月間である。

その後、捜査継続の必要があれば、1か月間ごとに検察官の許可を得て延長することができ、最大24か月間延長できる。つまり、逮捕後の最長勾留期間は合計26か月間になり得る（なお、この起訴前未決勾留期間は、1990年以前は無制限であり、以後3年間とされ、数年後に26か月間とされた。2001年改正刑事訴訟法で最大17か月間とする

予定である。これに対し、我が国の起訴前の未決勾留期間は原則として23日間である)。

未決勾留期間中、被収容者は、刑務作業を行うこともなく、取調べを受ける以外は漫然と収容されているだけである。自己の処分が決まるまでの不安定な心理状態で、当国の長い冬を、環境が万全とは言えない拘置所の中で過ごせば、所外でさえ多い肺炎や肝炎などの疾病に罹患しやすくなると思われ、現に病死が少なからず発生している(ウランバートル拘置所で年間10数件)。

また、刑事司法を支える重要な証拠収集活動としての鑑識センターの機材が老朽化し、試薬等の消耗品も補充されておらず、適切な鑑識活動が行われていない。冤罪防止のためにも、鑑識技術の向上のための各種支援が必要であろう。

3 他ドナーの援助内容

検察庁は、1999年まで外国から援助を受けたことがなかった。

検察庁法では、検事の研修は政府の支出によるとされているが、1990-1999年の間、一切研修は行われていなかった。

しかし、検事の30パーセントが1-3年目で、30パーセントが15年間以上働いており、実際には、40パーセントの中堅が検察庁の仕事のほとんどをしている。研修不足で、市場経済の仕組みが分からないため、経済犯罪等新種の犯罪への対応ができず、立件・起訴を避ける傾向があり、また、誤った捜査による冤罪の防止という観点からも問題がある。

GTZが検事に対する民法・商法についての研修を若干実施している。

ハンス財団が、最高検察庁に対してコンピュータ約10台を寄贈したが、地方検察庁にはコンピュータはほとんど配布されていない。

4 経済犯罪対策の不備

今後、市場経済化が進めば、国際的犯罪組織による最も儲けの良い3大密輸品である麻薬、拳銃、絶滅のおそれのある動植物種などの禁制品の密輸が活発化するであろう。というのも、モンゴル国は、麻薬や拳銃の組織的取引の活発な国に囲まれ、絶滅危惧種の稀少野生動植物の宝庫である上、税関における検査体制が不備であり、国際的組織犯罪の拠点として利用されやすい状態にあるからである。

また、市場経済化の進行による新しい経済犯罪(汚職、背任、横領、詐欺、カード犯罪、脱税等)に対し、検察官や刑事司法担当の裁判官らが十分に対応できていないので、今後研修等が必要であろう。

5 検事の役割の整理の必要性

モンゴル国では、他の(現又は旧)社会主義諸国と同様、検事に法の運用全般を監督する役割が与えられている。例えば、行政処分の原告役をしたり、行政処分結果の事後審査を不服申立ての有無にかかわらず行ったり、民事事件に関与するなどである。

2001年秋の行政法改正により、検事の行政処分事後審査権限が廃止されるとのことである。

第7 行政組織

1 国家公務員の任用制度上の問題点

モンゴルでは、政権交替時に、局長以上の幹部が一斉に政治的任命により交替し、業務は引き継がれない。その結果、法律上はともかく、現実には、法治よりも人治が続いているのが現状である。

モンゴルもまた、アジア的風土として一種のコネ社会である上、人口が少なく、居住地が首都に集中しており、転勤先もないため、中には、政変で職を追われた元高官が関連部局の局長レベルに再就職するという現象も見られる。

そこでは、当人の専門性とは無関係な人員配置が少なくなく、各行政機関の新局長ら幹部が当該省庁の事務についてほとんど素人であり、単なる人事・予算を処理するマネージャーにすぎない場合が多い。そのため、これらの新幹部は、当該部局の所管法令を知悉せず、所管法令に従うという意識が低く、かつ、次の政変で失職する危険も少なくないことから、4年後の選挙までの間にできる限り自己に有利なものごとを変えたり進めたりしようとする傾向を有する。

2 人治をもたらす問題点

モンゴルでは、公務員が所管法令に基づいて仕事を行うという意識が定着していないし、各省庁に所管法令集なども存在していないことが多い。

余りにも急激に新法が制定され、かつ、そのほとんどは外国人コンサルタントが実質的に起草したもので、モンゴル人が関与しておらず、必ずしもモンゴル国の実態に合っているとは限らない上、新法に併せて改正されるべき政令・規則がほとんど改正されておらず、現場では1970年代のソ連法時代の古い規則で動いている場合も少なくなく、新法に合わせて政令・規則を改正しようとするイニシアティブも各省庁内で取られていない上、改正を担当すべき公務員にも改正法令・規則を起草するノウハウもない。

政治的に任命される幹部職員の指示に従って業務を行う状態では、あえて新法に従って法令を整え、これに従って業務を行おうとする必要がないからであろう。

また、現在、モンゴル国の法律・政令・規則は、通常政令か規則で定めるべき細目までが法律に規定されている例が散見されるところ、罰金額等がインフレに追いつかず、意義を失っている規定もあり、社会の実態に応じて柔軟に改定されるべき細目が法律に規定されているために国会での改正手続を要するなどの不合理な事態が生じている。

3 業務引継がないことの問題点

業務の引継ぎがない点についても、早急に改められなければならない。公文書保管の

基本原則及び恣意的廃棄や私物化の禁止が明確化されていれば、公務上入手した資料が後任者に引き継がれるようになり、それが業務の透明性・説明責任を向上させ、ひいては汚職防止にも役立つからである。

この点、モンゴル国では、2党対立の悪影響として、前政権時代に政治的に任命された幹部の作成した書類は、信用し難いので、分かりやすくいえば、「手垢の付いた内容の書類は到底引き継げない」という意識があり、引継ぎが行われたいと言われている。国立銀行の会計帳簿ですら、引き継がれなかったと言われている（このような状態では、横領・背任が行われていても、その発見・追及が著しく困難となる）。

公務上作成されたものは必ず引き継ぎ、後任者がチェックするという体制作りが急務であろう。

4 所感：公務員制度の改善方法

これらの悪弊を防止するためには、以下のような方策を採ることが望ましいと考えられる。

- 省庁再編を安易に行わないこと。
- 局長以上の幹部ポストに就くためには、当該役職に密接に関連する専門家の中から選ぶこと。例えば、密接関連分野の大学の学位を取得し、かつ、密接に関連する専門分野の実務に5年間以上就いていたことを要することとする。
- 公文書管理法を制定し、幹部は、当該公務中に公務の遂行上得たすべての資料を後任者に引き継がなければならないと規定すること（業務の円滑な引継ぎ、業務の透明性確保・汚職防止に役立つ）。
- 公務員全体が、「所管法令に従って仕事をしないといけない」、「自己の所管法令は直ちに参照可能な状態でなければならない」、「所管法令のうち、法律・政令・規則で不整合があってはならない」という常識を身に付けること。
- 各省庁が、自己の省庁の所管法令を一揃い必ず所持し¹⁵、かつ、法務内務省のしかるべき部局でこれら全法令を保管させ、誰でもいつでも参照可能な状態にする。その上で、政令・規則が新しい法律に従って改廃されていないものについては、順次改正していくこと。

5 公僕の自覚の必要性

また、公務員の意識改革の一つとして、公僕の自覚を涵養する必要がある。

民主化以前は、公務員同士で相互に監視し合う体制があり、その一方で、国民に対してサービスを提供するという役割が軽視されていた。

そこで、公務員の役割の見直しを行い、他の公務員の行為を監視・監督する役割をで

15 自然環境省に派遣された JICA 専門家坪内俊憲氏の場合、野生生物保護局だけで、所管法令集作成作業に8人がかりで3か月間かかったとのことであった。

きる限り削減し、国民に対するサービス提供の効率化を図るべきであろう。

この点は、裁判所においても、二審の裁判官が控訴の有無にかかわらず一審の判決の法律違反の有無を見直す（2001年秋の民事訴訟法改正でこの機能は最高裁判所が必要に応じて行う、という形に改正）とか、検察官が国家が原告となる13種類の民事事件につき原告代理人となり、訴状を提出して公判にも立会するなどという通常の先進国では考えられないような役割を負っていることにも現れている。

公務員の非違行為については、それによって損害を被った国民が行政訴訟を提起して正していくという仕組みを整えていく必要がある。

第8 弁護士の養成の必要性

1 現状

当職が弁護士会長のナランゲレル氏から聴取した内容は、以下のとおりである。

弁護士の人数は、約500人であり、うち350人が首都にいる。

1990年まで、弁護士と公証人は、法律上は存在していたが、国家の指示どおりに仕事をしていたにすぎず、国際的な水準からすれば弁護士・公証人と呼べるものではなかった。

モンゴルの訴訟法では、弁護士でなくても、「正直で善良な市民」であれば、裁判で当事者を代理することができる（非弁活動が合法）。

弁護士になるためには、大学の法学部を卒業し、弁護士会が行う簡単な試験を受けて合格した後、法務内務省の許可を得て弁護士会に登録する。

弁護士会の試験はごく簡単なものであって、法学部卒業であればほぼ誰でも合格する程度のものであり、弁護士の質を確保するには全く不十分である。1990年以後、私立法科大学が14, 15校新設されたが、教授陣も人材不足であり、カリキュラムも不十分であるため、質の低い弁護士が生まれるという新たな懸念がある。弁護士会長は、日本のような厳しい試験制度を導入したいと考えている。

法務大臣には、弁護士の資格の取消権限がある。なお、弁護士会の中の規律委員会で法律違反や能力不足を審査した上、法務大臣に対し、資格取消を申請する場合もある。

弁護士会は、NGOの一つであり、会の運営は弁護士の会費によっており、何ら政府の援助は受けていない。

弁護士会長は、3年に一度、弁護士会の大会で選出する。現在の弁護士会長であるナランゲレル氏は、モンゴル国立大学法学部長でもあり、以前は国会議員であった。

弁護士の研修の機会は極めて少なく、年に10人ずつ、裁判官の再研修センターで研修を受けさせてもらっているほか、大学教授らが弁護士の肩書きを有しているので、大学を利用しての研修も行われている。

弁護士の訴訟法上の地位は低く、法廷内で発言するためには、裁判長の許可が必要である。弁護士の権限は弱く、訴訟記録の閲覧は可能であるが、日本の弁護士が有するような公務所への照会権限など、自ら証拠を収集するための法的権限はなく、活動で

きる範囲が乏しい。

弁護士の倫理規定もなく、倫理的に問題のある弁護士もいる。過去には、偽造証拠を法廷に提出した弁護士もいた。また、収入を上げるために事件数をこなすことを優先し、個々の訴訟における準備が不十分な弁護士がいるのも問題である（当職が、「法廷で観察する限り、弁護士が裁判所に書面を提出する頻度が少ないように見えたが。」と質問した際の回答）。

なお、モンゴルには、弁護士と公証人以外、日本のような司法書士、行政書士、税理士、弁理士などの準法律職は存在しない。

2 弁護士の利用が進まない原因

弁護士利用が進まない理由につき、ナランゲレル氏が指摘した点は、以下のとおりであった。

- ① 1990年以前の弁護士はいわば国家の傀儡にすぎなかった。そのためもあって、国民自身が弁護士の必要性・利用方法を認識していない。
- ② 弁護士費用が支払えない当事者が多い。
- ③ 刑事司法においては、被疑者国選弁護制度がなく、被告人となってから国選弁護士を付けてもらっても、弁護士には反証の手段が乏しく、弁護士を利用するインセンティブが少ない（なお、有罪率は99パーセントくらいのものである）。民事司法においては、職権主義的訴訟手続の下では、弁護士の活動する余地が乏しい上、現在の弁護士自身も取引関係の法律について知識・経験に乏しく、利用価値が低い。
- ④ 広告の原則禁止：事務所の看板のみ（宣伝文句は禁止）
- ⑤ 一人事務所が多い。共同事務所化はほとんど行われていない。なお、弁護士費用は、労働省及び法務内務省が共同して承認した弁護士報酬規定に従って定められている。弁護士の無料法律相談活動は実施されていないが、弁護士会の方針として、会員弁護士が年に5件以上無料で法律相談を受けるよう勧めている。

第9 一般市民への法律知識の普及の必要性

1 現状

一般市民の法律知識は、極めて貧弱である。

殊に、市場経済に関する基本的知識が欠如している。

端的に言えば、契約の拘束力を理解していない。「利子」の概念が理解できない国民も少なくない。

民事裁判では、借金を返済しない、代金を支払わないなどという単純なケースが増加中であるが、借用証書や契約書がない場合が多い。

モンゴル人も、日本の古い感覚と同様、親しい仲で書面を作成することは、相手方を信頼していない態度であるとされ、嫌うと言う。その結果、借用証書・契約書・領収証等のないまま契約等の行為が行われ、担保も取らないという慣行がある一方、市場

経済化の進行により取引が活発化し、従前目にしたこともないような輸入品が市場に溢れ購買意欲を不相応に高め、債務不履行に陥ることが少なくない。

ところで、そもそも、西欧近代法における契約とは、ユダヤ教徒がその生存を賭けて神と交わしたものに由来するものとも言われ、絶対の拘束力を有するものと観念されている。西洋法における契約の拘束力の強さ・絶対さは、アジア人には理解しにくい性質のものである。契約に不慣れなモンゴル人が、契約を履行しなくても、同国人同士の間であれば、慣行を尊重し合うものとして許容されるかもしれない。しかしながら、現在、モンゴル国が法整備を行っている主たる理由は、外国投資を呼び込むことにあるところ、契約の拘束性を尊重しないモンゴル人の慣習は、外国企業からすれば、国際常識を尊重しない不誠実な態度として不信感を買ひ、国際取引社会に真の意味で参入することはできないであろう。

したがって、一般人、特に外国企業との取引を希望する商業を行う社会人に対し、契約法や経済諸法を教える社会人向けの教育の場が、喫緊に必要である。

なお、モンゴルには、訴訟外紛争解決制度（ADR）が存在していない。その上、訴訟費用が安いこと、日本であれば調停で解決すべき程度の単純な事案であっても、裁判となり、少額訴訟制度等も存在していないため、裁判所の負担が過重となりつつある。

2 市民向けの法律情報

市民に対する法律情報の提供としては、

- － 新法の新聞及び法務内務省のウェブサイトへの掲載
- － テレビ番組：GTZ や法務内務省とシヒフトック私立法科大学との共同によるドラマ形式の法律情報提供番組（NHK の「生活笑百科」のように市民に身近な法律問題につき、ドラマ形式で解説したものらしい。月2回ずつ放送されている。過去2年間で60本の番組が制作された。俳優は法科大学の学生である。）

がある程度である。

3 市民に対する「義務／自己責任の原則」の教育の必要性

一般市民に対する法律知識の普及において重要なことは、権利のみならずこれに付随する新たな義務をも教える必要があるという点である。

戦後の我が国の経験にかんがみても、国民は、権利を覚えるのは早い、義務を覚えるのは遅い。国家が国民の人権を制約していた間は、国民は、権利が抑圧され、国家の指示に従う義務を強制されていた代わりに、国家の指示にさえ従えば最低限の保護が受けられた。これに対し、人権が保障される社会においては、権利を自由に行使できる代わりに、権利行使に伴う自己責任と危険負担を自覚するとともに、主権者として国家から公共サービスを買うための代金（税金）を支払う義務や国家が違法・不当な行為を行った場合に自ら行政に対する訴訟を提起してこれを正していく権利と責務

をも負っている。

そして、市場経済・自由競争社会では、競争の結果、勝者がいれば必ず敗者が生まれ、取引にはリターンだけでなくリスクも伴い、国家はこれを保護したり救済したりはしてくれない。

市民に対し、これらの新たな義務と責任を教えることは、権利を教える以上に難しいことである。現に、当職が傍聴した民事訴訟では、訴えること自体が馬鹿げているような原告敗訴が明らかな事例もあった（しかも控訴審）。どこまで自分の権利が法的に保護されるべきかが一般市民には分かっていないのではないかと危惧を覚えた。

また、従前のモンゴル社会には私的自治の原則が存在せず、過度にパターンリスティックであったため、「無知な国民を国家が保護する」制度や思想が強く、国民自身の自発的行動が奨励されず、「権利の上に眠る者は保護されない」という自己責任の原則が理解されない傾向が強い。

この端的な例として、欠席判決の実質的禁止がある。

2001年改正前民事訴訟法第24条には、被告の権利として法廷に出廷する権利が規定されているが、同法第102条2項では、期日を通知したにもかかわらず被告が出廷しない場合には、裁判所は被告欠席のまま判決することができる旨規定されている（我が国民事訴訟法第244条に同じ）。

しかし、被告欠席のまま判決すると、二審の「見直し」により差し戻されるため、一審裁判所では被告欠席のままでは判決しない慣行になっているところ、被告が訴状受領後所在不明になることが多いため、被告の出廷確保は一審裁判所の過重な負担となっている。これは、民事訴訟法第102条2項の趣旨を理解しない誤った運用である。

裁判所は、被告が欠席する上、原告の請求も証拠書類もないままに訴額が変動（上昇）するため判決できないなどと言うが、原告が自己の請求の証拠を出せなければ訴えを棄却すればよく、一応の証拠を提出するなら被告欠席のまま判決すればよいのであって、合理的な運用が求められる¹⁶。

4 行政に対する訴訟の実質的不存在

モンゴルの法制度や社会慣行は、国民が行政を訴える訴訟（国家賠償請求や行政訴訟など）をするための準備ができていない。

民主社会においては、公務員の非違行為により不利益な処分を受けた国民は、国又は地方自治体を被告として、裁判所に対し、当該行政処分の違法・不当を申し立て、処分

16 カンボディアやラオスでも同様の問題があり、郵便制度の未熟さから、召喚状等の送達自体が不確実であり、本人確認の必要性が高く、（控訴の有無にかかわらず）監督審制度があるため、出廷させて確実に確認する必要があることから、これを担保するために当事者を裁判所職員が拘引することが認められている。モンゴルの裁判所でも、拘引制度を導入したいとする意向があったが、既にモンゴルでは郵便制度がかなり発達し、市民登録が完備しているので、送達・本人確認は容易であるし、監督審制度を廃止するのであるから、拘引制度を導入する必要はないと思われる。

の取消や損害賠償を請求する民事訴訟を提起する権利を有している。

しかしながら、

- ① 国民が、かかる法律知識を欠いているため、訴えを提起しない
- ② 国民が、法律知識を得ていても、法令に基づく訴えを提起すれば、たとえ裁判所において勝訴判決を得たとしても、その後、当該行政担当部局その他から種々の制裁を受けることを恐れて訴えを提起しない
- ③ 国民が、法的知識に基づき訴えを提起しても、裁判所が新法を十分に理解せず、又は政治的影響を受ける結果、国民の権利を保護せず原告敗訴としてしまうため、公務員の不当な職務執行が正されることなく放置される

などの状態があれば、行政訴訟は機能しない。

モンゴルでは、①ないし③のすべてが当てはまり得る。

モンゴルには、国家賠償の制度は存在するようであるが、行政訴訟制度の存否は明らかでなく、更に調査を要する。いずれにしても、我が国におけるような行政訴訟は実際は行われていないようであり、モンゴルの法律家に「行政訴訟」について尋ねても、同訴訟の意義を市民の行政規制違反の処分のための手続と理解した上での答えが返ってくるだけであり、さらに、我が国の行政訴訟制度について説明を加えても十分な理解は得られなかった。

また、一般市民が行政機関の非違行為を裁判所に訴えた場合、狭いモンゴル社会において、その後の生活が成り立たなくなるおそれがあるため、実質的に行政を訴えることは困難であろうと考えられる。

モンゴルが、真に成熟した民主的な市民社会となるかを図るバロメーターの一つは、モンゴルにおいて、これらの訴訟がどの程度提起され、国に非のある事件につき、いつどのように国民が勝訴する裁判が現れるかであるとも言えよう。

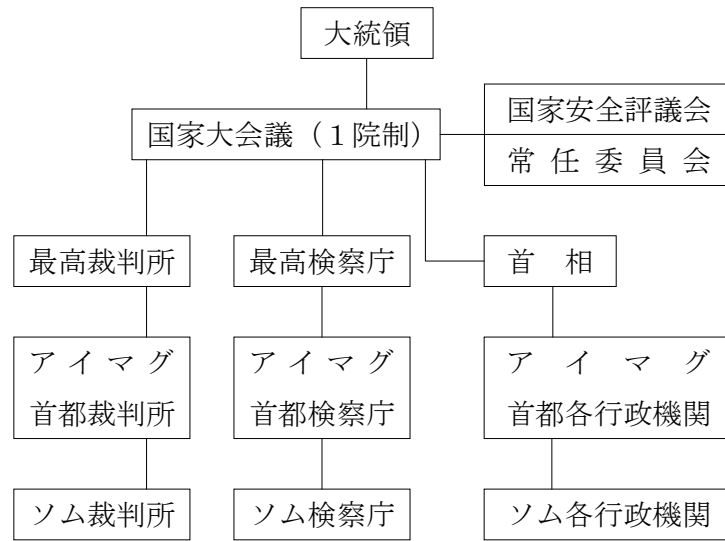
参考文献

- 1 「変革下のモンゴル国経済」1993年 青木信治編 アジア経済研究所
- 2 「モンゴル国の実像」1998年 青木信治¹⁷ 東洋経済
- 3 「モンゴル・甦る遊牧の民」 松田忠徳 社会評論社¹⁸
- 4 「モンゴルを知るための60章」 金岡秀郎 明石書店
- 5 「モンゴルは面白い」 金岡秀郎 TRAJAL Books
- 6 「モンゴルの過去と現在 上・下」 T. ナムジム 日本・モンゴル民族博物館
- 7 駐日モンゴル国大使館 <http://www.embassy-avenue.jp/mongolia/index-j.htm>
- 8 社団法人ロシア東欧貿易会 国別情報 モンゴル国
<http://www.rotobo.or.jp/CISCEEinfo/infmongl.html>
- 9 "MONGOLIA: Legal Needs Assessment Report Ulaanbaatar June 1999-May 2000" 世界銀行による総合的なモンゴル法制度の分析
- 10 日本司法書士連合会 HP 「モンゴル派遣」（1998年から実施されている司法書士によるモンゴル登記制度整備支援活動の紹介）
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/whatsnew/1999/news/mongol/mongol.htm>
- 11 「モンゴル民法の概要と特色」1998年 箕輪靖博 九州産業大学「商経論叢」39巻1号
- 12 「モンゴルの公務員法」1995年 鹿児島重治（国士舘大学大学院教授）法令ニュース
- 13 「モンゴル国とその警察組織・治安情勢」1996年 鵜澤憲一（執筆当時：警察庁国際第1課付警視）警察公論51巻2号
- 14 「モンゴルの司法制度・司法改革」2002年 箕輪靖博「アジア各国の司法制度」p10-35

17 著者は、1990年から2年間、モンゴル国の要請を受け、日本政府から経済顧問として派遣されていた方であり、現在専修大学経済学部教授である。変革期の経済情勢については1を、変革後の人心の荒廃振りについては2が詳しい。モンゴルへの批判を避ける傾向のあるモンゴル専門の学者の轍を踏まず、変革後の一部モンゴル人の姿をも活写しておられる。

18 著者は東京外国語大学大学院博士課程を出たモンゴル文学者であり、翻訳家・旅行作家である。社会主義体制時代から数度にわたりモンゴル作家同盟から招待を受け同国を訪問、民主化後もモンゴルを研究している。本著は、文学者の視点から見たモンゴルの変化を描いているが、交流相手が主に詩人や文学者であるだけに、民主化以前の「表現の自由のない国」の心胆寒からしむる実像を描いている点で、他書では見いだせない深い理解が得られよう。

モンゴルの国家機構図 (2002年3月現在)



首相の下の行政機関は、以下のとおり。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 大蔵省 | 農牧業産業省 | 文部省 |
| 司法省 | 環境省 | 外務省 |
| 厚生省 | インフラ開発省 | 統計庁 |
| 外国投資庁 | 国防省 | 国家公安員会 |
| 国税庁 | 関税庁 | 国家監督委員会 |
| 国有財産委員会 | | |

～ 国際研修 ～

ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察 ～ 第18回ヴェトナム国法整備支援研修（人民検察院対象）から ～

国際協力部教官 山下輝年

本稿の構成

- 1 はじめに
- 2 ヴィエトナム刑法の特色
- 3 ヴィエトナム刑法の特色が与える影響
- 4 ヴィエトナムにおける「経済犯罪」に関する考察
- 5 憲法改正によるヴィエトナム司法改革の動向について

1 はじめに

法務総合研究所国際協力部では、ヴェトナムに対する法整備支援の一環として、本邦研修を運営しているが、その対象機関にはヴェトナム人民検察院も含まれている。

法整備支援は民商事法に限られるものではないとはいえ、我々の活動はこれを中心としているため、なぜ人民検察院の検察官が対象となっているかにつき、これまでの経緯に触れながら、簡単に説明しておきたい。

- (1) 法整備支援研修は、1994年のヴェトナム司法省に対する本邦研修に始まった。
- (2) 当時、ヴェトナムは市場経済移行直後であり、民商事法整備に関心があつた。
- (3) ヴィエトナム司法省は、民法等の法案作成権限を有するほか、全法案の審査権限（日本の内閣法制局の機能）を有していることから、支援対象機関となった¹。
- (4) 1994～1999年における活動により、次の事項が判明した。

ア 司法省は、下級裁判所の司法行政権²（人事・予算など）を有する。

イ 最高人民裁判所のみは別個独立の機関であり、基本的に司法省と交流はない。

ウ 最高人民検察院を頂点とする人民検察院は全体として別個独立の機関であり、基本的に最高裁判所及び司法省と交流はない。

エ 人民検察院は、刑事事件以外の民商事に関する事件等においても、法廷における立会・意見表明権限や不服申立権限を有する。

オ 刑事法の自由保障機能（犯罪行為以外では自由を拘束されない）という観点から、検察院の適正な権限行使が市場経済の発展のためにも必要である。

1 本邦研修は、当時は年1回程度であつたが、現在はヴェトナムだけで3機関に対して年4回実施している。

2 ヴィエトナムでは「管理」という表現を用いる。

カ 司法省による法整備のみではなく、法の適正な執行・運用の確保が重要な課題となっている。

(5) 以上を踏まえ、1999年11月³から最高人民裁判所・人民検察院が対象機関として加わった。

(6) 2000年4月以降は、上記(4)オ・カの観点から人民検察院を対象として本邦研修を実施するようになった。

要するに、市場経済の健全な発展のためには、法の執行・運用にあたる裁判官・検察官の育成が重要であり、この趣旨の下に本邦研修を実施してきたものである。これまでの人民検察院対象の本邦研修においては

- ・ 検察権行使の現状、課題及びその対策

(第12回 2000年10月16日～11月10日)

- ・ 民事・刑事事件における検察官の役割と人材育成

(第14回 2001年5月14日～6月8日)

をテーマとしてきた。

そして、今回は、2002年5月13日から6月7日までの間、「市場経済を発展させるための経済の刑事的規制」をテーマとして、ヴェトナム国法整備支援研修を実施した。研修員は全員（9名）ヴェトナム人民検察院の検察官であり⁴、カントリーレポートとして

- ヴィエトナムにおける経済犯罪の概要について

- 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正

の2点について報告がなされた。

本稿は、この研修の結果等に基づき、ヴェトナムの刑事法制度とその運用及びこの分野における彼我の発想の相違に着目して、ヴェトナムにおける刑事法の特色と司法改革の動向についての私見を述べようとするものである。ヴェトナム司法関係者と接する者の参考となることを心がけ、論述もこれに沿うものとした。

なお、今回の研修に関し、本稿に併せて

- ① ヴィエトナムの経済犯罪に関する英文レポート

- ② ①に関する発表時における記録と質疑応答（日本語）

- ③ 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正についての英文レポート

- ④ ③に関する合評時における記録と質疑応答（日本語）

- ⑤ 参考資料：ヴェトナム刑法抜粋（総則規定と①の関連部分）

を掲載しているので、適宜これらを参照願いたい。

3 ヴィエトナムに対する法整備支援は、国際協力事業団（JICA）の枠組みで実施されており、1999年11月までを第1期（第1フェーズ）、それ以降を第2期（第2フェーズ）と呼んでいる。第2フェーズは2002年11月末までであったが、2003年3月末まで延長される予定である。

4 主題に照らして、人民検察院以外の経済関係省庁における立案担当者の貢献を期待して、これらも数名参加させる予定であったが、結局、全員が検察官となった。

2 ヴィエトナム刑法の特色

ヴィエトナム刑法は、1985年6月27日に制定され、その後①1989年12月28日、②1991年8月12日、③1992年12月22日、④1997年5月10日の4回にわたり改正されてきた。

その全面改正により成立したのが現行刑法であり、1999年12月21日に国会（第10回第6会議）において議決され、2000年7月1日から施行されている。現行刑法は、全24章344条と経過規定（4項目）からなっており、条文数だけを比較すると日本国刑法よりも80条多いことになる。しかし、日本には多数の刑事特別法があるほか、商法、独占禁止法、証券取引法などを始め、多数の法律に「罰則」として犯罪構成要件が規定されているため、条文数だけで言えば、日本の方が比較にならないほど多くなる。

ヴィエトナムには、刑事特別法や他分野の法律における罰則規定は存在しない。（ただし、刑事罰以外の行政罰などは存在する）。ここにヴィエトナム刑法における第一の大きな特色がある。以下、日本の制度との比較において、ヴィエトナム刑法の特徴を述べる。

(1) 罪刑法定主義というよりも、「罪刑の刑法典主義」である。

もちろん、「罪刑の刑法典主義」というのは私の造語である。我が国の刑法と比較したときの最大の、そして基本的な相違点であるため、印象づけるためにこの造語を使用する。犯罪と刑罰は刑法典（The Penal Code）で定めなければならないという原則であり、したがって、他のいかなる法律も犯罪構成要件と刑罰を規定することは許されない。この原則は、旧ソ連・ロシア刑法の流れを汲む社会主義刑法に共通する原則と言われており⁵、中国もラオスも同様である。

具体的にヴィエトナム刑法の規定を見ると

刑法第2条（刑事責任の根拠）

「本刑法に定める罪を犯した者だけが、その刑事責任を負う。」

となっており、ここに罪刑の刑法典主義が宣言されているとすることができよう。

(2) 犯罪を刑罰（法定刑）との関連で分類している。

「刑罰との関連で分類する」と言っても、その根底には犯罪の社会に与える危険の性質及び程度が考慮されているのであるが（ヴィエトナム刑法第8条第2項）、これが刑の重さと連動しているため、あえてこの点を強調することとした。

我が国の刑法では、犯罪を刑罰との関係で分類するという発想は基本的にないが（禁固刑か懲役刑かを除く）、ヴィエトナムでは、刑罰との関連で犯罪を4分類し、この分類を用いて刑を定めているのである。ヴィエトナム刑法第8条第3項では

- | | |
|------------|---------|
| ① 非重大犯罪 | 懲役3年以下 |
| ② 重大犯罪 | 懲役7年以下 |
| ③ 極めて重大な犯罪 | 懲役15年以下 |

5 したがって、これは社会主義刑法を学んだ者にとっては常識の部類に入るであろう。

④ 特に極めて重大な犯罪 懲役15年超⁶，無期懲役，死刑
という分類になっている。

この基本的分類は、例えば、ヴェトナムのディストリクト裁判所⁷の管轄は懲役7年以下の犯罪とされていること、勾留期間や勾留延長期間とその回数、起訴のための判断期間や延長期間とその回数の基準になっていることなど、各種規定と連動しているため、前提知識として理解しておく必要がある。

(3) 犯罪の成立及び法定刑は罪名と連動せず、細分化された（加重）事由により連動し変化する。

我が国の刑法では、例えば、傷害罪（10年以下の有期懲役又は30万円以下の罰金）、強姦罪（2年以上の有期懲役）などが成立すれば、その罪について定められた法定刑の範囲内で処断されることとなる（致死傷などの加重類型はある）。しかし、ヴェトナム刑法では、傷害罪であれば、傷害の程度が刑の決定はもとより犯罪の成否にも影響する。例えば、傷害の程度を割合（パーセント）で区別し⁸、これと犯罪の成否及び法定刑が次のように連動する（ヴェトナム刑法第104条）。

- ① 11パーセント未満 原則として犯罪不成立
- ② 11～30パーセント 3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の有期懲役⁹
- ③ 31～60パーセント 2年以上7年以下の有期懲役
- ④ 61パーセント以上（1名の致死） 5年以上15年以下の有期懲役
- ⑤ 2名以上の致死 10年以上20年以下の有期懲役又は無期懲役

（なお、凶器使用、治癒不能の傷害、被害者複数、被害者が身体的弱者、被害者が尊属、組織的犯行、被害者が公務中などの各種事由に該当するとき、①が②、②が③、③が④に当たるものとして加重処罰される。）

強姦罪でも同様であり、ヴェトナムの基本型は「2年以上7年以下の有期懲役」であるが、組織的犯行、輪姦、行為者と被害者との関係（被監護者、親族など）、被害者の数、行為による妊娠の有無、青少年の被害者、傷害の程度などを理由とする加重法定刑が更に2段階定められている（ヴェトナム刑法第111条）。

6 有期懲役の上限は20年であり（ヴェトナム刑法第33条前段）、30年まで加重できる（同法第50条1a）。

7 ヴェトナムは、最高人民裁判所、プロヴィンス級裁判所及びディストリクト裁判所の3級に分かれている。ディストリクト裁判所の規模や管轄の制限だけをとってみると、日本の簡易裁判所に近いが、人民参審員を加えた合議体で裁判しなければならない。

8 このパーセント表示については、日本人にはイメージがつかめない（火傷の場合には日本でも使用するが、概念が違うであろう）。ヴェトナムにとっては当然なのかもしれないが、例を聞いても、医者や鑑定で決まるという説明のほか、具体的にどのような傷害がどの段階に当たるかの説明には接していない。

9 ヴェトナムには懲役刑と禁固刑の区別はないが、すべて労役が伴うので懲役刑と表現する。

窃盗罪についても、被害金額が50万ドン未満の場合は犯罪とならず、刑事罰は科せられないため、刑事手続を開始することはできない（行政罰で対応することとなる）。金額の多寡によっても法定刑が異なる。このような制度であるため、被害金額の特定が重要となり、金銭以外の物品の場合には価額鑑定などによる評価額の確定が必要となってくる。

(4) 刑法の規定としては曖昧な表現がある。

多数の例があるが、ここでは一例だけ挙げる。例えば、ベトナムでは、相手に誘発された傷害罪は、通常の傷害罪とは異なる条文で規定されているが、その加重事由には、「61パーセント以上の傷害を与え、又は死に至らしめたとき」というほかに「その他極めて重大な事情があるとき」という規定がある（ベトナム刑法第105条第2項）。

もちろん、これらについて解釈上明確な定義がなされていれば問題は少ないが、致死の部分を除けば、日本では単なる情状事実となるべきものが、ベトナムでは法定刑そのものに影響する事実であるという違いがある。

(5) その他の相違

ア 主刑と付加刑について

日本にない主刑として、警告、非拘禁による矯正¹⁰、追放¹¹がある。

日本にない付加刑としては、一定地域での居住禁止、保護観察¹²、付加刑としての罰金と追放がある。その他、一定の職務に就くことの禁止や公民権制限なども付加刑として定められている（ベトナム刑法第28条）。

イ 刑の併合について

複数の罪を犯したときは、基本的に犯罪ごとに刑罰を決定し、これを合算して「共通刑」として決定する。被拘禁による矯正と有期懲役の併科は、前者の3日分を有期懲役1日分として換算した上、有期懲役として執行する¹³（ベトナム刑法第50条）。

ウ 公訴時効及び刑の時効について

考え方は基本的な点においては同様であるが、ベトナム刑法第11章（国家の安全を侵害する罪）及び第24章（平和・人類に脅威を与える罪、戦争犯罪）については適用されないという例外がある（ベトナム刑法第24条及び56条）。

10 中国刑法の「管制」と類似し、日本語の管制塔を想起すれば理解しやすいと思うが、居住制限や監視という感覚に近い刑罰である。

11 外国人に適用される刑罰

12 日本でいう保護観察とは異なり、国家の安全を侵害する罪、危険な再犯などにおいて刑の執行終了後に適用されるものであり、居住地区の行政機関等が担当するなど、監視の要素が強い。

13 日本の感覚から言えば、非拘禁分が拘禁に転換されるため、不利になるのではないかとと思われるが、そこは日数で考慮しているということになる。

エ その他、類似の用語を使用している（没収、再犯、予備、未遂、前科、前科の抹消など）、要件が異なるのは当然であるので、ここでは省略する。

3 ヴィエトナム刑法の特色が与える影響

(1) ヴィエトナムの「罪刑の刑法典主義」が与える影響

ア まず、法整備支援において、日本側が「罪刑の刑法典主義」を理解していないと、ヴィエトナム側に混乱を与えることになる。

最も基本的なところでは、今回の経済犯罪をテーマとして取り上げる時など、日本の制度を説明するにしても、商法に特別背任罪や粉飾決算に関する罪が規定されていると説明する場面を想定しよう。日本とヴィエトナムの相違を知らないまま説明すると、ヴィエトナム側の反応としては、「講師が何を言っているのか理解しがたい。講師は刑事法の基礎も知らない。」となりかねない。

したがって、ヴィエトナムの法律家と議論するときは、まず、日本における罪刑法定主義の意味、刑法の意味、形式的意味の刑法と実質的意味の刑法の基本概念から説明し、ヴィエトナムの「罪刑の刑法典主義」とは異なることを強調する必要がある。

また、知的財産権の例を取り上げると、ヴィエトナムでは知的財産権は民法典に規定されているが、これも旧ソ連・ロシア法の影響のようである。日本の専門家が民法改正の共同研究を実施しているが、知的財産権分野は進歩や変化が著しく、基本法たる民法ではなく、特別の個別法で規定すべきだと助言している状況にある。

ここで仮装問答として、民法から外す理由を説明する際に、日本の感覚で仮に「知的財産権規定では刑事罰で対応する必要もあり、民法に刑事罰を規定するのはそぐわない。」などと発言したとしよう。ヴィエトナム側としては、これは全く理解できない理由付けとなる。刑事罰を刑法で規定するのは、ヴィエトナムにとっては動かすことのできない（あるいは動かすつもりのない）大原則であり、そもそも民法に刑事罰を規定することは、現状ではあり得ないことである。したがって、議論がかみ合わず、お互いに「相手は法律の基礎をよく知らない」と感じるようになる可能性がある。

経済取引に関する犯罪と刑罰につき、特別法で規定すべきであると助言したとしても、同様のことが生じることとなる。

イ 「罪刑の刑法典主義」は、ヴィエトナムの法律家に次のような意識を与えているようである。それは、刑事罰は刑法典にすべて規定されているから、刑法典さえ見れば何が犯罪で何が犯罪ではないかが分かるが、日本の罪刑法定主義では、多種多様な特別法に犯罪と刑罰が規定されることになり、これを把握することが困難になり不便であるという意識である。一般市民からみれば当然ヴィエトナムの制度の方が分かりやすいと結論づけることとなり、これを前提とした質問を受けることもある。

人民検察院の検察官にしてみれば、いくら民事事件等にも権限があるとしても、活動の中心は刑事であることは事実であり、携行する法律が憲法、人民検察院組織法、刑事訴訟法、そして刑法典で事足りることとも無関係ではあるまい（なお、ヴィエト

ナムには、日本のような多数の主要法令を収録した六法全書はない)。

犯罪及び刑罰が刑法典にまとまっていた方が便宜であることは一理あるが、特別法の分野に関して行動する場合には、当該法律に罰則があった方が理解しやすいと言うこともでき、一長一短であろう。

ウ 「罪刑の刑法典主義」は、刑事罰に関する限りではあるが、「特別法は一般法に優先する」という法の基本原則を考える必要がない状態を作り出している。したがって、言葉としては特別法の優先原則が存在しても、現実の刑事法関係者には意識として浸透していない可能性がある。

ヴェトナムでは「法規範の上位下位の優先関係」「一般法と特別法の優先関係」「国家法と地域法の優先関係（日本でいう法律と条例の関係）」が明確に意識されていないという状況があるとの指摘がしばしばなされているが、以上述べたところと無関係ではないのかもしれない。

エ 「罪刑の刑法典主義」では、刑法の頻繁な改正が必要となる（はずである）。

現代社会の技術進歩は著しく、刑法典は新たな犯罪に対応する必要があるが、ヴェトナムではそのたびに刑法典を改正しなければならなくなる。頻繁に改正すればよいのであろうが、刑法は市民生活の自由保障の基本に関わる基礎法という性質を強く帯びており、少なくとも日本の法律家の感覚からすると、そのような頻繁な改正にはなじまないように思われる。

オ 特別法における禁止規範制定の時期と、刑法典に規定する時期に差が生じる可能性が大である。

ヴェトナムでは、民法にすら「……してはならない」という禁止規定が多く見受けられ、その他の特別法でも同様である。すると、刑法以外の法律で禁止規定が設けられ、刑事罰で対応すべき場合には、刑法の改正が必要となる。しかし、その実情をみると、改正手続は各別になされているところ、多数の法律の制定や改正に対応できているとは思えない。したがって、刑事罰で対応すべきものについても刑罰が存在しない期間が生じていることになる¹⁴。

日本の感覚からは、刑法で規定しない以上、処罰されないだけであるから問題ないとも思われるが、ヴェトナムでは、その間隙を埋めるために行政罰を多用することにつながりかねないことを考えておく必要がある¹⁵。

カ 他の分野の法律に関連する犯罪は、その背景や定義が複雑であるため、刑罰部分を抜き出して刑法典に規定しても、実務家にとって用語の意味すら理解困難となり、その適用にも困難を来すという問題がある上、刑法典だけで明確となる罰則を定めるに

14 もっとも、罰則が必要な特別法制定時に、刑法を一部改正する法律を制定できるはずであり、そのような方法で対応しているかもしれないが、その点の情報には接していない。参考までに、中国では、全国人民代表大会常務委員会の「決定」（例えば、1995年2月28日公布の「会社法に違反する犯罪に関する決定」など）により対応している。

15 しかも、行政罰は財産刑に限らず、身柄拘束を含むものがある。

は一定の限界があるであろう。

要するに、「罪刑の刑法典主義」は、いわゆる伝統的犯罪に限られていた時代には適切であったとしても、現代社会においては、社会の発展に伴って次々と発生する新しい型の犯罪を規制する必要があるため、これを貫くことには困難が伴い、また適当でもないと考える。

(2) 「犯罪の刑罰（法定刑）との関連による分類」及び「細分化された加重事由」が与える影響

ア ヴィエトナム側にとっては、日本の犯罪構成要件が簡潔に規定され、しかも法定刑の幅が広いことから、裁判官の裁量が大きすぎるという感覚を抱くことになる。

アメリカの制度でも、裁判官による量刑に関して量刑指針（Sentencing Guideline）があり、量刑の均衡をいかに図るかが問題となっているから、当然の疑問とも言えるであろう。

ヴィエトナム側が感じる疑問は、例えば殺人で言えば、日本の法定刑は有期懲役3年から死刑までであるが、あまりにも大きな裁量権限を与えすぎており、適正に行使されるかという疑問と、そのような大きな権限に裁判官は耐えられるかという疑問である。

そこで、求刑制度や量刑資料などについて説明することになるが、そもそもヴィエトナムでは、判例集というものが存在しない。最高裁判所の判例に事実上とはいっても一定の拘束力を認めることについては、「裁判所は憲法と法律にのみ拘束される」という裁判の独立を定めた憲法に反すると発言する法律家は珍しくない。したがって、日本の制度と実務を理解してもらうには困難が伴う。

なお、裁判の独立に関する考え方について補足して説明しておく。ヴィエトナムでは、今述べたように判例の拘束力を否定する理由として裁判の独立侵害を挙げるが、一方で、司法に関係する各機関の最高幹部が合議して、法律の解釈（国会以外には法解釈権がないため、彼らは「説明」なる言葉を使用するという。）に関する通達を出している。これも「法規範文書」として法的な拘束力を有するため、日本の考え方からすると、これこそ司法の独立を害すると言える。したがって、このヴィエトナムの相矛盾する主張を私なりに理解すれば、「最高幹部が関与した判断には一定の拘束力を認めてもよいが、そうでない裁判体による判断には拘束力を認めたくない（あるいは、認めるわけにはいかない）」という発想が根底にあるような気がしてならない¹⁶。

16 もっとも、2002年5月ころになって、判例集のようなものを将来発行する方向性が出されたようである。そのため、最高人民裁判所が各国の実情調査を始めることになり、日本の経験を参考にしたい意向であるということである。しかし、私見が的はずれでないとするれば、当面は判例集を作るだけで拘束力を認めないであろうし（単なる参考書）、一定の拘束力ある判例を収録した判例集ができるとするれば、何らかの条件付き（例えば、最高幹部が参加する判例委員会のようなもの）になる可能性がある。

イ 細分化された加重事由が法定刑に影響するため、ヴェトナムの検察官にとっても裁判所にとっても、加重事由の有無の確定が重要な問題となる。

そのため、ヴェトナム検察官は、法廷での意見表明（論告）における留意点として、これまで議論した個人的感覚に基づけば、証拠により認められる事実と加重事由を前提として、適用条項を正確に指摘することを強調する傾向にある。

また、ヴェトナム刑事訴訟法によれば、通常の上訴のほか、判決確定後（ヴェトナムでは「法的効果を有するに至った後」と表現する）、上級の検察院及び裁判所の判断により、再審のほか監督審を行うという制度が存在する¹⁷。加重事由が適用されるかどうかによって、大きな差が生じ、日本のように有罪を無罪にする再審のみならず、情状ではなく法適用の誤りを理由として刑が軽くなるはずであるという形の申立てが多数なされることによる。

加えて、被告人に有利な裁判を求める再審や監督審の申立てに期間の制限はない上（この点は再審では日本と同様）、一定の申立期間の制限があるとはいえ¹⁸、被告人に不利益な再審や監督審も可能である。このような制度を前提とすると、日本では通常考えられないような不服申立てがあることを考慮する必要がある。

(3) 刑法の曖昧な規定が与える影響

規定の曖昧さについては、刑法の自由保障機能に大きな影響があるという点に尽きる。

規定が曖昧かどうかについては、ヴェトナム側と議論しても水掛け論に終わるだけである。日本の刑法でも、例えば「他人の財物を窃取した者は……」との規定に関し、保護法益が占有か本権かという論点があるように、法文だけですべてが明確になるものではない。

しかし、ヴェトナムでは、法律解释权は国会にあり、裁判所にはないとされている。このような制度と実務の運用の下では、裁判所の判断により定義が確定されていくことは期待できない上、国会が細かな定義をすることも考え難いため、刑法典を改正しない限り問題が解決されないこととなる。もっとも、可能性としては、ヴェトナム法律家にとっては別の文書が規範的意味をもっており、それが法の規定を補充しているということも考えられないではないが、これまでそのような文書が明らかにされたことはないし、そのようなことがあるとすれば、それ自体が罪刑法定主義との関係で問題となる。

17 ICD NEWS -Law for Development- 2号「ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較」179～198頁

18 たとえば、ヴェトナム刑事訴訟法265条不利益再審の場合は1年間という期限があるが、ヴェトナム刑事訴訟法の条文英訳を見ると、「新事実の発見から1年」となっている。論理的には新事実の一つとは限らず、これでは、実質的に期限がないのと同様の結果になるため、判決確定時が起算点になるのではないかと思われる。しかし、この疑問点について、私が接したヴェトナム法律家から納得いく回答を得ていない。

4 ヴィエトナムにおける「経済犯罪」に関する考察

今回の研修のテーマは「市場経済を発展させるための経済の刑事的規制」であるが、カントリーレポートでは「ヴィエトナムにおける経済犯罪の概要」となっている。これは次のような事情による。日本には厳密な意味での「経済犯罪」の定義はない上、ヴィエトナムで言うところの「経済犯罪」（通常、**economic crime** と英訳している）は、日本の法律家が想定する内容とは異なっている。したがって、事前にヴィエトナム側が言う経済犯罪を把握し、これをより正確にテーマに反映させると同時に、用語による誤解と混乱を避けるため、上記の研修テーマとしたものである。

ヴィエトナムの経済犯罪については、本稿とともに本号に掲載されたカントリーレポート等を参照していただくこととして、次の点を指摘しておくにとどめる。

(1) 経済犯罪の定義

- | | |
|---------|---|
| 狭義の経済犯罪 | ヴィエトナム刑法第16章に規定する罪（153条～181条）
英訳では Crimes of Infringing upon the Economic Management となっており、「経済管理秩序を侵害する罪」となっている。 |
| 広義の経済犯罪 | 上記のほか、以下のものを含む。
・環境犯罪（ヴィエトナム刑法第17章182条～191条）
・汚職犯罪（同法第21章278条～285条，289条～291条）
（汚職には、贈収賄のほか公金横領などの職権や地位を利用した犯罪が含まれる。） |

経済管理秩序を侵害する罪の主なものを列挙すると、

- ①密輸品の取引・運搬，②偽造品の取引・運搬，③食品医療品・飼料等の偽造・取引，④無許可営業，⑤不当な買占め，⑥脱税，⑦顧客に対する詐欺，⑧高利金融，⑨切手・切符等の偽造，⑩経済管理に関する国家規則違反，⑪不法な基金の創設・使用，⑫経済管理に関する虚偽報告，⑬虚偽の宣伝，⑭救助物資等の分配に関する違反，⑮工業所有権等の侵害，⑯天然資源調査に関する違反，⑰土地や森林の管理・利用等に関する違反，⑱電力供給規則違反，⑲金融機関の授権・貸付に関する違反，⑳通貨・有価証券の偽造・保管・流通等

である。

また、環境犯罪としては、大気汚染、水質汚染、土地汚染、各種環境基準違反、水産資源の破壊、森林破壊、野生動物の保護違反などがある。

これらの犯罪を概観すると、いわゆる消費者の保護が背景にある犯罪、企業や団体により相当程度の規模で行われる犯罪、営利目的犯罪などが経済犯罪として扱われているようである。環境犯罪が経済犯罪とされるのも、通常企業犯罪として犯されることを考えると、理解が容易になるであろう。

(2) 若干の問題点について

ア ヴィエトナム側が指摘していた問題点は、要するに、これらの犯罪に対処するにも、

捜査機関（ヴェトナムでは検察院を含まないのが通常）のこれらに関する知識，捜査技術などが不十分であり，検察官自身も同様であるため，効果的な取締りと訴追ができないということであった。

その中で，上記②に該当する刑法156条の「物品の偽造」や「偽造品」の定義が不明確であるということが指摘され，同条の適用例として，リン系の肥料に関する事件で，品質が劣る国産品を良質な外国産品の表示がある袋に詰めて販売した事例が挙げられた（知的財産権侵害は⑤のように別規定あり）。議論の過程で，「品質としては本物よりも良い場合も考えられる」という発言があったことに照らすと，指摘された問題点は，品質の同一性に関する鑑定等の証拠収集が不十分であるか，そもそも保護法益のとらえ方が明確ではないことに起因しているのではないかと思う。

今回の研修後しばらくして，日本やその他の国で中国産のダイエット食品による被害が発生し，その製造元は「偽物である」旨主張するという事件があり，これに関連して，食品や薬品が開発されると直ちに偽物つまり偽造品が市場に現れるという報道に接した。このような実態があるとすると，あるいは実際に存在するために，ヴェトナムでも偽造品の規制が必要であるのではないかと感じる次第である。

イ 証券取引に関連して，会社情報に関する虚偽報告はヴェトナム刑法167条で処罰されるかについて，ヴェトナム側の回答は「まだ刑事罰適用の経験がない。刑法167条は国家に重大な結果を与えた場合には適用される可能性がある。」というものであった。

日本側から見れば，この種違反行為に刑事罰が適用されていないこと，規定要件をみても，要件が曖昧であることなどについて疑問が残ることになる。

もっとも，ヴェトナムの事情を見ると，現行ヴェトナム刑法が制定されたのは1999年12月21日であること，ホーチミン証券市場が創設されたのはその後の2000年7月であること，行政罰が存在すること，検察院には刑事罰適用に関する十分な経験もないことから，現時点では刑事罰ではなく，行政罰で対応したいというのが正直なところであろう。

5 憲法改正（2001年12月）によるヴェトナム司法改革の動向について

ヴェトナムの司法改革の状況については，本誌第2号（2002年3月号）のレ・ティ・トゥ・バー司法省次官の「ヴェトナム司法改革の動向 ～現在と未来～」¹⁹で，その動向が報告されているので，これを参照されたい。

その後に明確になった動向としては，次の2点がある。

一つは，下級裁判所の司法行政権（人事・予算など）が司法省から最高人民裁判所に移管されることであり，もう一つは，人民検察院が有していた「行政機関等に対する一般監督権限」が廃止され，人民検察院の権限が司法活動に関する検察（監督）活動に限られる

19 ICD NEWS -Law for Development- 2号（2002年3月号）99～119頁

ことである。

いずれも、2002年10月1日から施行されることとなっているが、私見として以下の問題点を指摘しておきたい。

(1) 司法行政権の最高人民裁判所への移管については、司法権の独立という観点から、英米法系の法律家を中心として、以前から指摘されていたことであり、奇しくも日本の制度に類似することになる。司法の独立を確保するという大きな流れで見たときには好ましい方向であると言えよう。ただし、ヴェトナムの制度では、最高裁判所は国会の下位に位置するため、日本と同一ではなく、むしろ中国の司法制度に類似することになったと言うべきであろう。

しかし、その決定があったのが、2002年10月1日の施行日からわずか6か月前であり、そのような短期間に司法行政権の移行がスムーズになされ、実際に機能するかとの疑問を禁じ得ない。

ちなみに、本誌第3号(2002年5月号)の「インドネシアの司法制度と司法改革の動向」で報告したとおり²⁰、インドネシアも同様の司法改革を行っているが、1999年時点で2004年1月1日から施行することを決定しており、5年間の猶予期間を設けている。これと比較すると、ヴェトナムの猶予期間は短く、いかにも性急な感じが否めない。もっとも、民主集中制であるから、ひとたび方針が決定されると、そのとおりに実現されるのかもしれない。

更に問題となるのは、司法大臣が裁判官を任命する現行制度下でも、地方の人民評議会や人民委員会などの行政機関の権限が強く、裁判官の任命についても強い影響力を有する実態があると指摘されている点である。このような実態が直ちになくなるとは思えず、司法行政権が最高人民裁判所に統一されたにもかかわらず、旧来の実態が続くことも予想され、法の定めが名ばかりとなる可能性もないとは言えない²¹。司法権の独立に関わる問題であるだけに、事は深刻であろう。

この点は、司法権の独立を確保するという精神で改革がなされたのであるから、ヴェトナムでこの精神が忘れられなければ、いずれ法律が実態を変えていくのであらうと期待するしかない。

(2) 司法行政権を最高人民裁判所の下に統一した後の司法省の権限及び機能について考える。

司法省は、これまで下級裁判所の司法行政権を有していたことから、下級裁判所裁判官になる者の研修や、下級裁判所裁判官の研修、書記官の研修を実施してきた。その中心は、司法省の法曹養成学校であり、日本の長期派遣専門家が支援活動を行ってきた

20 ICD NEWS -Law for Development- 3号(2002年5月号) 125頁

21 逆に、裁判官の任用・転勤について、地方の人民評議会や人民委員会の承諾を必要とするというような制度になる可能性もある。

た対象機関でもある。今回の改革により、これらの権限は最高人民裁判所に移管されることになるはずである。

次に、日本とは異なり、検察院は全く別個独立の機関として司法省の外に存在しており、矯正機関も公安省（旧内務省、日本でいう警察組織）の下にある。先に中国の司法制度と類似することになったと述べたが、中国の司法部の主たる権限は、受刑者の矯正にあり、司法省が有する権限に焦点を当てると、ヴェトナム司法省の権限は更に狭いものとなる。

したがって、司法省に残される権限は、おそらく法案の作成・審査権限（日本の内閣法制局の権限）のほか、弁護士養成・管理、公証人の養成・管理、戸籍・犯歴の管理、一部の登記関係、渉外関係などであろう。

(3) 検察院の一般監督権限の廃止は、明らかに検察院の権限縮小であるが、検察院自身は「権限縮小」という表現は使わない。

この一般監督権限は、他の行政機関が発する法規範文書（日本でいえば政令、省令、規則、通達など）や処分について監察し、違法な点があればその是正を求めることができるというものであった。国家監察院にも同様の権限があり、権限が重複していた上、検察院としても、すべての違反を摘発することはできず、かといって権限発動についての一定の基準が存在したわけでもなく、検察院への申立てや裁量により行使してきた経緯があり、この点が批判の対象となっていた。このため、今回の2001年12月の憲法改正で検察院の権限から除かれたのである。

検察院は、一般監督権限を失ったものの、実際の一般監督権限に基づく実務の比重はさほど大きくなかったと説明するとともに、司法活動に関する検察院の監督権限を強化したのであって、権限縮小ではなく権限を整理したものであると主張している。なお、ヴェトナムで言う「司法活動」とは、裁判所や検察院の活動に限らず、刑事事件で言えば、警察、検察、裁判、矯正、保護観察（日本の制度とは異なる）に関わるすべての活動を意味する。

今回の改革により、刑事事件以外の民事訴訟、経済契約訴訟、行政訴訟、労働訴訟について、どの段階からでも検察院が参加できるようになり、その責務があるとされたことから（これまでは任意的に参加するだけであった）²²、検察院の権限は実質的に拡大されたと主張されている。

(4) ヴィエトナムでは、これまで司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院が、それぞれ各別に裁判官、検察官を養成してきたが、今回の司法改革により、何らかの変化が生

22 この点は、今回の研修員ファム氏の説明に基づくが、全部の民事事件等に必要的に関与するとは思えず、更に調査する必要がある。なお、同氏によれば、検察院はこれまでも民事事件の約70パーセントに関与してきたということである。

じるであろうか。

この点に関しては、裁判官の育成は、最高人民裁判所に統一されるはずであるが、現時点で判断する限り、検察官及び弁護士については、統一される方向にはないと言ってよいであろう。今回の司法改革を契機に、各機関が組織法を改正しているが、これらによると、司法省は弁護士の資格として司法省の法曹養成学校での研修を要件とし、検察院も検察官の資格として検察大学校での研修を受けることを要件としており、それぞれ関係法律職の任用を自前のものとして確保しようとする傾向にある。

中国では、法曹資格を付与する国家試験（司法試験）が統一され、2002年3月に第1回試験が実施されるに至っているが（しかし、裁判官及び検察官の資格は、この試験に合格した上で、裁判所、検察院が各別に運営する研修所に受け入れられ、その研修を修了するなどして初めて与えられる。）、ベトナムは現在のところではその方向にはない（可能性としての議論はあっても、具体化していない）。法曹の人材育成は、各機関の権限に絡む問題でもあるため、一足飛びには改革できないのかもしれないが、今後の動向に注目していきたい。

以 上

COUNTRY REPORT

An Introduction on Crimes relating to Management of Economic Crimes in Vietnam by The Supreme People's Procuracy of Vietnam (May 2002)

1. Economic crimes are stipulated in Chapter XVI of the 1999 Penal Code, consist of 29 crimes (from Article 153 to Article 181).

According to science of penal law of Vietnam, economic crimes are understood both in broad sense and in narrow meaning.

With regard to general meaning, economic crimes including crimes relating to property (property objects), crimes relating to manufacturing, trading, business, even relating to the environment, thus, economic crimes in this meaning are crimes not only stipulated in Chapter XVI but also prescribed in other chapters as: Crimes of infringing upon ownership rights (from Article 133 to Article 145 of chapter XIV), environment related crimes (from Article 182 to Article 191 of chapter XVII), crimes of corruption (from Article 278 to Article 284, Item A of Chapter XXI), other positions related crimes (Articles 285, 289, 290 and 291, Item B of Chapter XXI).

With regard to narrow meaning, economic crimes only stipulated in Chapter XVI of the 1999 Penal Code, are dangerous acts to society, infringing upon the economic management order of State. The objects of the crimes are social relationship in the economic management order.

Thus, in the research on economic crimes in Vietnam, it should not be only based on narrow meaning but also in broad sense, especially focusing on the crimes as: Smuggling (Article 153), Illegal cross-border transportation of goods and/or currencies (Article 154), Manufacturing, stockpiling, transporting and/or trading in banned goods (Article 155), Manufacturing and/or trading in fake goods (Article 156), Tax evasion (Article 161), Embezzling property (Article 278), Receiving bribes (Article 279) and environment related crimes (Article 182 to Article 191 of Chapter XVII).

2. Vietnam has just changed into the new economic regime — market economy, it is in a preliminary period, therefore, there are not much experiences in economic management, some economic aspects are not strictly controlled, even some aspects has not just regulated by law. Economic crimes in Vietnam in recent years is developing in quantity, the nature, gravity of crimes is serious and complicated, the organization and the accomplice are close, the number of accomplice in a case is crowded leading big damages in both mental and physical fields, acts, ploy of commitment are sophisticated, acute, the scope of crimes is large and relating to a number of sectors, localities at different levels and in different fields. The committed stand in with and contact with each other closely. Thus, the disclosure and the fighting against economic crimes are very difficult. The number of crimes taking place be settled by law places a small amount (approx. 15-20%). Different commitments of the law are punished by different penalties as administrative penalty, criminal

punishment is not normally applied in the penalty (for example tax evasion, manufacturing, and/or trading in fake goods, embezzling, receiving bribes, smuggling and trade deceiving).

- With regard to the tax evasion, there are many ways of evasion and the ploy of the evasion causes a very big damage in tax, persons in charge of law protection (investigators, procurators, judges...) are not equipped enough experiences in the prevention and fighting against this kind of crimes, they are not thorough enough about the ploy of deceiving, tax evasion, thus the disclosure and settlement the crime is limited.
- With regard to the smuggling and business cheat is often taken place and popular, however, administrative punishment is usually applied, only dozens among thousands of cases are punished for criminal crimes.
- Some difficulties took place in the fighting against the crime of manufacturing and trading in fake goods. Article 156 of the Penal Code stipulated on crimes on manufacturing and trading in fake goods, however, it is not clearly provided what it is. What the definition of fake goods is under discussion now, the settlement of this kind of crimes is mainly based on circular letters, directives of legal agencies. Thus, there are different understandings in the application which causing different settlement in many cases.
- Similarly, disclosure and settlement of corruption faces many difficulties.

3. Procedures of preliminary prosecution, investigation, prosecution of the adjudication to economic cases are similar to the settlement of other criminal cases and based on regulations of the Criminal Procedural Code of Vietnam, there is no other special procedures. However, in the process of investigation to economic crimes, the above mentioned difficulties to be faced with, especially with regard to corruption, smuggling crimes, leading period of cases were lengthened, due to the separation of some cases into different cases, the settlement is not thorough. Most of big cases have to be extended for investigation, some of them have to be extended under the power of Procurator General of Supreme People's Procuracy.

Article 97 of the Criminal Procedure Code stipulated the time limitation of investigation as follow:

- Time period for investigation of a case is not more than two months with regard to less serious crimes, not more than three months with regard to serious crimes, not more than 4 months with regard to very serious crimes and to particular serious crimes.
- The extension is stipulated as follow:
 - + Less serious crimes are extended for investigation one time within two months.
 - + Serious crimes are extended for investigation two times, the first time is not more than three months, the second time is not more than two months.
 - + Very serious crimes are extended for investigation two times, each time is not more than four months.
 - + Particular serious crimes are extended for investigation three times, each time is not more than four months.

* With regard to particular serious crimes, in case of time for investigation is expired, due to the complication of the case which can not finalize the investigation, Procurator General of Supreme People's Procuracy may give one extension within 4 months.

The regulations for investigation as mentioned above is applied to all kinds of crimes and similarly, time for preparing indictment and for the adjudication is applied for all kinds of crimes as well.

4. With regard to the organization dealing with this kind of economic crime in People's Procuracies. Supreme People's Procuracy has one professional office, provincial People's Procuracies have departments in charge of dealing with this kinds of crimes, and in district People's Procuracies have parts responsible for supervising investigation to economic cases (here it should be understood economic crimes under general meaning as prescribed at the beginning of the report, including crimes stipulated in Chapters XVI, XIV, XVII and Chapter XXI). In the coming time, the department of supervision of investigation to economic cases will classify one part in charge of dealing with corruption crimes which are paid attention to in Vietnam. In Vietnam, investigation to economic crimes are instituted by investigating bodies of Ministry of Public Security.

5. Recommendations to science research:

We would like to be listened and discussed with legal experts, investigators, prosecutors of Japan experiences in the prevention and fighting against economic crimes in general and against the crimes of tax evasion, manufacturing and trading in fake goods, corruption. Furthermore, if the time is allowed, we would like to discuss with Japanese side about experiences in the prevention and the fighting against environment related crimes. This crime is very new in Vietnam which is the first time criminalized and stipulated in the 1999 Penal Code. Moreover, it is useful for us to hear your comments on regulations relating to economic crimes in the Penal Code of Vietnam.

日時：平成14年5月16日 午後2時～午後5時

場所：法務総合研究所国際会議室（大阪）

発表：最高人民検察院長官付上席検事

チャン コン ファン検事

記録：神戸大学大学院生 岩谷暢子

カントリーレポート ベトナムにおける経済犯罪の概要について

【目次】

- 1 経済犯罪の概念
- 2 近年のベトナムにおける経済犯罪の状況
- 3 経済犯罪に関する刑事手続
- 4 質疑

1 経済犯罪の概念

ベトナムにおける経済犯罪に関する法規制について説明する前に、まずベトナムにおける経済犯罪の概念を説明しておく必要がある。

ベトナムでは「経済犯罪」という概念には、狭義と広義の意味がある。

1999年の改正刑法（以下「1999年刑法」）では、保護される客体となる事項ごとに13の章が設けられ、270にわたる規定が掲げられているが、狭義には、その中の第16章（「経済運営秩序に対する侵害罪」）に規定される29の罪名に相当する犯罪を指す。

広義には、1999年刑法第16章に規定された犯罪に限らず、財産に関する罪、製造、取引、商取引、環境に関する犯罪をも含むと解されており、このような観点からは、経済犯罪という概念は、1999年刑法に規定される63の罪名に該当する。すなわち、先述の第16章に規定される29の罪名に加え、第14章（「財産権を侵害する罪」）における13の罪名、第17章（「環境に関する罪」）における20の罪名及び第21章（「地位に関する罪」）における11の罪名がこれに当たる。経済犯罪に関する捜査機関は、広義の概念に基づいて設置されており、また一般的にも広義に理解されている。

最高人民検察院長官は、毎年国会に犯罪の状況を報告することになっており、国家の治安を侵害する犯罪、経済犯罪、社会の安全・秩序、麻薬、司法活動などの項目が報告対象となっているが、この場合においても、「経済犯罪」は広義の意味で用いられている。

2 近年のベトナムにおける経済犯罪の状況

計画経済から市場経済への移行後、経済犯罪が非常に複雑になってきたため、この分野

に関する法制の修正がかなり施された。1999年刑法はその中心的なものである。この刑法では、経済犯罪についての規定を整備するとともに、環境犯罪などの新しい規定を導入した。

経済犯罪の数は減少しておらず、取締機関の質の重要性が増している。犯罪の方法は巧妙かつ大胆、公開的になってきており、その中には当局の管理体制や経験が不十分なことに起因するところもあることは否めない。法律によって規制されていない部分を狙った手口が使用され、組織化していることから、行為者を発見・特定することは容易ではない。2～3年前にホーチミン市で、一度に77人が起訴された経済事件があり、被害額もかなり大きかった。被害額は、以前は百万ドンの単位であったが、近年は高額化しており、4兆ドンという規模のものもある。また、地理的な境界や業種を越えた犯罪や、罪名が複数にわたるようなものが増えており、取締りの強化が必須となっているが、摘発数、摘発率は伸びていない。仮に、発見された件数が100件あるとすると、起訴に至るのは20件にすぎず、残りは刑事裁判を受けずに終わる。罪名についての処理が難しいものもある。

脱税に関しては、巧妙な手口で行われるものが多く、重大な損害を引き起こしているが、捜査関係者の知識や経験が不足していて徹底的な対応ができないため、これらを摘発・処分することが困難となっている。

密輸や詐欺取引については、ベトナムが現在開放経済政策を採っていることを利用して、頻繁に発生しているが、通常は行政罰が科されており、犯罪として処罰されている件数は非常に少ない。密輸業者による税関職員の買収が行われている場合などもある。

偽造品は、正式なルートで輸入されるものもあれば、国境貿易によるもの（密輸品）もあり、多様なものが出回っている。このような偽造品の製造及び取引という犯罪を取り締まる上で、困難となっている理由の一つは、偽造品の製造及び取引について規定している1999年刑法第156条に偽造品の定義がなく、偽造品が何を意味するか明らかでないことにある。密輸された偽造品の場合、基準となる本物がそもそもないため判定ができないし、偽造品でありながら正規のものよりも高品質で、消費者が歓迎しているものもある。偽造品の定義については、現在議論がなされている最中であり、この種の犯罪の処理については、主に法執行機関の通達や指示に基づいて行っている。

また、刑事法そのものから派生する問題もある。ベトナム刑法では、被害金額の基準が設定されており、この基準以上の場合には犯罪として刑事的処置が可能であるが、基準未満の場合には行政的処置やその他の処置に付されることになっている。ちなみに窃盗や汚職においては、この基準額は50万ドン、密輸や不法国境運輸については1億ドン、偽造品については3,000万ドン、脱税については5,000万ドンとされている。ただし、被害額が基準未満であっても、前科や行政的処分の経験がある者については刑罰が科される。

私個人としては、このように基準を設定しているのはベトナム刑法が進歩している点であると考えているが、犯罪者側がこの基準金額をうまく利用して刑事的処置を免れているということも事実である。また、被疑者を逮捕した時点では、被害金額が不明確である場合もある。例えば、バイクの窃盗の場合、被害者が主張するバイクの価値と、実際に

窃盗犯が売却した際の価値が大きく違うような場合には、価値の決定が困難になる。このような場合には、鑑定によって価値を判定しなければならない。

3 経済犯罪に関する刑事手続

日本の刑法・刑事訴訟法について先日勉強したが、手続の上でベトナムとはかなり異なる点が多い。ベトナムにおいて、経済犯罪に関する調査、捜査、起訴といった一連の処理は、刑事訴訟法に基づき他の犯罪と同様に行われる。

告発やマスコミからの情報、捜査機関独自の情報などが刑事事件の立件の根拠となる。国民はいかなる国家機関に対しても告発することができるが、一般的に告発状は捜査機関に送られてくる。このような告発を受けた国家機関は、直ちに検察院にこれを通報しなければならない。検察院は、その告発内容を立件する意思がある場合には、24時間以内に立件しなければならない。立件されて初めて捜査を行うことができ、現在のところ日本の警察にあたる「公安」が捜査を行っている。検察院は、捜査活動をせず、捜査を監督する役目である。

捜査期間には制限が設けられており、4種類の犯罪類型ごとに規定されている。「非重大」犯罪（法定刑が懲役3年以下の犯罪）については、2か月以内の捜査期間が認められ、延長は1回のみ認められる。「重大」犯罪（法定刑の懲役の最高が7年以下の犯罪）については、捜査期間が3か月で、延長が2回認められている。「極めて重大」な犯罪（法定刑の懲役の最高が15年以下の犯罪）については、捜査期間が4か月で、延長が2回認められており、「特に極めて重大」な犯罪（15年以上の懲役、無期懲役又は死刑の犯罪）については、捜査期間が4か月で、延長が3回認められる。ただし、「特に極めて重大」な犯罪に限っては、この期間内に捜査を終了することができなければ、更にもう1回4か月延長することができる。しかし、それでも証拠が集まらなければ、捜査を終了しなければならない。

このような期間の限定は、捜査機関に困難を及ぼすことがある。特に経済犯罪の場合には、行為者の人数や地理的広がりが大きく、期間が限定されることにより捜査が困難となる。大きな経済犯罪事件の場合に、小さな事件に分割して処理することも可能であるが、その場合に十分に処理されず洩れる犯罪もある。

捜査機関が身柄拘束や勾留を行う場合の期間も、先述の犯罪類型によって決められている（非重大犯罪については最長3か月、重大犯罪については最長6か月、極めて重大な犯罪については最長9か月、特に極めて重大な犯罪については最長12か月である。ただし、特に極めて重要な犯罪で複雑な事件については最長16か月まで認められる）。逮捕には検察院による承認（逮捕状発付）が必要である。捜査のための勾留は、捜査期間より短くなければならない。

捜査期間の終結後、公安から送致されてくる記録を検察院が受理すると、検察院には起訴判断の期間が与えられる。この起訴判断の期間もやはり犯罪類型によって決められており、非重大犯罪に関しては20日間以内及び20日間の延長、重大犯罪に関しては30日以内及

び15日の延長、極めて重大な犯罪並びに特に極めて重大な犯罪については30日以内及び30日の延長が認められている。この期間内に検察院は、起訴するか、記録を差し戻して補充捜査の命令を出すか、捜査の一時停止又は停止をするか、いずれかの判断をしなければならない。証拠不十分の場合や、罪名、共犯が不明確な場合には、公安に差し戻して補充捜査を命じることができ、その際には補充捜査の内容を明記する。また、被疑者が精神的に、又はその他の病気になった場合、検察院は一時停止を決定することができる。被疑者が逃亡した場合には、一時停止に加えて、指名手配することができる。また、十分な犯罪の構成要素を決定していない場合も一時停止を決定することができる。

起訴の判断がなされると同時に、起訴状と全記録が裁判所に提出される。裁判所にはこれを検討する期間が決められており、非重大犯罪の場合には30日以内及び延長15日、重大犯罪の場合には45日以内及び延長15日、極めて重大な犯罪の場合には2か月以内及び延長1か月、特に極めて重大な犯罪の場合には3か月以内及び延長1か月が認められている。この期間内に、裁判所は、公判開始、捜査記録の検察院への差戻し、又は一時停止若しくは停止など、いずれかの決定をしなければならない。

公判の開始に際しては、被疑者や弁護士の名前、罪状などが明記された決定書状が提出される。公判が開始されると、起訴状の内容の確認に続いて、弁論、求刑が行われ、最後に判決が言い渡される。

ヴェトナムの第一審裁判では、裁判の審理は「集団によって」行わなければならないとされている憲法の規定に従って参審制が採られており、必ず3人（1名の専門裁判官と2名の人民参審員）の合議体で審理され、決定は多数決で行われる。罪名や事実がはっきりしている場合には、略式の判決を行う必要も認めようという議論もあるので、現在、憲法改正の文脈で検討中である。しかし、2001年の国会で本件が議論された際には、略式の方法よりも集団による審理が支持されたため、むしろ手続に要する時間の短縮という側面から検討されている。

被告人は第一審の判決より15日以内に控訴することができる。また、検察院にも抗議（上訴）する権利が認められており、抗議（上訴）は判決を下した裁判所と対応する検察院は15日以内に、判決を下した裁判所より上級レベルの検察院は30日以内に行われなければならない。被告人による上訴、検察院による抗議（上訴）がなければ、判決は確定し効力を生じる。

ただし、ヴェトナムには監督審の制度があり、確定した判決に対しても不服申立てがあれば、最高裁判所長官はその判決を調査し、裁判を監督する権限を認められている。

検察院の構成は、行政単位で決められており、最高人民検察院の下に、プロヴィンスレベル及びディストリクトレベルの検察院が設置されている。経済犯罪の捜査に関しては、最高人民検察院では局、プロヴィンスレベルでは課、ディストリクトレベルでは係が設置され、検察官が配属されている。

4 質疑応答

Q： 第153条の「密輸」と第154条の「不法越境取引」との違いは何か。

A： 目的が物の売買であるか否かである。運んだ上で売買すれば153条に該当するが、運ぶだけであれば154条となる。1999年刑法でこのように分けた理由は、罪名を細かく項目化したかったからである。密輸者は運び屋よりも重く処罰される。

Q： その意味では第154条は「不法越境運搬」と解した方が適切であろうか。

A： そうであろう。

Q： 国境を越える犯罪についての近隣諸国との捜査協力や引渡しの方針などはあるか。

A： 刑法第2章に刑法の効力範囲についての規定があり、ベトナム国民の国外犯もベトナム法による刑事責任が追求される。また、ベトナムと国際条約を締結している国での犯罪についても同様に刑事責任を追及される。ロシア、中国、ラオスとの間で、犯罪人の引渡し等に関する司法共助協定を締結しており、今後他の国とも広く締結できるよう、司法省が諮問機関となって検討を行っている。このような条約が締結されていない国との関係においては、一般的な協定、第三国の協定に基づいて対処している。

Q： アジア諸国では、汚職が経済発展の障害となっていることをしばしば耳にする。公務員の賃金が低いためサイドビジネスとして汚職が行われているとも言われているが、ベトナムでもこのような状況があるか。

A： ベトナムでもそのような汚職事件はあり、様々な組織がらみの汚職が起こっている。例えば、企業と銀行が共謀して、組織ぐるみで虚偽の利益を計上して不正な融資を受ける事例や、査察官もそれを好意で見逃すような事例もある。先ほど述べた2年前のホーチミン市での事件では、親会社が、実際には会社設立の際の法定資本金がないのに、あたかもあるかのように細工して多くの子会社を設立し、その子会社同士で結んだ架空の売買契約や取引契約を担保として、通謀している銀行から融資を受けていた。これらの子会社が受けた不正融資の全体額は莫大なものとなっており、多い場合には一日に200億ドンが融資されたという数字もあった。

このように、汚職には非常に多くの主体が絡んでいるので、当初から汚職事件の全体を把握するのは難しい。ベトナム政府としては、このような汚職の撲滅のために尽力している次第である。汚職のみを対象とする法を整備し、汚職専門の捜査・取締機関を設立する必要もあろう。

Q： 先ほどの事例では、どの部分が汚職に当たるのか。銀行が国営なのであろうか。

A： 企業には国営のものもあるし、銀行は国営である。ちなみに先述の会社は国営ではなく有限会社であった。

Q： 国によっては、国に損害を与えない限り汚職という定義に当たらないとする場合も

あるが、ヴェトナムではどうか。

A： 以前は、国家財産を侵害する罪と一般財産を侵害する罪を別個に規定していた。しかし、1999年刑法ではこの二つの区別をなくし、また、汚職については、地位に関する犯罪の章（第21章）において規定した。そこでは、汚職の罪が成立するためには国への損害は必須とはされていないが、汚職の中でも、国家財産を侵害する場合には、一般財産を侵害する場合よりも重く処罰されている。

Q： 刑法第156条では、偽造品の定義が不明確であるということだが、この条項が実際に適用された例はあるか。また、偽ブランドやコピー商品は本条の適用対象となるか。

A： 1999年刑法により、偽造品に関する罪が第156条において規定されるようになるまでは、偽造品という概念は、内容、形態、品質のどれについても適用されるとされており、偽ブランド商品にも適用されていた。1999年刑法はこの概念を個別化し、偽ブランド商品については第171条（工業所有権の侵害）を適用することとされた。しかし第156条が適用された事件の数は、まだ少ない。

ちなみに、1999年刑法で初めて導入された環境犯罪についての適用例はまだない。

Q： 第156条が適用された事例としてはどのようなものがあるか。

A： 例えば、リン系肥料に関し、本来のロシア製品の外袋に、国産の肥料を詰めて売っていた事件で、これを偽造品とした事件がある。

Q： 第162条の「顧客に対する詐欺行為」には、証券取引におけるものも含まれるか。

A： 法解釈上は証券取引についても適用できると思う。しかし、証券取引はヴェトナムの市場にとってはまだ新しいものであり、現実的にはそのような適用例はまだない。また第162条自体が適用された事例も少ない。

Q： 第167条（経済管理についての虚偽報告）に関し、同条は、特定機関への証券取引の実情報告の際にも適用されるか。

A： 適用の可能性はあるが、その影響に関して、国の経済活動に対して大きな損害を与える場合、という条件が付される。

Q： しかし、これからヴェトナムが市場経済体制に入り、証券市場を発達させねばならないということを政策として採っているとすれば、虚偽の報告そのものが、国への損害であるということとはできないか。

A： 今のところ、証券取引を導入して間もないので、虚偽報告の数も少ないし、その影響が全般に大きなものとは言えない。

Q： 虚偽の報告自体に刑事罰を科す規定はあるか。

A： 実情としては、運用の上でいろいろ検討しているというところである。今後必要となれば、刑法改正によってそのような規定を追加していくことになるだろう。

Q： 虚偽の宣伝という概念の解釈は，証券取引の場合に限らず難しく，第168条（虚偽の宣伝）に規定される罰が重いことから，同条の解釈は極めて大きな問題となろうが，同条はどのような状況を想定した規定であるのか。

A： これも最近法律化された新しいもので，現実的にはまだ1回も適用されていない。おそらく，他の諸外国の移行期・過渡期の法制についての研究から導入されたものだろうが，どちらかというところ，予防，牽制の効果を想定して作ったのではないか。また，刑罰の重さについては，引き続き検討の余地がある。

Q： 刑事罰に至らない場合には行政罰が科されるということであるが，個別の法規に行政罰についての罰則規定はあるのか。行政罰は誰が科すのか。

A： 被害金額の基準線の上下により，刑罰か行政罰のいずれかが科される。行政罰の規定は，分野別にいくつかの法律に散らばっている。犯罪類型によって罰を課す機関，責任者も変わる。

Q： ということは，刑法典以外にも刑罰を定めた規定があるのか。

A： 刑罰を規定するのは刑法典だけである。そして，刑罰を決定する権限は裁判所にしか認められていない。他方，没収や営業許可の取消しなどは行政罰であり，『その他の処置』として定義される。

Q： では，新しい犯罪やそれについての刑罰については，すべて刑法典を改正することになるのか。

A： そうである。

これに関連する事項としては，例えば，国外退去は，以前は刑罰でなく行政罰であったが，開放政策に伴い，関係する諸外国からの要求により，刑罰として刑法に規定した。なお，経済に関する犯罪の刑罰には，罰金が多く用いられている。

Q： 刑罰と行政罰のいずれが科されるかは，被害金額のみで決まるということか。行政罰に対する不服申立ての制度はあるか。

A： そのとおりである。不服申立ては，決定を下した一つ上のレベルの上部機関又は行政事件訴訟の提起によって可能である。

Q： 罰金を科したが支払わないという場合に，その処分を警察に移管するということがあるか。

A： 今のところはない。

Q： 例えば，本来は刑罰を科すべきだった罪について行政罰を科した場合や，脱税事件で，その後の捜査によって当初判明していた以上の金額が発見された場合などで，すでに行政罰が履行されていた場合にも，刑事罰を科すことはできるのか。

A： 刑事罰に移行するには，まず行政庁が科した行政の決定を破棄しなければならない。具体的な手続は個別の事件に沿って検討しなければならない。例示のように，当初の捜査によっては被害額の全体が判明できないことは少なくなく，不法取引，密輸に関

して行政罰が多いのはそのためである。しかし、現在のところ、経済犯罪に対する処罰は、刑事罰（罰金）に重きを置いている。

Q： 税関が税金関係の犯罪について捜査を行うというように、それぞれの専門の機関に捜査権限を持たせるという方向は検討していないのか。

A： 今のところ法律規定は、公安が全ての犯罪を捜査する権限を持つとしており、公安のほかには検察庁の中の一部の捜査部門が、一定の犯罪に関してのみ捜査する権限を与えられているのに限られている。ただし、その場合の検察院は、最高人民検察院に限り、司法活動を行う司法職員に関する捜査部門を一つだけ設置することができることとされている。なお、本来の捜査機関でない機関にも捜査権限を認められているものがある。例えば、税関、林野の検査官、国境警備隊などである。非重大犯罪に関しては、このような機関が行った捜査に基づき起訴を行っている。重大犯罪については、これらの機関は一次的捜査を行い、その後警察に送致している。

捜査機関を増やすことも、司法改革の中での検討事項の一つである。行政的機関には現実的に、専門性と捜査の能力があるので増やしたいと考える人もいる。しかし、これとは逆に、捜査の権限を拡大させずに、統一した「捜査専門の機関」を作るべきという議論もある。

刑事訴訟法も近く2003年に全面的に改正しようとしているが、その過程において、捜査機関による効率的な捜査が検討されている。また、汚職専門の機関の設置も検討されている。

Q： 例えば、脱税事件ではどのように捜査を行うことになるのか。

A： これも経済犯罪であるので、捜査は警察によって行なわれる。捜査機関にあまり専門性のない事項については、例えば、税金の専門官などに鑑定を頼むことができる。鑑定結果はあくまでも参考意見として扱われ、証拠として使うかどうかは捜査官による。

Q： 公安部内でもこのような専門的事項について何らかの取組をしているのか。もしあれば、どのようなものがあるのか。

A： 現在、国家の治安に関する犯罪を捜査する部署と、その他の犯罪を捜査する部署の二つの局を設置して、専門性の確保に努めている。

Q： 「人民参審員」は誰が、どのような方法で任命するのか。任命に当たっては、共産党の関与は認められているか。

A： 人民参審員は、社会活動に関する経験があり、一定の法律の知識を有する者が、祖国戦線により推薦され、人民議会によって選挙される。選出された人民参審員は、研修を受けた上で、裁判官と協力して裁判の審理に参加する。任期は議会や裁判官と同様、5年間である。

人民参審員を使用する目的は、審判の客観性の維持である。裁判官と人民参審委員からなる合議体には独立性が認められ、いかなる影響も受けないこととされている。共産党であっても影響を及ぼすことはできない。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

鬼のイメージ

日本の鬼と言えば、なぜか頭にツノがあり、身に付けているものは、虎の縞模様パンツですが、その理由を御存知でしょうか。そもそも、そんなことに理由があるなどと考えたこともない人が多いかもしれません。

これを説くカギは陰陽道の「鬼門」です。鬼門（正確には表鬼門）は北東の位置にあります。別の@閑話で十二支の話をしましたが、方角と時刻をやはり十二支で表すので、鬼門がある北東といえ、12分割した方角のうちの「丑」と「寅」の間になります。ここに鬼が居るわけですから、牛と虎のイメージを重ねて表したということが出来ます。したがって、ツノと虎のパンツは鬼として分かりやすいイメージとなるわけです。

アジア諸国の鬼のイメージは知りませんが、十二支の話の次に日本の鬼の絵を見せて話を続けると、更に話が盛り上がることは間違いないでしょう。

COUNTRY REPORT
The Revisions of the Constitution
relating to Function, Duties of People's
Procuracies
by
The People's Supreme Procuracy of Vietnam
(May 2002)

- Vietnam has passed by 4 Constitution: The 1946 Constitution, the 1959 Constitution, the 1980 Constitution and the 1992 Constitution.

- The People's Procuracy was founded in July 1960 which was organized and operated in accordance with the Constitution and the Law on Organization of People's Procuracies. Basing on the Constitutions, the Law on Organization of People's Procuracies had three times of revision, in 1960, 1981 and 1992. According to the Constitutions and the Laws on organization of People's Procuracies, People's Procuracies have function of supervision of compliance with the law in administrative, economic, social fields (supervising the issue of the normative legal documents, the obey by the law and administrative settlement) and the function of public prosecution.

- In order to meet the require of Doi moi (renovation) in the State apparatus to ensure a precise, logic structure, working more effectively, meeting require of the judicial revision, the 10th session of the 10th National Assembly has approved the revised and supplemented Resolution of some articles of the 1992 Constitution in which Article 137 and Article 140 relating to function, duties of People's Procuracies were revised. The content of the revision and supplementation focus on function of People's Procuracies is only concentrating on initiation of public prosecution and supervision of judicial activities which is important field but its implementation is still limited, with regard to the function of supervision of compliance with the law in administrative, economic, social fields, the National Assembly assigned agencies belong to the National Assembly (Committees of the National Assembly) and other State agencies to undertake.

- Implementing the Resolution of the National Assembly regarding the revision, supplementation of some articles of the 1992 Constitution, the 11th session of the X National Assembly recently has passed Law on Organization of People's Procuracies. This law replaced for the 1992 Law on Organization of People's Procuracies and shall take into legal effect on 1st October, 2002. The Law on Organization of People's Procuracies consists of 11 Chapters with 50 articles. As compare with the 1992 Law on Organization of People's Procuracies (consist of 9 chapters, 41 articles), has revised, supplemented 27 articles and build 3 chapters with 18 articles; The content has some new points as follow:

Firstly, the Law on Organization of People's Procuracies clearly presenting function of People's Procuracies is initiation of public prosecution and supervision of judicial activities, People's Procuracies no longer supervise compliance with the law in administrative, economic, social fields (Article 1).

Secondly, the Law on Organization of People's Procuracies determined the initiation of public

prosecution is taken on in criminal field which is initiated right at the preliminary prosecution to the case and during the proceedings; the activity of supervision of judicial activities includes the supervision of investigation, adjudication of criminal cases, settlement of civil cases, marriage and family, administration, economics, labor cases and other matters in line with regulation of the law, applying management and education to the prisoners; The investigation activities of People's Procuracies is obviously defined to crimes of infringing upon judicial activities and the infringed are those working in judicial agencies.

Thirdly, due to the complaint, denunciation of citizens is more and more complicated, especially in judicial aspect, in order to ensure that every complaint, denunciation must be adequate, timely settled and in accordance with the law, the Law on Organization of People's Procuracies stipulated responsibility of People's Procuracies with respect to receiving and settling complaint, denunciation under their competence and supervising settlement of complaint, denunciation in judicial field (Article 4). In order to facilitate convenient conditions, at the same time, for People's Procuracies actively initiate public prosecution right at the beginning and assist the research on crime prevention. The Law on Organization of People's Procuracies provided responsibility of People's Procuracies with respect to receiving crime information, denunciation and exercise crime statistics (Article 5).

Fourthly, in order to clearly classify scope, content of the initiation of public prosecution and supervision of judicial activities in criminal proceeding with the supervision of settlement of civil, marriage and family, administrative... cases. In the Law on Organization of People's Procuracies, chapter of "Initiation of public prosecution and supervision of investigation to criminal cases" replaces for chapter of "supervision of investigation" in the 1992 Law on Organization of People's Procuracies, stipulating two chapters: Chapter III on initiation of public prosecution and supervision of adjudication of criminal cases, Chapter IV on supervision of settlement of civil, marriage and family, administrative, economic, labor cases and other matters in accordance with the law replace for chapter "Supervision of adjudication" in the 1992 Law on Organization of People's Procuracies.

Chapter "Initiation of public prosecution and supervision of investigation to criminal cases" shows delimitation between the initiation of public prosecution and supervision of investigation in separated articles, stipulating more adequately duties, powers of People's Procuracies in investigating period such as: duties of preliminary prosecution; give out request of investigation, directly initiate certain investigations; application, alteration, repeal of deterrent measures, firstly are measures of arrest, detention, custody; decision of prosecution, investigation suspension, case suspension (Article 13); Supervision of file preparation from investigation bodies; Supervision of compliance with the law of person taking part in proceeding (Article 14). Grasp requirement of Directive 53-CT /TW dated 21 March 2000 in which "the People's Procuracies will firstly be responsible for any mistakes in arrest, detention, custody happened in their localities", Article 15 of the Law on Organization of People's Procuracies provided responsibility of Chief Procurators, Deputy Chief Procurators and Procurators is strictly implementing regulations of the law and responsible for their acts, decision with regard to preliminary prosecution, arrest, detention, custody, prosecution and other decisions.

Similarly, Chapter "initiation of public prosecution and supervision of adjudication to criminal cases" delimitates activities of initiation of public prosecution and supervision of adjudication to criminal cases in separated articles. Simultaneously, in order to clarify responsibility of People's Procuracies in the initiation of public prosecution and supervision of adjudication, improving responsibility and the active of procurators, the Law has stipulated more adequately duties, powers of People's Procuracies in adjudication period of criminal cases such as: reading bill of indictment, decision of the Chief Procurator of People's Procuracies relating to the settlement of cases

at court; initiating the debate of crime to the accused, making argument with the defender and other persons taking part in proceeding at court of first instance and/or appeal... (Article 17); Supervising compliance with the law of those taking part in proceeding, supervising documents and decision of People's Court (Article 18).

Fifthly, the law stipulated some new regulations in order to increase responsibility of People's Procuracies with respect to supervision of judicial activities in civil matters, ensure the settlement of cases in accordance with the law, timely, Chapter IV of the Law on organization of People's Procuracies obviously provided: People's Procuracies are responsible for supervising settlement of all civil, administrative, economic cases... in every period of proceeding, taking part in the trials for the cases at Court of all levels. This is the new point as compare with the 1992 Law on organization of People's Procuracies which showed that: the People's Procuracies only “participating in all trial of cases initiated or petitioned by People's Procuracies, with respect to other cases, People's Procuracies may attend any proceedings they deem necessary.” (Article 17 of the 1992 Law on organization of People's Procuracies).

Sixthly, in order to ensure sentence, decision of People's Court having acquired legal force are instituted in conformity with the law, adequately, and timely, making contribution to the prevention of sentences, decisions of People's Court from time extension, improving effectiveness of the judgment execution, the Law on organization of People's Procuracies supplements some new regulations as compared with the 1992 Law on organization of People's Procuracies so as to express more adequately direct duties of the supervision of judgment execution as: Supervising decision making of judgment execution from competent organizations; directly supervising judgment execution; participating the consideration of reduction of imprisonment serving; criminal record remiss; proposing exemption from penalty serving (Article 24).

Seventhly, arrest, detention, custody are instituted in periods of criminal proceeding and applied by agencies initiating proceeding. Thus, in order to be in conformity with each period of proceeding, clarify duties and powers of People's Procuracies in fields of detention, custody, management, education to prisoners with the purpose of preventing from illegal, incorrect situation or violating the freedom, democratic rights of citizens, the Law on organization of People's Procuracies set up a chapter namely “Supervision of detention, custody, management, education to prisoners” replacing for chapter “Supervision of detention, custody and re-education” . Simultaneously, to emphasize responsibility of People's Procuracies in discovering the illegal, incorrect detention, custody, management, education of prisoners, will release for freedom without delay and are responsible for instituting or requiring investigating bodies institute for criminal proceeding in case of finding out any illegal detention, custody, management and education to prisoners which is stipulated in one separated article (Article 25) replacing for in only one point in an article in the 1992 Law on organization of People's Procuracies.

Eighthly, with regard to the organization, personel of People's Procuracies, the new law provided as follows:

- Investigation Bureau exists only at Supreme People's Procuracy, there is no longer investigators at provincial People's Procuracies (Article 34).

- To strengthen responsibility of provincial People's Procuracies, the new Law on Organization of People's Procuracies supplements regulations that the Procuratorial Committees of provincial People's Procuracies are in charge of discussion and making decision to important criminal, civil, marriage and family, administrative, economic, labor cases (Item 2, Article 35).

- The Law on Organization of People's Procuracies stipulated one separated article, namely Procurators and Investigators. In which the legal title of procurators are appointed for the purpose of initiation of public prosecution and supervision of judicial activities, investigators are appointed for the purpose of crime investigation (Article 42). In order to meet requirements on personnel criteria in the industrialization and modernization of the Country, step by step construct a strong and good investigators and procurators, as said in the law, procurators and investigators must have legal bachelor degree, be trained for procuratorial skills (Article 43); to facilitate for transfer staff of People's Procuracies, increase the self-training and self-improving to well fulfill the assigned duties, appointed term for procurators and investigator shall be 5 years as provided by the new law (Article 44); simultaneously, duties and powers of procurators, investigators are obviously provided in order to ensure improving responsibility of these titles during exercise function of People's Procuracies (Article 45); Chief Procurators, Deputy Chief Procurators, Procurators, chiefs of investigating bodies and investigators of Supreme People's Procuracy are responsible for exercising their duties, powers, in the event of any illegal action, depending on the nature and gravity of the violation, that person shall be disciplined in accordance with the law; in case of causing any damages, that person shall have to make a compensation (Article 46).

To improve the effectiveness of operation of People's Procuracies, the law stipulates responsibility of the Supreme People's Procuracy in the training, fostering, managing staff, procurators, investigators; as well as giving regulations of supervise of people, agencies, organizations to procurators, investigators during exercising their duties (Article 10 and 11).

Ninthly, to ensure the uniform and centered principle of People's Procuracies, ensure that decisions of People's Procuracies at all levels are based and in conformity with law, the Law has obviously stipulated responsibility of examination of People's Procuracies at higher level to People's Procuracies at lower level: "People's Procuracies at higher level are responsible for timely examining, disclosing, correcting and strictly punishing violation of law by People's Procuracies at lower levels. Chief Procurators of People's Procuracies at higher level have competence to withdraw, suspend or remove baseless and illegal decisions of People's Procuracies at lower level (point 2, Article 8).

Tenthly, due to the requirement of institution of function, duties of People's Procuracies in the new situation is very high, in order to create legal bases for the People's Procuracies to initiate public prosecution and supervise judicial activities effectively, the Law on Organization of People's Procuracies stipulated the guarantee of operation of People's Procuracies in Chapter X. In which important regulations are supplemented as: Competence of the Standing Committee of National Assembly in deciding total number of state staff, number of procurators, investigators in People's Procuracies; in expenditure and other means of People's Procuracies, priority regimes for procurators and investigators during exercising their duties (Articles 47, 48 and 49).

It could be said that, the Law on Organization of People's Procuracies, has just adopted by the X session of the National Assembly, opened a new period of organization and operation of People's Procuracies, the period of **People's Procuracies initiating public prosecution and supervising judicial activities with new requirements and new duties.**

日時：平成14年5月30日 午後2時～午後5時

場所：最高検察庁会議室（東京）

発表：最高人民検察院長官付上席検事

チャン コン ファン検事

記録：早稲田大学大学院生 村井綾子

カントリーレポート 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正

【目次】

- 1 ヴィエトナム憲法の制定
- 2 人民検察院
- 3 ドイモイ政策に伴う司法改革の経緯
- 4 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正
- 5 質疑応答

1 ヴィエトナム憲法の制定

ヴィエトナムの憲法は、過去4回にわたり制定又は改正されているが、それは、1946年憲法、1959年憲法、1980年憲法及び1992年憲法である。1980年からの憲法改正は、ドイモイ政策による改革に基づいている。

2 人民検察院

人民検察院は、1960年7月に創設され、その組織と活動は憲法及び人民検察院組織法に基づいて行われてきた。憲法に基づいて、人民検察院組織法は、1960年、1981年及び1992年の3回にわたり制定又は改正されている。憲法及び人民検察院組織法に従い、人民検察院は、行政分野、経済分野、社会分野において、法律を遵守しているかどうかを監督する（法律規范文書が発行されているときや、法律の遵守、行政的な解決・処理をする。）とともに、公訴権限を有している。

*人民検察院の構成

構成は裁判所の構成に対応している。最高人民検察院の下に下級検察院としてプロヴィンス級61庁、ディストリクト級600庁が存在する。活動の原則は、この3階級の検察院が統一的な活動を行うことである。下級検察院は上級の検察院の指揮指導を受けなければならない、また活動の報告義務がある。

*最高人民検察院長官の義務

国会は年に2回の会期があるが、この会期中に最高人民検察院長官は、全国の犯罪状況、検察活動について報告し、すべての国会議員からの質問にそれぞれ返答しなければならない。このように最高人民検察院長官は、国会会期中に、議員に対する報告義務及び質問への回答義務があり、非常に忙しい。同様のシステムをとっている中国では、質問への回答は、30人の国会議員が同一の質問を行ったときのみ、回答義務が発生する。このほか、国会会期中、最高人民検察院長官は、国会の常務委員会の質問に回答する義務がある。最高人民検察院長官は国家主席の推薦に基づいて国会により任命される。

最高人民検察院長官の下には、副長官が5名いる。副長官の5名は、最高人民検察院長官の推薦に基づいて、国家主席により任命される。下級検察院長官は、最高人民検察院長官により任命される。検察庁の長官らは、軍人のように、ユニフォームを着用しなければならない。それぞれのユニフォームには、それぞれのランクを示すバッジが付けられている。

3 ドイモイ政策に伴う司法改革の経緯

国家機構の刷新（ドイモイ）政策を実現するために、精緻で簡潔、そしてより効果的に活動をする方向性を保障し、さらに、司法改革の要求にこたえるために、司法改革を行う必要があり、第10期第10回国会において、1992年憲法の一部を改正する決議をした。改正条項には憲法137条及び140条が含まれており、これらは人民検察院の権限及び責務に関するものである。人民検察院の権限に関する改正の内容は、

検察院の「公訴権の行使」と「司法活動」に関する監督にのみ集中させる

（これは重要であるが、これまで多くの制限があった分野である。）

というものである。国会は、行政分野、経済分野、社会分野における法律遵守の監督機能に関しては、国会の各機関（国会の各委員会）及び他政府機関の権限とすることを決議した。

*公訴権の行使と司法活動に関する監督がドイモイによる司法改革の最大の争点である。

4 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正

1992年憲法の一部改正に関する国会決議に伴い、先に開催された第10期第11会期で人民検察院組織法を制定（改正）した。この法律は、1992年人民検察院組織法に代わるもので、2002年10月1日から効力を発するものである。人民検察院組織法は、合計11章50条からなり、1992年人民検察院組織法（合計9章41条）のうち、27にわたる条項を改正し、新たに3つの章と18の条項を加えた。新しい点を含む内容は以下のとおりである。

(1) 人民検察院の機能の明確化

(2) 「刑事分野」における公訴権の行使

- (3) 「司法分野」の権限に関する人民検察院の責任
- (4) 検察職務の範囲の明確化
- (5) 「民事分野」における司法活動の監督に対する人民検察院の責任強化
- (6) 裁判所の判決文と決定の迅速な執行
- (7) 各刑事手続段階における人民検察院の権限と責務の強化
- (8) 人民検察院の組織，職員の仕事
- (9) 下級人民検察院に対する上級人民検察院の責任の明確化
- (10) 人民検察院の活動の保障

(1) 人民検察院の機能の明確化

人民検察院組織法は、人民検察院の機能を明確化した。人民検察院は、公訴権の行使と司法活動の監督を行うが、それまで有していた行政分野，経済分野，社会分野における一般的な行政監督を実施しないことを明確にした（第1章）。

(2) 「刑事分野」における公訴権の行使

人民検察院組織法は、刑事分野における公訴権を行使すると明記している。これは、事件を受理したときから直ちに、訴訟全般を通して行使されるものである。司法活動の監督は、次のとおりである。

- ・ 刑事事件の各捜査段階，裁判の監督，民事・婚姻及び家族に関する事件，行政事件，経済事件及び労働事件の解決に関する監督（検察）並びに法律で規定されていた他の事項に関する監督（検察）
- ・ 最高人民裁判所の判決文と決定の執行の監督（検察）
- ・ 身柄拘束，勾留に関する活動と受刑者の管理及び教育の監督（検察）
- ・ 人民検察院による捜査は，司法活動を侵犯する罪，そして司法機関の職員が犯罪者である事件についてなされる。

(3) 「司法分野」の権限に関する人民検察院の責任

これは、国民の申立てや告発が次第に複雑になっている状況に対応するためのものである。特に司法分野においては、申立てと告発がすべて十分に、そして適法に正確かつ早期に解決することを保障しなければならない。そこで、人民検察院組織法は、司法分野の権限に属する申立てと告発の受理と解決，申立てと告発の解決の検察における人民検察院の責任を規定した（第4条）。同時に、人民検察院組織法は、検察院が始めから主体的に公訴する権利を規定し、犯罪防止の研究に資するよう、犯罪の情報提供や告発を受理し、犯罪統計を作成するなどの職務に関し、検察院の責務を規定した（第5条）。

(4) 検察職務の範囲の明確化

公訴権の行使，刑事訴訟における司法活動の検察活動と，民事・婚姻及び家族に関する事件，行政事件などの事件の解決に関して，検察職務の範囲と内容を明確にするため，人民検察院組織法は，次のような章を規定した。

1992年人民検察院組織法の「捜査監督（検察）職務」という章は，「公訴権の行使と各刑事事件の捜査の監督（検察）」に変えられた。そして，次のような2章を規定した。各刑事事件における公訴権の行使及び裁判の監督（検察）に関する第3章，民事・婚姻及び家族事件，経済事件，労働事件，そして法律が規定する他の事項に関する監督（検察）に関する第4章である。これらは，1992年の人民検察院組織法の「裁判監督（検察）職務」という章に代わるものである。

「公訴権の行使と各刑事事件の捜査の監督（検察）」という章では，個別の法律条項の公訴権の行使と捜査活動の監督（検察）職務を明確にしている。そして，次のような犯罪捜査段階における検察院の権限と責務をより適切に規定している。それは，

- ・ 事件の立件
- ・ 捜査要求を行うこと
- ・ 特定犯罪について捜査を直接に実行すること，特に，逮捕，身柄拘束，勾留などの自由を束縛する方法の適用，変更又は取消し
- ・ 起訴の決定
- ・ 捜査の停止
- ・ 事件の停止（第13条）
- ・ 捜査機関の書類作成の監督（検察）
- ・ 訴訟参加者の法律遵守の監督（検察）（第14条）

2003年3月21日の中央指示53条の要件を徹底させている。この中では，次のように明確に定められている。

「どの地域でも逮捕や身柄拘束，勾留における誤りは，まずは，その地域の人民検察院が責任を負わなければならない。」

人民検察院組織法第15条では，人民検察院長官，副長官そして検察官の責任を規定している。それは，法律に規定されたことを厳格に実施し，立件，逮捕，勾留，拘束，起訴，そして他の決定における自己の行為及び決定について責任を持つというものである。

このようなことと類似して，「公訴権の行使と各刑事事件の裁判の監督（検察）」の章において，各個別の条項で刑事事件の裁判の監督（検察）職務と公訴権の行使を明確にしている。同時に，この法律では，公訴権の行使と裁判の監督（検察）について検察官の責任を明確化し，検察官の責任と主体性を高めるために，刑事事件の裁判段階における人民検察院の権限と責務を，より正確に規定している。例えば，

- ・ 起訴状を朗読すること
- ・ 人民検察院の公判における事件解決に関連する決定
- ・ 被告に対する論告求刑

- ・初審又は上訴審の公判における弁護人と他の訴訟参加者への反論（第17条）
- ・訴訟参加者の法律遵守の監督（検察）
- ・人民裁判所の判決文と決定の監督（検察）（18条）

(5) 「民事分野」における司法活動の監督に対する人民検察院の責任強化

民事分野における司法活動の監督に対する人民検察院の責任強化は、この法律に新しく盛り込まれた事項である。人民検察院組織法第4章では、次のように明確に規定している。

「人民検察院は、民事事件、行政事件、経済事件、そしてすべての訴訟段階における解決を監督（検察）する責務がある。そして、これら事件の各レベルの裁判公判に参加する。」

これは、1992年人民検察院組織法に比べて、新しい点である。なぜなら、1992年人民検察院組織法では、人民検察院は、次のようになっていたからである。

- ・人民検察院が起訴又は上訴した事件の裁判公判に参加する。
- ・他の事件に対しては、人民検察院は必要と判断したときは、どの段階においても訴訟に参加することができる（1992年人民検察院組織法17条）。

つまり、以前は任意的であったのに対して、改正により、必要になったということである。

(6) 裁判所の判決文と決定の迅速な執行

既に法的効力がある裁判所の判決文と決定が法律に正確かつ早期に執行されることを保障し、多数の裁判所の判決文と決定が未執行になっている状況を克服し、判決執行の効果を上げるために、1992年人民検察院組織法に若干の規定を補充した。これは、検察職務の直接任務をより充実させることが目的である。例えば、

- ・権限のある各機関の判決執行の決定を監督（検察）すること
- ・判決執行を直接監督（検察）すること
- ・刑執行軽減の判断に参加すること
- ・前科の取消し
- ・刑執行の免除を提案すること（第24条）

(7) 各刑事手続段階における人民検察院の権限と責務の強化

逮捕・身柄拘束、勾留は、各刑事訴訟段階で、各実務担当機関により実施される。このため、各訴訟段階に応じて、勾留、身柄拘束、受刑者の教育管理の分野における人民検察院の権限と責務をより明確化する。そして、冤罪、自由の権利と公民の民主性の侵害が起こる状況を克服することが目的である。人民検察院組織法では、「身柄拘束、勾留、そして改造（再教育）の監督（検察）」という題を変更した。同時に、検察院が身柄拘束や勾留、受刑者の教育管理における誤りを発見した場合、直ちに釈放する決

定を出す責務や起訴の責任若しくは身柄拘束，勾留，受刑者の教育管理における犯罪の痕跡を発見したときは，刑事捜査機関に告訴し，その責任を求めるために，この法律は，個別の条項を規定した（第25条）。これは，1992年人民検察院組織法のある条文の項にすぎなかったものを一つの条文にしたものである。

(8) 人民検察院の組織，職員の仕事

人民検察院の組織，職員の仕事について，この法律には，次のような新しい規定がある。

- ・最高人民検察院にのみ捜査局を組織し，プロヴィンスレベルの検察院の「捜査員」という職務名を廃止する（第34条）。
- ・プロヴィンスレベルの人民検察院の責任を強化するために，人民検察院組織法は，今回，プロヴィンスレベルの人民検察院検察委員会の規定を補充し，重要な刑事事件，民事・婚姻及び家族事件，行政事件，経済事件，労働事件につき，協議し，決定する責務があると定めた（第35条第2項）。
- ・人民検察院組織法は，独立した一つの章を規定した。それは，検察院と捜査員に関する第9章である。このうち，検察官という法的な職務名を，公訴権を行使し，司法活動を監督（検察）する任務を遂行するために任命された者であると明確に規定している。また，捜査員とは，犯罪捜査任務を行うために任命された者としている（42条）。ヴェトナムの工業化及び現代化の時代における職員の水準に関する要求にこたえるために，高潔で堅固な検察官と捜査員を一步一步作り上げるのである。この法律は，検察官と捜査員は，法律学士の資格を有し，検察職務の訓練を受けていなければならないとする（第43条）。職員の人事異動を実現し，担当任務を良好に完遂するために，自主的に努力，研さんする体質を強化することを目的として，この法律は，検察官と捜査員の任期を5年と規定した。これは，人民検察院の機能を遂行する際に，この職務名の責任を向上させることを保障する目的を有する（第45条）。最高人民検察院の長官，副長官，検察院，捜査員は，自らの任務と権限の遂行に関する法律について責任を負わなければならない。仮に，法律違反があれば，その違反の性質，程度に応じて法律の規定に従って処分されるし，損害が生じれば，賠償しなければならない（第46条）。

人民検察院の活動効果を高めるために，人民検察院組織法は，最高人民検察院の責任を，職員，検察官，検査員の訓練，養成，管理について規定した。同時に，人民，諸機関，組織の検察官と捜査官の任務遂行に対する監督についても規定した（第10条及び第11条）。

(9) 下級人民検察院に対する上級人民検察院の責任の明確化

人民検察院が全国で統一された中央集権の原則で組織されていることを保障し，各レベルの人民検察院の法定根拠となり，法律に正しく沿っていることを保障するもので

ある。この法律は、下級の人民検察院に対する上級人民検察院の責任を明確に規定した「上級人民検察院の法律違反を検査、発見し、早期に克服し、厳格に処理する責任がある。上級の人民検察院長官は、下級人民検察院が根拠なしに法律に反した決定を取消し、停止し、若しくは破棄する権利がある。」(第8条2段)。

(10) 人民検察院の活動の保障

新しい状況における人民検察院の機能と任務の遂行の必要性が極めて強いことから、人民検察院が公訴権の行使と司法活動の監督(検察)を効果的に遂行することを保障する法的基礎を作るために、人民検察院組織法は、人民検察院の活動の保障に関する第10章を規定した。この中で、重要な多くの規定、以下の事項に関する国会常務委員会の権限を補充した。

- ・人民検察院の総職員の人数
- ・人民検察院の検察官と捜査員の人数
- ・人民検察院の費用と他の便宜
- ・任務遂行の際の検察官と捜査員に対する各優先制度(第47条, 48条及び第49条)

このように、第10期国会で可決されたばかりの人民検察院組織法は、人民検察分野の組織と職務に関して新しい時代を切り開くこととなった。すなわち、人民検察院が、新しい要求と任務を負いながら、公訴権を行使し、司法活動を監督(検察)する機能を遂行する時代である。

5 質疑応答

- (1) ヴィエトナムの犯罪状況全般
- (2) 麻薬関連犯罪
- (3) 犯罪摘発システム
- (4) 民事事件に対する検察活動
- (5) 検事の任期
- (6) 人民検察院の権限

(1) ヴィエトナムの犯罪状況全般

Q: ドイモイに伴う憲法改正の前提として、ヴィエトナムの犯罪状況について補足的な説明をお願いしたい。

A: 全体的には、近年の市場経済の導入により、犯罪は非常に複雑化するようになった。もしかすると、起訴まで至らない事件は増えていないかもしれないが、事件そのものの性質は複雑化している。とりわけ社会的な事件、麻薬に関する事件が深刻である。開放政策に伴い、ヴィエトナムに流入する麻薬量が増加している。それまでは、麻薬事件はそれほど多くなく、中毒者も多くなかったので、これらへの対策が急務である。

もう一つは、密輸に関する問題である。市場を開放したことにより、様々なものが非公式に国内に流入してきている。これらにはもちろん税が課せられないため、非常に安く、購入者を刺激する。

密輸とともに、汚職等の経済犯罪も増加している。例えば、企業における汚職は、何百、何十人もの集団による、均一化された汚職として深刻である。こうした事件は、汚職により個人に利益がもたらされるからである。

それから、交通に関する犯罪。毎年交通事故が多発している。その原因の一つは、道路の整備状況があまりよくないということである。例えば、高速道路に、馬車が走っていることもある。また、バイクの走行も多くあるが、これらのバイクは密輸入によるもので、品質が悪く、走っている途中で炎上する、分解するなどという問題がある。

先日、国会では、交通省大臣及び商業省大臣が国会の代表らとの質疑応答をする場面があった。国会と政府は、経済犯罪への対策を採ることになった。いずれにせよ、司法改革の目的は、犯罪に対して機能的な応答を行いたいというものだ。ところが、犯罪に対する検挙率は低い。まだ20パーセントにすぎない。近いうちには全面的に検挙しなければならない。

(2) 麻薬関連犯罪

Q： 麻薬は、どのような種類のものが中心か。それは国内で製造されているのか、それとも、輸入されるのか。

A： ヴィエトナムにはすべての種類の麻薬が存在する。そして、すべて密輸入による。以前、アヘンのみがヴィエトナムで栽培されていたが、これは少数民族が漢方薬として少量栽培していたものだ。現在では、アヘンのほか、ヘロインも密輸入されている。

Q： 覚せい剤はどうか。ヴィエトナムに基盤を持つ犯罪グループで、薬物の密輸入が確認されているグループは実際あるのか。

A： それもあるが、ヘロインが中心である。犯罪組織としては、2～3ある。一つの組織を検挙するたびに他の幾つかの新しいグループも検挙した。時には、外国人の関与もある。現在は、ラオスとヴィエトナムの国境を越える事件がある。いわゆる「金の三角地帯」に関わる犯罪だ。しかし、我々は、他に黒幕、大物がいると考えている。ケースによっては、何十もの死刑が出ると考えられる。これについては、犯罪者の分類を検討しなくてはならない。とりわけ、リーダーをどのようにして選定するのか。貧乏人で誘われるままに運び人になってしまった者もいる。そうした運び屋とはどのように区別するのか。また、麻薬の使用者をどのように罰するか。ヴィエトナムでは、一定の量の麻薬を摂取すると厳罰に処されるという規定がある。これをそのままに適用してよいものか。そして我々は、これは国際犯罪であると考えている。

Q： 麻薬を買う金が欲しいがために、強盗・窃盗をするなど、別の犯罪に手を染めることはあるのか。

A： それも深刻な問題である。強盗・窃盗のほか、麻薬を使用中の強姦等。いくつかの事件では、麻薬の量は、並大抵でない量になっている。場合によっては何十キロものヘロインが押収される。国境警備や関所の警備が十分でないことが教訓として得られた。ただし、国境線は非常に長く、すべてにわたって警備を行うことは不可能に近い。そこで、最高検察総長は、国会に対して、国境の警備員を増やすように強く要請するとともに、国民に対しても、こうした麻薬事件に関与しないように呼びかけた。

(3) 犯罪摘発システム

Q： 検察が犯罪者に直接取調べをすることはあるのか。

A： 検察は、直接に捜査を行わない。警察が行っていた捜査を監督し、不適當な点を見つけた場合には、それを指摘するだけである。そして捜査機関は結論をまとめて記録を作成するが、検察官は、これらを十分に検討した上で、それを踏まえて起訴状を作成する。場合によっては、起訴状を再び作成するように要請することがあるかもしれない。また、起訴状を作成する上で、もっと明確にしなければならないと考えた場合には、報告書を捜査機関に送り返す。捜査機関はこれにより補足捜査を行わなければならない。

Q： 具体的に捜査機関と協議を行う場面はあるのか。

A： 場面によっては協議を行う。ある人が有罪であるかを証明するのは裁判所、捜査機関、検察院の義務である。

(4) 民事事件に対する検察活動

Q： 日本の検察にはない仕事であると思われるが、検察が「民事」の仕事に参加するというのはどのような場面か。我々の発想に基づくと、民事事件というのは、あくまでも訴えを起こす両当事者の責任によるものであり、検察はこれにタッチしない。

A： 正式には、検察官は「公判」に参加する。ただし、公判にまでいかない訴訟、例えば和解という手続もある。しかし、公判が行われる場合、検察官はすべての訴訟に参加する。つまり、事件として「受理された時点」で初めて検察官が関与する。

(5) 検事の任期

Q： 検察官の任期は5年ということであるが、一度任命されて、5年間任期が過ぎると、その検事は再任されることはあるのか。

A： それは、最近議論になっている点である。実際、日本に来る前にも国会の評議会に参加したが、人民検察院組織法が現在のようになるのは2002年10月である。法律が施行された後も、既に勤続何十年という検察官もいる。こうした検察官について

は、国会の常務委員会によってこうした検察官に関する規定が設けられた。国会で法令の編纂が行われ、次回の国会の会期に間に合うように努力がなされている。

(6) 人民検察院の権限

Q： ファン氏の報告によると、組織法の改正によって人民検察院の権限が縮小されたといったような印象を受けた。その理解は正しいか。正しいとすれば、なぜそうなったのか。

A： 全体として権限は縮小されていない。行政分野に関する検察の機能が縮小しただけだ。

Q： 予算は増えたのか、減ったのか。

A： 新しい要請は、司法活動を検察するという点に重心を置くというものだ。既にみたように、経済・社会・行政の分野での検察があるが、この中で民事により多くの要請があった。以前は検察官が関与できる事件は限られていた。したがって、これに対応するため多くの人員を割かなければならないという要請があった。しかし、人員は限られており、人員の品質も確保しなくてはならない。

近いうち、国会の常務委員会によって新しい法案が提出されるかもしれない。これは、「特別公務員の責任」に関するものである。捜査の過程で特別公務員が間違った判断を下した場合、損害賠償が支払われなければならないとされている。その中で最も厳しい位置付けがされているのは検察院である。間違った裁判、間違った逮捕、間違った捜査が行われていた場合には、検察院が責任を取らなければならない。前と比べて、国民の認識のレベル、知識も高くなっている。こうした点から、検察官の責任は一層厳しいものになっている。逆に、2年ほど前、公務員の数を縮小するという動きもあった。しかし、国会は、検察院に限っては、いくつかの機関の削除があるとしても人員の増加を認めるという決定をした。こうした意味では、検察の権限は縮小されたというよりは拡大されたということになる。

Q： 今まで検察院にあった5点の責務・権限、すなわち「行政機関に対する法令遵守、捜査の監督、裁判の監督、身柄拘束の監督、司法活動の監督」のうち、「行政機関に対する法令遵守」がなくなったということか。行政分野における検察は、司法の分野に対する検察に特化をするために削減された、と考えていいのか。

A： そうである。

Q： 行政に対する検察がなくなった代わりに、国会の委員会がこれを行うことになったということだが、これに代わる機関は特に設けられたのか。要するに、行政の検察は一体誰がやることになったのか。

A： 今、国会に様々な委員会があるが、その委員会の一つが、検察に代わる活動を行う。国会も検察に代わる委員会を設立するという話もあるが、最終的には、現在存在する分野別の委員会が行う方が合理的ということになった。また、国家監査院の機能を高め、地方政府等では、地方議会の機能を高めることで代替できるのではな

いかと考えられている。

Q： 今まで何万人もの検察を動員して行っていた活動を，事務局も作らずに行うことができるのか。

A： 今まで機能していなかった国家監査院の機能を復活させるということである。

以上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

3時のおやつ

アジアの研修生には，研修の合間の甘いお菓子が喜ばれます。日本のチョコレートは好評ですので，用意しておくと喜ばれます。そこで，日本にも「3時のおやつ」の習慣がありますが，今回は，なぜ「おやつ」と言い，なぜ午後3時かという話です。

もともと「おやつ」は時刻の表現で，江戸時代に鐘の音の数で時刻を表していました。子の刻と午の刻（つまり夜と昼の12時）に鐘を九つ打ち，一刻（2時間）ごとに一つずつ減らし，午前6時が「明け六つ」になり，午前10時が「四つ時」になります。そして，正午にまた鐘九つから始まるのです。つまり，「おやつ」は時刻を表す「八つ時」から来ており，2時から4時までの間を指します。12時が正午（まさに午の刻）なら，八つ時は2時になるはずですが，なぜか真ん中の午後3時がおやつの時刻になっているのです。

ただし，1日2食時代の間食の習慣ですので，現代とは時刻が異なって当然でしょう。

ヴェトナム刑法（1999年改正）抜粋¹（仮訳）

ヴェトナム社会主義共和国刑法

総則

刑法を公布する国家主席令
No.01/L-CTN, 2000年1月4日

第1章 基本条項

ヴェトナム社会主義共和国国家主席は、1992年ヴェトナム社会主義共和国憲法第103条及び第106条、国会構成法第78条並びに法規範文書公布法第50条に基づき、以下のとおり公布する。

1999年12月21日、ヴェトナム社会主義共和国第10期国会において成立した刑法

ヴェトナム社会主義共和国国家主席
チャン・ドゥック・ルオン
刑 法
(No.15/1999/QH10)

前 文

刑法は、犯罪を防止し犯罪と闘うための厳正かつ効果的な手段であり、社会主義たるヴェトナム祖国の独立、主権、統一及び全領土並びに国家の利益、国民及び団体の正当な権利及び利益を擁護することに積極的に貢献するものである。また、刑法は、社会の秩序、安全及び経済管理秩序の維持に貢献するものであり、全人民が安全で健康かつ高度に人間的な、しかも環境に配慮した社会生活を営むことを保障するものである。同時に、刑法は、繁栄した国民、強大な国家、平等かつ文明的な社会を目指すため、ドイモイ（刷新）政策、国家の工業化及び近代化を妨げる要因の除去に積極的に貢献するものである。

本刑法は、国家の建設及び防衛における数十年にわたる過程で、犯罪を防止し犯罪と闘ってきた現実の経験のみならず、特に1985年刑法を始めとするヴェトナム刑法体系の原則及び制度の継承とその発展を基礎として制定されている。

本刑法は、犯罪者の抑止、教育、改心、矯正によって誠実な人間となるよう、刑罰を通じて犯罪を積極的に防止し、犯罪と断固として闘う精神を実証するものであり、これによって国民各自に対して、社会の主人公としての精神と感覚、遵法精神、そして犯罪の防止と犯罪との闘いに積極的に参加する精神を浸透させるものである。

刑法を厳正に執行することは、あらゆる機関、組織及び全人民に共通する責務である。

第1条 刑法の役割

刑法は、社会主義法秩序を守り、あらゆる犯罪行為に対抗することにより、社会主義体制、人民の主権、各民族間の平等、国家の利益並びに国民及び団体の正当な権利及び利益を擁護することを、その役割としている。

この役割を遂行するため、刑法は、犯罪及び犯罪者に対する刑を規定する。

第2条 刑事責任の根拠²

本刑法に定める罪を犯した者だけが、その刑事責任を負う。

第3条 運用原則

第1項 すべての犯罪行為は、直ちに認知し、法律に従って迅速、公正かつ公明な方法で処理されなければならない。

第2項 すべての犯罪者は、性別、国籍、信条、宗教、社会階級又は社会的地位に関わりなく、法の前に平等である。

陰謀者、首謀者、指揮者、強固な反対派、違法行為者、不良、危険な犯罪常習者、地位・権力を濫用して罪を犯す者、背信的な策略に基づき重大な結果を引き起こす意図をもって、組織的かつ職業的に罪を犯す者を重罰に処すこと³。

自白、真摯な告白、共犯者の非難、実績による汚名返上、悔悛の情の披瀝、自力更生又は自己が惹起した損害につき賠償した者に対しては、寛刑に処すること⁴。

第3項 重大でない犯罪⁵の初犯者で、悔悛の情を示した者には、懲役刑より軽い刑罰を科し、機関、団体又は家族の監督及び教育の下に置くことができる。

第4項 懲役刑⁶に処せられた者は、社会に有用な人間となるため、その刑期中は、刑務所において、労働及び学習をしなければならない。行状が極めて良好な者には、減刑が考慮される。

2 ヴェトナムでは、刑法に規定のないものは犯罪ではなく、刑法以外の法典（特別法を含む）に刑罰は規定されない。

3 英文に主語がない。

4 英文に主語がない。

5 定義については刑法8条3項参照

6 ヴェトナムには懲役・禁固の区別はないが、すべて労働が課されるため「懲役」と訳す。

1 本仮訳は、ヴェトナムの官報に掲載された1999年刑法の英訳を、当部において翻訳したものの一部である。

第5項 刑期を満了した者には、共同社会において、労働し、誠実に生活し、そこに復帰するための条件が与えられる。法律に定める当該条件を完全に満たした場合には、その前科が消滅する。

第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

第1項 警察、検察院、裁判所、司法・調査組織及びその他の関係機関は、各権限及び責務を遂行するとともに、共同社会において犯罪者を監督・教育するほか、犯罪防止及び犯罪摘発において、他の国家機関、団体及び国民を指導し、かつ、援助しなければならない。

第2項 これらの機関及び団体は、それぞれの管轄下にある人民を教育し、人民に対し、警戒心と遵法精神、社会主義生活の規則を尊重することを高める責務を有し、また、それぞれの機関及び団体の中で犯罪原因及び犯罪を惹起する原因を除去するために適切な措置を講ずる責務を有する。

第3項 すべての国民は、犯罪防止及び犯罪摘発の闘いに積極的に参加する義務を有する。

第2章 刑法の効力

第5条 ヴィエトナム社会主義共和国内における犯罪行為に対する刑法の効力

第1項 本刑法は、ヴィエトナム社会主義共和国内で発生したすべての犯罪行為に適用する。

第2項 ヴィエトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した者で、外交特権若しくは領事特権又はヴィエトナム法、ヴィエトナム社会主義共和国が調印若しくは加盟した国際条約又は国際慣行によって免責が認められる外国人については、その刑事責任は外交経路を通じて解決する。

第6条 ヴィエトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力

第1項 ヴィエトナム社会主義共和国領土外で罪を犯したヴィエトナム国民は、本刑法に基づいてヴィエトナム国内で刑事責任を問われることがある。

本条項は、ヴィエトナム社会主義共和国内に永住する無国籍者に対しても適用される。

第2項 ヴィエトナム社会主義共和国領土外で罪を犯した外国人は、ヴィエトナム社会主義共和国が調印又は加盟した国際条約の事情によっては、ヴィエトナム刑法に基づいて刑事責任を問われることがある。

第7条 刑法の時間的適用

第1項 犯罪行為に適用される条項は、かかる犯罪行為がなされた時点において効力を有する条項でなければならない。

第2項 犯罪の新設、刑罰の重罰化への変更若

しくは刑の加重事由の新設、又は執行猶予、刑事責任若しくは刑罰の免除、減刑若しくは前科の削除、その他犯罪者に不利益となる条項は、かかる条項が施行される前になされた犯罪行為については適用してはならない。

第3項 犯罪、刑罰、加重事由の廃止及び(又は)刑罰の軽減及び酌量事情の明確化、又は刑の執行猶予の適用範囲、刑事責任若しくは刑罰の免除、減刑若しくは前科の抹消その他犯罪者に利益となる条項は、かかる条項が施行される前になされた犯罪行為についても適用する。

第3章 犯罪

第8条 犯罪の定義

第1項 犯罪とは、本刑法に規定された社会に対する有害行為で、刑事責任能力のある個人によって故意又は故意なくして犯され、祖国の独立、主権、統一及び領土保全を侵害し、政治体制、経済体制、文化、防衛、安全保障、社会秩序及び安全、団体の正当な権利と利益を侵害し、国民の生命、健康、名誉、尊厳、自由、財産、その他の正当な権利及び利益を侵害し、又は社会主義法秩序のその他の分野に対して加えられた行為をいう。

第2項 本刑法に定める社会に対する危険性の性質と程度に基づいて、犯罪は、非重大犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪に分類される⁷。

第3項 非重大犯罪とは、社会に対して大きな害をもたらさない犯罪で、刑の上限は懲役3年である。重大な犯罪とは、社会に対して重大な害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役7年である。極めて重大な犯罪とは、社会に対して極めて重大な害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役15年である。特に極めて重大な犯罪とは、社会に対して特に甚大な害をもたらす犯罪で、刑の上限は15年以上の懲役刑、無期懲役又は死刑である。

第4項 犯罪の兆候を示してはいるが社会に対する危険は微々たるものである行為は、犯罪とはみなされず、その他の手段で対処されるべきものとする。

第9条 故意による犯罪

故意による犯罪とは、下記の事情における犯罪である。

1 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲してかかる結果を引き起こした場合。

7 英文では、①less serious crime, ②serious crime, ③very serious crime, ④particularly serious crime であるが、③④の直訳では日本語表現ではいずれが重いかわからなくなるため、④を「特に極めて重大な犯罪」と訳すことにした。

2 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲はしないが認容してかかる結果を引き起こした場合。

第10条 故意によらない犯罪

故意によらない犯罪とは、下記の事情における犯罪である。

- 1 行為者が、自己の行為が社会に有害な結果をもたらすことを予見しながらも、かかる結果は生じない、又は結果を回避できると考えた場合。
- 2 行為者が、自己の行為が社会に有害な結果をもたらすことを予見していたに違いないのに、又は過去に予見していたのに、行為時にはそれを予見していない場合。

第11条 不測の事件

不測の事件、すなわち、行為の結果を予測できず、又は予測する義務がない状況下で、社会に有害な結果をもたらす行為を犯した者は、これに対する刑事責任を問われない。

第12条 刑事責任年齢

第1項 満16歳以上の者は、自己が犯したすべての犯罪に刑事責任を負う。

第2項 満14歳以上満16歳未満の者は、自己が故意に犯した極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪につき、刑事責任を負う。

第13条 刑事責任能力のない状態

第1項 精神病又は自己の行為を認識する能力若しくは制御する能力が失われる疾病に罹患中に、社会に対して有害な行為を犯した者は、その行為に対する刑事責任を負うことはない。かかる者に対しては、強制入院措置が適用されるものとする。

第2項 刑事責任能力がある状態で罪を犯したが、判決宣告前に本条第1項に定める状態に陥った者は、強制入院措置を受ける。その者は、病気から回復した後、刑事責任を問われることがある。

第14条 アルコール又はその他の強力な酩酊作用を有する物の使用による酩酊状態にある間の犯罪

アルコール又はその他の強力な酩酊作用を有する物の使用による酩酊状態にある間に罪を犯した者であっても、刑事責任を負う。

第15条 正当防衛

第1項 正当防衛とは、自己又は他人の利益又は権利のみならず、国家及び（又は）団体の利益を守る目的で、必要な限度で、上記の利益を侵害する行為を犯している他の者と闘う行為をいう。正当防衛は犯罪とはならない。

第2項 上記の正当防衛の範囲を越える行為となるのは、侵害行為によって社会にもたらされる危険の性質と程度に相応しない方法による反撃行為である。

正当防衛の範囲を越えた行為に及んだ者は、その行為に対する刑事責任を負う。

第16条 緊急事態

第1項 緊急事態とは、国家及び（若しくは）団体の利益、又は自己若しくは他人の正当な権利及び利益を現実にかかしている危険を防ぐため、他に方法がないことから、防ぐべき損害よりも小さな損害を引き起こさざるを得ないという事態をいう。

緊急事態において損害を引き起こす行為は、犯罪とはみなされない。

第2項 引き起こされた損害が、緊急避難の必要性と比較して明らかに越えている場合には、損害を引き起こした者は、それに対する刑事責任を負う。

第17条 犯罪の予備

犯罪の予備とは、犯罪の実行に及ぶための道具を準備し、その他の条件を作り出すことをいう。

極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪の予備を行った者は、その未遂犯罪に関する者としての刑事責任を負う。

第18条 犯罪未遂

犯罪未遂とは、行為者の支配できない原因によって完遂できなかった故意による犯罪をいう。未遂罪を犯した者は、それに対する刑事責任を負うものとする。

第19条 未遂犯罪の自発的中止

未遂犯罪の自発的中止とは、これを妨げる事由がないにもかかわらず、自己の意思で犯罪の遂行を拒否することをいう。

犯罪遂行を自発的に中止した者は、その未遂犯罪に対する刑事責任を免れるものとする。実際に犯された行為が、別の犯罪構成要件に該当するときは、行為者は、当該犯罪について刑事責任を負うものとする。

第20条 共犯

第1項 共犯とは、2人又はそれ以上の個人が故意により罪を犯す場合をいう。

第2項 首謀犯、実行犯、教唆犯及び幫助犯はすべて共犯者である。

実行犯とは、実際に犯罪を遂行した者をいう。

首謀犯とは、犯罪の遂行を立案、指導又は指示した者をいう。

教唆犯とは、他人を教唆、誘導、激励して罪を犯させた者をいう。

幫助犯とは、犯罪の実行のための精神的・物質的条件を作り出した者をいう。

第3項 組織犯罪は、共同で罪を犯す者の間で密接な共謀のある共犯形態をいう。

第21条 犯罪の隠匿

事前の約束がなくとも、犯罪がなされたことを知りながら、犯人、犯罪の痕跡及び（若しくは）証拠を隠匿し、又は犯人の発見、捜査及び（若しくは）処理を妨害した者は、本刑法に規定する犯罪隠匿の罪の刑事責任を負う。

第22条 犯罪の非告発

第1項 犯罪の予備、実行、遂行されていることを知りつつ、その告発を怠った者は、本刑法第313条に定める告発義務を怠った罪の刑事責任を負う。

第2項 犯人の祖父母、父母、子供、孫、兄弟姉妹又は配偶者が犯人の犯罪を告発することを怠った場合においては、国家安全保障に対する犯罪又は本刑法に定める特に極めて重大な犯罪の告発を怠った場合にのみ、刑事責任を負う。

第4章

刑事責任に関する時効及び免責規定

第23条 刑事責任の時効

第1項 刑事責任の時効とは、本刑法において、時の経過により犯人が刑事責任に関する審理を免れる期限をいう。

第2項 刑事責任の時効は、以下のように定められる。

- a) 非重大犯罪については5年
- b) 重大な犯罪については10年
- c) 極めて重大な犯罪については15年
- d) 特に極めて重大な犯罪については20年

第3項 時効は、犯罪が実行された日から起算する。本条第2項に定める期限内に、犯人が懲役1年以上に当たる罪を新たに犯した場合には、既に経過した期間は計算から除外され、以前の犯罪の時効は新しい犯罪の日より再計算される。

上記期限内に、犯人が故意に逃亡し、令状によって追跡されている場合には、逃亡期間は計算されず、時効は犯人の出頭又は逮捕の時から再計算される。

第24条 時効の不適用

本刑法第23条に定める刑事責任の時効は、本刑法第11章及び24章に定める犯罪には適用されない。

第25条 免責

第1項 捜査、起訴又は裁判中において、状況の変化により、犯人の犯罪行為若しくは犯人がもはや社会にとって危険でなくなった場合には、犯

人は刑事責任を免れる。

第2項 犯罪行為が発覚する前に、犯罪者が自首し、その犯罪事実を明確に宣言、報告し、その結果、犯罪の発覚と捜査に効果的に貢献し、犯罪結果の重大性を減少するよう努めた場合、その犯罪者は刑事責任を免除されることがある。

第3項 大赦の決定があった場合、犯罪者は刑事責任を免除されるものとする。

第5章

刑罰

第26条 刑罰の定義

刑罰は、犯罪者の権利と利益を剥奪ないしは制限する国家による最も厳しい強制処置である。

刑罰は刑法で定められ、裁判所がこれを決定する。

第27条 刑罰の目的

刑罰は、犯罪者を罰するのみでなく、社会に役立つよう社会復帰させ、法律遵守と社会主義的な生活の規律の意識を持たせ、新たな犯罪を防止することを目的とする。刑罰は、また犯罪者以外の者が法律を尊重し、犯罪を防止し犯罪と闘うよう教育することも目的とする。

第28条 刑罰

刑罰には主刑と付加刑がある。

- 1 主刑には以下のものがある。
 - a) 警告
 - b) 罰金
 - c) 非拘禁による矯正⁸
 - d) 追放
 - e) 有期懲役
 - f) 無期懲役
 - g) 死刑
- 2 付加刑には以下ものがある。
 - a) 一定の地位、職務又は仕事に就くことの禁止
 - b) 居住の禁止
 - c) 保護観察
 - d) 市民権の一部剥奪
 - e) 財産没収
 - f) 主刑として適用されない場合の罰金
 - g) 主刑として適用されない場合の追放
- 3 各犯罪につき、犯罪者に対し、いずれか一つの主刑を科せられるが、付加刑については複数科すことができる。

第29条 警告

警告は、刑罰免除を正当化するほどではないが、情状酌量する事情のある非重大犯罪の行為者に適

⁸ 英文は Non-custodial reform であり、reform は「改造」という意味だが、日本語訳として「矯正」を使用する。

用される。

第30条 罰金

第1項 主刑としての罰金は、経済管理秩序、公的秩序及び行政管理秩序を侵害する非重大犯罪の行為者並びに本刑法に規定する他の犯罪に対して適用される。

第2項 付加刑としての罰金は、汚職、薬物関連犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯した者に対して適用される。

第3項 罰金額は、犯罪の性質及び重大性に基づき、犯罪者の資産状況及び物価変動を考慮して決定されるが、100万ドンを下回ってはならない。

第4項 罰金の支払は、裁判所が判決で決定した期限内で一括又は分割でなすことができる。

第31条 非拘禁による矯正

第1項 6か月以上3年未満の非拘禁による矯正は、本刑法に規定する非重大犯罪又は重大な犯罪を実行した者で、定職を有し、又は住所が明確であり、かつ、犯罪者を社会から隔離する必要がないとみなされた場合に適用する。

判決を受けた犯罪者が、既に拘留及び（又は）拘禁されていた場合、拘留及び（又は）拘禁の期間は、非拘禁による矯正の期間から差し引くが、この場合、拘留及び（又は）拘禁の1日は、非拘禁による矯正の3日に相当するものとする。

第2項 裁判所は、非拘禁による矯正を科せられた者につき、同人が勤務する機関若しくは組織又は同人が居住する地元機関に対し、監督及び教育を委託する。この判決を受けた者の家族は、監督及び教育において、機関、組織及び地元機関に協力しなければならない。

第3項 この判決を受けた者は、非拘禁による矯正に関する条項に従い、多くの義務を果たさなければならない。収入の5パーセントから20パーセントの範囲を控除し、これを国庫に納付しなければならない。特別の場合には、裁判所はその収入控除の免除を命じることができるが、この場合判決に明確な免除理由を記載しなければならない。

第32条 追放

追放とは、判決を受けた外国人をヴェトナム社会主義共和国の領土から離れるよう命じることをいう。追放は、裁判所が、それぞれの事件の特性を考慮して、主刑又は付加刑として適用する。

第33条 有期懲役

有期懲役は、判決を受けた者に一定期間、刑務所で服役させることをいう。一つの罪を犯した者に対する有期懲役は、下限3か月、上限20年の範囲とする。

判決以前の拘留及び（又は）拘禁の期間は、懲役期間から差し引かれるものとする。拘留及び（又

は）拘禁の1日は、懲役の1日に相当するものとする。

第34条 無期懲役

無期懲役は、特に極めて重大な犯罪を実行した者で、死刑判決を正当化するほどではない者に適用される刑罰である。

無期懲役は、青少年犯罪者には適用されない。

第35条 死刑

死刑は、特に極めて重大な犯罪を実行した者に対してのみ適用される特別の刑罰である。

死刑は、罪を犯した時点又は裁判の時点で、青少年であった者、妊婦及び36か月未満の子供を育てている女性には適用されない。

死刑は妊婦及び36か月未満の子供を育てている女性には適用されないが、このような場合、死刑は無期懲役に変更される。死刑判決を受けた者が減刑を受ける場合、死刑は無期懲役に変更されるものとする。

第36条 特定の地位の保持、特定の職務又は特定の仕事に対する禁止

一定の地位、職務又は仕事に就くことに対する禁止は、判決を受けた者に一定の地位、事業の営業又は仕事を容認することにより社会に危害をもたらすとみなされる場合に適用される。

この禁止期間は、懲役刑の場合は服役完了日、主刑が警告、罰金若しくは非拘禁による矯正の場合又は執行猶予の判決が下された場合には、判決が法的効力を有するに至った日から起算して1年以上5年までを範囲とする。

第37条 居住禁止

居住の禁止は、懲役刑を科せられた者を特定の場所に一時又は永久に居住させないよう強制することをいう。

居住禁止期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年以上5年までを範囲とする。

第38条 保護観察

保護観察は、判決を受けた者が、地域の行政機関及び住民の監督と教育の下で、一定地区において、居住し、生計を立てるとともに矯正改善する強制措置をいう。保護観察の期間中は、居住地区を離れてはならない。また、本刑法第39条に従い、一定の市民権が剥奪され、一定の事業の営業又は仕事を行うことが禁じられる。

保護観察は、国家の安全を侵害する犯罪者、危険な再犯又は本刑法に規定する他の犯罪を行った者に適用される。

保護観察期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年以上5年までを範囲とする。

第39条 一定の市民権剥奪

第1項 国家の安全を侵害した犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯したことにより懲役刑を科せられたヴィエトナム市民は、以下の市民権を剥奪される。

- a) 選挙に立候補する権利及び国家機関の代表者を選任する権利
- b) 国家機関に勤務する権利及び人民軍の兵役につく権利

第2項 市民権剥奪の期限は1年以上5年までを範囲とする。その起算点は、懲役刑の服役完了後又は執行猶予の判決を受けた場合にはその判決が法的効力を有するに至った時点とする。

第40条 財産の没収

財産の没収は、判決を受けた者から財産の一部又は全部を、国庫に納付するために没収することをいう。財産の没収は、本刑法に規定する重大な犯罪、極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決された者のみに適用される。

すべての財産を没収された場合でも、判決を受けた者及びその家族に生活するのに必要な条件は残される。

第6章 司法措置

第41条 犯罪に直接関連した物件と金銭の没収

第1項 国庫への財産没収は以下の物に適用される。

- a) 犯罪行為に使用された道具及び手段として使用された物
- b) 犯罪行為によって取得した物若しくは金銭、又は犯罪取引若しくは交換によって取得した物若しくは金銭
- c) 国家が流通を禁止している物件

第2項 犯罪者が不法に取得又は使用した物及び(又は)金銭は、没収されず、法律上の権利を有する所有者又は管理者に返還される。

第3項 犯罪者以外の者に属する物及び(又は)金銭であっても、犯罪者がそれを使用して罪を犯した際、その持ち主に責任がある場合には、国庫へ没収することができる。

第42条 財産の返却、損害に対する修理又は損害賠償、及び公的謝罪の義務

第1項 犯罪者は、横領した財産を法律上の権利を有する所有者又は管理者に返却し、犯罪によって生じたことが明らかな物質的損害を修理し、又は損害賠償しなければならない。

第2項 犯罪によって生じた道義的損害の場合、裁判所は、犯罪者に対し、被害者に物質的損害賠償及び公的な謝罪をさせなければならない。

第43条 強制的医療処置

第1項 本刑法第13条第1項に規定する病気を患いながら、一方で社会にとって危険な行為を犯した者に対し、訴訟手続の段階によっては、検察院又は裁判所は、医学鑑定審議会⁹の結論に基づき、強制的治療処置のために専門の医療機関に送ることを決定できる。専門の医療機関に送る必要がないとみなした場合には、権限のある国家機関の監督下で、家族又は保護者にその看護を任せることができ。

第2項 刑事責任能力を有して罪を犯した者が、刑の判決以前に認識能力を喪失又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合、裁判所は、医学鑑定審議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の医療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、犯罪者は刑事責任を負う。

第3項 服役者が、認識能力を喪失又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合、裁判所は、医学鑑定審議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の医療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、服役者は服役を続けるものとする。ただし、服役の免除理由があればこの限りではない。

第44条 強制的医療処置の期間

医療処置機関の結論に基づき、本刑法第43条に定めるように、医療処置を強制的に受けた者が病気が回復した場合、訴訟手続の段階によっては、検察院又は裁判所は、この処置の適用を考慮し、中止の決定をするものとする。

この強制的医療処置期間は、服役期間から差し引かなければならない。

第7章 刑罰の決定

第45条 刑罰決定の根拠

裁判所は、刑罰を決定する際、犯罪行為が社会に与える危険性の性質及び程度、犯罪者個人の経歴並びに刑事責任を酌量又は加重すべき情状を考慮して、刑法の規定に基づいて決定する。

第46条 刑事責任を酌量すべき情状

第1項 以下の情状は刑事責任を酌量すべきものと考えられる。

- a) 犯罪者が犯罪によって生じた損害を防止及び(又は)軽減した場合
- b) 犯罪者がすすんで損害を修理、賠償し、又は被害を回復する場合
- c) 正当防衛の限度を越えて、犯罪が行われた

9 英文は Medical Examination Council である。法医学鑑定のようなものと思われる。

場合

- d) 緊急事態の必要性（緊急避難）の限度を越えて犯罪が行われた場合
- e) 被害者又は他人の違法行為によって、犯罪者が精神的に誘発されて犯罪が行われた場合
- f) 犯罪者自身に原因のない特に厳しい苦境によって犯罪が行われた場合
- g) 犯罪は行われたが、損害が皆無又は軽微な場合
- h) 犯罪が行われたが、初犯であり、かつ、非重大犯罪である場合。
- i) 他人による脅迫及び（又は）強要によって犯罪が行われた場合
- j) 無知による犯罪
- k) 犯罪者が妊婦である場合
- l) 犯罪者が老人である場合
- m) 自身の認識能力、又は自身の行為を制御する能力が限定されるほどの病気を患っている犯罪者の場合
- n) 犯罪者が自首した場合
- o) 犯罪者が正直に申告・報告し、改悛の情を示している場合
- p) 犯罪者が責任機関に対し犯罪の調査と捜査に積極的に協力する場合
- q) 犯罪者が業績によってその過失を償った場合
- r) 犯罪者が、生産、戦闘、研究又は仕事において際立った業績を有している場合

第2項 裁判所は、刑罰を決定する際、以上述べた以外の情状により酌量することができるが、その理由を判決に明記しなければならない。

第3項 酌量すべき情状は、犯罪の認定及び刑罰の類型・区分を決定する事由として刑法に規定されているが、量刑を決定する目的のための酌量情状とみなしてはならない。

第47条 刑法で規定されている刑罰を減輕する決定

本刑法の第46条第1項に定める酌量情状が二つ以上あるときは、裁判所は、法律に規定する最下限の刑罰区分を適用して刑罰を決定できるが、この場合、その刑罰区分のうちで比較した軽い刑罰でなければならない。しかし、法律上、同犯罪に関し唯一の刑罰区分しかなく、又はこの刑罰区分が法律上最低区分¹⁰の刑罰の場合、裁判所は最下限の刑罰区分より更に低い刑罰を決定できる、又は更に軽い刑罰の範疇に移行して刑罰を決定できる。ただし、この刑罰の減輕の理由を判決に明記しなければならない。

10 英文は Highest となっているが、ヴェトナム語では「最低」となっているので、英語の誤訳と判断した。

第48条 刑事責任を加重すべき情状

第1項 以下に掲げる場合のみ刑事責任を加重すべき情状とみなされる。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 職業的な性質である場合
- c) 犯罪遂行のために地位及び職権を濫用した場合
- d) 集団暴力的に行われた犯罪
- e) 卑劣な動機で行われた犯罪
- f) 故意に最後まで犯罪を実行した場合
- g) 再犯及び危険な再犯の場合
- h) 子供、妊婦、老人及び自衛できない人々に対する犯罪、又は物質的及び（若しくは）道義的条件、仕事又は他の方法において犯罪者に依存している人々に対する犯罪
- i) 国家財産を侵害した場合
- j) 重大な結果、極めて重大な結果、又は特に極めて重大な結果を招来する罪を犯した場合
- k) 罪を犯すために、戦争、緊急事態、自然災害、流行病又は特別な社会的苦境を利用した場合
- l) 背信又は残酷な策略を用いて犯罪を行った場合、及び（又は）多数の人々に危害をもたらす方法を用いた場合
- m) 青少年を扇動して罪を犯させた場合
- n) 犯罪を回避又は隠匿するために、背信的及び（又は）暴力的な行為に及ぶ場合

第2項 犯罪の構成要件であり、又は刑罰の区分を決定する情状は、加重すべき情状とみなされてはならない。

第49条 再犯及び危険な再犯¹¹

第1項 再犯とは、判決を受けた犯罪者が、その前科抹消前に再度故意に罪を犯し、又は故意ではなくとも極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだものをいう。

第2項 次のような場合は、危険な再犯とみなされる。

- a) 故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決を受けた者が、その犯罪の前科抹消前に、故意ではなくとも再度極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだとき。
- b) 再度罪を犯した者が、前科抹消前に再度故意に罪を犯したとき¹²。

第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定

複数の罪を犯した犯罪者を審理する際、裁判所

11 英文は recidivism であり、再犯と訳したが、日本刑法の再犯概念とは異なることに注意。

12 再犯の定義をしている第1項前段と、第2項b)の「危険な再犯」も英文から訳すと同一の要件であるが、1項が1回目の再犯で、2項がその後の再犯であるという説明を受けているものの、更に調査が必要である。

は、各犯罪につき刑罰を決定した後、次の規定に従ってそれぞれの刑罰を併合するものとする。

1 主刑に関する場合

- a) 既に確定した刑罰がすべて非拘禁による矯正又はすべて有期懲役であるときは、いずれも合算して一つの共通刑となる。この共通刑は非拘禁による矯正のときは3年、有期懲役のときは30年を超えてはならない。
- b) 既に確定した刑罰が非拘禁による矯正と有期懲役であるときは、本条第1a)に規定するように、一つの共通刑にするために、非拘禁による矯正の3日分を懲役の1日分の比率に換算して非拘禁による矯正を有期懲役に変更する。
- c) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が無期懲役であるときは、共通刑は無期懲役とする。
- d) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が死刑の場合、共通刑は死刑とする。
- e) 財産刑は、他の種類の刑罰と併合しない。罰金は合算額を共通の罰金とする。
- f) 追放は、他の種類の刑罰と併合しない。

2 付加刑の場合

- a) 既に確定した刑罰が同種類であるときは、その種類の刑罰に関し、本刑法で規定されている期限内に共通刑が決定される。特に財産刑は、罰金を合算して共通の罰金とする。
- b) 既に確定した刑罰が異なる種類であるときは、判決を受けた者は、すべての確定刑に服さなければならない。

第51条 複数の判決による刑の併合

第1項 現在の判決で服役中の者が、この判決以前に犯した罪によって審理される場合、裁判所は、同犯罪について刑罰を決定し、本刑法第50条の規定に従い、刑罰を併合して共通刑を決定する。前の判決で服役した期間は、共通刑の期間から差し引かれる。

第2項 服役中の者が新たに罪を犯して審理される場合、本刑法第50条に定める共通刑を決定する前に、裁判所は、新たな犯罪の刑罰を決定し、前の判決の服役残余期間に合算するものとする。

第3項 複数の刑罰が併合されないまま、既に法的効力を有するに至った複数の判決に服役中の場合、本条第1項及び第2項の定めに従い、裁判長¹³は複数の判決の併合を決定するものとする。

第52条 犯罪の予備と未遂の場合における刑の決定

第1項 犯罪の予備及び未遂に対する刑罰は、刑法に規定する企図された犯罪に対応する刑罰に

従って決定されるが、その決定に当たっては、当該行為の性質、社会に及ぼす危険性の程度、意図した犯罪の実現性の程度及び既遂に至らなかったことなどの情状等を考慮する。

第2項 犯罪の予備については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、予備行為に適用すべき刑の上限は懲役20年を超えてはならない。企図された犯罪の刑が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の2分の1を超えてはならない。

第3項 未遂については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、これらの刑罰は特に極めて重大な犯罪にのみ適用することができる。企図された犯罪が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の4分の3を超えてはならない。

第53条 共犯における刑の決定

共犯者の刑を決定するに当たって、裁判所は、共謀の性質、各共犯者の性格及び関与の程度を考慮しなければならない。

酌量、加重又は刑事責任免除に関する情状は、このような事情が認められる共犯者にのみ適用される。

第54条 刑の免除

犯罪行為そのものが、本刑法第46条に規定する刑事責任免除には至らないが、特別に寛大な処置にすべき酌量情状があるときは、当該行為者は刑の免除を受けることができる。

第8章

判決執行の時効、刑の執行免除及び減刑

第55条 判決執行の時効

第1項 刑事判決の執行の時効は、判決を受けた者が、その期間満了時において、確定判決に従う必要がなくなる期限であり、本刑法に規定するものである。

第2項 刑事判決執行の時効は、以下のとおり規定する。

- a) 財産刑、非拘禁による矯正又は3年以下の懲役の場合は5年。
- b) 3年を超え15年以下の懲役の場合は10年。
- c) 15年を超え30年以下の懲役の場合は15年。

第3項 刑事判決執行の時効は、判決が法的効力を有するに至った日から計算する。本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が再度新たな罪を犯したときは、過去の継続期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は新たな罪を犯した日から再度計算する。

本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が故意に逃亡し、かつ、捜査令状が出ている場合、逃亡の期間は算入されず、刑事判決の執

13 英文は the chief judge of the Court であるが、裁判長ではなく、裁判所長のことである。

行の時効は出頭又は逮捕された日から再度計算する。

第4項 無期懲役又は死刑の執行の時効は、15年を経過した後に、最高人民検察院長官の請求に基づき最高人民裁判所長官によって決定される。刑事判決執行の時効が認められないときは、死刑は無期懲役に、無期懲役は30年の懲役にそれぞれ変更される。

第56条 判決執行の時効の不適用

判決執行の時効は、本刑法第11章及び第24章に規定する犯罪には適用しない。

第57条 刑執行の免除

第1項 非拘禁による矯正及び(又は)有期懲役の判決を受けたが判決執行がなされていない者で、偉大な業績をあげた経歴があり、又は危険な病気を患ったことがあるものの、同人が社会にとってもはや危険ではないときは、裁判所は、検察院長官¹⁴の請求に基づき刑を免除することができる。

第2項 刑を受けた者が、特別の仮釈放又は大赦が認められたときは、刑の執行が免除される。

第3項 非重大犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第61条に定める執行延期の権利が与えられており、かつ、執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の請求に基づき、刑執行の免除を決定することができる。

第4項 非重大犯罪により判決を受けた者で、本刑法第62条に定める一時的な執行延期の権利が与えられており、かつ、一時的な執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の請求に基づき、刑の残余部分の執行免除を決定することができる。

第5項 居住の禁止又は保護観察の刑に服している者で、既にその刑期の半分を終了して社会復帰しているときは、当該地区の行政機関の請求に基づき、裁判所は、刑期の残り半分の執行免除を決定することができる。

第58条 確定した刑の減軽

第1項 非拘禁による矯正の刑に処せられた者で、一定期間刑に服し、改善更正につき進歩があるときは、直接監督及び教育の責任を委託されている機関、組織又は地方行政機関の請求に基づき、裁判所は刑期の減軽を決定することができる。

懲役刑に処せられた者で、一定期間服役し、改善更正につき進歩があるときは、懲役刑の執行機関の請求に基づき、裁判所は刑期の減軽を決定することができる。

最初の減軽は、刑に服役した期間が非拘禁によ

る矯正及び30年以下の懲役については刑期の3分の1、無期懲役については12年を経過した後に考慮される。

第2項 財産刑を科せられた者が、一部を支払ったものの、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり特に困難な経済状況に陥ったことにより残額の支払いを継続できなくなったとき、又は偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の請求に基づき、財産刑の残額支払いの執行免除の決定をなすことができる。

第3項 受刑者は、幾多の減軽を受ける権利を有するが、宣告刑の半分は服役しなければならない。無期懲役に処せられた者は、まず30年の懲役に減刑され、その後幾多の減軽事由が存しても現実には最低20年間は服役しなければならない。

第4項 刑の一部を減軽された者が、新たに重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合、共通刑の3分の2を服役するか、無期懲役については20年服役した後に初めて、裁判所は減軽を考慮するものとする。

第59条 特別な場合における刑の減軽

偉大な業績をあげたこと、極めて老齢かつ虚弱であること、又は危険な病気を患っていることを理由として更に寛大処置をなすに値する受刑者に対しては、裁判所は、本刑法第58条に規定する内容に比して、減軽の時期又は内容において、より有利な方向で減軽を考慮することができる。

第60条 執行猶予

第1項 3年以下の懲役刑を宣告する際、裁判所は、犯罪者の個人的性格及び酌量すべき情状に基づき、懲役刑を科す必要がないと認められるときは、刑の執行猶予¹⁵の判決をなすとともに、1年以上5年以内の試験期間を設ける。

第2項 試験期間中においては、裁判所は、犯罪者が勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関に対し、犯罪者の監督及び教育を委託する。有罪判決を受けた者の家族は、監督及び教育につき、機関、組織又は地区の行政機関に協力する義務を負う。

第3項 執行猶予に付された者に対しても、本刑法第30条及び36条の規定に従い、罰金、一定の地位、事業の営業又は仕事に就くことの禁止を含む付加刑を科すことができる。

第4項 執行猶予に付され、かつ、保護観察期間の半分を終えて改善更正につき進歩があった者に対し、裁判所は、監督及び教育の責任を有する機関又は組織の請求に基づき、その保護観察期間の短縮を決定できる。

14 英文は the Procuracy director となっているので、検察院長官と訳した。

15 英文は suspended sentence であるが、ヴィエトナムの制度を前提にすると、刑の宣告猶予ではなく、刑の執行猶予である。

第5項 執行猶予に付された者が、保護観察期間中に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑を強制的に執行する決定をなし、本刑法第51条に定めるに従い、新たな犯罪による刑と合算する。

第61条 懲役刑の執行延期

第1項 懲役刑に処せられた者は、以下の場合においては、刑の執行延期の権利が与えられる。

- a) 重大な病気を患った場合、病気が回復するまで刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
- b) 妊婦又は36か月未満の子供を養育している女性の場合、子供が36か月の年齢に達するまで、刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
- c) 犯罪者が家族の中で唯一の働き手であり、懲役刑に服役することにより家族が特に生活困難に陥る場合、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。ただし、国家安全を侵害した犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪に処せられた場合はこの限りではない。
- d) 非重大犯罪に処せられた場合、公務の必要性によっては、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。

第2項 執行延期中に、更に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑罰の執行を強制し、本刑法第51条の規定に従い、新たな判決の刑罰に合算する。

第62条 懲役刑の一時停止

第1項 懲役刑に服役中の者が、本刑法第61条第1項に規定する場合のいずれかに該当するときは、懲役刑の一時停止を受ける権利が与えられる。

第2項 刑の一時停止期間は、刑期に算入してはならない。

第9章 前科の抹消

第63条 前科の抹消

有罪判決を受けた者は、本刑法第64条ないし第67条の規定に基づき、その前科が抹消される。前科が抹消された者は、受刑しなかったものとみなされ、裁判所から証明書が与えられる。

第64条 前科の自動的抹消

次の者は自動的に前科が抹消される。

- 1 刑を免除された者
- 2 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪以外の罪に問われた者で、その刑の服役を完了した後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、以下に定める期限内に新たな罪を犯さなかった者。
 - a) 警告、罰金、非拘禁による矯正又は執行猶予に処せられた場合は1年

- b) 3年以下の懲役の場合は3年
- c) 3年を超え15年以下の懲役の場合は5年
- d) 15年を超える懲役の場合は7年

第65条 裁判所の決定による前科の抹消

第1項 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪に問われた者に対する前科の抹消は、犯罪の性質、個人の性格、有罪判決を受けた者の順法精神及び労務態度によって、裁判所が以下に掲げる場合に限り、これを決定する。

- a) 3年以下の懲役に処せられた者で、服役完了後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、3年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
- b) 3年を超え15年以下の懲役に処せられた者で、服役完了後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、7年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
- c) 15年を超える懲役に処せられた者で、服役完了後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、10年以内に新たな罪を犯さなかった場合。

第2項 前科抹消の1回目の申請が裁判所に拒否されたときは、2回目の申請をするには1年間待たなければならない。2回目の申請も拒否された場合、次の前科免除の申請まで2年間待たなければならない。

第66条 特別な場合の前科抹消

有罪の判決を受けた者が改善更正につき著しい進歩を示し、偉大な業績をあげ、同人の勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関によって前科の抹消を推薦された場合、刑期の最低3分の1を服役しているときは、裁判所は同人の前科を抹消することができる。

第67条 前科抹消のための期間計算の方法

第1項 本刑法第64条及び第65条に規定する前科抹消の期限は、宣告された主刑に基づくものである。

第2項 前科がいまだ抹消されていない者が新たな罪を犯した場合、前の犯罪による前科を抹消するための期限は、新たな犯罪による刑判決の服役を完了した日から計算する。

第3項 服役の完了とは、主刑、付加刑及びそれ以外の判決の決定につき、完全に服役することをいう。

第4項 残刑の服役を免除された者は、刑の服役を完了したものとみなされる。

第10章

青少年犯罪者に適用される規定

第68条 青少年犯罪者に対する刑法の適用

青少年犯罪者とは、満14才以上18才未満の犯罪者のことである。青少年犯罪者は、本章の規定に

基づき刑事責任を負うとともに、本章の規定に反しない限り、本刑法の総則規定に基づく刑事責任を負う。

第69条 青少年犯罪者の扱いの原則

第1項 青少年犯罪者の取扱いに当たっては、教育、改善更正、健全な成長及び社会に有用な市民になることを助けることを主たる目的とする。

青少年による犯罪行為の捜査、訴追及び判決のあらゆる段階において、権限ある国家機関は、その犯罪行為が社会にもたらす危険性を認識する能力の有無、当該犯罪行為に関連する原因及び事情を決定しなければならない。

第2項 青少年犯罪者は、非重大犯罪又は大きな被害をもたらさない重大な犯罪に及んだときにおいては、多くの酌量すべき情状があり、その家族、機関又は組織による監督及び教育を受けるならば、その刑事責任を免除されることがある。

第3項 青少年犯罪者に対する刑事責任の審理及び科刑は、これが必要な場合に限られ、かつ、犯罪行為の性質、個人的な特質及び犯罪防止の必要性に基づいてなされなければならない。

第4項 青少年犯罪者に刑罰を科す必要がないと認められるときは、裁判所は、本刑法第70条に規定する司法措置の一つを適用する。

第5項 無期懲役又は死刑は、青少年犯罪者には科されない。青少年犯罪者に有期懲役を宣告する場合、裁判所は、これに相当する犯罪で成人犯罪者に科すべき刑罰より軽い刑を科すものとする。財産刑は、満14才以上16才未満の青少年犯罪者には適用されない。

付加刑は、青少年犯罪者には適用しない。

第6項 16才未満の青少年犯罪者に対する判決は、再犯又は危険な再犯の決定に当たって考慮されることはない。

第70条 青少年犯罪者に適用すべき司法措置

第1項 青少年犯罪者の場合、裁判所は、教育的かつ防止的特徴を有する以下に掲げる司法措置のいずれか一つの適用を決定することができる。

- a) 共同体、行政区又は管轄区における教育
- b) 少年院送致

第2項 非重大犯罪又は重大な犯罪に及んだ青少年犯罪者に対し、裁判所は、1年ないし2年の期間、共同体、行政区又は管轄区を基盤にした教育措置を適用できる。

共同体、行政区又は管轄区を基盤にした教育に置かれた者は、裁判所によってその責任を委託された地域の共同体、行政区又は管轄区等の行政機関若しくは社会組織の監督及び教育の下で、勉学、労働、法律の遵守等の義務を果たさなければならない。

第3項 犯罪の重大性、個人の性格及び生活環境によって、厳格な規律をもって再教育組織に送

致する必要があると認められるときは、裁判所は、1年ないし2年の期間、青少年犯罪者を少年院に送る措置を適用できる。

第4項 共同体、行政区若しくは管轄区等で教育を受けている者、又は少年院に送致された者で、裁判所が決定した期間の半分を終了し、改善更正につき相当の進歩があるときは、監督及び教育の責任を委託された機関、組織又は少年院の請求に基づき、裁判所は、共同体、行政区若しくは管轄区等の教育、又は少年院における教育継続期間の終了を決定できる。

第71条 青少年犯罪者に適用すべき刑罰

青少年犯罪者はそれぞれの犯罪につき、以下に掲げる刑罰のうち一つ刑罰を受けるものとする。

- 1 警告
- 2 罰金
- 3 非拘禁による矯正
- 4 有期懲役

第72条 罰金

罰金は、満16才以上18才未満の青少年犯罪者で、収入又は私有財産を有する場合に、主刑として適用する。

青少年犯罪者に適用する罰金の基準は、法律の規定によりこれに相当する成人の罰金水準の2分の1を超えてはならない。

第73条 非拘禁による矯正

青少年犯罪者に非拘禁による矯正を適用するに当たっては、その収入を減じてはならない。

青少年犯罪者に適用する非拘禁による矯正期間は、法律の規定によりこれに相当する成人に対する期間を超えてはならない。

第74条 有期懲役

青少年犯罪者は、以下に掲げる規定に従って有期懲役を科せられる。

- 1 罪を犯した時、満16才以上18才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は18年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の4分の3を超えてはならない。
- 2 罪を犯した時、満14才以上16才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は12年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の2分の1を超えてはならない。

第75条 複数罪を犯した場合の刑罰の併合

複数罪を犯した者で、そのうち満18才に達する以前に犯した犯罪がある場合、刑罰の併合は次のように適用される。

- 1 複数罪のうち、最も重大な犯罪が満18才に達する以前に行われたときは、共通刑は、本刑法第74条に規定する最高刑を越えてはならない。
- 2 複数罪のうち、最も重大な犯罪が行われた時、既に満18才に達していた場合、共通刑は、成人に適用すべきものと同等とする。

第76条 既決刑の減輕

第1項 非拘禁による矯正又は懲役刑に処せられた青少年犯罪者で、改善更正に相当の進歩があり、既に刑期の4分の1を服役しているときは、裁判所により刑罰の減輕が考慮される。特に懲役に対して、刑罰は各回4年間減輕されるが、これを適用するに当たっては、刑期の5分の2の服役を終了しているときに限られる。

第2項 非拘禁による矯正又は懲役刑に処せられた青少年犯罪者で、業績をあげた場合又は危険な病気を患った場合には、裁判所は、直ちに刑の減輕を考慮し、刑罰の残余の服役を免除することができる。

第3項 財産刑を科せられた青少年犯罪者が、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり特に困難な経済状況に陥った場合又は偉大な業績をあげた場合、裁判所は、検察院長官の請求に基づいて、財産刑の残余支払いの執行を減輕又は免除を決定することができる。

第77条 前科の抹消

第1項 青少年犯罪者に対する前科の抹消の期限は、本刑法第64条に規定する期限の半分とする。

第2項 本刑法第70条第1項に規定する司法措置を課せられた青少年犯罪者は、前科がなかったものとみなされる。

犯 罪

(以下、犯罪各論の規定となるが、抜粋部分のみ掲載する。)

第16章

经济管理秩序に対する侵害罪

第153条 密輸

第1項 以下に掲げるいずれかについて不法な越境取引を行った者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

- a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、

ヴェトナム通貨、外貨、貴金属及び(又は)宝石の取引、並びに本条、本刑法154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定める行為により行政罰を受けた者又はそのいずれかで判決を受けた者が前科の抹消がなされないうちに違反継続行為で、本刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定める規定に該当しない場合。

b) 歴史的及び(又は)文化的遺産

c) 大量取引¹⁶を禁じられている物、並びに本条、本刑法154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定める行為により行政罰を受けた者又はそのいずれかで判決を受けた者が前科の抹消がなされないうちに違反継続行為で、本刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に該当しない場合。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 組織的取引による場合
- b) 職業的犯行である場合
- c) 危険な再犯である場合
- d) 物品の価額が3億ドン以上5億ドン未満の場合
- e) 取引禁止品目の大量¹⁷取引の場合
- f) 高額¹⁸の不正利益を上げた場合
- g) 戦争状態、自然災害、伝染病、その他特に困難な状況に乗じた場合
- h) 地位又は権限濫用の場合
- i) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- j) 複数回に及ぶ場合
- k) 重大な結果を引き起こした場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、7年以上15年以下の懲役に処する。

- a) 物品の価額が5億ドン以上10億ドン未満の場合
- b) 取引禁止品目の特別に大量な¹⁹取引の場合
- c) 極めて巨額²⁰の不正利益を上げた場合
- d) 極めて重大な結果を引き起こした場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情でかかる罪を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

- a) 物品の価額が10億ドンを超える場合
- b) 特に極めて巨額²¹の不正利益を上げた場合
- c) 特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第5項 違反者には、300万ドン以上3000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収を併科で

16 英文は in great volume

17 英文は great quantity

18 英文は big illicit profits

19 英文は particularly great quantity

20 英文は very great illicit profits

21 英文は particularly great illicit profits

きるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第154条 物品又は通貨の不正な越境運搬

第1項 以下に掲げるいずれかについて不法な越境運搬を行った者は、500万ドン以上2000万ドンの罰金、2年未満の非拘禁による矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処する。

- a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、及び宝石の取引、並びに本条、本刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定める行為により行政罰を受けた者又はそのいずれかで判決を受けた者による前科の抹消がなされないうちの違反継続行為で、本刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に該当しない場合。
- b) 歴史的又は文化的遺産で、違反者が行政罰を受けた後の継続違反行為。
- c) 大量取引を禁じられている物、並びに本条、本刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定める行為により既に行政罰を受けた者又はそのいずれかで判決を受けた者による前科の抹消がなされないうちの違反継続行為で、本刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に該当しない場合。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、2年以上5年以下の懲役に処する。

- a) 物品の価額が3億ドン以上5億ドン未満の場合
- b) 取引禁止品目の極めて大量な²²取引の場合
- c) 地位又は権限濫用の場合
- d) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- e) 複数回に及ぶ場合
- f) 危険な再犯である場合

第3項 5億ドン以上の価額の物品又は特に極めて大量の物品を取引した者は、5年以上8年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、500万ドン以上1000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第155条 禁制品の製造、貯蔵、輸送及び取引

第1項 国家が禁止した物品を大量に製造、貯蔵、輸送又は取引した者、多額の不正利益を得た者、又は本条、本刑法153条、154条、156条、157条、158条、159条及び161条のいずれかに定める行為により行政罰を受けた者若しくはそのいずれかで判決を受けた者で前科の抹消がなされないうち

に違反を継続している者で、本刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に該当しない場合は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的取引による場合
- b) 地位又は権限の濫用の場合
- c) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- d) 職業的犯行である場合
- e) 犯罪に関する物品が極めて大量であり、又は極めて多額の不正利益を得た場合
- f) 危険な再犯である場合

第3項 特に極めて大量の物品を取引し、又は特に極めて巨額の不正利益を上げた場合、違反者は8年以上15年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、300万ドン以上3000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第156条 偽造品の製造及び取引

第1項 3000万ドン以上1億5000万ドン未満相当の物品の偽造品を製造又は取引した者、又は3000万ドン以下であるが重大な結果を引き起こした者、若しくは本条、本刑法153条、154条、155条、157条、158条、159条及び161条のいずれかに定める行為により行政罰を受けた者あるいはそのいずれかで判決を受けた者で前科の抹消がなされないうちに違反を継続している者は、6か月以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的取引による場合
- b) 職業的犯行である場合
- c) 危険な再犯である場合
- d) 地位又は権限の濫用の場合
- e) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- f) 偽造品が、本物にして1億5000万ドン以上5億ドン未満に相当する量である場合
- g) 巨額の不正利益を上げた場合
- h) 極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、7年以上15年以下の懲役に処する。

- a) 偽造品が、本物にして5億ドン以上に相当する量である場合
- b) 極めて巨額又は特に極めて巨額の不正利益を上げた場合
- c) 特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第4項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

22 英文は very great quantity

第157条 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の
偽造品の製造及び取引

第1項 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び(又は)取引を行った者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、5年以上12年以下の懲役に処する。

- a) 組織的取引による場合
- b) 職業的犯行である場合
- c) 危険な再犯である場合
- d) 地位又は権限の濫用の場合
- e) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- f) 重大な結果を引き起こした場合

第3項 本罪を犯し、よって極めて重大な結果を引き起こした場合、違反者は12年以上20年以下の懲役に処する。

第4項 本罪を犯し、よって特に極めて重大な結果を引き起こした場合、20年の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第5項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第158条 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引

第1項 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品を大量に製造及び(又は)取引をした者、重大な結果を引き起こす同物品の製造及び(又は)取引をした者、又は本条、本刑法153条、154条、155条、157条、159条及び161条のいずれかに定める行為により行政罰を受けた者若しくはそのいずれかで判決を受けた者で前科の抹消がなされないうちに違反を継続しているときは、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的取引による場合
- b) 地位又は権限の濫用の場合
- c) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- d) 極めて大量の偽造品である場合
- e) 危険な再犯である場合
- f) 極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 特に極めて大量の偽造品を扱って本罪を犯し、又は特に極めて重大な結果を引き起こした場合、7年以上15年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第159条 不法商行為

第1項 以下に掲げるいずれかにの事情の下で、事業登録を怠り、登録内容に反し、又は法の要求する別の許認可を得なかった者は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金又は2年以下の非拘禁による矯正に処する。

- a) 上記行為で行政罰を受けた者、又は本条、本刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、160条、161条、164条、193条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定める行為により前科の抹消を受けていないうちに罪を繰り返している者

- b) 1億ドン以上3億ドン未満に相当する物品を扱った場合

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3か月以上2年以下の懲役に処する。

- a) 機関又は団体の名称を悪用した場合
- b) 架空の団体名を使用した場合
- c) 3億ドン以上の物品を扱った場合
- d) 巨額の不法利益を得た場合

第3項 違反者には、300万ドン以上3000万ドン以下の罰金を併科することができる。

第160条 投機

第1項 自然災害、伝染病及び(又は)戦時中に、物品の不足に乗じ、又は物品が不足しているふりをして、不法利得を得るために販売目的で大量の物品を買い占め、よって重大な結果を引き起こした者は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的取引による場合
- b) 地位又は権限の濫用の場合
- c) 機関又は組織の名称を悪用した場合
- d) 投機対象が極めて大量の物品である場合
- e) 極めて巨額の不正利得を得た場合
- f) 極めて重大な結果を引き起こした場合
- g) 危険な再犯である場合。

第3項 以下に掲げるいずれかの事情でかかる罪を犯した者は、8年以上15年以下の懲役に処する。

- a) 投機対象が特に極めて大量の物品である場合
- b) 特に極めて巨額の不正利得を得た場合
- c) 特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第4項 違反者には、300万ドン以上3000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第161条 脱税

第1項 5000万ドン以上1億5000万ドン相当の脱税を行い、本刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条、164条、193条、

194条, 195条, 196条, 230条, 232条, 233条, 236条及び238条のいずれかに定める行為により行政罰若しくは判決を受け, まだ前科の抹消を受けずに違反を継続している者は, 脱税額と同額ないしその5倍の罰金又は2年以内の非拘禁による矯正に処する。

第2項 1億ドン以上5億ドン相当の脱税を行い, 又は脱税を繰り返し行っている場合, 違反者は脱税額と同額ないしその5倍の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第3項 5億ドンを超える脱税を行い, 又は特に重大な事情で本罪を犯した場合, 違反者は2年以上7年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には, 脱税額と同額ないしその3倍の罰金を併科することができる。

第162条 顧客に対する詐欺行為

第1項 物品の売買において, 重量, 寸法, 計算の不正若しくは詐欺的な交換その他詐欺的な手段を用いて, 顧客に重大な損害を与えた者, 又は本項により既に行政罰又は判決を受け, まだ前科の抹消を受けずに違反を継続している者は, 警告, 500万ドン以上5000万ドン以下の罰金, 3年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本条の行為が複数回に及ぶ場合又は巨額の不正利得を得た場合, 違反者は2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には, 300万ドン以上3000万ドン以下の罰金を併科することができる。

第163条 高利金融

第1項 法定最大金利の10倍以上の金利で, 搾取的な金融を行った者は, 利息額と同額ないしその10倍の罰金又は1年以内の非拘禁による矯正に処する。

第2項 巨額の不正利得を得た場合は, 違反者は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には, 不正利得と同額ないしその5倍の罰金を併科できるほか, 1年ないし5年の間, 一定の地位, 職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第164条 切手及び切符の偽造並びに偽造切手及び切符の売買

第1項 あらゆる種類の偽造切手及び偽造切符を大量に取引した者, 又は同行為について既に行政罰又は判決を受けたにもかかわらず, 前科の抹消前に同罪を繰り返している者は, 500万ドン以上5000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は, 2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 組織的手口による場合

- b) 地位又は権限の乱用の場合

- c) 極めて巨額の不正利得を得た場合

- d) 危険な再犯である場合

第3項 違反者には, 300万ドン以上3000万ドン以下の罰金を併科できるほか, 1年ないし5年の間, 一定の地位, 職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第165条 経済管理に関する国家規則を故意に侵犯し, 重大な結果を引き起こした場合

第1項 自己の職務若しくは地位を濫用して, 経済管理に関する国家規則を故意に侵犯し, 1億ドンないし3億ドンの損害を引き起こし, 又は損害は1億ドン以下であっても, 違反者が本罪の行為について既に処分を受けたにもかかわらず本罪を繰り返して重大な結果を引き起こした場合は, 違反者は3年以下の非拘禁による矯正又は1年以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は, 3年以上12年以下の懲役に処する。

- a) 利己的又はその他の個人的目的による場合

- b) 組織的手口による場合

- c) 背信的な手段による場合

- d) 3億ドンないし10億ドンの損害を引き起こし, 又はその他の極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 10億ドン以上の損害を引き起こし, 又はその他の特に極めて重大な結果を引き起こした場合には, 違反者は10年以上20年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には, 財産の一部又は全部の没収を併科できるほか, 1年ないし5年の間, 一定の地位, 職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第166条 不法な基金の設立

第1項 自己の職務若しくは地位を濫用して, 5000万ドンないし2億ドン相当の不法な基金を作り若しくはその基金を使用した者, 又は本罪の行為について既に処分又は行政罰を受けたにもかかわらず本罪を繰り返した者は, 3年以下の非拘禁による矯正又は1年以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は, 3年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 規制を逃れるために背信的な手段を用いた場合

- b) その他の罪を犯す目的である場合

- c) 不法基金の額が2億ドン以上5億ドン未満である場合

- d) 極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は, 6年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 不法基金の額が5億ドン以上10億ドン未満である場合

b) 特に極めて重大な結果を引き起こした場合
第4項 不法基金の額が10億ドンを超える場合、違反者は8年以上15年以下の懲役に処する。

第5項 違反者は、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じられるほか²³、500万ドン以上3000万ドン以下の罰金に科せられることがある。

第167条 経済管理についての虚偽報告

第1項 利己的若しくはその他の個人的目的のために、データや文書について明らかに不実の虚偽報告を関係機関に行い、国家の社会・経済計画の立案及び遂行に重大な結果をもたらした者、又はかかる行為について既に処分、行政罰又は判決を受けているにもかかわらず前科の抹消を受けていないうちに罪を繰り返した者は、1年以下の非拘留による矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 違反者には、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第168条 虚偽の宣伝

第1項 物品又はサービスについて虚偽の宣伝を行い、重大な結果を引き起こした者、又はかかる行為について既に行政罰若しくは判決を受けているにもかかわらず前科の抹消を受けないうちに本罪を繰り返した者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘留による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第169条 救助資金及び救助物質の分配規則に対する故意の違反

第1項 自己の職務又は地位を濫用して、救助資金及び救助物質の分配規則を故意に侵犯し、重大な結果を引き起こした者は、警告、2年以下の非拘留による矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口による場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 違反者には、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第170条 工業所有権保護証書認可規則の違反

第1項 工業所有権保護証書を認可する権限を有するにもかかわらず、保護証書認可に関する法規定に違反した者で、既にかかる行為について処分又は行政罰を受けたにもかかわらず、本罪の違反を続け、重大な結果を引き起こした者は、3年以下の非拘留による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口による場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 違反者には、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第171条 工業所有権の侵害

第1項 営利目的で、発明、実用新案、工業意匠、商標、屋号、原産地及びヴィエトナムで保護されているその他の工業所有権対象を盗用若しくは不法に使用した者、又はかかる行為について既に処分、行政罰若しくは判決を受けたにもかかわらず前科の抹消を受けないうちに本罪を繰り返した者は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以内の非拘留による矯正に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口による場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 違反者には、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金を併科できるほか、1年以下5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第172条 天然資源調査、探査、及び開発に関する規則違反

第1項 天然資源の調査、探査及び開発に関する国家規則に違反して、かかる行為をヴィエトナムの陸上、島、内陸水系、領海、排他的経済地域、大陸棚、領空で、無許可又は許可内容に違反する活動を行い、よって重大な結果を引き起こした者は、警告、5000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し、極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金を併科することができる。

23 英文では、他の規定とは異なり、前段が必要的な併科になっている。

第173条 土地利用規則違反

第1項 土地管理及び土地利用に関する国家規則に違反して、土地を取得・占拠し、土地使用権を移転し、若しくは土地を使用して、重大な結果を引き起こした者、又はかかる行為について既に行政罰若しくは判決を受けたにもかかわらず前科の抹消を受けないうちに本罪を繰り返した者は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 組織的手口による場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 違反者には、500万ドン以上2000万ドン以下の罰金を併科することができる。

第174条 土地管理規則違反

第1項 自己の地位若しくは職権を利用若しくは濫用して、法律に反して土地の割当て、返還、賃貸、使用権の移転、土地利用の変更を行った者、又はかかる行為について既に処分を受けたにもかかわらず違反を続けた者は、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 土地面積が大きい、又は土地価格が高額である場合
- b) 重大な結果を引き起こした場合

第3項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第175条 森林開発及び森林保護に関する規則違反

第1項 以下に掲げるいずれかの罪を犯し、重大な結果を引き起こした者、又はかかる行為について既に行政罰又は判決を受けているにもかかわらず前科の抹消を受けないうちに違反を続けた者は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処する。

- a) 森林材木を不法に開発し、又はその他森林開発・保護に関する国家規則を侵犯する行為を行った者で、本刑法第189条に定める場合に該当しない場合
- b) 不法に木材を輸送・交易した者で、本刑法

第153条及び第154条に該当しない場合

第2項 極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を実行した場合、違反者は2年以上10年以

下の懲役に処する。

第3項 違反者には、500万ドン以上2000万ドン以下の罰金を併科することができる。

第176条 森林管理規則違反

第1項 自己の地位若しくは職権を利用若しくは濫用して、以下のいずれかの行為を行い重大な結果を引き起こした者、又はかかる行為について既に処分を受けたにもかかわらず違反を続けた者は、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

- a) 不法に森林又は森林地帯の割当て又は返還を行った者
- b) 不法に森林又は森林地帯の使用権移転を許可した者
- c) 不法に森林製品の開発又は輸送を許可した者

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 組織的手口による場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 極めて重大な結果を引き起こした場合

第3項 特に極めて重大な結果を引き起こした場合、違反者は5年以上12年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第177条 電力供給規則違反

第1項 責任ある地位にある者が、以下に掲げるいずれかの行為を行い、重大な結果を引き起こした場合、又はかかる行為について既に処分、行政罰若しくは判決を受けたにもかかわらず前科の抹消前に違反を続けた場合は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処する。

- a) 理由なく、又は規定に従った通告をしないで電力供給を停止した場合
- b) 理由なく電力供給を拒否した場合
- c) 正当な理由なく電力事故の処理を遅滞させた場合

第2項 本罪を犯し非常に重大な又は極めて重大な結果を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には、200万ドン以上2000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第178条 金融機関の授権資本補充のための準備金の不法使用

第1項 責任ある地位にある者が、配当金分配のための授権資本補充準備金を使用し、重大な結

果を引き起こした場合、又はかかる行為について既に処分、行政罰又は判決を受けているにもかかわらず前科の抹消前に違反を続けた者は、1000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な又は特に極めて重大な結果を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第179条 金融機関の運用における貸付規則違反

第1項 金融機関に雇用され、以下のいずれかの罪を犯し、重大な結果を引き起こした者は、1000万ドン以上5000万ドン以下の罰金又は1年以上7年以下の懲役に処する。

a) 法の規定に反して無担保の貸付を行った場合

b) 定められた金額を超えて貸付を行った場合

c) その他貸付業務に関する法律の規定に違反した場合

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第180条 偽造通貨、偽造財務省証券、偽造債券の製造、保管、輸送及び流通

第1項 偽造通貨、偽造財務省証券及び(又は)偽造債券証券を製造、保管、輸送し、及び(又は)これらを流通させた者は、3年以上7年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し非常に重大な結果を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第4項 違反者には、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第181条 偽造小切手及び偽造有価証券の製造、保管、輸送及び流通

第1項 偽造小切手及び(又は)偽造有価証券を製造、保管、輸送し、又はこれらを流通させた者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し非常に重大な結果を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務若しくは仕事に就くことを禁じることができる。

第17章 環境関連犯罪

第182条 大気汚染の誘因

第1項 許容範囲を超えた量の噴煙や塵埃その他の有害物質、放射線その他放射線物質を大気中に放出した者で、既にこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず、権限ある機関が定める様々な決定事項に基づく改善策を講じようとせず、よって重大な結果が生じさせているときは、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、500万ドンないし5000万ドンの罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第183条 水源汚染の誘因

第1項 規定量を超えた石油や脂肪、毒性化学物質、放射性物質を水源に放出し、又は廃棄物や動植物の残骸バクテリア、微小バクテリア、流行性有害寄生虫を同様に水源に放出した者で、既にこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず権限ある機関が定める様々な決定事項に基づく改善策を講じようとせず、よって重大な結果を生じさせているときは、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第184条 土地汚染

第1項 規定量を超えた毒性物質を陸地に埋没せしめ又は放出させた者で、既にこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず権限ある機関が定める様々な決定事項に基づく改善策を講じようとせず、よって重大な結果を生じさせているときは、その当事者は1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正もしくは懲役6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第185条 環境保護基準に合致しない技術、機械類、機器、廃棄物資その他の物資の輸入

第1項 環境保護基準に合致しない技術、機械類、機器、生物学的製剤、化学製剤、有害物質、放射性物質、廃棄物質を輸入した者で、既にこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず、同様の行為を続けて重大な結果を生じさせたときは、1000万以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第186条 人間への危険な疫病の拡散

第1項 以下に掲げるような、他人に対する危険な疫病の拡散行為のいずれかを犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処する。

- a) 危険な疫病を人間に拡散する可能性のある動植物、動物性物質、植物性物質その他の物質を疫病地域から持ち出すこと
- b) 疾病感染しているか、又は人間に対して拡散の可能性のある危険な病原菌を媒介している動植物又は動物性・植物性物質をベトナム国内へ持ち込むこと、又は持ち込みを許可すること
- c) その他人間に危険な疾病を拡散する行為

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせたときは、5年以上

12年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第187条 動植物に故意に危険な疾病を拡散する行為

第1項 以下に掲げるような、動植物への危険な疫病の拡散行為のいずれかを犯した者、又はこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず、同様の行為を続けている者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

- a) 疾病感染しているか、又は危険な病原菌を媒介している動植物若しくは動物性・植物性物質を制限循環区域に持ち込むこと、又はそこから持ち出すこと
- b) 隔離が必要であるにもかかわらず、隔離に必要な法律上の諸条項に合致しない動植物又は動物性・植物性物質をベトナム国内へ持ち込むこと、又は持ち込みを許可すること
- c) その他動植物に危険な疾病を拡散する行為

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第188条 水産資源の破壊

第1項 以下に掲げるような状況において水産資源の保護に関する諸規定に違反して重大な結果を生じせしめた者、又は既にこれらの行為により行政罰若しくは判決を受けたにもかかわらず前科の抹消前に同様の行為を続けている者は、1000万以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

- a) 毒性物質、爆発物、化学物質、電流、その他禁止漁獲法又は用具を用いて水産物を捕獲又は水産資源を破壊する場合
- b) 多くの種の産卵期その他法律で禁じられている期間に制限区域において水産物を捕獲する場合
- c) 政府の規則により捕獲が禁じられている貴重な種及び希少な種の水産物を捕獲する場合
- d) 政府の規則により保護されている貴重な種及び希少な種の生息地を破壊する場合
- e) 水産資源に関するその他の諸条例に違反した場合

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせたときは、5000万ドンないし2億ドンの罰金又は2年以上5年以下の

懲役に処する。

第3項 違反者には、200万ドン以上2000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第189条 森林破壊

第1項 森林を不法に燃やし、破壊し、又はその他森林破壊活動を行い、よって重大な結果を生じさせた者、又は既にこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず同様の行為を続けている者は、1000万以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、3年以上10年の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 地位若しくは職権の濫用又は諸機関又は組織の名称を濫用した場合
- c) 膨大な範囲にわたる森林を破壊した場合
- d) 政府が規定したリストにある貴重な種及び希有な種の植物を伐採及び(又は)破壊した場合
- e) 極めて重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、7年以上15年の懲役に処する。

- a) 特に極めて広大な範囲の森林を破壊した場合
- b) 保安林、特別用途の森林を破壊した場合
- c) 特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 違反者には、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第190条 貴重な希少野生動物の保護に関する条例の違反

第1項 政府の規則により狩猟、捕獲、殺戮、運搬及び(又は)売買が禁じられている貴重かつ希少な野生動物に対し、そのような行為を不法に行った者、又は当該動物を用いて生産した製品を不法に持ち運び売買した者は、500万以上5000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情において本罪を犯したときは、2年以上7年の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 地位又は職権の濫用があった場合
- c) 禁じられている狩猟又は捕獲の器具又は手段を用いた場合
- d) 禁じられている区域又は期間における狩猟又は捕獲
- e) 極めて重大な結果又は特に極めて重大な結

果を生じさせた場合

第3項 違反者には、200万ドン以上2000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反

第1項 国家による特別保護下にある自然保護区、国立公園、自然の遺跡その他自然区域の利用又は乱開発に関する制度に違反した者、又は既にこれらの行為により行政罰を受けたにもかかわらず同様の罪を犯して重大な結果を生じさせている者は、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせたときは、2年以上5年以下の懲役に処する。

第3項 違反者には、200万ドン以上2000万ドン以下の罰金を併科できるほか、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じることができる。

第21章

地位に関連する犯罪

第277条 地位に関連する犯罪の定義

地位に関連する犯罪とは、公務執行において、一定の地位を有する者が当該機関及び(又は)団体の適法な活動を侵害する行為をいう。

上記の地位を有する者とは、任命、選挙、契約その他の取決めにより当該地位に就任した者で、俸給の有無に関係なく、特定の公務を執行する者又は執行中に特定の権限を有する者をいう。

セクションA 汚職犯罪

第278条 財産横領

第1項 地位又は職権を濫用し、自己が管理責任を有する財産で、その価値が50万ドン以上5000万ドン以下の財産を着服した者、又は50万ドン未満の価値であるものの以下に掲げる事情があるときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 重大な結果を生じさせた場合
- b) 犯罪者が既に処分を受けたにもかかわらず、本罪を続けている場合
- c) 本章セクションAに規定する違反のいずれかにより既に判決を受けたにもかかわらず前科の抹消前に同様の犯罪行為を続けている場合

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 欺瞞的かつ危険な手段を用いた場合

- c) 犯行が複数回に及ぶ場合
- d) 5000万ドン以上2億ドン以下の価値に相当する財産を着服した場合
- e) その他重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、15年以上20年以下の懲役に処する。

- a) 2億ドン以上5億ドン以下の価値に相当する財産を着服した場合
- b) その他極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、懲役20年、無期懲役又は死刑に処する。

- a) 5億ドン以上の価値に相当する財産を横領した場合
- b) その他特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第5項 違反者には、1年ないし5年の間、一定の地位に就くことの禁止、1000万ドン以上5000万ドン以下の罰金又は本人の財産の一部又は全部の没収を併科することができる。

第279条 収賄

第1項 地位及び(又は)職権を濫用し、賄賂供与者の利益のため又はその要求に基づき、特定の職務を行うため又はその職務の遂行を見送るため、いかなる形であれ50万ドン以上1000万ドン以下の価値に相当する財産その他の物質的利益、又は50万ドン未満の価値であるときは以下に掲げる状況で、これらの金銭、財産又は物質的利益を、直接又は他人を介して受領した又は受領する者は、懲役2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 重大な結果を生じさせた場合
- b) 本章セクションAに規定する違反のいずれかにより既に判決を受けたにもかかわらず前科の抹消前に同様の犯罪行為を続けている場合

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 地位又は職権を濫用した場合
- c) 犯行が複数回に及ぶ場合
- d) 賄賂が国家財産であることを明確に認識していた場合
- e) 賄賂を要求し、又は賄賂に関して迷惑的行為又は詐欺的な手段を用いた場合
- f) 賄賂の金額が1000万ドン以上5000万ドン未満の場合
- g) その他重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、15年以上20年以下の懲役に処する。

- a) 5000万ドン以上3億ドン以下の価値に相当する財産を着服した場合
- b) その他極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を

犯したときは、懲役20年、無期懲役又は死刑に処する。

- a) 3億ドン以上の価値に相当する財産を横領した場合
- b) その他特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第5項 違反者には、1年ないし5年間、一定の地位に就くことを禁止するほか、賄賂額と同額ないしその5倍の罰金又は本人の財産の一部若しくは全部の没収を併科することができる。

第280条 財産着服のための地位及び職権の濫用

第1項 地位及び(又は)職権を濫用し、50万ドン以上5000万ドン未満の価値の他人の財産を着服した者、又は50万ドン未満の価値を着服した者で、重大な結果を生じさせた場合、若しくは本章セクションAに規定する行為により既に処分又は判決を受けたにもかかわらず前科の抹消前に同様の違反行為を続けている場合は、1年以上6年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、6年以上13年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 不実かつ危険な手段を用いた場合
- c) 犯行が複数回に及ぶ場合
- d) 危険な再犯の場合
- e) 500万ドン以上2億ドン未満の価値に相当する財産を着服した場合
- f) その他重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、13年以上20年以下の懲役に処する。

- a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を着服した場合
- b) その他極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、懲役20年又は無期懲役に処する。

- a) 5億ドン以上の価値に相当する財産を着服した場合
- b) その他特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第5項 違反者には、1年ないし5年間、一定の地位に就くことを禁止するほか、1000万ドン以上5000万ドンの罰金を併科することができる。

第281条 公務執行中の地位又は職権の濫用

第1項 利己的又はその他個人的動機により地位又は職権を濫用し、公務に違反して、国家、社会の利益並びに国民の法律上の権利及び利益に危害を与えた者は、3年以下の非拘禁による矯正又は1年以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、5年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合

c) 重大な結果を生じさせた場合

第3項 本罪を犯し、極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせたときは、10年以上15年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、1年ないし5年間、一定の地位に就くことを禁止するほか、300万ドン以上3000万ドンの罰金を併科することができる。

第282条 公務執行中における職権の濫用

第1項 利己的又はその他個人的動機により地位又は職権を越えた行為をし、国家、社会の利益並びに国民の法律上の権利及び利益に危害を与えた者は、1年以上7年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、5年以上12年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 重大な結果を生じさせた場合

第3項 本罪を犯し極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせたときは、10年以上20年以下の懲役に処する。

第4項 違反者には、1年ないし5年間、一定の地位に就くことを禁止するほか、300万ドン以上3000万ドンの罰金を併科することができる。

第283条 個人的利益目的でなす地位又は職権の濫用

第1項 地位又は職権を濫用し、いかなる形であれ50万ドン以上1000万ドン以下の価値に相当する金銭、財産その他の物質的利益につき、直接又は他人を介して受領した、若しくは受領する者、又は50万ドン未満の価値を着服した者で、重大な結果を生じさせた場合、若しくは本条に規定する行為により既に処分又は判決を受けたにもかかわらず前科の抹消前に同様の違反行為を続け、自らの影響力を利用し、地位又は職権を有する者に対して、権限内又は許可されていない行為につき、これを遂行又は遂行しないことを勧誘した者は、1年以上6年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、6年以上13年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 犯行が複数回に及ぶ場合
- c) 金銭、財産その他の物質的利益が1000万ドン以上5000万ドン未満の場合
- d) その他重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、13年以上20年以下の懲役に処する。

- a) 金、財産その他の物質的利益が5000万ドン以上3億ドン未満の場合
- b) その他極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、懲役20年又は無期懲役の刑に処する。

a) 金、財産その他の物質的利益が3億ドン以上の場合

b) その他特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第5項 違反者には、1年ないし5年間、一定の地位に就くことを禁止するほか、個人的利益のために得た金額と同額ないしその5倍の罰金を併科することができる。

第284条 雇用の過程での文書偽造

第1項 利己的又はその他個人的動機により地位、職権を濫用し、以下に掲げる行為のいずれかをなした者は1年以上5年以下の懲役に処する。

- a) 書類、文書の内容を修正又は偽造した場合
- b) 偽造文書を作成又は譲渡した場合
- c) 地位又は権限ある人物の署名を偽造した場合

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯したときは、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 行為者が書類又は文書の作成又は譲渡に関する責任を有する者である場合
- c) 犯行が複数回に及ぶ場合
- d) 重大な結果を生じさせた場合

第3項 本罪を犯し極めて重大な結果を生じさせたときは、7年以上15年以下の懲役に処する。

第4項 本罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせたときは、12年以上20年以下の懲役に処する。

第5項 違反者には、1年ないし5年間、一定の地位又は職務に就くことを禁止するほか、300万ドン以上3000万ドンの罰金を併科することができる。

セクションB その他の地位関連犯罪

第285条 重大な結果をもたらす任務怠慢

第1項 本刑法第144条、第235条及び第301条に規定する場合を除き、任務怠慢で職責を遂行せず、又は十分に遂行しなかったことにより、重大な結果を生じさせた者は、3年未満の非拘禁による矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し極めて重大な結果を生じさせたときは、3年以上12年以下の懲役に処する。

第3項 違反者は、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じられる。

第286条 故意による労働上の機密漏洩、労働上の機密文書の着服、売買又は破損

第1項 本刑法第80条及び第263条に規定する場合を除き、労働上の機密を故意に漏洩した者、又は労働上の機密を含む文書を着服、売買若しくは破損した者は、3年以下の非拘禁による矯正、

3か月以上ないし3年以下の懲役に処する。

第2項 本罪を犯し重大な結果を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役に処する。

第3項 違反者は、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じられる。

第287条 過失による労働上の機密漏洩、労働上の機密文書の紛失

第1項 本刑法第264条に規定する場合を除き、過失によって労働上の機密を漏洩し、又は労働上の機密文書を紛失し、重大な結果若しくは極めて重大な結果を生じさせた者は、警告、2年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処する。

第2項 違反者は、1年ないし5年の間、一定の地位、職務又は仕事に就くことを禁じられることがある。

第288条 地位の放棄

第1項 公務員が故意にその地位を放棄し、重大な結果を生じさせたときは、2年以下の非拘禁による矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処する。

- a) 他人に対してその役職を放棄するように働きかけた場合
- b) 戦争、自然災害その他社会にとって極めて困難な状況下において本罪を犯した場合
- c) 極めて重大な結果又は特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第3項 違反者は、1年ないし5年の間、一定の地位に就くことを禁じられることがある。

第289条 贈賄

第1項 50万ドン以上1000万ドン未満の賄賂を提供した者、又は50万ドン未満の賄賂を提供し、重大な結果を生じさせ、若しくは同罪を2度以上犯した者は、1年以上6年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、6か月以上13年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 詐欺的手段を用いた場合
- c) 国家財産を贈賄に利用した場合
- d) 複数回に及ぶ場合
- e) 賄賂額が1000万ドン以上5000万ドン未満相当の場合
- f) その他重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、13年以上20年以下の懲役に処する。

- a) 賄賂の額が5000万ドン以上3億ドン未満の場合
- b) その他極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を

犯した者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処する。

- a) 賄賂額が3億ドン以上の場合
- b) その他特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第5項 違反者には、贈賄額と同額ないしその5倍の罰金を併科することができる。

第6項 贈賄を強要されたものの発覚前に自ら当該事実を報告した者には、刑事責任の免除及び賄賂の一部又は全部の返還をすることができる。

第290条 賄賂の仲介人としての行為

第1項 賄賂の仲介人として、その賄賂が50万ドン以上1000万ドン未満を扱った者、又は50万ドン未満の価値であるが、同行為により重大な結果を生じさせ、若しくは同罪を2度以上犯した者は、6か月以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 組織的な手口である場合
- b) 詐欺的手段を用いた場合
- c) 賄賂が国家財産であることを認識していた場合
- d) 複数回に及ぶ場合
- e) 賄賂額が1000万ドン以上5000万ドン未満相当の場合
- f) その他重大な結果を生じさせた場合

第3項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、8年以上15年以下の懲役に処する。

- a) 賄賂額が5000万ドン以上3億ドン未満相当の場合
- b) その他極めて重大な結果を生じさせた場合

第4項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、12年以上20年以下の懲役に処する。

- a) 賄賂額が3億ドン以上の場合
- b) その他特に極めて重大な結果を生じさせた場合

第5項 違反者には、贈賄額と同額ないしその5倍の罰金を併科することができる。

第6項 賄賂の仲介人が発覚前に自ら当該事実を報告した者は、刑事責任を免除される。

第291条 個人的利益目的で地位又は職権を有する人物に対してなす影響力の行使

第1項 50万ドン以上5000万ドン以下の価値に相当する金銭、財産又はその他の物質的利益を直接若しくは介在者を通して受領した者で、又はその価値が50万ドン未満であるが、重大な結果を引き起こす場合、若しくは同様の行為により既に処分を受けたが、同様の違反行為を続け、自らの影響力を利用し、地位又は職権を有する者に対して、権限内又は許可されていない行為につき、これを遂行又は遂行しないことを勧誘した者は1年以上5年以下の懲役に処する。

第2項 以下に掲げるいずれかの事情で本罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。

- a) 犯行が複数回に及ぶ場合
- b) 5000万ドン相当以上の金銭，財産その他の物質的利益を受領した場合

c) その他重大な結果，極めて重大な結果又は極めて重大な結果を生じさせた場合

第3項 違反者には，個人的利益のために得た金額と同額ないしその5倍の罰金を併科することができる。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

子供の法廷傍聴

国際協力部には，ヴィエトナムの司法機関の高官を始め，様々な方が日本を訪れます。そのような時には，法廷傍聴は欠かせないプログラムです。言葉は分からなくても，裁判官や当事者の物腰から，自己の国とは異なる実情を垣間見ることができるからです。

ヴィエトナム司法省次官が法廷傍聴したとき，たまたま小学生くらいの子供が母親と一緒にいました。すると，次官は信じられないものを見たというような顔で，「日本では子供の法廷傍聴は禁止されていないのか」と聞いてきたのです。ヴィエトナムでは教育的配慮から傍聴が禁止されているとのこと。そこで，「法廷傍聴には良い教育効果もあるでしょう。仮に教育上よろしくないとしても，親が配慮すれば良いことで，国家がする必要はないのではないか」と答えたのですが，次官は納得行かない様子でした。紙の上では分からない制度の違いを知るには，現場を一緒に行動するのが最適です。

～ 国際協力の現場から ～

“百聞は一見に如かず”
(法整備支援の基本もまず現場から)

主任国際協力専門官 戸根省吾

「法整備支援」この仕事に携わる以前、大阪地検の検察事務官として12年間勤務しておりましたが、「捜査の基本はまず現場から」というフレーズを幾度となく耳にする機会がありました。刑事ドラマでもよく聞くことのある、このフレーズをインドシナの法整備支援の現場にて痛感するとは、まだまだ人生勉強不足でした。

1 JICA の研修員になって

法整備支援の世界に足を踏み入れて、はや3年目、当部で行った本邦研修にてラオス・ヴィエトナムの方々延べ100名以上と接する機会があったものの、実際どのような国々なのか。研修員や教官から話を聞いてイメージは十分にわいてはいるつもりでしたが、やはり実際に自分の目で見てみたい。そんな思いが天に伝わったのか、この度、JICA（国際協力事業団）主催の平成14年度第1回技術協力専門家養成研修（法整備支援コース）¹に研修員として参加し、海外実地研修の一環としてラオス・ヴィエンチャンとヴィエトナム・ハノイを訪れ、両国の司法関係者と面談をする貴重な機会を頂いたので、その際の雑感を報告させていただきます。

2 ラオス・ヴィエトナムとは？

ラオスって？

人口約500万人が日本の本州とほぼ同じ面積に居住。首都はヴィエンチャン²。言語はラオス語。英語はあまり通用しません。あいさつは、昼夜を問わず「サバイディー」で全て通用。通貨はキープ、現在のレートは1 \$ = 約10,000キープ、つまり10,000キープが約120円（平成14年8月現在）です。かなりの贅沢をしないかぎり、一日三餐を外食しても1日で7 \$（約800円）³あれば十分に賄うことができます。紙幣の最高額が5,000キープであることから、日本円にしてたった6,000円を両替しただけで、100枚近くの札束が財布に溢れ、

1 JICA が技術協力支援を行う開発途上国にて、将来長期派遣専門家として、活動予定の者に対し、人材育成を行うための研修。今回は法整備コース以外に農村開発、インフラ整備、プライマリ・ヘルスケア、貧困対策の計5コースが実施された。本研修は国際協力の根幹を担う長期派遣専門家を育成するための非常に貴重な研修である。

2 今回タイのバンコク経由でラオスの首都ヴィエンチャンに入国したが、JAL チェックインカウンターで「ヴィエンチャンはタイ国内ですよなー」と尋ねられてしまったほど、世の人にとってはまだまだ知名度の低い首都である。ヴィエンチャンへ日本からの直行便はない。

3 ちなみに日本でも流行の足裏・全身マッサージが1時間で3 \$ という驚異の安さであった。

空港の両替所で早くも面食らう人がほとんどです。時差は日本からマイナス2時間なので時差ボケという言葉は全く必要がありません。社会主義国ではありますが、文化圏としてはタイに近く、一般人のほとんどは、タイのTV番組を視聴しているようです。

ヴェトナムって？

人口約7,800万人が本州、北海道、四国を足した面積に居住。首都はハノイ。言語はヴェトナム語、あいさつは、これまた昼夜を問わず「シンチャオ」で通用します。英語は少々通用する。通貨は、ヴェトナムドン、現在のレートは、1\$=約15,000ドン、つまり10,000ドンが約80円(平成14年8月現在)です。ハノイは、ヴィエンチャンに比べやや物価が高いが、感覚としては、日本の3分の1程度である。時差はラオスと同様、マイナス2時間。文化圏としては、ハノイ中心部の街並みは、旧宗主国であるフランスを感じさせる部分が一部存在するが、ヴェトナムは、「越南」、ハノイは「河内」との表記を町中でもよく見かけること、孔子を奉ったお寺があることや歴史的な背景からも中国の影響が色濃いように思われます。ラオス同様社会主義国です。

3 ラオス・ヴェトナム雑感

ラオス雑感

ラオスを評して、アジア最後の桃源郷という方もいれば、明治時代の初代法律コンサルタントのブスケ「日本見聞記」に出てくる明治の日本と全く同じであると評する方もいる。

この地を訪れた人なら誰しも感じるようであるが、とにかく、素朴でのんびりとした時間が流れています。

DAC(開発援助委員会)⁴の分類によるとラオスは、LLDC(後発開発途上国)⁵であり、国民一人当たりのGDPが273ドル⁶(約32,000円、日本の約173分の1)であることから、データ上は、世界の最貧国48か国に属しているにも関わらず、10代と思いき若者たちが、少なくとも1,000ドル近くするバイクにまたがり、颯爽と駆け抜ける姿や、街で見かける人々の笑顔からは、この国が貧しい国であるという印象を受ける人は、ほとんどいないように思えるのがここラオスなのです。

ラオスには、現行法は現在わずか48しかありません。今回の研修にて法整備支援に関する意見聴取を多くの司法関係者から行いましたが、一様に市場経済化に向けての法制度整

4 開発援助委員会(Development Assistance Committee) OECD(経済協力開発機構)の内部委員会の一つ。途上国に対し先進国が行う援助実績の調査や勧告・調整などを通じて経済協力を推進する。1961年DAG(開発援助グループ)を改組。出典:三章堂大辞林

5 後発開発途上国(LDC or LLDC: Least Developed Country または Least among Less Developed Country)

開発途上国の中でも特に開発の遅れた国々。91年12月、第46回国連総会において財政、経済及び社会開発の観点から、新たなLLDC認定基準が承認されており、これに基づき国連の開発計画委員会の作成した認定基準によって同委員会が評価した後、経済社会理事会における審議を経て国連総会の決議により認定されている(2000年1月現在、48か国)。出典:外務省ホームページより

6 2000年現在、外務省ホームページより。ちなみに日本の一人当たりのGDPは37,556ドルである。

備, WTO 加盟等のグローバリゼーションを図るための法制度整備, それに伴う人材育成について, 日本を含め世界からの支援が必要である旨説明を受けました。

しかし, わずか1週間という短い期間, しかも今回は地方の現状を見たわけではありませんが, 首都ヴィエンチャンには, プール付の立派なホテル, 日本と比べ何の遜色もないレストラン, コンビニエンスストア, ボーリング場, 市場に行けばほとんどの電化製品が手に入り, はてはインターネットカフェまで存在するこのラオスに本当に性急な市場経済化の促進やグローバリゼーションが必要なのかを考えさせられずにはいられませんでした。

現地での人々の暮らしぶりや統計上のデータ, 司法関係者からの意見聴取にかなりのギャップを感じたことから, 現地で知り合ったラオスの方に以下のように思い切って尋ねてみたところ,

「ラオスは, 国際機関の基準では, 最貧国の分類になっている開発途上国 (Developing Country) とされているが, 街の様子を見る限り, とてもそのようには見受けることができないが, 実際のところはどうか。」

するとその人からは,

「ラオスは, Developing Country (開発途上国) になっているが, 実際は, 見てのとおり Developed Country (既に開発された国) ですよ。書類上は Developing Country ですけどね。」という思わぬ回答に, まさに目の覚めるような思いをしました。

日本にいたるだけでは, ラオスが貧しいかどうか, ましてやラオスの人々が貧しいと感じているかどうかなど, 書類上のデータや情報だけでは到底伺い知ることはできませんでした。現場に来て実際自分の目で見て良かったと思えた瞬間の一つでした。

ラオスには, 先進国が経済発展を遂げていく過程で失ってしまった幸福に対するとても純粋な気持ちがまだ残っているような気がします。この汚れなき人々が, 目先のグローバリゼーションや経済発展に溺れることのないよう, 今後日本は, ラオス国民の幸福の価値観に根ざした援助を行うべきであると痛感しました。

また, 日本を含めた先進国が, その経済力を背景に押しつけの援助を行うのではなく, 彼らの幸福観を阻害することのないよう, 彼らの歩む速度に合わせた援助を行えばと思います。

ヴェトナム雑感

ラオス・ヴィエンチャンからヴェトナム・ノイバイ国際空港に降り立ち, ハノイ市内へと向かう途上で, おそらくほとんどの人が, その光景に圧倒されるのが, バイクの数の多さ⁷とそれに比例して交錯するクラクションの渦です。とにかく圧倒的なバイクの大群の中を車で真っ直ぐに通行するには, クラクション無しでは, およそ不可能であり, 対する

7 インターネット上にてバイク保有台数世界一かどうかについて調べてはみたが不明であった。カンボディア, 台湾もバイクの数が多いうのであるが, 人口比等を勘案してもヴェトナムが世界一であると筆者は信じて疑わない。

バイク側も自己防衛を図るため同様にクラクションを鳴らすことから、このような構図になるようです。今回の訪問では、このバイクと騒音の渦同様、ベトナムの人々からの溢れる力を感じることができました。

現在、ベトナムでは、民法改正の作業が行われています。その改正作業に関して、日本の著名な民法学者を中心に、越側ワーキンググループと共同の上、草案に提言を行う「ベトナム民法改正共同研究会」が JICA の法整備支援事業として行われているのは、もう既にほとんどの方がご承知のことと思います。その事業の一環である現地でのワークショップに参加する貴重な機会をここハノイにて得ることができました。

ワークショップは、3日間の日程で行われ、今回の主題は「物権法」を中心としたものでした。日本からは、講師として早稲田大学内田勝一教授、同秋山靖浩専任講師、通訳として初鹿野マイさんがお越しになっていました。私たちは、日程の関係上、ワークショップ2日目の午前中のみのオブザーバー参加でしたが、私も含め、研修員全員が、非常に深く感銘を受けることとなりました。

ワークショップの参加者は、日本側、講師2名、通訳1名、長期専門家の塚原氏、杉浦氏の計5名、ベトナム側は、司法省の民事経済法局ヒエン次長以下7名の方が参加され、相互の意見交換を行うには、最も適した人数であると感じました。ワークショップの進行は、先に講師の方から、改正草案に対するコメントを頂き、それに対しての質疑応答を行うという形で行われました。

ワークショップに参加して、すぐに感じたのは、ベトナム側参加者の熱意でした。正直なところ、つい2、3年ほど前の本邦研修での講義における質問は、本当に基本的な質問のみで、本当に彼らの法整備支援の土や肥やしとなり、そこから芽が出るのかに不安な部分がありました。しかし、今回のワークショップに参加し、彼らの知識に対する吸収力の高さを実感したことは、そのような疑念を払拭するには十分すぎる内容でした。

数年前の本邦研修では、猫をかぶっていたのか、質疑応答の内容は、私と同じく研修員として参加した弁護士の方さえも驚嘆するほど、非常に実務的かつ論理的なものでした。またそれに応える講師の方々も、単に日本法を基調に回答するのではなく、臨機応変にドイツ、フランス、スイス等の他国での実情も交えての解説をさせていただいたことから、講師と参加者の距離が近いこともあってか非常に活発なものでありました。

ワークショップ参加者を、これまでの本邦研修参加者リスト（顔写真付き）にて確認したところ、参加者の8割が本邦研修既参加者であったことから、日本での研修を受けた卒業生が活躍している姿を目の当たりにして、研修担当者としては、非常に嬉しく思う瞬間でした。これも現場でしか見ることのできないものです。

ワークショップの議論の中で一番強く感じたことは、ベトナム側のオーナーシップの高さでした。彼ら自身も既存の民法改正草案の条文間に法律的齟齬⁸が生じていることを

8 今回参加した午前のセッションでは、草案の第147、264-a、436-2条の各条文中、善意無過失の第三者による動産の取得に関し、相互に曖昧な要件の記載があることから、その切り分けに関しての活発な議論が行われていた。

十分に認識していることから、「ヴィエトナム民法をより良いものに変えていこう、自分たちの力で良いものにしていこう。」という彼らの意識を肌で感じることができ、深く感銘を受けました。ヴィエトナムでは、今、民法改正共同研究会の方々のご尽力により現地ワークショップにて培った知識の移転と日本がこれまで行ってきた「価値観の押しつけでない法整備支援」が実を結び、被援助国側の自助努力による法整備が進みつつあります。そういった意味で、ここヴィエトナムでも現地でしか感じとることのできない彼らの改革への意識を感じ、改めて現地に来てワークショップに参加できたことの意義の深さを痛感しました。

このワークショップ終了後、当部研修の卒業生に、「今までヴィエトナムやラオスの本邦研修を日本で何本も担当し、両国のことをよく知っているつもりだったが、現地に来て初めて分かったことがたくさんあった。」と言ったところ、彼からは一言「Seeing is believing!」。

またしても目の覚める思いでした。“百聞は一見に如かず”と言いますが、現場でしか感じ得ることのできない現実を実感することの大切さ、またそこから得る知識の多さを感じる貴重な経験でした。今後は、法整備支援についても、「法整備支援の基本もまず現場から」の基本を大切にしながら、ラオス・ヴィエトナムにて得た貴重な経験を生かして、本邦研修に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、この誌面をお借りして、JICA、国総研、講師をしていただいた方々、現地にてお世話をしていただいた長期専門家、現地事務所の方々、業務多忙の中、快く研修に送り出していただいた法総研の皆様、そして最後にこの研修を実りあるものにするべく共に汗を流した法整備支援コースの研修員の仲間に心よりお礼申し上げます。



民法改正共同研究現地ワークショップ 日本側メンバー
(於：司法省(旧庁舎)会議室)

— 編集後記 —

- 本号の巻頭言には、大阪弁護士会佐伯会長からご寄稿いただきました。現在、日本は他の国々に対して法整備支援活動を行っていますが、130年前には、その内容等に多々違いがあるものの、我が国も海外の助力を受ける立場にありました。現在の我々の活動が「give and take」の「give」であるという気持を忘れず、「パートナーシップ」を大切にしたい支援を続けていければと思います。
- 特集では日本弁護士連合会の活動を取り上げました。カンボディアに対する司法支援に深く関わってこられた上柳弁護士、矢吹弁護士及び田中弁護士にそれぞれご寄稿いただきました。田中弁護士の事務監理奮闘記には、弁護士の意外な一面を見ることができたと同時に、陰のご苦労と温かさを感じさせてくれるものでした。我々の行う法整備支援事業を円滑に、そして支援相手国にとって意義のあるものにするには、各関係機関の協力、連携は欠かせないものです。ODA が削減され、「評価」が強く求められる今、他分野における支援と違い、その成果が即刻現れるものでなく、また目に見えにくい「法整備」の分野においては、国内外を含めこの事業に従事する者同士が緊密な連携を保ち、長い目で見た支援を行っていくことが重要なのではないのでしょうか。
- JICA 長期専門家としてハノイに駐在されている塚原長秋弁護士からは「ベトナムにおける担保法の実行」と題して報告をいただきました。是非ご一読の上、参考にいただければ幸いです。
- また、昨年、法整備支援実施に関する現地調査のため、モンゴル国に専門家として派遣された当部田中嘉寿子教官からは、同国の司法制度と司法改革の状況について、その後の調査を踏まえた報告が寄せられました。同国の更なる発展のために、司法分野からの協力を拡大していければと思います。
- 今回の「国際協力の現場から」は、国際協力事業団技術専門家養成研修の法整備支援コースに参加した戸根主任専門官からのヴィエトナム・ラオスにおける海外実地研修の報告です。当部では法整備支援活動の一環として、対象国から研修員を受け入れて国際研修等を実施していますが、やはり耳で聞くことと実際にその国を見とみることで、得るものの大きさが全く違うものです。特に、「法整備」は、国家の主権に近接するものであると同時に、歴史、文化、風習などと密接に結びついたものです。それらを知ることなしに行う支援活動が導くもの、それはいわゆる「押しつけ」支援なのかもしれません。本当の意味での支援を行っていくには、タイトルにあるように「百聞は一見に如かず」で、実際に現地を訪れて、様々なものを見、多くの人と接し、そして時には食文化を知ること大切なのではないのでしょうか。日本に来た研修員に、「私、あなたの国に行ったことがありますよ。」と言った時に、彼らがうれしそうな顔をするような気がするのは私だけでしょうか。
- 早いもので、当部が大阪に移転してから10か月が経とうとしています。新しい庁舎に、そして、国際会議室の機器の操作にも慣れてきたところではありますが、気持ちだけは常に新鮮でいたいものです。

(国際協力専門官 上谷智子)